

改正案	現行
目次	
第一章 総則（第一条―第三条）	
第二章 通則（第四条―第九条）	
第三章 協会等	
第一節 通則（第十条）	
第二節 業務（第十一条―第十六条）	
第三節 経営委員会（第十七条―第二十条）	
第四節 受信料等（第二十一条―第二十四条）	
第五節 財務及び会計（第二十五条―第五十五条）	
第六節 雑則（第五十六条―第五十九条）	
第四章 基幹放送	
第一節 基幹放送の区分（第六十条）	
第二節 基幹放送事業者	
第一款 認定等（第六十一条―第八十一条）	
第二款 業務（第八十二条―第八十六条）	
第三節 外国人等の取得した株式の取扱い（第八十七条―第九十一条）	
第四節 基幹放送局提供事業者（第九十二条―第一百一条）	
第五節 基幹放送の電気通信設備	
第一款 設備の損壊又は故障の対策に関する技術基準	
第二款 設備の報告等（第一百二条―第一百五条）	
第六節 外国人等の取得した株式の扱い（第一百六条―第一百十	

条)

第五章 一般放送

第一節 登録等

第一款 登録一般放送事業者(第百十一条―第百十八条)

第二款 届出一般放送事業者(第百十九条―第百二十二条)

第三款 承継等(第百二十三条・第百二十四条)

第二節 一般放送の電気通信設備

第一款 設備の損壊又は故障の対策に関する技術基準

第二款 設備の報告等(第百二十五条―第百二十八条)

第三節 業務等

第一款 再放送(第百二十九条―第百三十四条)

第二款 裁定(第百三十五条―第百三十八条)

第三款 雑則(第百三十九条・第百四十条)

第六章 有料放送

第一節 有料放送事業者(第百四十一条―第百四十四条)

第二節 有料放送管理業務(第百四十五条―第百五十一条)

第七章 認定放送持株会社(第百五十二条―第百七十九条)

第八章 放送番組センター(第百八十条―第百八十二条)

第九章 雑則(第百八十三条―第百八十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この省令は、放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)以

(目的)

第一条 この規則は、放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)以

下「法」という。）の規定を施行するために必要とする事項及び法の委任に基づく事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この省令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

- 一 「地上基幹放送事業者」とは、地上基幹放送を行う基幹放送事業者をいう。
- 二 「衛星基幹放送事業者」とは、衛星基幹放送を行う基幹放送事業者をいう。
- 三 「衛星一般放送」とは、人工衛星局（電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四条第一項第二十号の十に規定する人工衛星局をいい、衛星基幹放送局（同項第二十号の十一に規定する衛星基幹放送局をいう。）、衛星基幹放送試験局（同項第二十号の十二に規定する衛星基幹放送試験局をいう。）及び衛星基幹放送を行う実用化試験局（同項第二十三号に規定する実用化試験局をいう。以下同じ。）を除く。）を用いて行われる一般放送をいう。
- 四 「有線一般放送」とは、有線電気通信設備を用いて行われる一般放送をいう。
- 五 「有線テレビジョン放送」とは、テレビジョン放送による有線一般放送をいう。
- 六 「有線テレビジョン放送事業者」とは、有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送の業務を行う一般放送事業者をいう。
- 七 「同時再放送」とは、放送事業者のテレビジョン放送を受信

下「法」という。）の規定を施行するために必要とする事項及び法の委任に基づく事項を定めることを目的とする。

し、そのすべての放送番組に変更を加えないで同時に再放送する有線テレビジョン放送をいう。

八 「有料放送」とは、法第四百四十七条第一項に規定する有料放送をいう。

九 「有料放送事業者」とは、法第四百四十七条第一項に規定する有料放送事業者をいう。

十 「国内受信者」とは、法第四百四十七条第一項に規定する国内受信者をいう。

【第六十条に移動】

(基幹放送局設備の範囲)

第三条 法第二条第二十四号の総務省令で定めるその他の電気通信設備は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 基幹放送局設備（法第二条第二十四号に規定する基幹放送局設備をいう。以下同じ。）を地上基幹放送の業務又は移動受信用地上基幹放送の業務の用に供する場合 番組送出設備（中継回線設備を含む。）の全部又は一部（基幹放送局提供事業者が電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定により受けた基幹放送局の免許に係る基幹放送の業務に用いられる電気通信設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下

(放送の区分)

第一条の二 法第二条の二第二項第二号の総務省令で定める放送の区分は、別表第一号のとおりとする。

同じ。)である場合に限る。)

- 二 基幹放送局設備を衛星基幹放送の業務の用に供する場合 地球局設備(基幹放送局提供事業者が電波法の規定により受けた基幹放送局の免許に係る基幹放送の業務に用いられる電気通信設備である場合に限る。)

第二章 通則

(番組基準等の公表)

第四条 法第五条第二項及び第六条第六項の公表は、放送事業者が行う放送に係る放送対象地域(法第九十一条第二項第二号の放送対象地域をいう。以下同じ。)又は業務区域(法第二百二十六条第二項第四号の業務区域をいう。以下同じ。)において、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

- 一 当該放送事業者が行う放送
- 二 当該事項を記載した書面の当該放送事業者の各事務所への備置き
- 三 インターネットの利用その他のできるだけ多くの公衆が知ることができする方法

2 法第六条第六項第一号の審議機関の議事の概要の公表については、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 出席者の氏名
- 二 議題及び審議の経過の概要
- 三 前二号に掲げるもののほか、放送番組審議機関(以下「審議

機関」という。)の審議状況を示す主な事項

(番組基準等の公表)

第一条の三 法第三条の三第二項及び第三条の四第六項の公表は、放送事業者が行う放送に係る放送対象地域において、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

- 一 (同上)
- 二 (同上)

三 日刊新聞紙への掲載その他のできるだけ多くの公衆が知ることができする方法

2 法第三条の四第六項第一号の審議機関の議事の概要の公表については、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 前二号に掲げるもののほか、審議機関の審議状況を示す主な事項

3 法第六條第六項第一号に掲げる事項の公表は、当該審議機関の終了後速やかに行うものとし、同項第二号に掲げる事項の公表は、当該措置が講じられた後速やかに行うものとする。

(審議機関への報告)

第五條 法第六條第五項(法第八十一條第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による審議機関への報告は、当該事項を記載した書面をもつて行うものとする。

2 前項の規定によるほか、法第六條第五項第二号及び第三号に掲げる事項については、審議機関の審議に資するよう当該事項に係る放送番組の視聴その他の当該事項の内容が容易に分かる方法により報告するものとする。

3 法第六條第五項の規定による審議機関への報告は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一 法第六條第五項第一号及び第二号に掲げる事項については、同項第一号に規定する措置又は法第九條第一項(法第八十一條第六項において準用する場合を含む。)の規定による措置が講じられた直後の審議機関の開催時に行わなければならない。ただし、報告の準備に時間を要する場合その他のやむを得ない事情があるときは、その次の審議機関の開催時に行うことができる。

二 法第六條第五項第三号に掲げる事項については、審議機関の開催の都度行わなければならない。ただし、同一月内に審議機関を二回以上開催する場合にあつてはそのいずれかの開催時に行うことができる。

3 法第三條の四第六項第一号に掲げる事項の公表は、当該審議機関の終了後速やかに行うものとし、同項第二号に掲げる事項の公表は、当該措置が講じられた後速やかに行うものとする。

(審議機関への報告)

第一條の四 法第三條の四第五項の規定による審議機関への報告は、当該事項を記載した書面をもつて行うものとする。

2 前項の規定によるほか、法第三條の四第五項第二号及び第三号に掲げる事項については、審議機関の審議に資するよう当該事項に係る放送番組の視聴その他の当該事項の内容が容易に分かる方法により報告するものとする。

3 法第三條の四第五項の規定による審議機関への報告は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一 法第三條の四第五項第一号及び第二号に掲げる事項については、同項第一号に規定する措置又は法第四條第一項の規定による措置が講じられた直後の審議機関の開催時に行わなければならない。ただし、報告の準備に時間を要する場合その他のやむを得ない事情があるときは、その次の審議機関の開催時に行うことができる。

二 法第三條の四第五項第三号に掲げる事項については、審議機関の開催の都度行わなければならない。ただし、同一月内に審議機関を二回以上開催する場合にあつてはそのいずれかの開催時に行うことができる。

(テレビジョン放送による基幹放送を行う放送事業者以外の放送事業者の審議機関の委員の員数)

第六条 法第七条第一項の総務省令で定める七人未満の員数は、五人とする。

(番組基準等の規定の適用除外)

第七条 法第八条(法第八十一条第六項において準用する場合を含む。)の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 交通情報、道路情報又は駐車場情報
- 二 自己又は他人の営業に関する広告
- 三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する学校、専修学校又は各種学校が同法の定めるところによる教科に關してその教員に行わせる授業
- 四 囲碁若しくは将棋に関する時事、実況、解説又は講座
- 五 放送番組の検索又は選択に関する情報
- 六 受信機が正常に作動するために必要なプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。次条において同じ。)の変換に必要な情報
- 七 基幹放送普及計画の定めるところにより、他の放送事業者の放送と同一の放送を同時に行う場合における当該他の放送事業者の放送番組

2

法第八条に規定する臨時かつ一時の目的のための放送(以下「臨時目的放送」という。)は、次の各号に掲げる事項のいずれ

(番組基準等の規定の適用除外)

第一条の五 法第三条の五の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)
- 四 (同上)
- 五 (同上)
- 六 (同上)

七 放送普及基本計画の定めるところにより、他の放送事業者の放送と同一の放送を同時に行う場合における当該他の放送事業者の放送番組

者の放送番組

2 法第三条の五に規定する臨時かつ一時の目的のための放送(以下「臨時目的放送」という。)は、次に掲げる事項のいずれかを

かを目的とするものでなければならぬ。

- 一 国又は地方公共団体が主催し、後援し、又は協賛する博覧会その他これに類する催し物の用に供すること。
- 二 暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つこと。

(放送番組の保存の適用除外)

第八条 放送法施行令(昭和二十五年政令第六十三号。以下「令」という。)第一条第一号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 映画、漫画、ドラマ又は演劇
- 二 音楽
- 三 交通情報、道路情報又は駐車場情報
- 四 公営競技情報
- 五 自己又は他人の営業に関する広告
- 六 囲碁又は将棋に関する時事
- 七 放送番組の検索又は選択に関する情報
- 八 受信機が正常に作動するために必要なプログラムの変換に必要な情報
- 九 基幹放送普及計画の定めるところにより、他の放送事業者の放送と同一の放送を同時に行う場合における当該他の放送事業者の放送番組

(候補者放送の記録の閲覧)

第九条 法第十三条(法第八十一条第六項において準用する場合を

目的とするものでなければならぬ。

- 一 国又は地方公共団体が主催し、後援し、又は協賛する博覧会その他これに類する催し物の用に供すること
- 二 暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つこと

(放送番組の保存の適用除外)

第一条の六 放送法施行令(昭和二十五年政令第六十三号。以下「令」という。)第一条第一号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)
- 四 (同上)
- 五 (同上)
- 六 (同上)
- 七 (同上)
- 八 (同上)
- 九 放送普及基本計画の定めるところにより、他の放送事業者の放送と同一の放送を同時に行う場合における当該他の放送事業者の放送番組

含む。)の規定により公選による公職の候補者の政見放送その他選挙運動に関する放送(以下「候補者放送」という。)をした場合には、次に掲げる事項を記録するものとし、公選による公職の候補者又はその代理人の請求があつたときは、放送事業者の事務所においてその記録を閲覧させるものとする。

- 一 候補者の氏名及び所属する政党
- 二 放送をした年月日、時刻及び時間
- 三 基幹放送事業者にあつては放送をした放送局、一般放送事業者にあつては放送をした電気通信設備及び使用した周波数

第三章 協会等

第一節 通則

【第二十条に移動】

(定款変更の認可申請)

第十条 法第十八条第二項の規定により定款を変更しようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

- 一 変更しようとする条項
- 二 変更しようとする理由
- 三 実施しようとする期日

(経営委員会の会議の議事手続)

第二条 経営委員会は、法第二十三条に規定するものの外、会議の議事に必要な手続を定めるものとする。

(定款変更の認可申請)

第二条の二 法第八条の三第二項の規定により定款を変更しようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)

第二節 業務

(放送設備に関する事項)

第十一条 法第二十条第八項(法第六十五条第五項において準用する場合を含む。)の放送設備に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 空中線電力
- 二 放送時間帯
- 三 中継国際放送を行う期間

(協定の認可申請)

第十二条 法第二十条第八項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出するものとする。

- 一 外国放送事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 締結し、又は変更しようとする協定の内容
- 三 締結又は変更を必要とする理由

2 前項第二号の協定の内容は、協定の両当事者が行う放送の放送区域、空中線電力、放送時間、放送時間帯及び中継国際放送を行う期間に関する事項を含むものとする。

3 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えるものとする。

- 一 協定書の写し
- 二 協定の締結又は変更に伴う国際放送の受信状況に関する説明書
- 三 その他参考となるべき事項を記載した書類

(放送設備に関する事項)

第二条の二の二 法第九条第八項(法第三十三条第五項において準用する場合を含む。)の放送設備に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)

(協定の認可申請)

第二条の三 法第九条第八項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出するものとする。

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)

2 (同上)

3 (同上)

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)

4 前三項の規定は、法第六十五条第五項の認可について準用する。この場合において、第一項第二号中「又は変更し」とあるのは「変更し、又は廃止し」と、同項第三号及び前項第二号中「又は変更」とあるのは、「変更又は廃止」と読み替えるものとする。

(業務の認可申請)

第十三条 法第二十條第十項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

- 一 業務の内容
- 二 業務を行うことを必要とする理由
- 三 業務の実施計画の概要
- 四 業務の収支の見込み
- 五 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法
- 六 その他必要な事項

(子会社)

第十四条 法第二十一条第一項に規定する総務省令で定めるものは、日本放送協会(以下「協会」という。)|が他の会社等(会社(外国会社を含む。)|、組合(外国における組合に相当するものを含む。)|、一般社団法人、一般財団法人その他これらに準ずる事業体をいう。以下同じ。)|の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等とする。

2 前項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場

4 前三項の規定は、法第三十三条第五項の認可について準用する。この場合において、第一項第二号中「又は変更し」とあるのは「変更し、又は廃止し」と、同項第三号及び前項第二号中「又は変更」とあるのは、「変更又は廃止」と読み替えるものとする。

(業務の認可申請)

第二条の四 法第九条第十項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)
- 四 (同上)
- 五 (同上)
- 六 (同上)

(子会社)

第二条の四の二 法第九条の二に規定する総務省令で定めるものは、協会が他の会社等(会社(外国会社を含む。)|、組合(外国における組合に相当するものを含む。)|、一般社団法人、一般財団法人その他これらに準ずる事業体をいう。以下同じ。)|の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等とする。

2 (同上)

合」とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう（以下この項において同じ。）。

一 他の会社等（次に掲げる会社等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権等の総数に対する自己（その子会社及び子法人等（会社以外の会社等が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう。）を含む。以下この項において同じ。）の計算において所有している議決権等の数の割合が百分の五十を超えている場合

イ 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等

ロ 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社

ハ 破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等

ニ その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等

二 他の会社等の議決権等の総数に対する自己の計算において所有している議決権等の数の割合が百分の四十以上である場合（前号に掲げる場合を除く。）であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ 他の会社等の議決権等の総数に対する自己所有等議決権数（次に掲げる議決権等の数の合計数をいう。次号において同じ。）の割合が百分の五十を超えていること。

一 (同上)

イ (同上)

ロ (同上)

ハ (同上)

ニ (同上)

二 (同上)

イ (同上)

<p>(1) 自己の計算において所有している議決権等</p> <p>(2) 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権等を使用すると認められる者が所有している議決権等</p> <p>(3) 自己の意思と同一の内容の議決権等を行使することに同意している者が所有している議決権等</p>	<p>(1) (同上)</p> <p>(2) (同上)</p> <p>(3) (同上)</p>
<p>ロ 他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者（当該他の会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。）の数の割合が百分の五十を超えていること。</p> <p>(1) 自己の役員</p> <p>(2) 自己の業務を執行する社員</p> <p>(3) 自己の職員又は使用人</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げる者であつた者</p>	<p>ロ (同上)</p> <p>(1) (同上)</p> <p>(2) (同上)</p> <p>(3) (同上)</p> <p>(4) (同上)</p>
<p>ハ 自己が他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。</p>	<p>ハ (同上)</p>
<p>ニ 他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額に対する自己が行う融資（債務の保証及び担保の提供を含む。ニにおいて同じ。）の額（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を含む。）の割合が百分の五十を超えていること。</p>	<p>ニ (同上)</p>
<p>ホ その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。</p>	<p>ホ (同上)</p>
<p>三 他の会社等の議決権等の総数に対する自己所有等議決権数の</p>	<p>三 (同上)</p>

割合が百分の五十を超えている場合（自己の計算において議決権等を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。）であつて、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

（出資の認可申請）

第十五条 法第二十二條の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

- 一 出資しようとする金額
 - 二 出資しようとする理由
 - 三 出資の相手方
 - 四 出資の方法
 - 五 その他参考となるべき事項
- 2 前項の場合において、出資の相手方が令第二条の事業を行う者であるときは、同項に掲げるもののほか、次に掲げる書類を提出するものとする。
- 一 定款
 - 二 役員（設立中の法人であるときは、発起人及び役員となるべき者）の氏名、住所及び略歴を記載した書類
 - 三 財務諸表及び営業報告書（設立中の法人であるとき又は財務諸表及び営業報告書の作成を終えていない法人であるときは、事業計画及び事業収支見積りを記載した書類）

（出資の認可申請）

第二条の五 法第九条の二の二の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

- 一 出資しようとする金額
 - 二 出資しようとする理由
 - 三 出資の相手方
 - 四 出資の方法
 - 五 その他参考となるべき事項
- 2 前項の場合において、出資の相手方が令第二条の事業を行う者であるときは、前項に掲げるもののほか、次に掲げる書類を提出するものとする。
- 一 （同上）
 - 二 （同上）
 - 三 （同上）

（認定の申請）

第二条の六 委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務の認定の申請は、委託して行わせる放送の種類ごと、委託して行わせる放送に関し希望する人工衛星の軌道又は位置ごと、かつ、委託して行わせる放送に関し希望する周波数の一ごと（一の周波数を使用^レして二以上の放送番組を放送させる場合にあつては、放送させる放送番組の一ごと）に行わなければならない。

（申請書）

第二条の七 法第九条の四第二項において準用する法第五十二条の十三第二項に規定する申請書の様式は、別表第二号に掲げるとおりとする。

（事業計画書の記載事項）

第二条の八 法第九条の四第二項において準用する法第五十二条の十三第三項の事業計画書の様式は、別表第三号に掲げるとおりとする。

（準用規定）

第二条の九 第十七条の十一から第十七条の十三までの規定は委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務の認定の申請及び当該認定以外の委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務に関する申請に、第十七条の十四及び第十七条の十五の規定は委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務の認定に、第十七条の十六前段、第十七条の十九、第十七条の二十二から第十七条の二十五まで及び第十七条の二十六第一項の規定は委託国内放送業務又は委託協

会国際放送業務の認定を受けた協会に、第十七条の二十七の規定は委託国内放送業務の認定を受けた協会に準用する。この場合において、第十七条の十一から第十七条の十四第二項まで、第十七条の十五第二項及び第三項、第十七条の二十四第二項第一号及び第二号並びに第十七条の二十五第一号及び第二号の規定中「委託放送業務」とあるのは「委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務」と、第十七条の十四第一項及び第二項中「法第五十二条の十四第一項」とあるのは「法第九条の四第二項において準用する法第五十二条の十四第一項」と、第十七条の十五第一項中「法第五十二条の十四第二項」とあるのは「法第九条の四第二項において準用する法第五十二条の十五又は法第五十二条の二十」とあるのは「法第九条の四第二項において準用する法第五十二条の十五第一項」と、第十七条の十九第一項中「法第五十二条の十七第一項」とあるのは「法第九条の四第二項において準用する法第五十二条の十七第一項」と、第十七条の十九第二項及び第三項中「別表第十三号」とあるのは「別表第三号」と、第十七条の十九第三項中「法第五十二条の十七第二項第三号」とあるのは「法第九条の四第二項において準用する法第五十二条の十七第二項第三号」と、第十七条の十九第三項第一号及び第十七条の二十四第二項第五号中「受託内外放送」とあるのは「受託協会国際放送」と、第十七条の二十二第一項中「法第五十二条の十九」とあるのは「法第九条の四第二項において準用する法第五十二条の十九」と、第十七条の二十六第一項中

(協会国際衛星放送の開始の届出)

第十六条 法第二十五条の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 協会国際衛星放送の種類
 - 二 協会国際衛星放送の業務に用いられる外国の放送局を運用する者の氏名又は名称
 - 三 協会国際衛星放送の業務に用いられる人工衛星の放送局に係る人工衛星の軌道又は位置
 - 四 協会国際衛星放送に係る周波数
 - 五 業務開始の期日
- 2 法第二十五条の規定による届出をしようとする場合は、別表第一号の様式の届出書により行うものとする。
- 3 法第二十五条の規定による届出は、協会国際衛星放送の種類ごと、協会国際衛星放送に係る人工衛星の軌道又は位置ごと、かつ、周波数の一ごと(一の周波数を使用して二以上の放送番組を放送させる場合にあつては、放送させる放送番組の一ごと)に行わなければならない。

第三節 経営委員会

「法第五十二条の十三第三項」とあるのは「法第九条の四第二項において準用する法第五十二条の十三第三項」と読み替えるものとする。

(委託協会国際放送業務開始の届出)

第二条の十 法第九条の五の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 委託して行わせる放送の種類
 - 二 委託の相手方
 - 三 委託の相手方の人工衛星の放送局に係る人工衛星の軌道又は位置
 - 四 委託して行わせる放送に係る周波数
 - 五 (同上)
- 2 法第九条の五の規定による届出をしようとする場合は、別表第二号の様式の届出書により行うものとする。
- 3 第二条の六の規定は、法第九条の五の規定による届出に準用する。

第三条 削除

(業務の適正を確保するための体制)

第十七条 法第二十九条第一項第一号ロに規定する総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 監査委員会の職務を補助すべき職員に関する事項
- 二 前号の職員の会長、副会長及び理事からの独立性に関する事項
- 三 会長、副会長及び理事並びに職員が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制
- 四 その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(受信者の意見の聴取)

第十八条 法第二十九条第三項の規定による協会とその放送の受信についての契約をしなければならない者の意見の聴取は、次に掲げるところにより会合を開催し、経営委員会事務局がその報告書を作成し、経営委員会に報告することによつて行うものとする。

- 一 会合は全国各地方で、毎年六回以上行うこと。
- 二 会合には、少なくとも一人の経営委員会の委員のほか、会長、副会長又は理事が出席すること。
- 三 会合においては、経営委員会の委員が協会の基本方針その他協会の運営に関する重要な事項を説明すること。

(経営委員会の招集)

第十九条 委員長は、経営委員会を、原則として、一月に二回招集

(業務の適正を確保するための体制)

第三条の二 法第十四条第一項第一号ロに規定する総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)
- 四 (同上)

(受信者の意見の聴取)

第三条の三 法第十四条第三項の規定による協会とその放送の受信についての契約をしなければならない者の意見の聴取は、次に掲げるところにより会合を開催し、経営委員会事務局がその報告書を作成し、経営委員会に報告することによつて行うものとする。

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)

(経営委員会の招集)

第三条の四 (同上)

するものとする。

2 委員長は、経営委員会の招集の通知を行うときは、原則として、事前に十分な時間的余裕をもつてそれを発出するものとし、付議すべき事項その他参考となるべき事項を明確にするものとする。

(経営委員会の会議の議事手続)

第二十条 経営委員会は、法第四十条に規定するもののほか、会議の議事に必要な手続を定めるものとする。

第四節 受信料等

(受信設備の範囲)

第二十一条 法第六十四条第一項本文の受信設備には、放送を受信する受信機に接続する受話器、拡声器及び受像管を含むものとする。

2 (同上)

(受信料免除基準の認可申請)

第四条 法第三十二条第二項の認可を受けようとするときは、申請書に左に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

- 一 受信料免除の基準
- 二 受信料免除の理由
- 三 受信料の免除が事業収支に及ぼす影響に関する計算又は説明
- 四 実施しようとする期日

(受信設備の範囲)

第五条 法第三十二条第一項本文の受信設備には、放送を受信する受信機に接続する受話器、拡声器及び受像管を含むものとする。

(受信料免除基準の認可申請)

第二十二條 法第六十四條第二項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

- 一 受信料免除の基準
- 二 受信料免除の理由
- 三 受信料の免除が事業収支に及ぼす影響に関する計算又は説明
- 四 実施しようとする期日

(契約条項に定める事項)

第二十三條 法第六十四條第三項の契約の条項には、少なくとも次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 受信契約の締結方法
- 二 受信契約の単位
- 三 受信料の徴収方法
- 四 受信契約者の表示に関すること。
- 五 受信契約の解約及び受信契約者の名義又は住所変更の手續
- 六 受信料の免除に関すること。
- 七 受信契約の締結を怠った場合及び受信料の支払を延滞した場合における受信料の追徴方法
- 八 協会の免責事項及び責任事項
- 九 契約条項の周知方法

(契約条項に定める事項)

第六條 法第三十二條第三項の契約の条項には、少くとも左に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)
- 四 (同上)
- 五 受信契約の解約及び受信契約者の名義若しくは住所変更の手續
- 六 (同上)
- 七 (同上)
- 八 (同上)
- 九 (同上)

(契約条項の認可申請)

第二十四条 法第六十四条第三項の規定により認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

- 一 設定又は変更しようとする契約条項
- 二 設定又は変更しようとする理由
- 三 契約条項の設定又は変更によつて事業収支に影響を及ぼすときは、その計算又は説明
- 四 実施しようとする期日

第五節 財務及び会計

(協会の会計)

第二十五条 協会の会計についてはこの省令の定めるところにより、この省令に定めのないものについては一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

(収支予算の記載事項)

第二十六条 法第七十条の収支予算は、次に掲げる事項を記載した予算総則及び別表第二号に定める科目に従つて記載した予算書によつて提出するものとする。

(契約条項の認可申請)

第七条 法第三十二条第三項の規定により認可を受けようとするときは、申請書に左に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)
- 四 (同上)

(協会の会計)

第七条の二 (同上)

2 (同上)

(収支予算の記載事項)

第八条 法第三十七条の収支予算は、次に掲げる事項を記載した予算総則及び別表第五号に定める科目に従つて記載した予算書によつて提出するものとする。

- 一 受信契約者から徴収する受信料の月額に関する事
- 二 予算の目的外使用に関する事
- 三 予算の相互流用に関する事
- 四 経費の翌年度繰越使用に関する事
- 五 収入が予算額より増加した場合の使用方法に関する事
- 六 その他予算の使用方法に関する事

(事業計画の記載事項)

第二十七条 法第七十条の事業計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 計画概説
- 二 建設計画
- 三 事業運営計画
- 四 受信契約件数
 - (1) 有料契約見込件数（次のそれぞれについて、前年度の契約件数を付記して前年度との比較増減を記載すること。）
 - 年度初めの契約件数
 - 年度内の新規契約件数
 - 年度内の解約件数
 - 年度内の増加（又は減少）契約件数
 - (2) 受信料免除見込件数
- 五 有料契約見込件数に準じて記載すること。
- 六 その他参考となるべき事項

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)
- 四 (同上)
- 五 (同上)
- 六 (同上)

(事業計画の記載事項)

第九条 法第三十七条の事業計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)
- 四 (同上)
- (1) (同上)
- (2) (同上)
- (同上)
- (同上)
- (同上)
- (同上)
- (同上)
- (同上)
- 六 (同上)

(資金計画の記載事項)

第二十八条 法第七十条の資金計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 資金計画の概要
- 二 入金部
受信料
放送債券
長期借入金
その他の入金
- 三 出金部
事業経費
建設経費
放送債券の償還
長期借入金の返還
その他の出金

(暫定予算の認可申請)

第二十九条 法第七十一条第一項の認可を受けようとするときは、申請書に認可を受けようとする理由及び実施期間並びに収支予算、事業計画及び資金計画を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

2 前三条(第二十六条第四号を除く。)の規定は、前項の収支予算、事業計画及び資金計画について準用する。この場合において、第二十七条第四号(1)中「年度内」とあるのは、「当該期間内」と読み替えるものとする。

(資金計画の記載事項)

第十条 法第三十七条の資金計画には、左に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- (同上)
- (同上)
- (同上)
- (同上)
- 三 (同上)
- (同上)
- (同上)
- (同上)
- (同上)

(暫定予算の認可申請)

第十条の二 法第三十七条の二第一項の認可を受けようとするときは、申請書に認可を受けようとする理由及び実施期間並びに収支予算、事業計画及び資金計画を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

2 前三条(第八条第四号を除く。)の規定は、前項の収支予算、事業計画及び資金計画について準用する。この場合において、第九条第四号(1)中「年度内」とあるのは「当該期間内」と読み替えるものとする。

(業務報告書の記載事項)

第三十条 法第七十二条の業務報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 事業の概況（協会の沿革、設立根拠法律、主管省庁名、協会が対処すべき課題を含む。）
- 二 放送番組の概況
- 三 放送番組に関する世論調査及び研究
- 四 営業及び受信関係業務の概況
- 五 視聴者関係業務の概況
- 六 放送設備の運用及び建設改修の概況
- 七 放送技術の研究
- 八 業務組織の概要及び職員の状態
- イ 経営委員会、監査委員会及び理事会の概況
- ロ 役員の定数、氏名、役職、任期及び経歴
- ハ 事務所の所在地
- ニ 職員数（前事業年度末比増減を含む。）
- 九 財政の状況（過事業年度に係るものを含む。）
- イ 資本の状況
- ロ 借入先及びその借入金額の状況
- ハ 財政投融资資金、交付金等の状況
- 十 子会社等の概要
- イ 子会社及び協会又は子会社が他の会社の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社（子会社を除く。第三十四条第三項第四号

(業務報告書の記載事項)

第十一条 法第三十八条の業務報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)
- 四 (同上)
- 五 (同上)
- 六 (同上)
- 七 (同上)
- 八 (同上)
- イ (同上)
- ロ (同上)
- ハ (同上)
- ニ (同上)
- 九 (同上)
- イ (同上)
- ロ (同上)
- ハ (同上)
- 十 (同上)
- イ 子会社及び協会又は子会社が他の会社の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社（子会社を除く。第十二条の二第三項第四

及び別表第七号において「関連会社」という。)の概況(系統図を含む。)、名称、住所、資本金、事業内容、役員状況(人数及び代表者の氏名)、職員数、協会の持株比率及び協会との関係の内容

ロ 協会の業務の一部又は協会の業務に関連する事業を行つて
いる一般社団法人、一般財団法人その他の法人であつて、協会が出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針決定を支配しているか若しくはそれに対して重要な影響を与えることができるもの(子会社を除く。第三十条第三項第四号において「関連公益法人等」という。)の概況(系統図を含む。)、名称、住所、基本財産、事業内容、役員状況(人数及び代表者の氏名)、職員数及び協会との関係の内容

十一 その他参考となるべき事項

(業務報告書等の閲覧期間)

第三十一条 法第七十二条第三項の総務省令で定める期間は、五年とする。

(区分経理の方法)

第三十二条 協会は、法第二十条第二項第二号の業務(専ら受信料を財源として行うものを除く。以下「番組アーカイブ業務」という。)及び同条第三項の業務に係る経理について、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理しなければならない。

号及び別表第十三号において「関連会社」という。)の概況(系統図を含む。)、名称、住所、資本金、事業内容、役員状況(人数及び代表者の氏名)、職員数、協会の持株比率及び協会との関係の内容

ロ 協会の業務の一部又は協会の業務に関連する事業を行つて
いる一般社団法人、一般財団法人その他の法人であつて、協会が出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針決定を支配しているか若しくはそれに対して重要な影響を与えることができるもの(子会社を除く。第十二条第三項第四号において「関連公益法人等」という。)の概況(系統図を含む。)、名称、住所、基本財産、事業内容、役員状況(人数及び代表者の氏名)、職員数及び協会との関係の内容

十一 (同上)

(業務報告書等の閲覧期間)

第十一条の二 法第三十八条第三項の総務省令で定める期間は、五年とする。

(区分経理の方法)

第十一条の三 協会は、法第九条第二項第二号の業務(専ら受信料を財源として行うものを除く。以下「番組アーカイブ業務」という。)及び同条第三項の業務に係る経理について、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理しなければならない。

2 協会は、番組アーカイブ業務、法第二十条第三項の業務及びこれらの業務以外の業務のうち二以上の業務に関連する費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配賦して整理しなければならない。

(財務諸表)

第三十三条 法第七十四条第一項の総務省令で定める書類は、次のものとする。

- 一 資本等変動計算書
- 二 キャッシュ・フロー計算書

(財務諸表の様式)

第三十四条 法第七十四条第一項の毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び前条に規定する書類は、別表第三号に定める書式により調製するものとする。

2 別表第三号の書式に規定する科目に属する資産、負債、純資産、収入又は支出で、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債、純資産、収入又は支出を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。

3 法第七十四条第一項の説明書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 決算概説
- 二 財務諸表の作成に関する重要な会計方針
- 三 会計方針又は記載方法の変更をした場合におけるその旨及びその変更による増減額（変更又は変更による影響が軽微である

2 協会は、番組アーカイブ業務、法第九条第三項の業務及びこれらの業務以外の業務のうち二以上の業務に関連する費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配賦して整理しなければならない。

(財務諸表)

第十二条 法第四十条第一項の総務省令で定める書類は、次のものとする。

- 一 (同上)
- 二 (同上)

(財務諸表の様式)

第十二条の二 法第四十条第一項の毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び前条に規定する書類は、別表第六号に定める書式により調製するものとする。

2 別表第六号の書式に規定する科目に属する資産、負債、純資産、収入又は支出で、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債、純資産、収入又は支出を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。

3 法第四十条の説明書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)

ものを除く。)

四 資産及び負債並びに損益の状況(次のいずれかにより、別表第三号の財産目録の表の内訳の欄を区分経理された各勘定別に明らかにすること。)

イ 長期借入金
の明細(借入先(財政投融资資金からの借入がある場合には、その旨)及び借入先ごとの当該事業年度中の増減状況を含む。)

ロ 放送債券の明細(銘柄(政府による債務の保証がない旨、政府による債券の引受けがある場合には、その旨及び引受先)及び銘柄ごとの当該事業年度中の増減状況を含む。)

ハ 引当金の明細(引当金の種類ごとの当該事業年度中の増減状況を含む。)

ニ 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細(減損損失累計額を減価償却累計額に合算している場合は、それらを区分したもの)

ホ 子会社及び関連会社についての持株の明細(子会社及び関連会社の名称、所有株数、取得価額、貸借対照表計上額及び当該事業年度中の増減状況)

ヘ 出資の明細(株式会社への出資を除く。)

ト 子会社及び関連会社に対する債権及び債務の明細

チ 資産が担保に供されている場合はそれに関する事項

リ 重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務に関する事項(負債の部に計上したものを除く。)

ヌ 役員との間の取引による債権債務に関する事項

ル イからヌまでに掲げるもののほか、貸借対照表の内容を補

四 資産及び負債並びに損益の状況(次のいずれかにより、別表第六号の財産目録の表の内訳の欄を区分経理された各勘定別に明らかにすること。)

イ (同上)

ロ (同上)

ハ (同上)

ニ (同上)

ホ (同上)

ヘ (同上)

ト (同上)

チ (同上)

リ (同上)

ヌ (同上)

ル (同上)

足する主な資産及び負債の明細（現金及び預金、貯蔵品、短期借入金、未収金、未払金等その他事業特性を踏まえ重要と認められるもの）

ワ 交付金等の明細（当該事業年度に受け入れた交付金等の名称、支出元の会計区分、交付金等と貸借対照表及び損益計算書に掲記されている関連科目との関係についての説明を含む。）

ヰ 子会社のうち一般社団法人、一般財団法人その他これに準ずる事業体及び関連公益法人等の基本財産に対する出えん金及び寄付金の明細

カ 役員及び職員の給与費の明細

コ 減損損失の明細

ク 子会社及び関連会社との取引高の総額

ケ 既放送番組配信費の明細（既放送番組に係る協会の著作権の使用料、既放送番組に係る協会以外の著作権の使用料（権利処理を委託している場合は業務委託費）その他重要と認められるもの）（番組アーカイブ業務勘定に限る。）

コ ㄱからㄱまでに掲げるもののほか、損益計算書の内容を補足する主な費用及び収益の明細（事業特性を踏まえ、重要と認められるもの。）

五 収入支出の決算の状況（別表第四号に定める様式による。）

六 予算総則の適用に関する事項

七 資産価額の増減

八 主たる設備の状況（リースにより使用する固定資産がある場合はその取引の状況を含む。）

ワ
(同上)

ヰ
(同上)

カ
(同上)

コ
(同上)

ク
(同上)

ケ
(同上)

コ
(同上)

五 収入支出の決算の状況（別表第七号に定める様式による。）

六 (同上)

七 (同上)

八 (同上)

- 九 重要な後発事象に関する事項
- 十 貸借対照表及び損益計算書についての勘定相互間の相殺消去その他勘定相互間の取引の明細
- 十一 その他協会の財産又は損益の状態を正確に判断するために参考となるべき事項

(貸借対照表等の閲覧期間)

第三十五条 法第七十四条第四項の総務省令で定める期間は、五年とする。

(放送債券の募集事項)

第三十六条 準用会社法（令第三条において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）をいう。以下同じ。）第六百七十六条第十二号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 数回に分けて募集放送債券（協会の発行する放送債券を引き受ける者の募集に応じて当該放送債券の引受けの申込みをした者に対して割り当てる放送債券をいう。以下同じ。）と引換えに金銭の払込みをさせるときは、その旨及び各払込みの期日における払込金額（準用会社法第六百七十六条第九号に規定する払込金額をいう。）
- 二 募集放送債券と引換えにする金銭の払込みに代えて金銭以外の財産を給付する旨の契約を締結するときは、その契約の内容
- 三 準用会社法第七百二条の規定による委託に係る契約において放送債券に係る社債管理者（以下「放送債券管理者」とい

- 九 (同上)
- 十 (同上)
- 十一 (同上)

(貸借対照表等の閲覧期間)

第十二条の三 法第四十条第四項の総務省令で定める期間は、五年とする。

(放送債券の募集事項)

第十三条 (同上)

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)

う。)の権限以外の権限を定めるときは、その権限の内容
四 準用会社法第七十一条第二項本文に規定するときは、同項
本文に規定する事由

(申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)

第三十七条 準用会社法第六百七十七条第一項第三号に規定する総
務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 放送債券管理者を定めたときは、その名称及び住所
- 二 放送債券原簿管理人(協会に代わつて放送債券に係る社債原簿(以下「放送債券原簿」という。)の作成及び備置きその他の放送債券原簿に関する事務を行う者をいう。以下同じ。)を定めたときは、その氏名又は名称及び住所

(電磁的方法)

第三十八条 準用会社法第六百七十七条第三項に規定する電子情報
処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法
であつて総務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
の
イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子
計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の
使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記
録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受
ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係

四 (同上)

(申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)

第十三条の二

- 一 (同上)
- 二 (同上)

(電磁的方法)

第十三条の三 (同上)

- 一 (同上)

イ (同上)

ロ (同上)

る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

(申込みをしようとする者に対する通知を要しない場合)

第三十九条 準用会社法第六百七十七条第四項に規定する総務省令で定める場合は、協会が金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の規定に基づき目論見書に記載すべき事項を電磁的方法により提供している場合であつて、協会が同条第一項の申込みをしようとする者に対して同項各号に掲げる事項を提供している場合とする。

(放送債券の種類)

第四十条 準用会社法第六百八十一条第一号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 放送債券の利率
- 二 放送債券の償還の方法及び期限
- 三 利息支払の方法及び期限
- 四 放送債券に係る債券を発行するときは、その旨
- 五 放送債券に係る社債権者(以下「放送債券の債権者」とい

二 (同上)

2 (同上)

(申込みをしようとする者に対する通知を要しない場合)

第十三条の四 (同上)

(放送債券の種類)

第十三条の五 (同上)

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)
- 四 (同上)
- 五 (同上)

う。)が準用会社法第六百九十八条の規定による請求の全部又は一部をすることができないこととするときは、その旨

六 放送債券管理者が放送債券に係る社債権者集会（以下「放送債券債権者集会」という。）の決議によらずに準用会社法第七百六条第一項第二号に掲げる行為をすることができるときとするときは、その旨

七 放送債券管理者を定めたときは、その名称及び住所並びに準用会社法第七百二条の規定による委託に係る契約の内容

八 放送債券原簿管理人を定めたときは、その氏名又は名称及び住所

九 放送債券が担保付放送債券であるときは、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第十九条第一項第一号、第十一号及び第十三号に掲げる事項

（放送債券原簿記載事項）

第四十一条 準用会社法第六百八十一条第七号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 募集放送債券と引換えにする金銭の払込みに代えて金銭以外の財産の給付があつたときは、その財産の価額及び給付の日
- 二 放送債券の債権者が募集放送債券と引換えにする金銭の払込みをする債務と協会に対する債権とを相殺したときは、その債権の額及び相殺をした日

（電磁的記録）

第四十二条 準用会社法第六百八十二条第一項に規定する総務省令

六 (同上)

七 (同上)

八 (同上)

九 (同上)

（放送債券原簿記載事項）

第十三条の六 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

（電磁的記録）

第十三条の七 (同上)

で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす。

(電子署名)

第四十三条 準用会社法第六百八十二条第三項及び第六百九十五条第三項に規定する総務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

2 前項の「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

- 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
- 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

(閲覧権者)

第四十四条 準用会社法第六百八十四条第二項に規定する総務省令で定める者は、放送債券の債権者その他の協会の債権者とする。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第四十五条 準用会社法第六百八十四条第二項第二号に規定する総務省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は協会の主たる事務所（放送債券原簿管理人がある場合にあつては、その営業所）に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法

(電子署名)

第十三条の八 (同上)

2 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

(閲覧権者)

第十三条の九 (同上)

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第十三条の十 (同上)

とする。

2 準用会社法第七百三十一条第三項第二号に規定する総務省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は協会の主たる事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法とする。

(放送債券原簿記載事項の記載等の請求)

第四十六条 準用会社法第六百九十一条第二項に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 放送債券取得者（放送債券を協会以外の者から取得した者（協会を除く。）をいう。以下同じ。）が放送債券の債権者として放送債券原簿に記載若しくは記録がされた者又はその一般承継人に対して当該放送債券取得者の取得した放送債券に係る準用会社法第六百九十一条第一項の規定による請求をすべきことを命ずる確定判決を得た場合において、当該確定判決の内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

二 放送債券取得者が前号の確定判決と同一の効力を有するもの内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

三 放送債券取得者が一般承継により放送債券を取得した者である場合において、当該一般承継を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

四 放送債券取得者が放送債券を競売により取得した者である場合において、当該競売により取得したことを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

2 前項の規定にかかわらず、放送債券取得者が取得した放送債券

2 (同上)

(放送債券原簿記載事項の記載等の請求)

第十三条の十一 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

四 (同上)

2 (同上)

が放送債券に係る債券を発行する定めがあるものである場合には、準用会社法第六百九十一条第二項に規定する総務省令で定める場合は、放送債券取得者が放送債券に係る債券を提示して請求をした場合とする。

(放送債券管理者を設置することを要しない場合)

第四十七条 準用会社法第七百二条に規定する総務省令で定める場合は、ある種類(準用会社法第六百八十一条第一号に規定する種類をいう。)の放送債券の総額を当該種類の各放送債券の金額の最低額で除して得た数が五十を下回る場合とする。

(放送債券管理者の資格)

第四十八条 準用会社法第七百三条第三号に規定する総務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 担保付社債信託法第二条の免許を受けた者
- 二 株式会社商工組合中央金庫
- 三 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百二十二号)第十条第一項第二号 及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合又は農業協同組合連合会
- 四 信用協同組合又は中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会
- 五 信用金庫又は信用金庫連合会
- 六 労働金庫連合会

(放送債券管理者を設置することを要しない場合)

第十三条の十二 準用会社法第七百二条に規定する総務省令で定める場合は、ある種類(準用会社法第六百八十一条第一号に規定する種類をいう。以下この条において同じ。)の放送債券の総額を当該種類の各放送債券の金額の最低額で除して得た数が五十を下回る場合とする。

(放送債券管理者の資格)

第十三条の十三 (同上)

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)
- 四 (同上)
- 五 (同上)
- 六 (同上)

七 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行

八 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社

九 農林中央金庫

（特別の関係）

第四十九条 準用会社法第七十条第二項第二号（準用会社法第七十二条において準用する場合を含む。）に規定する総務省令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一 法人の総社員又は総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有する者（以下この条において「支配社員」という。）と当該法人（以下この条において「被支配法人」という。）との関係

二 被支配法人とその支配社員の他の被支配法人との関係

2 支配社員とその被支配法人が合わせて他の法人の総社員又は総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有する場合には、当該他の法人も、当該支配社員の被支配法人とみなして前項の規定を適用する。

（放送債券債権者集会の招集の決定事項）

第五十条 準用会社法第七百十九条第四号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 次条の規定により放送債券債権者集会参考書類（議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類をいう。以下同

七（同上）

八（同上）

九（同上）

（特別の関係）

第十三条の十四（同上）

一（同上）

二（同上）

2（同上）

（放送債券債権者集会の招集の決定事項）

第十三条の十五（同上）

一（同上）

じ。)に記載すべき事項

二 書面による議決権の行使の期限(放送債券債権者集会の日時以前の時であつて、準用会社法第七百二十条第一項の規定による通知を發した時から二週間を経過した時以後の時に限る。)

三 準用会社法第七百十九条第三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

イ 電磁的方法による議決権の行使の期限(放送債券債権者集会の日時以前の時であつて、準用会社法第七百二十条第一項の規定による通知を發した時から二週間を経過した時以後の時に限る。)

ロ 準用会社法第七百二十条第二項の承諾をした放送債券の債権者の請求があつた時に当該放送債券の債権者に対して準用会社法第七百二十一条第一項の規定による議決権行使書面(同項に規定する議決権行使書面をいう。以下同じ。)の交付(当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。)をすることとするときは、その旨

ハ 一の放送債券の債権者が同一の議案につき準用会社法第七百二十六条第一項又は第七百二十七条第一項の規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該放送債券の債権者の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項

ニ 第五十二条第一項第三号の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容

二 (同上)

三 (同上)

イ (同上)

ロ (同上)

ハ (同上)

ニ 第十三条の十七第一項第三号の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容

(放送債券債権者集会参考書類)

第五十一条 放送債券債権者集会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 議案

二 議案が放送債券の債権者の代表の選任に関する議案であるときは、次に掲げる事項

イ 候補者の氏名又は名称

ロ 候補者の略歴又は沿革

ハ 候補者が協会又は放送債券管理者と特別の利害関係があるときは、その事実の概要

2 放送債券債権者集会参考書類には、前項に定めるもののほか、放送債券の債権者の議決権の行使について参考となると認める事項を記載することができる。

3 同一の放送債券債権者集会に関して放送債券の債権者に対して提供する放送債券債権者集会参考書類に記載すべき事項のうち、他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供している事項がある場合には、これらの事項は、放送債券債権者集会参考書類に記載することを要しない。

4 同一の放送債券債権者集会に関して放送債券の債権者に対して提供する招集通知(準用会社法第七百二十条第一項又は第二項の規定による通知をいう。以下同じ。)の内容とすべき事項のうち、放送債券債権者集会参考書類に記載している事項がある場合には、当該事項は、招集通知の内容とすることを要しない。

(議決権行使書面)

(放送債券債権者集会参考書類)

第十三条の十六 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

イ (同上)

ロ (同上)

ハ (同上)

2 (同上)

3 (同上)

4 (同上)

(議決権行使書面)

第五十二条 準用会社法第七百二十一条第一項の規定により交付す

べき議決権行使書面に記載すべき事項又は準用会社法第七百二十二条第一項若しくは第二項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 各議案についての賛否（棄権の欄を設ける場合にあつては、棄権を含む。）を記載する欄

二 第五十条第三号ハに掲げる事項を定めたときは、当該事項

三 第五十条第三号ニに掲げる事項を定めたときは、第一号の欄に記載がない議決権行使書面が招集者（放送債券債権者集会を招集する者をいう。以下この条において同じ。）に提出された場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があつたものとする取扱いの内容

四 議決権の行使の期限

五 議決権を行使すべき放送債券の債権者の氏名又は名称及び行使することができる議決権の数

2 第五十条第三号ロに掲げる事項を定めた場合には、招集者は、準用会社法第七百二十条第二項の承諾をした放送債券の債権者の請求があつた時に、当該放送債券の債権者に対して、準用会社法第七百二十一条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をしなければならない。

3 同一の放送債券債権者集会に関して放送債券の債権者に対して提供する議決権行使書面に記載すべき事項（第一項第二号から第

第十三条の十七（同上）

一（同上）

二 第十三条の十五第三号ハに掲げる事項を定めたときは、当該事項

三 第十三条の十五第三号ニに掲げる事項を定めたときは、第一号の欄に記載がない議決権行使書面が招集者（放送債券債権者集会を招集する者をいう。以下この条において同じ。）に提出された場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があつたものとする取扱いの内容

四（同上）

五（同上）

2 第十三条の十五第三号ロに掲げる事項を定めた場合には、招集者は、準用会社法第七百二十条第二項の承諾をした放送債券の債権者の請求があつた時に、当該放送債券の債権者に対して、準用会社法第七百二十一条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をしなければならない。

3（同上）

四号までに掲げる事項に限る。)のうち、招集通知の内容として
いる事項がある場合には、当該事項は、放送債券の債権者に対し
て提供する議決権行使書面に記載することを要しない。

4 同一の放送債券債権者集会に関して放送債券の債権者に対して
提供する招集通知の内容とすべき事項のうち、議決権行使書面に
記載している事項がある場合には、当該事項は、放送債券の債権
者に対して提供する招集通知の内容とすることを要しない。

(書面による議決権行使の期限)

第五十三条 準用会社法第七百二十六条第二項に規定する総務省令
で定める時は、第五十条第二号の行使の期限とする。

(電磁的方法による議決権行使の期限)

第五十四条 準用会社法第七百二十七条第一項に規定する総務省令
で定める時は、第五十条第三号イの行使の期限とする。

(放送債券債権者集会の議事録)

第五十五条 準用会社法第七百三十一条第一項の規定による放送債
券債権者集会の議事録の作成については、この条の定めるところ
による。

2 放送債券債権者集会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて
作成しなければならない。

3 放送債券債権者集会の議事録は、次に掲げる事項を内容とする
ものでなければならない。

4 (同上)

(書面による議決権行使の期限)

第十三条の十八 準用会社法第七百二十六条第二項に規定する総務
省令で定める時は、第十三条の十五第二号の行使の期限とする。

(電磁的方法による議決権行使の期限)

第十三条の十九 準用会社法第七百二十七条第一項に規定する総務
省令で定める時は、第十三条の十五第三号イの行使の期限とする
。

(放送債券債権者集会の議事録)

第十三条の二十 (同上)

2 (同上)

3 (同上)

- 一 放送債券債権者集会が開催された日時及び場所
- 二 放送債券債権者集会の議事の経過の要領及びその結果
- 三 準用会社法第七百二十九条第一項の規定により放送債券債権者集会において述べられた意見があるときは、その意見の内容の概要
- 四 放送債券債権者集会に出席した協会の代表者又は放送債券管
理者の氏名又は名称
- 五 放送債券債権者集会の議長が存するとき、議長の氏名
- 六 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名又は名称

第六節 雑則

(放送法施行令に係る電磁的方法)

第五十六条 令第四条第一項又は第五条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの
 - イ 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
 - (1) 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - (2) 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)
- 四 (同上)
- 五 (同上)
- 六 (同上)

(放送法施行令に係る電磁的方法)

第十三条の二十一 (同上)

- 一 (同上)
- イ (同上)
 - (1) (同上)
 - (2) (同上)

録する方法

- ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 二 ファイルへの記録の方式

【第九条に移動】

(譲渡等の申請書の記載事項)

第五十七条 法第八十五条第一項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提

ロ (同上)

二 (同上)

第十四条 削除

第十五条 削除

(候補者放送の記録の閲覧)

第十六条 法第四十五条又は法第五十二条の規定により公選による公職の候補者に政見放送その他選挙運動に関する放送(以下「候補者放送」という。)をさせた場合には、次に掲げる事項を記録するものとし、公選による公職の候補者又はその代理人の請求があつたときは、当該放送局(受託国内放送を行う放送局であるときは、候補者放送を委託して行わせた者の事業所)においてその記録を閲覧させるものとする。

- 一 候補者の氏名及び所属する政党
- 二 放送した年月日、時刻及び時間
- 三 放送した放送局

(譲渡等の申請書の記載事項)

第十七条 法第四十七条第一項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出

出するものとする。

一 譲渡し、賃貸し、担保に供し、その運用を委託し、その他他人の支配に属させる（以下この条において「譲渡等」という。）放送設備

二 譲渡等の理由

三 譲渡等の相手方

四 譲渡若しくは賃貸の価格、担保の金額又は運用の委託費

五 その他譲渡等の条件

（放送の廃止及び休止の認可申請等）

第五十八条 法第八十六条第一項及び第八十九条第一項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）を経て（協会国際衛星放送の業務又は衛星基幹放送の業務の場合にあつては、直接）総務大臣に提出するものとする。

一 廃止又は休止しようとする基幹放送局（法第二条第九号の基幹放送局をいう。以下同じ。）又は協会若しくは放送大学学園

法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）の放送の業務

二 廃止又は休止しようとする理由

三 廃止若しくは休止しようとする時期又は休止しようとする期間

2 協会及び学園は、廃止又は休止の認可を受けたときは、遅滞な

するものとする。

一（同上）

二（同上）

三（同上）

四（同上）

五（同上）

（放送の廃止及び休止の認可申請等）

第十七条の二 法第四十八条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び法第五十条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）を経て（委託協会国際放送業務又は委託放送業務の場合にあつては、直接）総務大臣に提出するものとする。

一 廃止又は休止しようとする放送局、委託協会国際放送業務又は委託放送業務

二（同上）

三（同上）

2 協会及び放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三

くその旨を放送によつて告知するものとする。

(放送休止届出の記載事項等)

第五十九条 法第八十六条第二項及び第八十九条第二項の休止の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、所轄総合通信局長を経て(協会国際衛星放送の業務又は衛星基幹放送の業務の場合にあつては、直接)総務大臣に提出するものとする。

- 一 休止した基幹放送局又は協会若しくは学園の放送の業務
- 二 休止した理由
- 三 休止した月日時刻及び時間

2 協会及び学園は、法第八十六条第二項及び第八十九条第二項の休止の場合においては、なるべくその旨を放送によつて告知するものとする。

【第六条に移動】

条に規定する放送大学学園(以下「学園」という。)は、廃止又は休止の認可を受けたときは、遅滞なくその旨を放送によつて告知するものとする。

(放送休止届出の記載事項等)

第十七条の二の二 法第四十八条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)及び法第五十条の三第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の休止の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、所轄総合通信局長を経て(委託協会国際放送業務又は委託放送業務の場合にあつては、直接)総務大臣に提出するものとする。

- 一 休止した放送局、委託協会国際放送業務又は委託放送業務
- 二 休止した理由
- 三 休止した月日時刻及び時間

2 協会及び学園は、法第四十八条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)及び法第五十条の三第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の休止の場合においては、なるべくその旨を放送によつて告知するものとする。

(専ら多重放送を行う一般放送事業者の審議機関の委員の員数)

第十七条の二の三 法第五十一条第一項(法第五十二条の二十八第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の総務省令で定める七人未満の員数は、五人とする。

(上場されている株式に準ずる株式)

【第八十七条に移動】

第十七条の三 法第五十二条の八第一項の総務省令で定める株式は、認可金融商品取引業協会（金融商品取引法第六十七条第一項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下同じ。）の規則の定めるところにより、店頭売買につき、売買値段を發表するものとして登録された株式とする。

（株主名簿に記載し、又は記録する方法）

第十七条の三の二 法第五十二条の八第二項の総務省令で定める株主名簿に記載し、又は記録する方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一 電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第五条第四項第三号に掲げる者のうち、その者が占める法第五十二条の八第一項に規定する一般放送事業者の議決権の割合が十分の一未満であるものが有する株式（電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条の三の二第三項（同条第四項の規定の適用がある場合を含む。）に規定する計算の対象となる場合における議決権に係る株式を除く。）については、そのすべてについて記載し、又は記録する。

二 法第五十二条の八第一項の外国人等（電波法施行規則第六条の三の二第五項の規定に基づきそのすべてを間接に占められる議決権の割合（次条において「間接議決権割合」という。）とされる議決権に係る株式を有する法人又は団体を含む。以下この条及び第十七条の三の四において「外国人等」という。）のうち通知を受けた時点の株主名簿に記載され、又は記録されている者が有する株式（前号に規定する株式を除く。）について

【第八十八条に移動】

は、当該名簿に記載され、又は記録されている株式の数と通知に係る株式の数のうち、いずれか少ない数（以下この号において「記載・記録優先株式の数」という。）を当該外国人等に係る株式の数として一株単位（単元株式数を定款で定めている場合にあっては、一単元の株式の単位。以下同じ。）で記載し、又は記録する。この場合において、法第五十二条の八第一項に規定する欠格事由（以下この条において単に「欠格事由」という。）に該当することとなるときは、外国人等有する株式について、欠格事由に該当することとならない範囲内で、記載・記録優先株式の数に応じて一株単位で案分して計算することにより記載し、又は記録する株式を特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより記載し、又は記録する株式を特定して記載し、又は記録する。

三 前二号の規定により記載し、又は記録し、及び次条第二項を適用した場合においてなお欠格事由に該当することとならないときは、外国人等有する株式のうち前号前段の規定による記載又は記録がされなかつたものについて、欠格事由に該当することとならない範囲内で、その数に応じて一株単位で案分して計算することにより記載し、又は記録する株式を特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより記載し、又は記録する株式を特定して記載し、又は記録する。

（議決権を有することとなる株式）

第十七条の三の三 法第五十二条の八第三項の電波法第五条第四項第三号イ及びロに掲げる者が有する株式のうち同号に定める事由

に該当することとならないように総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める株式（以下この条及び次条において「議決権制限株式」という。）以外の株式とする。

一 電波法第五条第四項第三号イに掲げる者（以下この条において「外国法人等」という。）が、法人又は団体の議決権を新たに有し、又は追加して有することによつて、法第五十二条の八第三項に規定する一般放送事業者（以下この条において単に「一般放送事業者」という。）が電波法第五条第四項第三号に定める事由に該当することとなる場合 一般放送事業者の株主たる法人又は団体が有する株式であつて、当該新たに有し、又は追加して有する議決権により新たに間接議決権割合として算入される議決権に係るもののうち、電波法第五条第四項第三号の合計した割合（次項において「外国人等議決権割合」という。）の五分の一以上の部分（次号において「超過議決権部分」という。）に相当する部分に対応するもの（当該法人又は団体が二以上あるときは、当該法人又は団体の議決権に占める外国法人等の割合（一の外国法人等が占める当該法人又は団体の議決権の割合が二分の一を超える場合における割合は、十割とする。次号において同じ。）に応じて一株単位で案分して計算することにより特定し、なお残余があるときは、一株単位で抽せんにより特定した数の株式）

二 電波法施行規則第六条の三の二第六項の規定により同条第三項及び第四項の計算がされた結果、一般放送事業者が電波法第五条第四項第三号に定める事由に該当することとなる場合 電

波法施行規則第六条の三の二第六項の規定による計算に係る株式のうち、超過議決権部分に相当する部分に対応するもの（同項の計算に係る法人又は団体が二以上あるときは、当該法人又は団体の議決権に占める外国法人等の割合に応じて一株単位で案分して計算することにより特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより特定した数の株式）

- 2) その株式に議決権制限株式がある一般放送事業者の外国人等議決権割合が五分の一未満となる場合又はその株式に議決権制限株式がある一般放送事業者について前条第二号の規定により記載し、又は記録することによつてもなお外国人等議決権割合が五分の一未満となる場合は、当該一般放送事業者の議決権制限株式は、外国人等議決権割合が五分の一以上とならない範囲内で、議決権制限株式となつた時期の早いものから順に、議決権を有することとなる株式とするものとする。この場合において、同時に議決権制限株式とされたものが二以上あつて、当該株式を有する者が二以上ある場合は、同時に議決権制限株式とされた株式の数に応じて一株単位で案分して計算することにより議決権を有することとなる株式を特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより議決権を有することとなる株式を特定するものとする。

(通知)

第十七条の三の四 一般放送事業者は、法第五十二条の八第二項又は第三項の規定により、株主名簿に記載若しくは記録しない外国人等が有する株式がある場合又はその株式が議決権制限株式となる場合若しくはその議決権制限株式が議決権を有することとなる

【第九十一条に移動】

株式となる場合には、その株式を有する者に対し、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

- 一 株主の氏名又は名称
- 二 株主の住所
- 三 記載若しくは記録が拒まれた株式の数又は議決権を有しないこととされた若しくは有することとされた株式の数
- 四 記載若しくは記録が拒まれた日又は議決権を有しないこととされた若しくは有することとされた日

(公告)

第十七条の三の五 法第五十二条の八第四項の公告は、会社の定款で定める公告の方法により、六か月ごとに行うものとする。

2 法第五十二条の八第四項ただし書の総務省令で定める割合は、百分の十五とする。

第十七条の四 削除

(役務の料金の届出)

第十七条の四の二 法第五十二条の四第一項の届出をしようとする者は、別表第九号の様式の届出書に次に掲げる書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

- 一 役務の料金(変更の届出の場合は、役務の料金の新旧対照)
- 二 実施しようとする期日

(契約約款の認可の申請)

第十七条の四の三 法第五十二条の四第二項の認可を受けようとする者は、別表第九号の二の様式の申請書に契約約款（変更の認可申請の場合は契約約款の新旧対照）を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

2 法第五十二条の四第二項に規定する契約約款には、少なくとも、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 国内受信者に金銭（役務の料金を除く。）を負担させる場合にあつては、その名称、内容及び負担額
- 二 有料放送事業者及びその国内受信者の責任に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、国内受信者の権利又は義務に重要な関係を有する事項があるときは、その事項
- 四 実施しようとする期日

（標準契約約款に係る届出）

第十七条の四の四 法第五十二条の四第四項の規定による届出をしようとする者は、別表第九号の三の様式の届出書を総務大臣に提出するものとする。

（契約約款の届出）

第十七条の五 法第五十二条の四第五項の届出をしようとする者は、別表第十号の様式の届出書に契約約款（変更の届出の場合には、契約約款の新旧対照）を添えて、総務大臣に提出するものとする。

2 法第五十二条の四第五項に規定する契約約款には、少なくとも、次に掲げる事項を定めるものとする。

【第百四十五条に移動】

- 一 国内受信者に金銭（役務の料金を除く。）を負担させる場合に
あつては、その名称、内容及び負担額
- 二 有料放送事業者及びその国内受信者の責任に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、国内受信者の権利又は義務に重
要な関係を有する事項があるときは、その事項
- 四 実施しようとする期日

（有料放送事業者の数）

第十七条の五の二 法第五十二条の六の二第一項の総務省令で定め
る有料放送事業者の数は、十とする。ただし、電気通信役務利用
放送法施行規則（平成十四年総務省令第五号）第二条第六号に規
定する有料放送を行う衛星役務利用放送事業者（同条第一号に規
定する衛星役務利用放送に係る電気通信役務利用放送法（平成十
三年法律第八十五号）第三条第一項の登録を受けた者をいう。以
下同じ。）のために電気通信役務利用放送法第十五条において準
用する法第五十二条の六の二第一項に規定する有料放送管理業務
を併せて行う場合においては、十から当該有料放送を行う衛星役
務利用放送事業者の数を控除した数（控除した数が零以下となる
場合においては一）とする。

（有料放送管理業務の届出）

第十七条の五の三 法第五十二条の六の二第一項の規定による届出
をしようとする者は、別表第十号の二の様式の届出書を総務大臣
に提出するものとする。

2 前項の届出書には、別表第十号の三の様式の書類を添付しなけ

【第百四十六条に移動】

【第四百七十七条に移動】

ればならない。

第十七条の五の四 法第五十二条の六の二第一項第三号の総務省令で定める事項は、有料放送管理業務に係る有料放送事業者及び電気通信役務利用放送法第十五条において準用する法第五十二条の六の二第一項に規定する有料放送管理業務に係る電気通信役務利用放送法施行規則第二条第六号に規定する有料放送を行う衛星役務利用放送事業者（以下「有料衛星役務利用放送事業者」という。）に関する事項とする。

（変更の届出）

第十七条の五の五 法第五十二条の六の二第二項の規定による届出をしようとする者は、別表第十号の四の様式の届出書を総務大臣に提出するものとする。

2 前項の届出書には、別表第十号の三の様式の書類を添付しなければならぬ。

（承継の届出）

第十七条の五の六 法第五十二条の六の三第二項の規定による届出をしようとする者は、別表第十号の五の様式の届出書を総務大臣に提出するものとする。

（業務の廃止等の届出）

第十七条の五の七 法第五十二条の六の四第一項の規定による届出をしようとする者は、別表第十号の六の様式の届出書を総務大臣

【第四百四十八条に移動】

【第四百四十九条に移動】

【第四百五十条に移動】

【第百五十一条に移動】

に提出するものとする。

2 法第五十二条の六の四第二項の規定による届出をしようとする者は、別表第十号の七の様式の届出書を総務大臣に提出するものとする。

(有料放送管理業務の適正かつ確実な運営に関する措置)

第十七条の五の八 有料放送管理事業者は、有料放送管理業務（これに密接に関連する業務を含む。第三号において同じ。）に關し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 国内受信者（受信しようとする者を含む。次号において同じ。）に対し、有料放送の役務の提供に係る契約の相手方及び料金その他の提供条件並びにその変更の内容を明らかにする措置

二 国内受信者の苦情及び問合せを適切かつ迅速に処理する措置

三 前二号に掲げるもののほか、有料放送管理業務の適正かつ確実な運営を確保するために必要な措置

2 有料放送管理事業者は、前項各号に掲げる措置を含む業務の実施方針を策定しなければならない。

3 有料放送管理事業者は、前項の実施方針を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(役務の提供条件)

第十七条の六 法第五十二条の十第一項の総務省令で定める提供条件は、次のとおりとする。

【第九十二条に移動】

第四章 基幹放送

第一節 基幹放送の区分

(基幹放送の区分)

第六十条 法第九十一条第二項第二号の総務省令で定める基幹放送の区分は、別表第五号のとおりとする。

第二節 基幹放送事業者

第一款 認定等

(認定の申請)

第六十一条 基幹放送の業務の認定の申請は、次の各号に掲げる基幹放送の区分に応じ、当該各号に定める項目ごとに行わなければならない。

- 一 受託放送役務の料金及びその支払い方法
 - 二 人工衛星の放送局の無線設備の管理方法
 - 三 その他委託放送業務又は委託協会国際放送業務の運営に重大な関係を有する事項
- 2) 法第五十二条の十第一項の届出をしようとする者は、別表第十一号の様式の届出書に次に掲げる書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。
- 一 提供条件(変更の届出の場合は、提供条件の新旧対照)
 - 二 実施しようとする期日

(認定の申請)

第十七条の七 委託放送業務(協会が行う委託国内放送業務を除く。以下同じ。)の認定の申請は、委託して行わせる放送の種類

ならない。

一 地上基幹放送 放送の種類ごと、放送対象地域ごと、かつ、放送系（法第九十一条第二項第三号の放送系をいう。以下同じ。）ごと

二 衛星基幹放送 放送の種類ごと、希望する人工衛星の軌道又は位置ごと、かつ、希望する一の周波数（一の周波数を使用して二以上の放送番組を放送をする場合にあつては、放送をする一の放送番組）ごと

（間接に占められる議決権の割合）

第六十二条 法第九十三条第一項第六号ホに規定する間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合は、一の同号ホ(1)に掲げる者（以下この条において「外国法人等」という。）について、地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者（当該業務を行おうとする者を含む。以下この条において「地上基幹放送事業者等」という。）の議決権の割合の十分の一以上を占める同号ホ(2)に掲げる者（当該地上基幹放送事業者等その子会社とする認定放送持株会社（法第六十条に規定する認定放送持株会社をいう。以下同じ。）を除く。以下この条において「外資系日本法人」という。）が直接占める地上基幹放送事業者等の議決権の割合に、当該外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合

ごと、委託して行わせる放送に関し希望する人工衛星の軌道又は位置ごと、かつ、委託して行わせる放送に関し希望する周波数の一ごと（一の周波数を使用して二以上の放送番組を放送させる場合にあつては、放送させる放送番組の一ごと）に行わなければならない。

(十分の一以上である場合における当該割合をいう。)を乗じて計算した割合とする。ただし、一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合が二分の一を超えるときは、当該外資系日本法人に係る間接に占められる議決権の割合は、当該外資系日本法人が占める地上基幹放送事業者等の議決権の割合とする。

2| 前項の場合において、一の外資系日本法人につき外国法人等が二以上ある場合であつて、そのうち一の外国法人等が占める当該外資系日本法人の議決権の割合が二分の一を超えるときは、他の外国法人等について当該一の外資系日本法人に係る計算をすることを要しない。

3| 一の外国法人等が地上基幹放送事業者等の議決権を有する二以上の法人(当該地上基幹放送事業者等その子会社とする認定放送持株会社を除く。)又は団体の議決権を有する場合であつて、これらの議決権の割合の全部又は一部が十分の一未満であるために前二項の規定による間接に占められる議決権の割合がないときに、当該一の外国法人等について、これらの議決権の割合を用いて前二項の規定により計算した結果が十分の一以上となるときは、前二項の規定にかかわらず、当該計算した結果を間接に占められる議決権の割合とする。

4| 地上基幹放送事業者等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有する法人又は団体に占められる法人又は団体をいう。以下この項において同じ。)とする一の外国法人等がある場合(当該一の外国法人等の子会社等が、地上基幹放送事業者等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有する法人又は団体にない場合

であつて、当該子会社等が子会社等である他の法人又は団体を通じて当該地上基幹放送事業者等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有するときを含む。）は、当該地上基幹放送事業者等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有する法人又は団体を当該一の外国法人等とみなして前三項の規定を適用する。

5| 法第百十六条第一項に規定する基幹放送事業者（認定基幹放送事業者に限る。）である地上基幹放送事業者等が、同項若しくは同条第二項に規定する請求若しくは通知を受けた場合において第一項及び第二項の規定により算出される間接に占められる議決権の割合を確認し、又は同条第三項に規定する株式会社である地上基幹放送を行う認定基幹放送事業者が、同項に規定する議決権を有することとなる株式以外の株式を特定するため、地上基幹放送事業者等の議決権を有する法人又は団体（地上基幹放送事業者等の議決権の十分の一以上を占める者（当該地上基幹放送事業者等をその子会社とする認定放送持株会社を除く。）に限る。）に対し、書面又は電子情報処理組織（地上基幹放送事業者等の使用に係る電子計算機と照会を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）の使用により、その者に占める一の外国法人等の議決権の割合その他の事項について照会をした場合において、当該法人又は団体が当該照会を受けた日から起算して七営業日以内にその回答が得られないときは、当該法人又は団体の占めるこれらの地上基幹放送事業者等の議決権のすべてを間接に占められる議決権の割合として第一項の計算をする。

6| 地上基幹放送事業者等は、第三項及び第四項の規定に基づく計

算をするべき事実があることを知ったときは、速やかにその旨を総務大臣に報告するものとし、第三項及び第四項の規定に基づく計算は当該報告をした日にされたものとする。

第六十三条 法第九十三条第一項第六号ホ(2)の総務省令で定める割合は、前条のとおりとする。

(認定の基準)

第十七条の八 特別衛星放送を委託して行わせる委託放送業務に関し、法第五十二条の十三第一項第三号の総務省令で定める基準は、放送の普及及び健全な発達のため特に必要があると認められる場合その他特別の事情がある場合を除き、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事由があることとする。

一 申請者が地上放送事業者等である場合 申請者等が特別衛星放送業務に關し使用するトランスポンダ数の合計が四を超えず、かつ、次のいずれにも該当すること。

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 申請者等が特別衛星放送業務（第三項第二号イに係るものに限る。以下イにおいて同じ。）に關し使用するトランスポンダ数の合計が〇・五を超えず、かつ、申請者等のうち特別衛星放送業務を行う者（地上放送事業者等に限る。）がすべて認定放送持株会社の子会社（地上放送事業者を除く。）であること。

(2) 地上放送事業者（これを支配する者を含む。）が特別衛星放送業務を行う者の議決権の三分の一以上二分の一以下

の議決権を有する行為を第三項第七号イに掲げる行為に該当しないものとみなした場合に、申請者等のうち特別衛星放送業務を行う者がすべて地上放送事業者等でないこと。

ロ 申請者等が特別衛星放送業務（第三項第二号ロに係るものに限る。）に関し使用するトランスポンダ数の合計が二を超えないこと。

二 申請者が地上放送事業者等でない場合 申請者等が特別衛星放送業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が四を超えないこと。

2| 一 一般衛星放送を委託して行わせる委託放送業務に関し、法第五十二条の十三第一項第三号の総務省令で定める基準は、放送の普及及び健全な発達のため特に必要があると認める場合その他特別の事情がある場合を除き、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事由があることとする。

一 申請者が地上放送事業者等である場合 申請者等が一般衛星放送業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が十二を超えないこと。

二 申請者が地上放送事業者等でない場合 申請者等が一般衛星放送業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が二十四を超えないこと。

3| この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 衛星放送 人工衛星の無線局により行われる放送をいう。

二 特別衛星放送 次のいずれかに該当する衛星放送であつて、電波の偏波が左旋円偏波（電波の伝搬の方向に向かって電界ベ

クトルが時間とともに反時計回りの方向に回転する円偏波をいう。)でないものをいう。

イ 放送衛星業務用の周波数(国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則付録第三十号の規定に基づき我が国に割り当てられた十一・セギガヘルツから十二・ニギガヘルツまでの放送衛星業務に使用される周波数をいう。以下ロにおいて同じ。)を使用して行われる衛星放送

ロ 放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用して行われる衛星放送(イの衛星放送をする無線局が開設されている人工衛星又は当該人工衛星と同一の軌道若しくは位置にある人工衛星に開設する無線局により行われるものに限る。)

三 一般衛星放送 特別衛星放送以外の衛星放送をいう。

四 衛星放送業務 衛星放送(多重放送及び臨時目的放送並びに専ら放送番組の配列を示す情報を送信するデータ放送(電波法施行規則第二条第一項第二十八号の四に規定するデータ放送をいう。以下同じ。))を除く。)に係る次のいずれかに該当する業務をいう。

イ 国内放送又は国際放送を行う業務

ロ 委託放送業務

ハ 衛星役務利用放送(電気通信役務利用放送法施行規則第二条第一号に規定する衛星役務利用放送をいう。)の業務

五 特別衛星放送業務 特別衛星放送に係る衛星放送業務をいう。

六 一般衛星放送業務 一般衛星放送に係る衛星放送業務をいう。

- 七 支配 次のいずれかに該当する行為をいう。
- イ 一の者が法人又は団体の議決権の十分の一を超える議決権を有すること。ただし、当該法人又は団体が衛星放送業務を行う者である場合にあつては、その議決権の三分の一以上の議決権を有すること。
- ロ 一の法人又は団体の役員で他の法人又は団体の役員（監事、監査役又はこれらに準ずる者を除く。以下ロにおいて同じ。）を兼ねる者の総数が、当該他の法人又は団体の役員の総数の五分の一を超えること。
- ハ 一の法人又は団体の代表権を有する役員又は常勤の役員が他の法人又は団体の代表権を有する役員又は常勤の役員（監事、監査役又はこれらに準ずるものを除く。）を兼ねること。
- 八 申請者等 申請者、これを支配する者又はこれらにより支配される者をいう。
- 九 地上放送事業者 地上放送（衛星放送以外の放送（衛星補助放送（電波法施行規則第二条第一項第二十八号の十八に規定する衛星補助放送をいう。以下同じ。））、多重放送及び臨時目的放送を除く。）をいう。）を行う一般放送事業者をいう。
- 十 地上放送事業者等 地上放送事業者、これを支配する者又はこれらにより支配される者をいう。
- 十一 認定放送持株会社 法第五十二条の三十第一項の認定を受けた会社又は認定を受けて設立された会社をいう。
- 十二 子会社 法第五十二条の二十九に規定する子会社をいう。
- 十三 トランスポンダ数 次に掲げる数を合計した数をいう。

イ 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成十五年総務省令第二十六号。以下「デジタル放送の標準方式」という。）第六章第二節に定める狭帯域伝送方式（以下「狭帯域伝送方式」という。）による放送については、各放送に係る一秒における伝送容量（誤り訂正等を含む。以下同じ。）又は一秒における基準伝送容量（使用する伝送容量が瞬間ごとに変動する場合において、基準となる伝送容量をいう。以下同じ。）をデジタル放送の標準方式第三十九条第二項に定める伝送速度で除した数

ロ デジタル放送の標準方式第六章第四節に定める高度狭帯域伝送方式（以下「高度狭帯域伝送方式」という。）による放送については、各放送に係る一秒における伝送容量又は一秒における基準伝送容量をデジタル放送の標準方式第四十八条第二項に定める伝送速度で除した数

ハ デジタル放送の標準方式第五章第二節又は第六章第三節に定める広帯域伝送方式（以下「広帯域伝送方式」という。）による放送については、各放送に係る一秒におけるシンボル数又は一秒における基準シンボル数（使用するシンボル数が瞬間ごとに変動する場合において、基準となるシンボル数をいう。以下同じ。）をデジタル放送の標準方式第三十一条第三項に定める通信速度で除した数

ニ デジタル放送の標準方式第五章第三節又は第六章第五節に定める高度広帯域伝送方式（以下「高度広帯域伝送方式」という。）による放送については、各放送に係る一秒におけるシンボル数又は一秒における基準シンボル数をデジタル放送

(申請書)

第六十四条 法第九十三条第三項に規定する申請書の様式は、別表第六号に掲げるとおりとする。

(添付書類等)

第六十五条 法第九十三条第四項の事業計画書の様式は別表第七号に掲げるとおりとし、同項の事業収支見積書の様式は別表第八号に掲げるとおりとする。

2 法第九十三条第四項の総務省令で定める書類は、別表第九号の様式による基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力及び別表第九号の二の様式による基幹放送の業務に用いられる設備等の工事に係る費用（地上基幹放送の場合に限る。）とする。

(公示する期間内に申請することを要しない基幹放送の業務)

第六十六条 法第九十三条第五項の総務省令で定める特別な基幹放送の業務は、次に掲げるものとする。

一 協会又は学園の基幹放送の業務（第七号に掲げるものを除く。）

二 内外放送の業務

の標準方式第三十五条の四第三項に定める通信速度で除した数

ホ イからニまでに掲げる伝送方式以外の伝送方式による放送については、当該イからニまでに掲げる方法に準ずる方法で算出した数

(申請書)

第十七条の九 法第五十二条の十三第二項に規定する申請書の様式は、別表第十二号に掲げるとおりとする。

(添付書類等)

第十七条の十 法第五十二条の十三第三項の事業計画書の様式は、別表第十三号に掲げるとおりとする。

2 法第五十二条の十三第三項の総務省令で定める書類は、別表第十四号の様式による事業収支見積書とする。

三 多重放送の業務（次号及び第五号に掲げるものを除く。）
四 臨時目的放送の業務

五 コミュニティ放送（別表第五号（注）八のコミュニティ放送をいう。以下同じ。）の業務

六 電波法第六条第七項の規定により総務大臣が公示した期間内に免許の申請が行われた無線局が開設されている人工衛星（当該無線局が開設されていたものを含む。）に開設する放送局（第二号及び第四号に掲げるものを除く。）を用いて行われる放送の業務

七 地上基幹放送試験局（電波法施行規則第四条第一項第三号に規定する地上基幹放送試験局をいう。）又は放送を行う実用化試験局を用いて行う基幹放送の業務（第一号及び第三号から第五号までに掲げるものを除く。）であつて、認定の更新の申請に係るもの

（不適法な申請書等）

第六十七条 基幹放送の業務の認定の申請書又は添付書類が不適法（違式な記載を含む。）なものであると認めるときは申請者に訂正を求め、又は理由を示して返すことがある。

2 前項の規定は、法及びこれに基づく省令の規定に基づいて行う基幹放送の業務の認定以外の基幹放送の業務に関する申請の場合に準用する。

（不適法な申請書等）

第十七条の十一 委託放送業務の認定の申請書又は添付書類が不適法（違式な記載を含む。）なものであると認めるときは申請者に訂正を求め、又は理由を示して返すことがある。

2 前項の規定は、法及びこれに基づく規則の規定に基づいて行う委託放送業務の認定以外の委託放送業務に関する申請の場合に準用する。

(申請手続の簡略)

第六十八条 同一人が行う二以上の衛星基幹放送の業務の認定の申請は、その申請を同時に行う場合に限り、希望する人工衛星の軌道又は位置ごと及び希望する周波数の一ごとに、同時に申請しようとする衛星基幹放送の業務に係る放送の種類及び放送番組の数を明示した一の申請書並びに各衛星基幹放送の業務に係る添付書類を提出することによつて行うことができる。

(認定等の拒否の通知)

第六十九条 基幹放送の業務の認定を拒否したときは、申請者に対しその旨の理由を記載した文書をもつて通知する。

2 前項の規定は、法及びこれに基づく省令の規定に基づいて行う基幹放送の業務の認定以外の基幹放送の業務に関する申請についての拒否の場合に準用する。

(認定の際に指定する周波数の表示)

第七十条 広帯域伝送方式(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式(平成十五年総務省令第二十六号。以下「デジタル放送の標準方式」という。))第五章第二節又は第六章第三節に定める広帯域伝送方式をいう。以下同じ。)又は高度広帯域伝送方式(デジタル放送の標準方式第五章第三節又は第六章第五節に定める高度広帯域伝送方式をいう。以下同じ。)(以下「広帯域伝送方式等」という。)による衛星基幹放

(申請手続の簡略)

第十七条の十二 同一人が行う二以上の委託放送業務の認定の申請は、その申請を同時に行う場合に限り、委託して行わせる放送に関し希望する人工衛星の軌道又は位置ごと及び委託して行わせる放送に関し希望する周波数の一ごとに、同時に申請しようとする委託放送業務に係る放送の種類及び放送番組の数を明示した一の申請書並びに各委託放送業務に係る添付書類を提出することによつて行うことができる。

(認定等の拒否の通知)

第十七条の十三 委託放送業務の認定を拒否したときは、申請者に対しその旨の理由を記載した文書をもつて通知する。

2 前項の規定は、法及びこれに基づく規則の規定に基づいて行う委託放送業務の認定以外の委託放送業務に関する申請についての拒否の場合に準用する。

(認定の際に指定する周波数の表示)

第十七条の十四 広帯域伝送方式又は高度広帯域伝送方式(以下「広帯域伝送方式等」という。)による放送を委託して行わせる委託放送業務に係る法第五十二条の十四第一項の規定による周波数の指定に際しては、次の各号に掲げる事項を指定する。ただし、第八号から第十一号までに掲げる事項については、テレビジョン放送を委託して行わせる委託放送業務の場合に限り指定するものとする。

送の業務に係る法第九十四条第一項第三号の規定による周波数の指定に際しては、次の各号に掲げる事項を指定する。ただし、第八号から第十一号までに掲げる事項については、テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務の場合に限り指定するものとする。

- 一 中央の周波数
- 二 伝送方式（広帯域伝送方式又は高度広帯域伝送方式の別）
- 三 一秒におけるシンボル数又は一秒における基準シンボル数
- 四 補完放送の方法（補完放送を行う場合に限る。）
- 五 スロットの番号
- 六 搬送波の変調の方式
- 七 誤り訂正内符号の符号化率
- 八 一の映像の符号化される映像信号の走査方式及び一の映像の走査線数
- 九 一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数
- 十 一の映像の符号化された映像信号のフレーム周波数（デジタル放送の標準方式第四条第一項の規定により符号化される映像信号に限る。）
- 十一 一の映像の符号化された映像信号の一フレーム当たりの垂直方向の輝度信号の画素数

2 狭帯域伝送方式（デジタル放送の標準方式第六章第二節に定める狭帯域伝送方式をいう。以下同じ。）又は高度狭帯域伝送方式（デジタル放送の標準方式第六章第四節に定める高度狭帯域伝送方式をいう。以下同じ。）（以下「狭帯域伝送方式等」という。）による衛星基幹放送の業務に係る法第九十四条第一項第三

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)
- 四 (同上)
- 五 (同上)
- 六 (同上)
- 七 (同上)
- 八 (同上)
- 九 (同上)
- 十 (同上)
- 十一 (同上)

2 狭帯域伝送方式又は高度狭帯域伝送方式（以下「狭帯域伝送方式等」という。）による放送を委託して行わせる委託放送業務に係る法第五十二条の十四第一項の規定による周波数の指定に際しては、次の各号に掲げる事項を指定する。ただし、第五号から第八号までに掲げる事項については、テレビジョン放送を委託して

号の規定による周波数の指定に際しては、次の各号に掲げる事項を指定する。ただし、第五号から第八号までに掲げる事項については、テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務の場合に限り指定するものとする。

- 一 中央の周波数
 - 二 伝送方式（狭帯域伝送方式又は高度狭帯域伝送方式の別）
 - 三 一秒における伝送容量又は一秒における基準伝送容量
 - 四 補完放送の方法（補完放送を行う場合に限る。）
 - 五 一の映像の符号化される映像信号の走査方式及び一の映像の走査線数
 - 六 一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数
 - 七 一の映像の符号化された映像信号のフレーム周波数（デジタル放送の標準方式第四条第一項の規定により符号化される映像信号に限る。）
 - 八 一の映像の符号化された映像信号の一フレーム当たりの垂直方向の輝度信号の画素数
- 3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 中央の周波数 基幹放送局が放送番組の放送に使用する周波数帯の中央の周波数をいう。
 - 二 スロット 広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第三十二条第一項に規定するスロットをいい、高度広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第三十五条の五第一項に規定するスロットをいう。

行わせる委託放送業務の場合に限り指定するものとする。

- 一 (同上)
 - 二 (同上)
 - 三 (同上)
 - 四 (同上)
 - 五 (同上)
 - 六 (同上)
 - 七 (同上)
 - 八 (同上)
- 3 (同上)
- 一 中央の周波数 委託の相手方が放送番組の放送に使用する周波数帯の中央の周波数をいう。
 - 二 スロット 広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第三十二条第一項に規定するスロットをいい、高度広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第三十五条の五第一項に規定するスロットをいう。

三 搬送波の変調の方式 広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第三十一条第二項に規定する変調の形式をいい、高度広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第三十五条の四第二項に規定する変調の形式をいう。

四 誤り訂正内符号の符号化率 広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第三十二条第二項に規定する誤り訂正内符号の符号化率をいい、高度広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第三十五条の五第二項に規定する誤り訂正内符号の符号化率をいう。

(様式等)

第七十一条 法第九十四条第二項の認定証の様式は、別表第十号で定める。

2 前条第一項の規定は、広帯域伝送方式等による放送を行う衛星基幹放送の業務に係る認定証に周波数を記載する場合に準用する。

3 前条第二項の規定は、狭帯域伝送方式等による放送を行う衛星基幹放送の業務に係る認定証に周波数を記載する場合に準用する。

(事業計画書の公表等)

第七十二条 総務大臣は、第六十四条の申請書（第七十四条第一項、第七十八条第一項及び第七十九条第一項の申請書並びに第七十七条及び第八十六条第一項の規定による届出書を含む。）及び

三 搬送波の変調の方式 広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第三十一条第二項に規定する変調の形式をいい、高度広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第三十五条の四第二項に規定する変調の形式をいう。

四 誤り訂正内符号の符号化率 広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第三十二条第二項に規定する誤り訂正内符号の符号化率をいい、高度広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第三十五条の五第二項に規定する誤り訂正内符号の符号化率をいう。

(様式等)

第十七条の十五 法第五十二条の十四第二項の認定証の様式は、別表第十五号で定める。

2 前条第一項の規定は、広帯域伝送方式等による放送を委託して行わせる委託放送業務に係る認定証に周波数を記載する場合に準用する。

3 前条第二項の規定は、狭帯域伝送方式等による放送を委託して行わせる委託放送業務に係る認定証に周波数を記載する場合に準用する。

(事業計画書の公表等)

第十七条の十五の二 総務大臣は、第十七条の九の申請書（第十七条の十七第一項、第十七条の二十一第一項及び第十七条の二十一の二第一項の申請書並びに第十七条の二十及び第十七条の二十六

第六十五条第一項の事業計画書（第七十四条第一項、第七十六条第一項、第七十八条第一項第七号及び第七十九条第一項第六号の事業計画並びに第八十六条第一項の規定により提出された書類を含む。）に記載された事項のうち、特に公表することが適当であるものを告示する。

2 総務大臣は、前項の規定により告示した事項について、インターネットの利用その他の方法により公表する。

（基幹放送の業務の開始等の届出）

第七十三条 法第九十五条第一項の規定による業務の開始の届出は、別表第十一号の様式により行うものとする。

2 法第九十五条第二項の規定による業務の休止の届出は、別表第十二号の様式により行うものとする。

3 法第百条の規定による業務の廃止の届出は、別表第十三号の様式により行うものとする。

（認定の更新の申請）

第七十四条 地上基幹放送の業務の認定の更新を申請しようとする者は別表第十四号の様式の更新申請書を、衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務の認定の更新を申請しようとする者は別表第十五号の様式の更新申請書を総務大臣に提出するものとする。

第一項の規定による届出書を含む。）及び第十七条の十第一項の事業計画書（第十七条の十七第一項、第十七条の十九第一項、第十七条の二十一第一項第七号及び第十七条の二十一の二第一項第六号の事業計画並びに第十七条の二十六第一項の規定により提出された書類を含む。）に記載された事項のうち、特に公表することが適当であるものを告示する。

2 （同上）

（委託放送業務の開始等の届出）

第十七条の十六 法第五十二条の十五又は法第五十二条の二十の規定による届出をしようとする場合は、文書により行うものとする。この場合において、当該届出が法第五十二条の十五第二項の規定によるものであるときは、その理由を届書に附記するものとする。

（認定の更新の申請）

第十七条の十七 委託放送業務の認定の更新を申請しようとする者は、別表第十六号の様式の更新申請書を総務大臣に提出するものとする。

る。

2 前項の申請書には、次に掲げる基幹放送の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付するものとする。

一 地上基幹放送 別表第六号から別表第九号までの様式による書類

二 前号に掲げる放送以外の基幹放送 別表第七号の様式による事業計画書

(認定の更新の申請の期間)

第七十五条 基幹放送の業務(法第九十三条第五項の規定の適用を受けるものを除く。)の認定の更新の申請は、認定の失効前三箇月以上六箇月を超えない期間において行わなければならない。

(放送事項等の変更)

第七十六条 法第九十七条第一項の規定により変更の許可を受けようとする者は、別表第十六号の様式の申請書に事業計画書及び事業収支見積書を添えて、総務大臣に提出するものとする。

2 前項の事業計画書の様式は、別表第七号に掲げるとおりとし、事業収支見積書の様式は、別表第八号に掲げるとおりとする。

3 法第九十七条第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、次に掲げる場合とする。

一 放送事項のうち補完放送(電波法施行規則第二十八条の十七に規定する補完放送をいう。以下同じ。)に係る追加、削除又

2 前項の申請書には、別表第十三号の様式による事業計画書を添付するものとする。

(認定の更新の申請の期間)

第十七条の十八 委託放送業務の認定の更新の申請は、認定の失効前三箇月以上六箇月を超えない期間において行わなければならない。

(委託放送事項等の変更)

第十七条の十九 法第五十二条の十七第一項の規定により変更の許可を受けようとする者は、別表第十七号の様式の申請書に事業計画書及び事業収支見積書を添えて、総務大臣に提出するものとする。

2 前項の事業計画書の様式は、別表第十三号に掲げるとおりとし、事業収支見積書の様式は、別表第十四号に掲げるとおりとする。

は変更の場合（衛星基幹放送の場合に限る。）

二 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更が別表第十七号に該当する場合

4 法第九十七条第二項の規定による変更¹に該当する届出は、様式第十八号の様式により行うものとする。

5 法第九十七条第三項第三号の総務省令で定めるときは、次のとおりとする。

一 総務大臣が基幹放送用周波数使用計画を変更し、衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局に係る人工衛星の軌道若しくは位置又は周波数を変更した後、当該基幹放送局の免許人以外の者が当該計画の変更により新たに定められた人工衛星の軌道若しくは位置又は周波数を免許状に記載すべき国内放送又は内外放送をする無線局の免許を受けたとき。

二 第七十条の規定により一秒における伝送容量（広帯域伝送方式等による放送の場合は一秒におけるシンボル数。次号において同じ。）を指定された基幹放送事業者が、その指定を一秒における基準伝送容量（広帯域伝送方式等による放送の場合は一秒における基準シンボル数。次号、第八十四条第二項第二号及び第八十五条第二号において同じ。）による指定に変更しようとするとき。

三 第七十条の規定により一秒における基準伝送容量を指定された基幹放送事業者が、その指定を一秒における伝送容量による指定に変更しようとするとき。

四 混信の除去その他特に必要がある場合であつて、総務大臣が別に告示するとき。

3 法第五十二条の十七第二項第三号の総務省令で定めるときは、次のとおりとする。

一 総務大臣が放送用周波数使用計画を変更し、委託の相手方の当該委託に係る人工衛星の軌道若しくは位置又は周波数を変更した後、委託の相手方以外の者が当該計画の変更により新たに定められた人工衛星の軌道若しくは位置又は周波数を免許状に記載すべき受託国内放送又は受託内外放送をする無線局の免許を受けたとき。

二 第十七条の十四の規定により一秒における伝送容量（広帯域伝送方式等による放送の場合は一秒におけるシンボル数。次号において同じ。）を指定された委託放送事業者が、その指定を一秒における基準伝送容量（広帯域伝送方式等による放送の場合は一秒における基準シンボル数。次号、第十七条の二十四第二項第三号及び第十七条の二十五第三号において同じ。）による指定に変更しようとするとき。

三 第十七条の十四の規定により一秒における基準伝送容量を指定された委託放送事業者が、その指定を一秒における伝送容量による指定に変更しようとするとき。

四 （同上）

(共同相続における認定承継の特例)

第七十七条 相続人が二人以上ある場合において、その協議により、認定基幹放送事業者の地位を承継すべき相続人を定めたときは、その者は、法第九十八条第一項の添付書類に他の相続人がこれを同意した事実を証する書面を含めて、総務大臣に届け出なければならぬ。

(認定の承継の申請)

第七十八条 法第九十八条第二項の規定により認定基幹放送事業者の地位を承継しようとするとき又は同条第三項前段の規定により認可を受けようとするとき(合併又は分割による場合に限る。)は、別表第十九号の様式により、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出して行うものとする。

- 一 合併又は分割当事者の商号又は名称、住所及び代表者の氏名
- 二 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により基幹放送の業務を承継する法人の予定する商号又は名称、住所及び代表者の氏名

三 合併又は分割決議年月日及び合併又は分割がその効力を生ずる予定年月日

四 合併又は分割の理由

五 認定基幹放送事業者の地位の承継を必要とする理由(法第九十八条第三項前段の場合にあつては、地上基幹放送の業務を承継する理由)

六 承継に係る基幹放送の種類、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、認定番号(法第九十八条第三項前段の場合)

(共同相続における認定承継の特例)

第十七条の二十 相続人が二人以上ある場合において、その協議により、委託放送事業者の地位を承継すべき相続人を定めたときは、その者は、法第五十二条の十八第一項の添付書類に他の相続人がこれを同意した事実を証する書面を含めて、総務大臣に届け出なければならぬ。

(認定の承継の申請)

第十七条の二十一 法第五十二条の十八第二項の規定により委託放送事業者の地位を承継しようとするとき(合併又は分割による場合に限る。)は、別表第十八号の様式により、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出して行うものとする。

一 (同上)

- 二 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により委託放送業務を承継する法人の予定する商号又は名称、住所及び代表者の氏名

三 合併又は分割決議年月日及び合併又は分割による登記の予定年月日

四 (同上)

五 委託放送事業者の地位の承継を必要とする理由

六 承継に係る委託放送業務の委託して行わせる放送の種類、認定番号、委託放送事業者の商号又は名称

にあつては、無線局の識別番号、種別及び免許の番号）及び認定基幹放送事業者（法第九十八条第二項前段の場合にあつては、特定地上基幹放送事業者）の商号又は名称

七 事業計画、事業収支見積り及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

二 株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書その他合併又は分割に関する意思決定を証するに足りる書類（地上基幹放送の場合は、基幹放送局提供事業者との放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。）

三 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により基幹放送の業務を承継する法人の定款又は寄附行為の案

3 第一項の申請者は、設立登記又は変更登記を完了したときは、直ちにその登記事項証明書を経務大臣に提出しなければならぬ。

4 法第九十八条第二項前段の申請は、電波法第二十条第四項に規定する許可の申請と同時に行うものとする。

5 総務大臣は、法第九十八条第三項前段の規定により、認可をしたときは、認定証を交付するものとする。

第七十九条 法第九十八条第二項の規定に基づき認定基幹放送事業者の地位を承継しようとするとき又は同条第三項後段の規定により認可を受けようとするとき（譲渡による場合に限る。）は、別表第二十号の様式により、次に掲げる事項を記載した申請書を総

七 事業計画及び事業収支見積り

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 （同上）

二 株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書その他合併又は分割に関する意思決定を証するに足りる書類

三 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により委託放送業務を承継する法人の定款又は寄附行為の案

3 （同上）

第十七条の二十一の二 法第五十二条の十八第二項の規定に基づき委託放送事業者の地位を承継しようとするとき（譲渡による場合に限る。）は、別表第十八号の様式により、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出して行うものとする。

務大臣に提出して行うものとする。

一 譲渡人の氏名（譲渡人が法人又は団体であるときは、その商号又は名称及び代表者の氏名）及び住所

二 譲受人が事業を譲り受ける年月日

三 事業の譲渡し（法第九十八条第三項後段（特定地上基幹放送局の免許人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合に係る部分に限る。）又は譲受け（同条第二項及び第三項後段（特定地上基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を行う事業を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合に係る部分に限る。）の場合）の理由

四 認定基幹放送事業者の地位の承継を必要とする理由（法第九十八条第二項の場合に限る。）又は認可を必要とする理由（法第九十八条第三項後段の場合に限る。）

五 承継又は法第九十八条第三項後段の認可に係る基幹放送の種類、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、認定番号（法第九十八条第三項後段の場合にあつては、無線局の識別番号、種別及び免許の番号）及び認定基幹放送事業者（法第九十八条第三項後段の場合にあつては、特定地上基幹放送事業者）の商号又は名称

六 事業計画、事業収支見積り及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 事業の譲渡に関する契約書の写し（地上基幹放送の場合は、基幹放送局提供事業者との放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。）

一 （同上）

二 （同上）

三 事業の譲受けの理由

四 委託放送事業者の地位の承継を必要とする理由

五 承継に係る委託放送業務を委託して行わせる放送の種類、認定番号、委託放送事業者の商号又は名称

六 事業計画及び事業収支見積り

2 （同上）

一 事業の譲渡に関する契約書の写し

二 譲受人が法人であるときは、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書（譲受人が法人でないときは、これらに準ずるもの）

3| 法第九十八条第三項後段の申請は、電波法第二十条第四項に規定する許可の申請と同時に行うものとする。

4| 総務大臣は、法第九十八条第三項後段の規定により、認可をしたときは、認定証を交付するものとする。

(訂正)

第八十条 認定基幹放送事業者は、法第九十九条の認定証の訂正を受けようとするときは、総務大臣に対し、事由及び訂正すべき箇所を付して、その旨を申請するものとする。

2 前項の申請があつた場合において、総務大臣は、新たな認定証の交付による訂正を行うことがある。

3 総務大臣は、第一項の申請による場合のほか、職権により認定証の訂正を行うことがある。

4 認定基幹放送事業者は、新たな認定証の交付を受けたときは、遅滞なく旧認定証を返さなければならない。

(認定証の再交付)

第八十一条 認定基幹放送事業者は、認定証を破損し、汚し、失つた等のために認定証の再交付を申請しようとするときは、理由を記載した申請書に事業計画書及び事業収支見積書を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

2 前条第四項の規定は、前項の規定により認定証の再交付を受けた場合に準用する。ただし、認定証を失つた等のためにこれを返

二 (同上)

(訂正)

第十七条の二十二 委託放送事業者は、法第五十二条の十九の認定証の訂正を受けようとするときは、総務大臣に対し、事由及び訂正すべき箇所を附して、その旨を申請するものとする。

2 (同上)

3 総務大臣は、第一項の申請による場合のほか、職権により認定証の訂正を行うことがある。

4 委託放送事業者は、新たな認定証の交付を受けたときは、遅滞なく旧認定証を返さなければならない。

(認定証の再交付)

第十七条の二十三 委託放送事業者は、認定証を破損し、汚し、失つた等のために認定証の再交付を申請しようとするときは、理由を記載した申請書に事業計画書及び事業収支見積書を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

2 (同上)

することができない場合は、この限りでない。

第二款 業務

(緊急警報記号の使用)

第八十二条 認定基幹放送事業者は、次の表の上欄に掲げる場合において、災害の発生予防又は被害の軽減に役立つようにするため必要があると認めるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる緊急警報信号を前置して放送をすることができる。

區別	前置する緊急警報信号
一 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律七十三号）第九条第一項の規定により警戒宣言が発せられたことを委託して放送をさせる場合	第一種開始信号
二 災害対基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第五十七条（大規模地震対策特別措置法第二十条において準用する場合を含む。）の規定により求められた放送を委託して行わせる場合	第一種開始信号
三 気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十三条第一項の規定により津波警報が発せられたことを委託して放送をさせる場合	第二種開始信号

2 認定基幹放送事業者は、前項に規定する緊急警報信号を前置して放送をしたときは、速やかに終了信号を送らせなければならない。

3 緊急警報信号は、前二項に規定する場合のほかは使用してはならない。

(地域符号の使用区分)

第八十三条 緊急警報信号に使用する地域符号（緊急警報信号の受信地域を一定の地域とするための符号をいう。）の使用区分は、無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第百三十八条の三の表のとおりとする。

(基幹放送業務日誌)

第八十四条 基幹放送事業者の事務所には、基幹放送業務日誌を備え付けておかなければならない。

2 基幹放送業務日誌には、毎日次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、総務大臣において特に必要がないと認められた場合は、記載の一部を省略することができる。

一 放送のたびごとの放送の業務の開始及び終了の時刻

(委託放送業務日誌)

第十七条の二十四 委託放送事業者の事務所には、委託放送業務日誌を備え付けておかなければならない。

2 委託放送業務日誌には、毎日次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、総務大臣において特に必要がないと認められた場合は、記載の一部を省略することができる。

一 各放送番組の題名並びにその放送の開始及び終了の時刻（テレビジョン放送による委託放送業務において、補完放送であつて、映像に伴うものの放送として字幕放送、解説放送、ステレオホニツク放送、二か国語放送又はその他の放送を行った場合はそれらを明確に識別することができるように表示し、第十七条の十四の規定により複数の走査方式等（第十七条の十四第一項第八号から第十一号まで又は同条第二項第五号から第八号ま

二 第七十条の規定により一秒における基準伝送容量を指定された場合は、指定された周波数ごとに使用された伝送容量（広帯域伝送方式等による放送の場合は使用されたシンボル数。以下「使用伝送容量」という。）の一日の平均値（一秒当たりの使用伝送容量の一日の総和を八六、四〇〇秒で除して得られた値をいう。ただし、一未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た値とする。）

三 第八十二条の規定により緊急警報信号を使用して放送をしたときは、そのたびごとにその事実（緊急警報信号発生装置をその業務に用いる者に限る。）

四 任意に放送の業務を休止した時間

五 放送の業務が中断された時間

六 その他参考となる事項

（放送のたびごとの放送の開始及び終了の時刻並びに使用伝送容量の一日の平均値の期間中における平均値の記録の提出）

第八十五条 基幹放送事業者は、毎年四月から各六箇月の期間（臨

で掲げる事項をいう。以下同じ。）を指定された場合は走査方式等を明確に識別することができるように表示すること。）

二 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行った場合は、委託放送業務ごとに、超短波放送にあつては主音声、テレビジョン放送にあつては映像に使用されたシンボル数又は伝送容量の一日の平均値

三 第十七条の十四の規定により一秒における基準伝送容量を指定された場合は、指定された周波数ごとに使用された伝送容量（広帯域伝送方式等による放送の場合は使用されたシンボル数。以下「使用伝送容量」という。）の一日の平均値（一秒当たりの使用伝送容量の一日の総和を八六、四〇〇秒で除して得られた値をいう。ただし、一未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た値とする。）

四 無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第三百三十八条の二の規定により緊急警報信号を使用して放送を委託して行わせたときは、そのたびごとにその事実

五 受託国内放送又は受託内外放送を行う放送局の運用許容時間中において任意に委託して放送をさせることを休止した時間

六 委託して放送をさせることが中断された時間

七 （同上）

（抄録の提出）

第十七条の二十五 委託放送事業者は、委託放送業務日誌によつ

時目的放送を専ら行う基幹放送事業者にあつては認定の有効期間)ごとにその期間中における次に掲げる事項を簡明に記載した記録を、速やかに総務大臣に提出しなければならない。ただし、総務大臣において特に必要がないと認められた場合は記録の提出又は記載事項の一部を省略することができる。

一 放送のたびごとの放送の開始及び終了の時刻(記録すべき期間中において毎日放送の業務を行った基幹放送事業者を除く。)

二 第七十条の規定により一秒における基準伝送容量を指定された場合は、使用伝送容量の一日の平均値(前条第二項第二号に規定する使用伝送容量の一日の平均値をいう。)のその期間中における平均値(一未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た値)

三 その他参考となる事項

て、毎年四月から各六箇月の期間(臨時目的放送を専ら委託して行わせる委託放送事業者にあつては認定の有効期間)ごとにその期間中における次に掲げる事項を簡明に記載した抄録を、速やかに総務大臣に提出しなければならない。

一 委託放送総放送時間(テレビジョン放送による委託放送業務において、補完放送であつて、映像に伴うものの放送として字幕放送、解説放送、ステレオホニツク放送、二か国語放送又はその他の放送を行った場合は、それぞれの総放送時間、第十七条の十四の規定により複数の走査方式等を指定された場合は、それぞれの走査方式等の総放送時間を記載すること。)

二 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うものの以外のものの放送を行った場合は、委託放送業務ごとに、超短波放送にあつては主音声、テレビジョン放送にあつては映像に使用されたシンボル数又は伝送容量のその期間中における平均値

三 第十七条の十四の規定により一秒における基準伝送容量を指定された場合は、使用伝送容量の一日の平均値(前条第二項第三号に規定する使用伝送容量の一日の平均値をいう。)のその期間中における平均値(一未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た値)

四 無線局運用規則第三百十八条の二の規定により緊急警報信号を使用して放送を委託して行わせた事実

五 委託して放送をさせることが中断された時間

六 (同上)

(事業計画書の変更等)

第八十六条 認定基幹放送事業者（協会及び学園を除く。次項において同じ。）は、法第九十三条第四項に規定する事業計画書に変更があつたときは、別に告示するところにより、総務大臣に届け出なければならぬ。

2 認定基幹放送事業者（臨時目的放送を専ら行う認定基幹放送事業者を除く。）は、基幹放送の業務を行う事業の決算期ごとに、その事業収支の結果を総務大臣に報告しなければならない。

3 前項の報告は、計算書類の提出をもつてこれに替えることができる。

【第八十二条に移動】

第十七条の二十六 委託放送事業者は、法第五十二条の十三第三項に規定する事業計画書に変更があつたときは、別に告示するところにより、総務大臣に届け出なければならぬ。

2 委託放送事業者（臨時目的放送を専ら委託して行わせる委託放送事業者を除く。）は、委託放送事業の決算期ごとに、その事業収支の結果を総務大臣に報告しなければならない。

3 (同上)

(緊急警報記号の使用)

第十七条の二十七 委託放送事業者は、次の表の上欄に掲げる場合において、災害の発生の予防又は被害の軽減に役立つようにするため必要があると認めるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる緊急警報信号を前置して委託して放送をさせることができる。

區別		前置する緊急警報信号
一	大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律七十三号）第九条第一項の規定により警戒宣言が発せられたことを委託して放送をさせる場合	第一種開始信号
二	災害対基本法（昭和三十六年法律第二百一	

<p>十三号) 第五十七条(大規模地震対策特別措置法第二十条において準用する場合を含む。)の規定により求められた放送を委託して行わせる場合</p>	
<p>三 気象業務法(昭和二十七年法律第六十五号)第十三条第一項の規定により津波警報が発せられたことを委託して放送をさせる場合</p>	<p>第二種開始信号</p>

2 委託放送事業者は、前項に規定する緊急警報信号を前置して委託して放送をさせたときは、速やかに終了信号を送らせなければならない。

3 (同上)

(地域符号の使用区分)

第十七条の二十八 緊急警報信号に使用する地域符号(緊急警報信号の受信地域を一定の地域とするための符号をいう。)の使用区分は、無線局運用規則第三百三十八条の三の表のとおりとする。

【第八十二条に移動】

第三節 外国人等の取得した株式の取扱い

(上場されている株式に準ずる株式)

第八十七条 法第百十六条第一項の総務省令で定める株式は、認可金融商品取引業協会(金融商品取引法第六十七条第一項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下同じ。)の規則の定める

ところにより、店頭売買につき、売買値段を発表するものとして登録された株式とする。

(株主名簿に記載し、又は記録する方法)

第八十八条 法第百十六条第二項の総務省令で定める株主名簿に記載し、又は記録する方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一 法第九十三条第一項第六号ホ(2)及び電波法第五条第四項第三号ロに掲げる者のうち、その者が占める法第百十六条第一項に規定する基幹放送事業者の議決権の割合が十分の一未満であるものが有する株式(第六十二条第三項(同条第四項の規定の適用がある場合を含む。))及び電波法施行規則第六条の三の二第三項(同条第四項の規定の適用がある場合を含む。))に規定する計算の対象となる場合における議決権に係る株式を除く。)

については、そのすべてについて記載し、又は記録する。

二 法第百十六条第一項の外国人等(第六十二条第五項及び電波法施行規則第六条の三の二第五項の規定に基づきそのすべてを間接に占められる議決権の割合(次条において「間接議決権割合」という。))とされる議決権に係る株式を有する法人又は団体を含む。以下この条及び第九十条において「外国人等」という。)

のうち通知を受けた時点の株主名簿に記載され、又は記録されている者が有する株式(前号に規定する株式を除く。)

については、当該名簿に記載され、又は記録されている株式の数と通知に係る株式の数のうち、いずれか少ない数(以下この号において「記載・記録優先株式の数」という。))を当該外国人等に係る株式の数として一株単位(単元株式数を定款で定め

ている場合にあつては、一単元の株式の単位。以下同じ。）で記載し、又は記録する。この場合において、法第百十六条第一項に規定する欠格事由（以下この条において単に「欠格事由」という。）に該当することとなるときは、外国人等が有する株式について、欠格事由に該当することとならない範囲内で、記載・記録優先株式の数に応じて一株単位で案分して計算することにより記載し、又は記録する株式を特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより記載し、又は記録する株式を特定して記載し、又は記録する。

三 前二号の規定により記載し、又は記録し、及び次条第二項を適用した場合においてなお欠格事由に該当することとならないときは、外国人等が有する株式のうち前号前段の規定による記載又は記録がされなかつたものについて、欠格事由に該当することとならない範囲内で、その数に依じて一株単位で案分して計算することにより記載し、又は記録する株式を特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより記載し、又は記録する株式を特定して記載し、又は記録する。

（議決権を有することとなる株式）

第八十九条 法第百十六条第三項及び第四項の法第九十三条第一項第六号ホ(1)及び同号ホ(2)又は電波法第五条第四項第三号イ及びロに掲げる者が有する株式のうち同号に定める事由に該当することとならないように総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める株式（以下この条及び次条において「議決権制限株

式」という。) 以外の株式とする。

一 法第九十三条第一項第六号ホ(1)に掲げる者(次号の電波法第五條第四項第三号イに掲げる者と併せて、以下この条において「外国法人等」という。)が、法人又は団体の議決権を新たに有し、又は追加して有することによつて、法第百十六條第三項に規定する地上基幹放送を行う認定基幹放送事業者(以下この条において「地上基幹放送事業者」という。)が法第九十三条第一項第六号ホに定める事由に該当することとなる場合 地上基幹放送事業者の株主たる法人又は団体が有する株式であつて、当該新たに有し、又は追加して有する議決権により新たに間接議決権割合として算入される議決権に係るもののうち、法第九十三条第一項第六号ホの合計した割合(次項において「第一号外国人等議決権割合」という。)の五分の一以上の部分(第三号において「第一号超過議決権部分」という。)に相当する部分に対応するもの(当該法人又は団体が二以上あるときは、当該法人又は団体の議決権に占める外国法人等の割合(一の外国法人等が占める当該法人又は団体の議決権の割合が二分の一を超える場合における割合は、十割とする。第三号において同じ。))に依つて一株単位で案分して計算することにより特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより特定した数の株式)

二 電波法第五條第四項第三号イに掲げる者が、法人又は団体の議決権を新たに有し、又は追加して有することによつて、法第百十六條第四項に規定する特定地上基幹放送事業者(以下この条において単に「特定地上基幹放送事業者」という。)が電波

法第五条第四項第三号に定める事由に該当することとなる場合
特定地上基幹放送事業者の株主たる法人又は団体が有する株式
であつて、当該新たに有し、又は追加して有する議決権により
新たに間接議決権割合として算入される議決権に係るもの
のうち、電波法第五条第四項第三号の合計した割合（次項におい
て「第二号外国人等議決権割合」という。）の五分の一以上の部
分（次号において「第二号超過議決権部分」という。）に相当
する部分に対応するもの（当該法人又は団体が二以上あるとき
は、当該法人又は団体の議決権に占める外国法人等の割合（一
の外国法人等が占める当該法人又は団体の議決権の割合が二分
の一を超える場合における割合は、十割とする。次号において
同じ。）に依つて一株単位で案分して計算することにより特定
し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより特定した
数の株式）

三 第六十二条の規定により同条第三項及び第四項の計算がされ
た結果、地上基幹放送事業者が法第九十三条第一項第六号ホに
定める事由に該当することとなる場合並びに電波法施行規則第
六条の三の二第六項の規定により同条第三項及び第四項の計算
がされた結果、特定地上基幹放送事業者が電波法第五条第四項
第三号に定める事由に該当することとなる場合 第六十二条又
は電波法施行規則第六条の三の二第六項の規定による計算に係
る株式のうち、第一号超過議決権部分及び第二号超過議決権部
分に相当する部分に対応するもの（同項の計算に係る法人又は
団体が二以上あるときは、当該法人又は団体の議決権に占める
外国法人等の割合に依つて一株単位で案分して計算することに

より特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより特定した数の株式)

- 2) その株式に議決権制限株式がある地上基幹放送事業者の第一号外国人等議決権割合若しくは特定地上基幹放送事業者の第二号外国人等議決権割合(以下この条において「外国人等議決権割合」という。)が五分の一未満となる場合又はその株式に議決権制限株式がある地上基幹放送事業者若しくは特定地上基幹放送事業者について前条第二号の規定により記載し、若しくは記録することによつてもなお外国人等議決権割合が五分の一未満となる場合は、当該地上基幹放送事業者又は特定地上基幹放送事業者の議決権制限株式は、外国人等議決権割合が五分の一以上とならない範囲内で、議決権制限株式となつた時期の早いものから順に、議決権を有することとなる株式とするものとする。この場合において、同時に議決権制限株式とされたものが二以上あつて、当該株式を有する者が二以上ある場合は、同時に議決権制限株式とされた株式の数に依じて一株単位で案分して計算することにより議決権を有することとなる株式を特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより議決権を有することとなる株式を特定するものとする。

(通知)

第九十条 基幹放送事業者は、法第百十六条第二項、第三項又は第四項の規定により、株主名簿に記載若しくは記録しない外国人等が有するとみなされる株式がある場合又はその株式が議決権制限株式となる場合若しくはその議決権制限株式が議決権を有するこ

となる株式となる場合には、その株式を有する者に対し、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

- 一 株主の氏名又は名称
- 二 株主の住所
- 三 記載若しくは記録が拒まれた株式の数又は議決権を有しないこととされた若しくは有することとされた株式の数
- 四 記載若しくは記録が拒まれた日又は議決権を有しないこととされた若しくは有することとされた日

(公告)

第九十一条 法第百十六条第五項の公告は、会社の定款で定める公告の方法により、六か月ごとに行うものとする。

2 法第百十六条第五項ただし書の総務省令で定める割合は、百分の十五とする。

第四節 基幹放送局提供事業者

(役務の提供条件)

第九十二条 法第百十八条第一項の総務省令で定める提供条件は、次のとおりとする。

- 一 放送局設備供給役務（法第百十八条第一項の放送局設備供給役務をいう。以下同じ。）の料金及びその支払い方法
 - 二 基幹放送局設備の管理方法
 - 三 その他基幹放送の業務の運営に重大な関係を有する事項
- 2 法第百十八条第一項の届出をしようとする者は、別表第二十一号の様式の届出書に次に掲げる書類を添えて、総務大臣に提出す

るものとする。

- 一 提供条件（変更の届出の場合には、提供条件の新旧対照）
- 二 実施しようとする期日

（兼業事業者の会計整理等）

第九十三条 法第百十九条の規定により、基幹放送局提供事業者であつて認定基幹放送事業者又は特定地上基幹放送事業者を兼ねるもの（以下「兼業事業者」という。）が行う会計の整理及びこれに基づき公表しなければならない事項は、次条から第百一条までに定めるところによる。

（遵守義務）

第九十四条 兼業事業者は、次の各号に掲げる場合を除き、基幹放送局設備等（法第百十九条の基幹放送局設備等をいう。以下同じ。）を基幹放送の業務の用に供する業務（以下「放送局設備等供給業務」という。）に関する会計を整理しなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。

- 一 兼業事業者が基幹放送局設備を用に供する衛星基幹放送、移動受信地上基幹放送又は地上基幹放送の別が、その兼業事業者が行う基幹放送の別と異なる場合

- 二 兼業事業者の基幹放送局（自己の基幹放送の業務に用いる放送局を除く。）の放送区域（法第七条第三項第二号に規定する放送区域をいう。）と当該兼業事業者の基幹放送の業務に係る放送対象地域の重複がない場合（前号に掲げる場合を除く。）

2 第二十五条の規定は、兼業事業者の会計について準用する。

（会計の基準の整備等）

第九十五条 兼業事業者は、この省令の規定に基づく費用及び収益の計算を正確に行うための規程その他経理に関する制度を整え、放送局設備等供給業務に関する会計を整理しなければならない。

（会計単位の区分）

第九十六条 兼業事業者は、放送局設備等供給業務に関連する費用及び収益を、放送局設備等供給業務管理部門（当該兼業事業者の基幹放送局設備等（当該基幹放送局設備等のうち、特定地上基幹放送局等設備（法第百十二条に規定する特定地上基幹放送局等設備をいう。以下同じ。）にあつては、当該兼業事業者の基幹放送局設備に相当する部分に限る。以下この条において同じ。）及びその管理運営（開発、計画、設置、運用、保守、撤去及びその他の活動並びにこれらに付随する活動をいう。以下同じ。）に必要な費用並びに当該基幹放送局設備等の提供に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。以下同じ。）と放送局設備等供給業務利用部門（基幹放送の業務に属する活動（当該兼業事業者の基幹放送局設備等及びその管理運営を除く。）に必要な費用及び当該活動に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。以下同じ。）とに適正に区分して整理しなければならない。

2 前項の場合において、基幹放送局設備等の利用に関する放送局設備等供給業務管理部門と放送局設備等供給業務利用部門との取

引は、法第百十八条第一項に規定により届け出られた放送局設備供給役務の提供条件に記載された当該取引に適用することが相当と認められる料金の振替によつて整理しなければならない。

(損益計算書及び配賦整理書)

第九十七条 兼業事業者は、別表第二十二号の様式による損益計算書並びに当該損益計算書を作成する際に準拠した費用及び収益の配賦の基準並びに整理の手順を記載した書類（以下「配賦整理書」という。）を作成しなければならない。

2| 前項の損益計算書に掲記される科目その他の事項の金額は、千円単位をもつて表示することができる。

(費用及び収益の整理)

第九十八条 別表第二十二号の様式による損益計算書の二以上の科目に関連する費用及び収益は、適正な基準によりそれぞれの科目に整理しなければならない。

(公表等)

第九十九条 兼業事業者は、第九十七条第一項の損益計算書及び配賦整理書を、毎事業年度経過後三月以内に当該兼業事業者の事務所に備え置き、その日から起算して五年を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2| 兼業事業者は、第九十七条第一項の損益計算書及び配賦整理書を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなけ

ればならない。

(計算結果証明)

第百条 兼業事業者は、第九十七条第一項の損益計算書が、この省令の規定に基づいて適正に作成されていることについての職業的に資格のある会計監査人による証明を得なければならない。

(会計記録の保存)

第百一条 兼業事業者は、第九十七条第一項の損益計算書の作成に用いた帳簿その他の会計記録を毎事業年度経過後五年間保存しなければならない。

第五節 基幹放送の電気通信設備

第一款 設備の損壊又は故障の対策に関する技術基準

【別途意見公募を行うもの】

第二款 設備の報告等

(放送の停止等の報告)

第百二条 法第百十三条第一項及び第二項並びに第百二十二条の規定による報告をしようとする者は、報告を要する事由が発生した後速やかにその発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により報告すると

もに、その詳細について、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める様式の報告書を、報告を要する事由が発生した日から三十日以内に提出しなければならない。

一 認定基幹放送事業者の基幹放送設備(法第九十三条第一項第三号に規定する基幹放送設備をいう。以下同じ。) 別表第二十三号の一号の様式

二 特定地上基幹放送事業者の特定地上基幹放送局等設備 別表第二十三号の二号の様式

三 基幹放送局提供事業者の基幹放送局設備 別表第二十三号の三号の様式

(報告を要する重大な事故)

第百三条 法第百十三条第一項の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送設備に起因して当該基幹放送設備を用いて行われる放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が十五分以上のものとする。

2) 法第百十三条第二項の総務省令で定める重大な事故は、特定地上基幹放送局等設備(特定地上基幹放送局(法第二条第二十二号に規定する特定地上基幹放送局をいう。以下同じ。))の無線設備にあつては、基幹放送用周波数使用計画(昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号)第二から第七までに定める周波数を使用するものに限る。以下この項において同じ。)に起因して放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、次の各号に掲げるものとする。

一 放送対象地域において自己に属する他の基幹放送局の放送番

組を中継する方法のみにより放送を行う基幹放送局（以下この条において「中継局」という。）の無線設備（当該中継局に係る中継回線設備を含む。以下この条において同じ。）に起因して当該中継局を用いて行われる放送を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のものである。

3) 法第二百二十二条の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送局設備（地上基幹放送局（地上基幹放送をする放送局をいう。）の無線設備にあつては、基幹放送用周波数使用計画第二から第七までに定める周波数を使用するものに限る。以下この項において同じ。）に起因して放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、次の各号に掲げるものとする。

一 中継局の無線設備に起因して当該中継局を用いて行われる放送を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のものである。

二 基幹放送局設備（中継局の無線設備を除く。）に起因して当該基幹放送局設備を用いて行われる放送を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が十五分以上のものである。

4) コミュニティ放送に係る重大な事故は、前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

一 法第百十三条第一項の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送設備に起因して当該基幹放送設備を用いて行われる放送の

全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のもの

二 法第百十三条第二項の総務省令で定める重大な事故は、特定地上基幹放送局等設備（中継局の無線設備を除く。）に起因して当該特定地上基幹放送局等設備を用いて行われる放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のもの

三 法第百二十二条の総務省令で定める重大な事故は、基幹放送局設備（中継局の無線設備を除く。）に起因して当該基幹放送局設備を用いて行われる放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のもの

5 前各項の規定は、臨時目的放送、試験放送（別表第五号の第九号(3)の試験放送をいう。）及び衛星試験放送（同号(4)の衛星試験放送をいう。）に係る重大な事故については、適用しない。

（立入検査の身分証明書）

第百四条 法第百十五条第三項及び第百二十四条第二項の証明書は、別表第二十四号の様式によるものとする。

（設備に関する報告）

第百五条 認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、毎年四月から各六箇月までの期間ごとにその期間中における基幹放送設備、特定地上基幹放送局等設備又は基幹放送局設備の状況について、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める様式の報告書を総務大臣に提出しなければ

ばならない。

- 一 認定基幹放送事業者の基幹放送設備 別表第二十五号の様式
- 二 特定地上基幹放送事業者の特定地上基幹放送局等設備 別表第二十六号の様式
- 三 基幹放送局提供事業者の基幹放送局設備 別表第二十七号の様式

第六節 外国人等の取得した株式の扱い

(上場されている株式に準ずる株式)

第一百六条 法第二百五条第一項の総務省令で定める株式は、認可金融商品取引業協会の規則の定めるところにより、店頭売買につき、売買値段を發表するものとして登録された株式とする。

(株主名簿に記載し、又は記録する方法)

第一百七条 法第二百五条第二項において準用する法第一百六条第二項の総務省令で定める株主名簿に記載し、又は記録する方法は、次の各号に掲げる方法とする。

- 一 電波法第五条第四項第三号ロに掲げる者のうち、その者が占める法第二百五条第一項に規定する基幹放送局提供事業者の議決権の割合が十分の一未満であるものが有する株式(電波法施行規則第六条の三の二第三項(同条第四項の規定の適用がある場合を含む。)に規定する計算の対象となる場合における議決権に係る株式を除く。)については、そのすべてについて記載し、又は記録する。

二 法第二百二十五条第一項の外国人等（電波法施行規則第六条の三の二第五項の規定に基づきそのすべてを間接に占められる議決権の割合（次条において「間接議決権割合」という。）とされる議決権に係る株式を有する法人又は団体を含む。以下この条及び第九条において「外国人等」という。）のうち通知を受けた時点の株主名簿に記載され、又は記録されている者が有する株式（前号に規定する株式を除く。）については、当該名簿に記載され、又は記録されている株式の数と通知に係る株式の数のうち、いずれか少ない数（以下この号において「記載・記録優先株式の数」という。）を当該外国人等に係る株式の数として一株単位（単元株式数を定款で定めている場合にあつては、一単元の株式の単位。以下同じ。）で記載し、又は記録する。この場合において、法第二百二十五条第一項各号に定める事由に該当することとなるときは、外国人等が有する株式について、欠格事由に該当することとならない範囲内で、記載・記録優先株式の数に依じて一株単位で案分して計算することにより記載し、又は記録する株式を特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより記載し、又は記録する株式を特定して記載し、又は記録する。

三 前二号の規定により記載し、又は記録し、及び次条第二項を適用した場合においてなお欠格事由に該当することとならないときは、外国人等が有する株式のうち前号前段の規定による記載又は記録がされなかつたものについて、欠格事由に該当することとならない範囲内で、その数に依じて一株単位で案分して計算することにより記載し、又は記録する株式を特定し、なお

残余があるときは、一株単位の抽せんにより記載し、又は記録する株式を特定して記載し、又は記録する。

(議決権を有することとなる株式)

第百八条 法第二百二十五条第二項において準用する法第百十六条第四項の電波法第五条第四項第三号イ及びロに掲げる者が有する株式のうち同号に定める事由に該当することとならないように総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める株式(以下この条及び次条において「議決権制限株式」という。)以外の株式とする。

一 電波法第五条第四項第三号イに掲げる者(以下この条において「外国法人等」という。)が、法人又は団体の議決権を新たに有し、又は追加して有することによつて、法第二百二十五条第二項において準用する法第百十六条第四項に規定する地上基幹放送をする無線局の免許を受けた基幹放送局提供事業者(以下この条において単に「基幹放送局提供事業者」という。)が電波法第五条第四項第三号に定める事由に該当することとなる場合 基幹放送局提供事業者の株主たる法人又は団体が有する株式であつて、当該新たに有し、又は追加して有する議決権により新たに間接議決権割合として算入される議決権に係るものうち、電波法第五条第四項第三号の合計した割合(次項において「外国人等議決権割合」という。)の五分の一以上の部分(次号において「超過議決権部分」という。)に相当する部分に対応するもの(当該法人又は団体が二以上あるときは、当該

法人又は団体の議決権に占める外国法人等の割合（一の外国法人等が占める当該法人又は団体の議決権の割合が二分の一を超える場合における割合は、十割とする。次号において同じ。）に応じて一株単位で案分して計算することにより特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより特定した数の株式）

二 電波法施行規則第六条の三の二第六項の規定により同条第三項及び第四項の計算がされた結果、基幹放送局提供事業者が電波法第五条第四項第三号に定める事由に該当することとなる場合 電波法施行規則第六条の三の二第六項の規定による計算に係る株式のうち、超過議決権部分に相当する部分に対応するもの（同項の計算に係る法人又は団体が二以上あるときは、当該法人又は団体の議決権に占める外国法人等の割合に応じて一株単位で案分して計算することにより特定し、なお残余があるとときは、一株単位の抽せんにより特定した数の株式）

2) その株式に議決権制限株式がある基幹放送局提供事業者の外国人等議決権割合が五分の一未満となる場合又はその株式に議決権制限株式がある基幹放送局提供事業者について前条第二号の規定により記載し、又は記録することによつてもなお外国人等議決権割合が五分の一未満となる場合は、基幹放送局提供事業者の議決権制限株式は、外国人等議決権割合が五分の一以上とならない範囲内で、議決権制限株式となつた時期の早いものから順に、議決権を有することとなる株式となるものとする。この場合において、同時に議決権制限株式とされたものが二以上あつて、当該株式を有する者が二以上ある場合は、同時に議決権制限株式とされ

た株式の数に応じて一株単位で案分して計算することにより議決権を有することとなる株式を特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより議決権を有することとなる株式を特定するものとする。

(通知)

第九九条 基幹放送局提供事業者は、法第二百五条第二項において準用する法第一百六条第二項、第四項又は第五項の規定により、株主名簿に記載若しくは記録しない外国人等が有するとみなされる株式がある場合又はその株式が議決権制限株式となる場合若しくはその議決権制限株式が議決権を有することとなる株式となる場合には、その株式を有する者に対し、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

一 株主の氏名又は名称

二 株主の住所

三 記載若しくは記録が拒まれた株式の数又は議決権を有しないこととされた若しくは有することとされた株式の数

四 記載若しくは記録が拒まれた日又は議決権を有しないこととされた若しくは有することとされた日

(公告)

第一百十條 法第二百五条第二項において準用する法第一百六条第五項の公告は、会社の定款で定める公告の方法により、六か月ごとにを行うものとする。

2 法第二百五条第二項において準用する法第一百六条第五項た

だし書の総務省令で定める割合は、百分の十五とする。

第五章 一般放送

第一節 登録等

第一款 登録一般放送事業者

(登録を要しない一般放送)

第百十一条 法第百二十六条第一項ただし書の総務省令で定める一般放送は、次に掲げるもの以外のものとする。

一 衛星一般放送

二 一の有線放送施設(有線一般放送を行うための有線電気通信設備をいう。以下同じ。)に係る引込端子の数が五〇一以上の規模の有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送(法第六十四条第一項に規定するラジオ放送をいう。以下同じ。)以外の放送

2 前項第二号の場合において、次の表の上欄に掲げる引込端子については、その数にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げる数をもつてその数とする。この場合、同表の二の項の当該受信設備のうち、一の構内(その構内が二以上の者の占有に属している場合においては、同一の者の占有に属する区域。同表の三の項において同じ。)にあるものについては、その数にかかわらず、一の受信設備とみなす。

<p>一 一の引込端子に他の一般放送の業務に用いられる電気通信設備（当該設備に順次接続する一般放送の業務に用いられる電気通信設備を含む。下欄において同じ。）を接続する場合における当該一の引込端子</p>	<p>当該他の一般放送の業務に用いられる電気通信設備の引込端子の数</p>
<p>二 一の引込端子に二以上の受信設備を接続する場合における当該一の引込端子</p>	<p>当該受信設備の数</p>
<p>三 二以上の引込端子が一の構内にある場合における当該二以上の引込端子</p>	<p>一</p>

3 前項の表の二の項及び三の項の規定は、同表の一の項の下欄に掲げる引込端子について準用する。

(申請書)

第百二十二条 法第百二十六条第二項の申請書は、別表第二十八号の様式によるものとする。

(登録一般放送の種類)

第百十三条 法第百二十六条第二項第二号の総務省令で定める一般放送の種類は、次のとおりとする。

- 一 衛星一般放送
 - イ テレビジョン放送
 - ロ ラジオ放送
 - ハ その他
- 二 有線一般放送
 - イ テレビジョン放送
 - ロ その他

(添付書類)

第百十四条 法第百二十六条第三項の法第百二十八条第一号から第五号までに該当しないことを誓約する書面の様式は、別表第二十九号によるものとする。

2 法第百二十六条第三項の総務省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 別表第三十号の様式による事業計画書
- 二 別表第三十一号の様式による一般放送の業務を適確に遂行するに足りる技術的能力があることを説明した書類
- 三 技術基準に適合する一般放送の業務に用いられる電気通信設備を権原に基づいて利用できることを証する書類
- 四 他の放送事業者の放送を受信しこれを再放送をする場合（有線一般放送に限る。）にあつては、法第十一条の再放送の同意に関する事項
- 五 有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備の設置に關し必要とされる道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十二条第一項若しくは第三項（同法第九十一条第二項において準用

する場合を含む。)の許可(以下「道路の占用の許可」という。)その他法令に基づく処分又は所有者等の承諾の事実を証する書面の写し

(不適法な申請書等)

第百十五条 法第百二十六条第一項の登録及び法第百三十条第一項の変更登録の申請書又は添付書類が不適法(違式な記載を含む。)なものであると認めるときは申請者に訂正を求め、又は理由を示して返すことがある。

(業務の開始等の届出)

第百十六条 法第百二十九条第一項の規定による業務の開始の届出は、別表第三十二号の様式により行うものとする。

2 法第百二十九条第二項の規定による業務の休止の届出は、別表第三十三号の様式により行うものとする。

(軽微な変更)

第百十七条 法第百三十条第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、別表第三十四号のとおりとする。

(変更登録)

第百十八条 法第百三十条第二項の規定により変更登録を受けようとする者は、別表第三十五号の様式による申請書に法第百二十六条第三項の法第百二十八条第一号から第五号まで(第三号を除

く。) に該当しないことを誓約する書面及び第百十四条第二項各号に掲げる書類 (当該変更に係るものに限る。) を添えて、総務大臣に提出するものとする。

2| 前項の法第百二十六条第三項の法第百二十八条第一号から第五号まで (第三号を除く。) に該当しないことを誓約する書面の様式は、別表第二十九号によるものとする。

3| 法第百三十条第四項の規定による変更の届出は、別表第三十六号の様式により行うものとする。

第二款 届出一般放送事業者

(届出書)

第百十九条 法第百三十三条第一項の規定による届出は、別表第三十七号の様式により行うものとする。

(届出一般放送の種類)

第百二十条 法第百三十三条第一項第二号の総務省令で定める一般放送の種類は、次のとおりとする。

有線一般放送

イ| テレビジョン放送

ロ| ラジオ放送

(1) 共同聴取業務 (一区域内において公衆によつて直接受信されることを目的として、ラジオ放送 (当該放送の電波に重畳して、音声その他の音響、文字、図形その他の影像又は信号を送る放送を含む。以下同じ。) を受信しこれを有線電気通

信設備によつて再放送をすることをいう。以下同じ。）

(2) 告知放送業務（一区域内において公衆によつて直接聴取されることを目的として、音声その他の音響を有線電気通信設備によつて放送をすることをいう。以下同じ。）

ハ その他

（添付書類）

第二百二十一条 法第三百三十三条第一項第五号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 業務の開始の予定の期日
- 二 編集の基準、放送時間その他の放送番組に関する事項（有線テレビジョン放送にあつては、自主放送（同時再放送以外の有線テレビジョン放送をいう。以下同じ。）を行う場合に限り。）
- 三 他の放送事業者の放送を受信しこれを再放送する場合にあつては、法第十一条の再放送の同意に関する事項
- 四 受信契約者の見込数
- 五 有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備の設置に關し必要とされる道路の占用の許可その他法令に基づく処分又は所有者等の承諾の事実を証する書面の写し

（変更届出）

第二百二十二条 法第三百三十三条第二項の規定により変更の届出をしようとする者は、別表第三十八号の様式による届出書に前条各号に掲げる書類（当該変更に係るものに限る。）を添えて、総務大

臣に提出するものとする。この場合において、新たに道路の占用の許可その他法令に基づく処分又は所有者等の承諾を必要とする場合には、その変更に係る部分の当該処分又は承諾の事実を証する書面の写しを添付しなければならない。

第三款 承継等

(承継の届出)

第二百三十三條 法第二百三十四條第二項の規定による一般放送事業者の地位の承継の届出は、別表第三十九号の様式により行うものとする。

(業務の廃止等の届出)

第二百二十四條 法第二百三十五條第一項の規定による業務の廃止の届出は、別表第四十号の様式により行うものとする。

2| 法第二百三十五條第二項の規定による解散の届出は、別表第四十
| 一号の様式により行うものとする。

第二節 一般放送の電気通信設備

第一款 設備の損壊又は故障の対策に関する技術基準

【別途意見公募を行うもの】

第二款 設備の報告等

(放送の停止等の報告)

第二百五条 法第三十七條の規定による報告をしようとする者は、報告を要する事由が発生した後速やかにその発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により報告するとともに、その詳細について、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める様式の報告書を、報告を要する事由が発生した日から三十日以内に提出しなければならぬ。

- 一 衛星一般放送の業務に用いられる電気通信設備 別表第四十
二の一号の様式
- 二 有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備 別表第四十
二の二号の様式

(報告を要する重大な事故)

第二百六条 法第三十七條の総務省令で定める重大な事故は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 衛星一般放送の場合 一般放送の業務に用いられる電気通信設備に起因して当該電気通信設備を用いて行われる放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、当該放送の停止時間が二時間以上のもの
- 二 有線一般放送の場合 一般放送の業務に用いられる電気通信設備に起因して当該電気通信設備を用いて行われる放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、次のいずれにも該当する

もの

- イ 当該放送の停止を受けた利用者の数が三万以上のもの
- ロ 当該放送の停止時間が二時間以上のもの

(立入検査の身分証明書)

第二百二十七条 法第二百二十九条第二項の証明書は、別表第四十三号の様式によるものとする。

(設備に関する報告)

第二百二十八条 登録一般放送事業者は、毎年六月末日までに、前年四月一日から当年三月三十一日までの一般放送の業務に用いられる電気通信設備の状況について、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める様式の報告書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 衛星一般放送の業務に用いられる電気通信設備 別表第四十四号の様式
- 二 有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備 別表第四十四号の二の様式

第三節 業務等

第一款 再放送

(指定に係る区域)

第二百二十九条 法第四百十条第一項の総務省令で定める区域は、次

に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める区域とする。

一 受信障害区域（その属する都道府県を放送対象地域とする地上基幹放送（テレビジョン放送に限る。（以下この款において同じ。））の受信障害が発生している区域をいう。以下同じ。）内のみにおいて、法第百四十条第一項の規定による再放送（以下「義務再放送」という。）をする場合 当該受信障害区域

二 受信障害区域の属する市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市にあつては、区とする。以下この条において同じ。）に隣接する市町村の区域において設置されるテレビジョン放送を行うための有線電気通信設備と一体として当該受信障害区域に設置された有線電気通信設備を用いて義務再放送を行う場合 当該受信障害区域の属する市町村に隣接する市町村の区域及び当該受信障害区域

三 有線テレビジョン放送を行う場合（前二号に掲げる場合を除く。） 当該有線テレビジョン放送を行う区域が属する市町村の区域

2 市町村の合併等の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二条第一項の規定により市町村の合併が行われた場合における前項第二号及び第三号の適用については、これらの規定中「市町村の区域」とあるのは、「法第百四十条第一項の規定による指定の際現に有線テレビジョン放送を行つている区域の属する合併関係市町村（市町村の合併等の特例等に関する法律（平成十

六年法律第五十九号) 第二条第三項に規定する「合併関係市町村」をいう。) の区域」とする。

(指定再放送事業者の指定に関する基準)

第三百三十条 総務大臣は、有線テレビジョン放送事業者(登録一般放送事業者に限る。以下この款において同じ。) が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、法第四百十条第一項の指定をすることができる。

一 有線テレビジョン放送事業者が次のイからトまでのいずれにも該当しないこと。

イ 法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ロ 法第三百三条第一項又は第四百四条(第五号を除く。)の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ハ 電波法第七十五条第一項又は第七十六条第四項(第四号を除く。)の規定により基幹放送局の免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ニ 第三百三十四条第一項の規定により指定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ホ 法人又は団体であつて、その役員がイからニまでのいずれかに該当する者であるもの

ヘ 一般放送の業務を適確に遂行するに足りる技術的能力を有しない者

ト 法第三十六條第一項の総務省令で定める技術基準に適合する一般放送の業務に用いられる電気通信設備を権原に基づいて利用できない者

二 有線テレビジョン放送事業者が現に法第四十條第一項に規定する区域の全部又は大部分において有線テレビジョン放送を行うものであること（法第二十六條の規定による登録又は法第三十條の規定による変更登録をした場合において、当該区域の全部又は大部分において有線テレビジョン放送を行うことに關し有線電気通信設備の設置計画が合理的であり、かつ、その実施が確実なものと認められる場合を含む。）。

2| 総務大臣は、前項の規定による有線テレビジョン放送事業者の指定について、同項第一号へ及びト並びに第二号の基準に適合しているかどうかを調査するため必要があると認めるときは、当該有線テレビジョン放送事業者に対し、必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

3| 法第四十條第一項の規定による指定については、同項の市町村の区域を勘案して定める区域を明らかにして指定するものとする。

4| 総務大臣は、法第四十條第一項の規定により指定をしたときは、有線テレビジョン放送事業者にその旨を通知するものとする。

5| 前各項の規定は、指定の変更について準用する。

（指定再放送事業者の公示）

第三十一條 総務大臣は、法第四十條第一項の規定により有線

テレビジョン放送事業者を指定した場合（前条第五項の規定による指定の変更をした場合を含む。）には、次に掲げる事項を官報で公示しなければならない。第三百三十四条第一項の規定により指定を取り消し、又は同条第三項の規定によりその効力を失つたときも、同様とする。

- 一 指定再放送事業者（法第四百十条第二項の指定再放送事業者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称
- 二 指定番号及び指定の年月日
- 三 当該指定に係る法第四百十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域

（義務再放送を要しない場合）

第三百三十二条 法第四百十条第一項の正当な理由がある場合として総務省令で定める場合は、次の各号に掲げるとおりとする。この場合、義務再放送を要しない地上基幹放送は、第一号に掲げる場合にあつては、当該一の放送事業者のものに限るものとする。

- 一 指定再放送事業者が、その有線電気通信設備を用いて、同時再放送以外の方法で当該義務再放送に係る一の放送事業者の地上基幹放送のすべての放送番組に変更を加えないで当該地上基幹放送と同時に有線テレビジョン放送を行う場合
- 二 技術的理由その他のやむを得ない事由により、受信障害区域内のみに限つて義務再放送を行うことができない場合であつて、当該受信障害区域以外の区域における再放送についての同意が得られない場合

- 三 指定再放送事業者がその責めに帰することができない事由に

より、受信障害区域の一部の区域において義務再放送を行うことが著しく困難である場合であつて、総務大臣が当該義務再放送を行う必要がないと認めた場合

(契約約款の届出)

第三百三十三条 法第四百十条第二項の届出をしようとする者は、別表第四十五号の様式の届出書に契約約款（変更の届出の場合は、契約約款の新旧対照）を添えて、総務大臣に提出するものとする。

(指定の取消し等)

第三百三十四条 総務大臣は、指定再放送事業者が第三百十条第一項各号（第一号へ及びトを除く。）のいずれかに適合しなくなつた認めるときは、指定を取り消すことができる。

2| 第三百十条第二項の規定は、前項の規定による指定再放送事業者の指定の取消しについて準用する。この場合において、同項中「同項第一号へ及びト並びに第二号」とあるのは、「同項第二号」と読み替えるものとする。

3| 指定再放送事業者が法第三百三十一条の規定により登録を取り消されたとき、又は法第三百三十五条第一項の規定により業務の廃止を届け出たときは、その指定は、効力を失う。

第二款 裁定

(裁定の申請)

第三百三十五条 法第四百四十四条第一項の規定による裁定の申請は、別表第四十六号の様式の申請書により行うものとする。

(意見書)

第三百三十六条 法第四百四十四条第二項の意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 意見書を提出する基幹放送事業者の氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- 二 法第四百四十四条第一項本文の同意をしない理由
- 三 協議の経過（協議をしていない場合は、その具体的事情）
- 四 その他参考となる事項

(裁定の通知)

第三百三十七条 法第四百四十四条第六項の通知は、裁定書の謄本を添付して行うものとする。

第三款 雑則

(受信契約者数の記録の提出)

第三百三十八条 一般放送事業者は、毎年六月末日までに、前年四月一日から当年三月三十一日までの期間中における受信契約者数を簡明に記載した記録を、速やかに総務大臣に提出しなければならない。ただし、総務大臣において特に必要がないと認めた場合は記録の提出又は記載事項の一部を省略することができる。

(事業計画書の変更等)

第三百二十九条 登録一般放送事業者は、第百十四条第二項第一号に規定する事業計画書に変更があつたときは、別に告示するところにより、総務大臣に届け出なければならない。

2| 一般放送事業者（同時再放送のみを行う届出一般放送事業者を除く。）は、一般放送の業務を行う事業の決算期ごとに、その事業収支の結果及び計算書類（届出一般放送事業者にあつては、事業収支の結果に限る。）を総務大臣に報告しなければならない。

(検査職員の証明書)

第四百十条 法第百四十五条第五項の証明書は、別表第四十七号の様式によるものとする。

第六章 有料放送

第一節 有料放送事業者

(有料基幹放送契約約款の届出)

第四百十一条 法第百四十七条第一項の届出をしようとする者は、別表第四十八号の様式の届出書に有料基幹放送契約約款（変更の届出の場合は、有料基幹放送契約約款の新旧対照）を添えて、総務大臣に提出するものとする。

2| 法第百四十七条第一項に規定する有料基幹放送契約約款には、少なくとも、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 役務に関する料金

- 二 国内受信者に金銭（役務に関する料金を除く。）を負担させる場合に於ては、その名称、内容及び負担額
- 三 有料放送事業者及びその国内受信者の責任に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、国内受信者の権利又は義務に重要な関係を有する事項があるときは、その事項
- 五 実施しようとする期日

（有料基幹放送契約約款の公表）

第四百二十二条 法第四百七条第三項の規定による有料基幹放送契約約款の公表は、その実施の日から、放送事業者の事務所において掲示するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

（有料放送業務の休廃止に関する周知）

第四百十三条 法第四百九条の規定により周知させるときは、有料放送の国内受信者が有料放送の役務の提供を受けようとする都度、当該有料放送の提供に関する契約を締結することとなる有料放送の役務を提供する業務の休止又は廃止する場合を除き、あらかじめ相当な期間を置いて、次の各号のいずれかの方法により、有料放送の役務を提供する業務を休止し、又は廃止しようとする旨を知れたる有料放送の国内受信者に対して適切に周知させなければならない。

- 一 訪問
- 二 電話
- 三 郵便、信書便、電報その他の手段による書面の送付

四 電子メールの送信

五 電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電気通信回線を通じて有料放送の国内受信者の閲覧に供する方法であつて有料放送の国内受信者が休止し、又は廃止しようとする有料放送の役務の提供を受ける際に当該閲覧に供せられた情報が表示されることとなるもの

(提供条件の説明)

第四百四十四条 法第五十条に規定する説明は、次項各号に掲げる事項（以下この項において「説明事項」という。）をわかりやすく記載した書面（カタログ、パンフレット等を含む。第六号において同じ。）を交付して行わなければならない。ただし、有料放送の役務の提供を受けようとする者が、書面の交付に代えて、次のいずれかの方法により説明することに了解したときは、これらの方法によることができる。

一 電子メールを送信する方法であつて、有料放送の役務の提供を受けようとする者が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

二 電子計算機に備えられたファイルに記録された説明事項を電気通信回線を通じて有料放送の役務の提供を受けようとする者の閲覧に供する方法であつて、当該者がファイルの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

三 有料放送の役務の提供を受けようとする者がファイルの記録を出力することによる書面を作成することができない場合に、電子計算機に備えられたファイル（以下この号において「申込

者ファイル」という。)に記録された説明事項を電気通信回線を通じて有料放送の役務の提供を受けようとする者の閲覧に供する方法であつて、説明をした後、遅滞なく、説明事項を記載した書面をその者に交付するもの又は申込者ファイルへの記録がされた説明事項を、当該申込者ファイルに記録された時から起算して三月間、消去し、若しくは改変できないもの

四 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他の記録媒体に説明事項を記録したものを交付する方法

五 ダイレクトメールその他これに類似するものによる広告に説明事項を表示する方法

六 電話により説明事項を告げる方法(説明をした後、遅滞なく、説明事項を記載した書面をその者に交付する場合等に限る。)

2 法第五十条に規定する有料放送の役務に関する料金その他の提供条件の概要の説明は、有料放送の役務の提供に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理が行われるまでの間に、少なくとも次に掲げる事項について行わなければならない。

一 有料放送事業者の氏名又は名称

二 有料放送の役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理(以下「代理等」という。)を業として行う者(以下「契約代理業者」という。)が当該有料放送の役務の提供に関する契約の代理等を行う場合にあつては、その旨及び当該契約代理業者の氏名又は名称

三 有料放送事業者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先及び電話による連絡先にあつては苦情及び問合せに応じる

時間帯

- 四 契約代理業者にあつては、当該契約代理業者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先及び電話による連絡先にあつては苦情及び問合せに応じる時間帯（有料放送事業者が、当該契約代理業者の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合を除く。）
- 五 提供される有料放送の役務の内容（名称及び提供を受けることができる場所並びに災害放送に係る制限、対象とする受信者層を限定するための制限その他の当該有料放送の役務の利用に関する制限がある場合には、その内容を含む。）
- 六 その者に適用される、有料放送の役務の提供に関する料金
- 七 前号に掲げる料金に含まれていない経費であつて有料放送の役務の提供を受ける者が通常負担する必要があるものがあるときは、その内容
- 八 前二号に掲げる料金その他の経費の全部又は一部を期間を限定して減免するときは、当該減免の実施期間その他の条件
- 九 有料放送の役務の提供を受ける者からの申出による契約の変更又は解除の連絡先及び方法
- 十 次に掲げる事項その他の有料放送の役務の提供を受ける者からの申出による契約の変更又は解除の条件等に関する定めがあるときは、その内容
- イ 契約の変更又は解除をすることができる期間の制限があるときは、その内容
- ロ 契約の変更又は解除に伴う違約金の支払に関する定めがあるときは、その内容

ハ 契約の変更又は解除があつた場合において有料放送の役務の提供のために有料放送事業者又は契約代理事業者が貸与した受信設備の返還又は引取りに要する経費を有料放送の役務の提供を受ける者が負担する必要があるときは、その内容

3| 前二項の規定は、有料放送の役務の提供を受けようとする者が有料放送の役務の提供を受けようとする都度、契約を締結することとなる有料放送の役務の提供に関する契約の締結又はその代理等には適用しない。

4| 法第五十条の規定は、有料放送の役務の提供に関する契約の締結のうち提供条件の変更に関するものについては、次の各号に掲げる場合に限り適用するものとし、その場合における説明は当該各号に定める事項に関して行うものとする。

一 有料放送の役務の提供を受ける者からの申出により有料放送の役務に関する提供条件（第二項各号に掲げる事項に限る。）を変更する場合 第二項各号に掲げる事項のうち変更しようとするもの

二 有料放送事業者からの申出により有料放送の役務に関する提供条件（第二項各号に掲げる事項に限る。）を変更する場合であつて、有料放送の役務の提供に関する料金の値上げその他当該有料放送の役務の提供を受ける者にとつて提供条件が不利となるもの 第二項各号に掲げる事項のうち変更しようとするもの

第二節 有料放送管理業務

(有料放送事業者の数)

第四百四十五条 法第五十二条第一項の総務省令で定める有料放送事業者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- 一 衛星基幹放送又は衛星一般放送を行う有料放送事業者のために
有料放送管理業務（法第五十二条第一項に規定する有料放送管理業務をいう。以下同じ。）を行う場合 十
- 二 有線一般放送を行う有料放送事業者のために有料放送管理業務を行う場合 十

(有料放送管理業務の届出)

第四百四十六条 法第五十二条第一項の規定による届出をしようとする者は、別表第四十九号の様式の届出書を総務大臣に提出するものとする。

2 前項の届出書には、別表第五十号の様式の書類を添付しなければならない。

第四百四十七条 法第五十二条第一項第三号の総務省令で定める事項は、有料放送管理業務に係る有料放送事業者に関する事項とする。

(変更の届出)

第四百四十八条 法第五十二条第二項の規定による届出をしようとする者は、別表第五十一号の様式の届出書を総務大臣に提出するものとする。

2 前項の届出書には、別表第五十号の様式の書類を添付しなければならぬ。

(承継の届出)

第四百九条 法第五十三条第二項の規定による届出をしようとする者は、別表第五十二号の様式の届出書を総務大臣に提出するものとする。

(業務の廃止等の届出)

第五十条 法第五十四条第一項の規定による届出をしようとする者は、別表第五十三号の様式の届出書を総務大臣に提出するものとする。

2 法第五十四条第二項の規定による届出をしようとする者は、別表第五十四号の様式の届出書を総務大臣に提出するものとする。

(有料放送管理業務の適正かつ確実な運営に関する措置)

第五十一条 有料放送管理事業者は、有料放送管理業務（これに密接に関連する業務を含む。第三号において同じ。）に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 国内受信者（受信しようとする者を含む。次号において同じ。）に対し、有料放送の役務の提供に係る契約の相手方及び料金その他の提供条件並びにその変更の内容を明らかにする措置

二 国内受信者の苦情及び問合せを適切かつ迅速に処理する措置

三 前二号に掲げるもののほか、有料放送管理業務の適正かつ確実な運営を確保するために必要な措置

2 有料放送管理事業者は、前項各号に掲げる措置を含む業務の実施方針を策定しなければならない。

3 有料放送管理事業者は、前項の実施方針を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第七章 認定放送持株会社

(子会社である基幹放送事業者に準ずるもの)

第一百五十二条 法第五十九条第二項第三号(法第六十五条第二項において準用する場合を含む。)の総務省令で定める申請対象会社(法第五十九条第一項の認定の申請をした会社又は当該認定を受けて設立される会社をいう。以下同じ。)の子会社(法第一百五十八条第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。)である基幹放送事業者に準ずるものは、次に掲げる者とする。

一 関連会社(申請対象会社がその議決権の百分の二十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している会社をいい、関連会社となる会社を含む。以下この条において同じ。)である基幹放送事業者

二 子会社等(子会社又は関連会社をいう。以下この条及び次条第二号において同じ。)である一般放送事業者

(子会社である一般放送事業者に準ずるもの)

第十七条の二十八の二 法第五十二条の三十第二項第三号(法第五十二条の三十六第二項において準用する場合を含む。)の総務省令で定める申請対象会社(法第五十二条の三十第一項の認定の申請をした会社又は当該認定を受けて設立される会社をいう。以下同じ。)の子会社(法第五十二条の二十九に規定する子会社をいう。以下同じ。)である一般放送事業者に準ずるものは、次に掲げる者とする。

一 関連会社(申請対象会社がその議決権の百分の二十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している会社をいい、関連会社となる会社を含む。以下この条において同じ。)である一般放送事業者

二 子会社等(子会社又は関連会社をいう。以下この条及び次条第二号において同じ。)である電気通信役務利用放送法第三条第一項の登録を受けた者(以下「電気通信役務利用放送事業

三 主として基幹放送事業者（一般放送事業者を含む。以下この号において同じ。）に放送の業務の用に供する設備その他の資産を賃貸等する業務その他の主として基幹放送事業者の放送の業務に密接に関連する業務を行う子会社等

四 子会社である基幹放送局提供事業者

（資産の合計方法）

第百五十三条 法第百五十九条第二項第三号（法第百六十五条第二項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法による資産の合計金額は、申請対象会社の最終の貸借対照表（当該申請対象会社がその設立後最初の事業年度を終了していない場合においては、当該申請対象会社の成立時の貸借対照表）による資産の合計金額から次に掲げる額を控除した額とし、当該貸借対照表に係る事業年度終了の日（当該会社がその設立後最初の事業年度を終了していない場合においては、当該会社の成立時）後において募集株式の発行、新株予約権の行使による株式の交付、社債の発行、株式交換、合併、会社分割、事業譲受け、事業譲渡その他

者」という。）

三 子会社等である有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第十二条に規定する届出をした者（以下「有線テレビジョン放送事業者」という。）

四 子会社等である有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第三条に規定する届出をした者（以下「有線ラジオ放送の業務を行う者」という。）

五 主として一般放送事業者（電気通信役務利用放送事業者、有線テレビジョン放送事業者及び有線ラジオ放送の業務を行う者を含む。以下この号において同じ。）に放送の業務の用に供する設備その他の資産を賃貸等する業務その他の主として一般放送事業者の放送の業務に密接に関連する業務を行う子会社等

（資産の合計方法）

第十七条の二十八の三 法第五十二条の三十第二項第三号（法第五十二条の三十六第二項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法による資産の合計金額は、申請対象会社の最終の貸借対照表（当該申請対象会社がその設立後最初の事業年度を終了していない場合においては、当該申請対象会社の成立時の貸借対照表）による資産の合計金額から次に掲げる額を控除した額とし、当該貸借対照表に係る事業年度終了の日（当該会社がその設立後最初の事業年度を終了していない場合においては、当該会社の成立時）後において募集株式の発行、新株予約権の行使による株式の交付、社債の発行、株式交換、合併、会社分割、事業譲受

当該会社の資産に重要な変更があつた場合には、これらによる総資産の額の変動を加え又は除いた額とする。

一 放送の業務（前条第三号の放送の業務に密接に関連する業務を含む。）の用に供する設備その他の有形固定資産又は無形固定資産の合計金額

二 子会社でない者に係る投資その他の資産の合計金額

三 子会社である基幹放送事業者及び前条各号に掲げる者に係る貸付金の合計金額

（間接に占められる議決権の割合）

第五十四条 法第五十九条第二項第五号ロ（法第六十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合は、一の同号ロ(1)に掲げる者（以下この条及び第七十条において「外国法人等」という。）について、法第五十九条第一項の認定を受けた会社又は認定を受けて設立された会社（以下「認定放送持株会社」という。）（申請対象会社を含む。以下この条において「認定放送持株会社等」という。）の議決権の割合の十分の一以上を占める同号ロ(2)に掲げる者（以下この条において「外資系日本人」という。）が直接占める認定放送持株会社等の議決権の割合に、当該外国法人等が占める外資系日本人の議決権の割合（十分の一以上である場合における当該割合をいう。）を乗じて計算した割合とする。ただし、一の外国法人等が占める外資系日本人の議決権の割合が二分の一を超えるときは、当該外資系日本人に係る間接に占められる議決権の割合は、当該外資系日本人が占める

け、事業譲渡その他当該会社の資産に重要な変更があつた場合には、これらによる総資産の額の変動を加え又は除いた額とする。

一 放送の業務（前条第五号の放送の業務に密接に関連する業務を含む。）の用に供する設備その他の有形固定資産又は無形固定資産の合計金額

二 （同上）

三 子会社である一般放送事業者及び前条各号に掲げる者に係る貸付金の合計金額

（間接に占められる議決権の割合）

第五十二条の三十八の四 法第五十二条の第三十二項第五号ロ（法第五十二条の三十六第二項において準用する場合を含む。）に規定する間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合は、一の同号ロ(1)に掲げる者（以下この条及び第七十一条の十八において「外国法人等」という。）について、法第五十二条の三十第一項の認定を受けた会社又は認定を受けて設立された会社（以下「認定放送持株会社」という。）（申請対象会社を含む。以下この条において「認定放送持株会社等」という。）の議決権の割合の十分の一以上を占める同号ロ(2)に掲げる者（以下この条において「外資系日本人」という。）が直接占める認定放送持株会社等の議決権の割合に、当該外国法人等が占める外資系日本人の議決権の割合（十分の一以上である場合における当該割合をいう。）を乗じて計算した割合とする。ただし、一の外国法人等が占める外資系日本人の議決権の割合が二分の一を超えるときは、当該外資系日本人に係る間接に占められる議決権の

認定放送持株会社等の議決権の割合とする。

2 前項の場合において、一の外資系日本法人につき外国法人等が二以上ある場合であつて、そのうち一の外国法人等が占める当該外資系日本法人の議決権の割合が二分の一を超えるときは、他の外国法人等について当該一の外資系日本法人に係る計算をすることを要しない。

3 一の外国法人等が認定放送持株会社等の議決権を有する二以上の法人又は団体の議決権を有する場合であつて、これらの議決権の割合の全部又は一部が十分の一未満であるために前二項の規定による間接に占められる議決権の割合がないときに、当該一の外国法人等について、これらの議決権の割合を用いて前二項の規定により計算した結果が十分の一以上となるときは、前二項の規定にかかわらず、当該計算した結果を間接に占められる議決権の割合とする。

4 認定放送持株会社等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有する法人又は団体をその子会社等（議決権の二分の一を超える割合を一の法人又は団体に占められる法人又は団体をいう。以下この項において同じ。）とする一の外国法人等がある場合（当該一の外国法人等の子会社等が、認定放送持株会社等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有する法人又は団体でない場合であつて、当該子会社等が子会社等である他の法人又は団体を通じて当該認定放送持株会社等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有するときを含む。）は、当該認定放送持株会社等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有する法人又は団体を当該一の外

割合は、当該外資系日本法人が占める認定放送持株会社等の議決権の割合とする。

2 (同上)

3 (同上)

4 (同上)

国法人等とみなして前三項の規定を適用する。

5 法第六十一条第一項に規定する認定放送持株会社が、同項若しくは同条第二項において準用する法第六十六条第二項に規定する請求若しくは通知を受けた場合において第一項及び第二項により算出される間接に占められる議決権の割合を確認し、又は法第六十一条第二項において準用する法第六十六条第三項に規定する認定放送持株会社が、同項に規定する議決権を有することとなる株式以外の株式を特定するため、認定放送持株会社等の議決権を有する法人又は団体（認定放送持株会社等の議決権の十分の一以上を占める者に限る。）に対し、書面又は電子情報処理組織（認定放送持株会社等の使用に係る電子計算機と照会を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）の使用により、その者に占める一の外国法人等の議決権の割合その他の事項について照会をした場合において、当該法人又は団体が当該照会を受けた日から起算して七営業日以内にその回答が得られないときは、当該法人又は団体の占めるこれらの認定放送持株会社等の議決権のすべてを間接に占められる議決権の割合として第一項の計算をする。

6 認定放送持株会社等は、第三項及び第四項の規定に基づく計算をするべき事実があることを知ったときは、速やかにその旨を総務大臣に報告するものとし、第三項及び第四項の規定に基づく計算は当該報告をした日にされたものとする。

第一百五十五条 法第一百五十九条第二項第五号ロ(2)（法第六十五条

5 法第五十二条の三十一第一項に規定する認定放送持株会社が、同項若しくは同条第二項において準用する法第五十二条の八第二項に規定する請求若しくは通知を受けた場合において第一項及び第二項により算出される間接に占められる議決権の割合を確認し、又は法第五十二条の三十二第二項において準用する法第五十二条の八第三項に規定する認定放送持株会社が、同項に規定する議決権を有することとなる株式以外の株式を特定するため、認定放送持株会社等の議決権を有する法人又は団体（認定放送持株会社等の議決権の十分の一以上を占める者に限る。）に対し、書面又は電子情報処理組織（認定放送持株会社等の使用に係る電子計算機と照会を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）の使用により、その者に占める一の外国法人等の議決権の割合その他の事項について照会をした場合において、当該法人又は団体が当該照会を受けた日から起算して七営業日以内にその回答が得られないときは、当該法人又は団体の占めるこれらの認定放送持株会社等の議決権のすべてを間接に占められる議決権の割合として第一項の計算をする。

6 (同上)

第十七条の二十八の五 法第五十二条の三十第二項第五号ロ(2)（法

第二項において準用する場合を含む。)の総務省令で定める割合は、前条のとおりとする。

(申請書)

第百五十六条 法第百五十九条第三項に規定する申請書の様式は、別表第五十五号に掲げるとおりとする。

(申請書の記載事項)

第百五十七条 法第百五十九条第三項第四号の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申請対象会社及びその子会社の概要に関する事項
- 二 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者(第百五十二条に規定する申請対象会社の子会社である基幹放送事業者)に準ずるものを含む。次条及び第百六十三条において同じ。)の株式の取得価額の合計額の総資産の額に対する割合に関する事項
- 三 申請対象会社及びその子会社の事業収支の見積り
- 四 主たる株主及びその議決権の数
- 五 役員に関する事項

(添付書類等)

第百五十八条 法第百五十九条第四項の規定により総務大臣に提出する事業計画書には、別表五十六号の様式により、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 資本又は出資に関する事項

第五十二条の三十六第二項において準用する場合を含む。)の総務省令で定める割合は、前条のとおりとする。

(申請書)

第十七条の二十八の六 法第五十二条の三十第三項に規定する申請書の様式は、別表第十九号に掲げるとおりとする。

(申請書の記載事項)

第十七条の二十八の七 法第五十二条の三十第三項第四号の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 (同上)
- 二 申請対象会社の子会社である一般放送事業者(第十七条の二十八の二に規定する申請対象会社の子会社である一般放送事業者)に準ずるものを含む。次条及び第十七条の二十八の十二において同じ。)の株式の取得価額の合計額の総資産の額に対する割合に関する事項
- 三 (同上)
- 四 (同上)
- 五 (同上)

(添付書類等)

第十七条の二十八の八 法第五十二条の三十第四項の規定により総務大臣に提出する事業計画書には、別表第二十号の様式により、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 (同上)

二 子会社の株式の取得その他申請対象会社の事業に要する資金及びその調達の方法

三 子会社以外の会社に対する出資の状況

2 法第五十九條第四項の総務省令で定める書類は、申請対象会社及びその子会社の定款又は登記事項証明書とする。

(不適法な申請書等)

法第五十九條 法第五十九條第一項の認定の申請書又は添付書類が不適法(違式な記載を含む。)なものであると認めるときは、同項の認定を受けようとする者(次条において「申請者」という。)に訂正を求め、又は理由を示して返すことがある。

2 前項の規定は、法及びこれに基づく省令の規定に基づいて行う法第五十九條第一項の認定以外の認定放送持株会社に関する申請の場合に準用する。

(認定等の拒否の通知)

第六十條 法第五十九條第一項の認定を拒否したときは、申請者に対しその旨の理由を記載した文書をもつて通知する。

2 前項の規定は、法及びこれに基づく省令の規定に基づいて行う法第五十九條第一項の認定以外の認定放送持株会社に関する申請についての拒否の場合に準用する。

二 (同上)

三 (同上)

2 法第五十二條の三十第四項の総務省令で定める書類は、申請対象会社及びその子会社の定款又は登記事項証明書とする。

(不適法な申請書等)

第十七條の二十八の九 法第五十二條の三十第一項の申請書又は添付書類が不適法(違式な記載を含む。)なものであると認めるときは、同項の認定を受けようとする者(次条において「申請者」という。)に訂正を求め、又は理由を示して返すことがある。

2 前項の規定は、法及びこれに基づく規則の規定に基づいて行う法第五十二條の三十第一項の認定以外の認定放送持株会社に関する申請の場合に準用する。

(認定等の拒否の通知)

第十七條の二十八の十 法第五十二條の三十第一項の認定を拒否したときは、申請者に対しその旨の理由を記載した文書をもつて通知する。

2 前項の規定は、法及びこれに基づく規則の規定に基づいて行う法第五十二條の三十第一項の認定以外の認定放送持株会社に関する申請についての拒否の場合に準用する。

(認定証の交付)

第六十一条 総務大臣は、法第五十九条第一項の認定をしたときは、別表第五十七号の様式の認定証を交付する。

(事業計画書の変更)

第六十二条 認定放送持株会社は、法第五十九条第四項に規定する事業計画書について、資本又は出資の額を変更したときは、別表第五十六号の様式に変更後の現状を記載し、変更箇所※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載した書類を添えて、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(事業計画書の公表等)

第六十三条 総務大臣は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の方法により公表する。

- 一 認定放送持株会社の名称
- 二 認定放送持株会社の子会社である基幹放送事業者の名称

(認定証の訂正)

第六十四条 認定放送持株会社は、第六十一条の認定証に記載した事項に変更を生じたときは、その認定証を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。

2 前項の訂正を受けようとするときは、総務大臣に対し、事由及び訂正すべき箇所を付して、その旨を申請するものとする。

3 前項の申請があつた場合において、総務大臣は、新たな認定証

(認定証の交付)

第十七条の二十八の十一 総務大臣は、法第五十二条の三十第一項の認定をしたときは、別表第二十一号の様式の認定証を交付する。

(事業計画書の公表等)

第十七条の二十八の十二 総務大臣は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の方法により公表する。

- 一 (同上)
- 二 認定放送持株会社の子会社である一般放送事業者の名称

の交付による訂正を行うことがある。

4| 総務大臣は、第一項の申請による場合のほか、職権により認定証の訂正を行うことがある。

5| 認定放送持株会社は、新たな認定証の交付を受けたときは、遅滞なく旧認定証を返さなければならない。

(認定証の再交付)

第百六十五条 認定放送持株会社は、認定証を破損し、汚し、失つた等のために認定証の再交付を申請しようとするときは、理由を記載した申請書を、総務大臣に提出しなければならない。

2| 前条第五項の規定は、前項の規定により認定証の再交付を受けた場合に準用する。ただし、認定証を失つた等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

(届出等)

第百六十六条 認定放送持株会社は、法第百六十条第一号の規定による届出をしようとするときは、別表第五十八号の様式の届出書を総務大臣に提出するものとする。

第百六十七条 認定放送持株会社は、法第百六十条第二号の規定による届出をしようとするときは、別表第五十九号の様式の届出書を総務大臣に提出するものとする。

2 認定放送持株会社は、決算期ごとに、その事業収支の結果を総務大臣に報告しなければならない。

3 前項の報告は、計算書類の提出をもつてこれに替えることがで

(届出等)

第十七条の二十八の十三 認定放送持株会社は、法第五十二条の三十一第一号の規定による届出をしようとするときは、別表第二十二号の様式の届出書を総務大臣に提出するものとする。

第十七条の二十八の十四 認定放送持株会社は、法第五十二条の三十一第二号の規定による届出をしようとするときは、別表第二十三号の様式の届出書を総務大臣に提出するものとする。

2 (同上)

3 (同上)

きる。

【第六十一条に移動】

(上場されている株式に準ずる株式)

第六十八条 法第六十一条第一項の総務省令で定める株式は、認可金融商品取引業協会の規則の定めるところにより、店頭売買につき、売買値段を発表するものとして登録された株式とする。

(株主名簿に記載し、又は記録する方法)

第六十九条 法第六十一条第二項において準用する法第六十六条第二項の総務省令で定める株主名簿に記載し、又は記録する方法は、次の各号に掲げる方法とする。

- 一 法第五十九条第二項第五号ロ(2)に掲げる者のうち、その者が占める法第六十一条第一項に規定する認定放送持株会社の議決権の割合が十分の一未満であるものが有する株式(第一百五十四条第三項(同条第四項の規定の適用がある場合を含む。))に規定する計算の対象となる場合における議決権に係る株式を

第十七条の二十八の十五 認定放送持株会社は、法第五十二条の三十第四項に規定する事業計画書について、資本又は出資の額を変更したときは、別表第二十号の様式に変更後の現状を記載し、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載した書類を添えて、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(上場されている株式に準ずる株式)

第十七条の二十八の十六 法第五十二条の三十二第一項の総務省令で定める株式は、認可金融商品取引業協会の規則の定めるところにより、店頭売買につき、売買値段を発表するものとして登録された株式とする。

(株主名簿に記載し、又は記録する方法)

第十七条の二十八の十七 法第五十二条の三十二第二項の規定において準用する法第五十二条の八第二項の総務省令で定める株主名簿に記載し、又は記録する方法は、次の各号に掲げる方法とする。

- 一 法第五十二条の三十第二項第五号ロ(2)に掲げる者のうち、その者が占める法第五十二条の三十二第一項に規定する認定放送持株会社の議決権の割合が十分の一未満であるものが有する株式(第十七条の二十八の四第三項(同条第四項の規定の適用がある場合を含む。))に規定する計算の対象となる場合における

除く。)については、そのすべてについて記載し、又は記録する。

二 法第六十一条第一項の外国人等(第五十四条第五項の規定に基づきそのすべてを間接に占められる議決権の割合(次条において「間接議決権割合」という。))とされる議決権に係る株式を有する法人又は団体を含む。以下この条及び第七十一条において同じ。)のうち通知を受けた時点の株主名簿に記載され、又は記録されている者が有する株式(前号に規定する株式を除く。)については、当該名簿に記載され、又は記録されている株式の数と通知に係る株式の数(以下この号において「記載・記録優先株式の数」という。)を当該外国人等に係る株式の数として一株単位で記載し、又は記録する。この場合において、第五十九条第二項第五号イ又はロに定める株式会社^イに該当することとなるときは、外国人等が有する株式について、同号イ又はロに定める株式会社に該当することとならない範囲内で、記載・記録優先株式の数に^イ応じて一株単位で案分して計算することにより記載し、又は記録する株式を特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより記載し、又は記録する株式を特定して記載し、又は記録する。

三 前二号の規定により記載し、又は記録し、及び次条第二項を適用した場合においてなお第五十九条第二項第五号イ又はロに定める株式会社^イに該当することとならないときは、外国人等が有する株式のうち前号前段の規定による記載又は記録がされなかつたものについて、同項第五号イ又はロに定める株式会

議決権に係る株式を除く。)については、そのすべてについて記載し、又は記録する。

二 法第五十二条の三十二第一項の外国人等(第十七条の二十八の四第五項の規定に基づきそのすべてを間接に占められる議決権の割合(次条において「間接議決権割合」という。))とされる議決権に係る株式を有する法人又は団体を含む。以下この条及び第十七条の二十八の十九において同じ。)のうち通知を受けた時点の株主名簿に記載され、又は記録されている者が有する株式(前号に規定する株式を除く。)については、当該名簿に記載され、又は記録されている株式の数と通知に係る株式の数(以下この号において「記載・記録優先株式の数」という。)を当該外国人等に係る株式の数として一株単位で記載し、又は記録する。この場合において、第五十二条の三十二第二項第五号イ又はロに定める株式会社^イに該当することとなるときは、外国人等が有する株式について、同号イ又はロに定める株式会社に該当することとならない範囲内で、記載・記録優先株式の数に^イ応じて一株単位で案分して計算することにより記載し、又は記録する株式を特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより記載し、又は記録する株式を特定して記載し、又は記録する。

三 前二号の規定により記載し、又は記録し、及び次条第二項を適用した場合においてなお第五十二条の三十二第二項第五号イ又はロに定める株式会社^イに該当することとならないときは、外国人等が有する株式のうち前号前段の規定による記載又は記録がされなかつたものについて、法第五十二条の三十二第二項第五

社に該当することとならない範囲内で、その数に応じて一株単位で案分して計算することにより記載し、又は記録する株式を特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより記載し、又は記録する株式を特定して記載し、又は記録する。

(議決権を有することとなる株式)

第一百七十条 法第六十一条第二項において準用する法第一百六条第三項の法第五十九条第二項第五号ロ(1)及び(2)に掲げる者が有する株式のうち同号ロに定める株式会社₍₁₎に該当することとならないように総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める株式(以下この条及び次条において「議決権制限株式」という。)以外の株式とする。

一 外国法人等が、法人又は団体の議決権を新たに有し、又は追加して有することによつて、法第六十一条第二項において準用する法第一百六条第三項に規定する認定放送持株会社(以下この条において単に「認定放送持株会社」という。)が法第五十九条第二項第五号ロに定める株式会社₍₁₎に該当することとなる場合 認定放送持株会社の株主たる法人又は団体が有する株式であつて、当該新たに有し、又は追加して有する議決権により新たに間接議決権割合として算入される議決権に係るもののうち、同号ロの合計した割合(次項において「外国人等議決権割合」という。)の五分の一以上の部分(次号において「超過議決権部分」という。)に相当する部分に対応するもの(当該

号イ又はロに定める株式会社₍₁₎に該当することとならない範囲内で、その数に応じて一株単位で案分して計算することにより記載し、又は記録する株式を特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより記載し、又は記録する株式を特定して記載し、又は記録する。

(議決権を有することとなる株式)

第十七条の二十八の十八 法第五十二条の三十二第二項において準用する法第五十二条の八第三項の法第五十二条の第三十第二項第五号ロ(1)及び(2)に掲げる者が有する株式のうち同号ロに定める株式会社₍₁₎に該当することとならないように総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める株式(以下この条及び次条において「議決権制限株式」という。)以外の株式とする。

一 外国法人等が、法人又は団体の議決権を新たに有し、又は追加して有することによつて、法第五十二条の三十二第二項において準用する法第五十二条の八第三項に規定する認定放送持株会社(以下この条において単に「認定放送持株会社」という。)が法第五十二条の三十第二項第五号ロに該当することとなる場合 認定放送持株会社の株主たる法人又は団体が有する株式であつて、当該新たに有し、又は追加して有する議決権により新たに間接議決権割合として算入される議決権に係るものうち、法第五十二条の三十第二項第五号ロの合計した割合(次項において「外国人等議決権割合」という。)の五分の一以上の部分(次号において「超過議決権部

法人又は団体が二以上あるときは、当該法人又は団体の議決権に占める外国法人等の割合（一の外国法人等が占める当該法人又は団体の議決権の割合が二分の一を超える場合における割合は、十割とする。次号において同じ。）に依じて一株単位で案分して計算することにより特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより特定した数の株式）

二 第百五十四条第六項の規定により同条第三項及び第四項の計算がされた結果、認定放送持株会社が法第百五十九条第二項第五号ロに定める株式会社^{に該当することとなる場合} 第百五十四条第六項の規定による計算に係る株式のうち、超過議決権部分に相当する部分に対応するもの（同項の計算に係る法人又は団体が二以上あるときは、当該法人又は団体の議決権に占める外国法人等の割合に依じて一株単位で案分して計算することにより特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより特定した数の株式）

2 その株式に議決権制限株式がある認定放送持株会社の外国人等議決権割合が五分の一未満となる場合又はその株式に議決権制限株式がある認定放送持株会社について前条第二号の規定により記載し、又は記録することによつてもなお外国人等議決権割合が五分の一未満となる場合は、当該認定放送持株会社の議決権制限株式は、外国人等議決権割合が五分の一以上とならない範囲内で、議決権制限株式となつた時期の早いものから順に、議決権を有することとなる株式となるものとする。この場合において、同時に議決権制限株式とされたものが二以上あつて、当該株式を有する

分」という。）に相当する部分に対応するもの（当該法人又は団体が二以上あるときは、当該法人又は団体の議決権に占める外国法人等の割合（一の外国法人等が占める当該法人又は団体の議決権の割合が二分の一を超える場合における割合は、十割とする。次号において同じ。）に依じて一株単位で案分して計算することにより特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより特定した数の株式）

二 第十七条の二十八の四第六項の規定により同条第三項及び第四項の計算がされた結果、認定放送持株会社が法第五十二条の三十第二項第五号ロに定める株式会社^{に該当することとなる場合} 第十七条の二十八の四第六項の規定による計算に係る株式のうち、超過議決権部分に相当する部分に対応するもの（同項の計算に係る法人又は団体が二以上あるときは、当該法人又は団体の議決権に占める外国法人等の割合に依じて一株単位で案分して計算することにより特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより特定した数の株式）

2 (同上)

者が二以上ある場合は、同時に議決権制限株式とされた株式の数にに応じて一株単位で案分して計算することにより議決権を有することとなる株式を特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより議決権を有することとなる株式を特定するものとする。

(通知)

第一百七十一条 認定放送持株会社は、法第六十一条第二項において準用する法第六十二条第二項又は第三項の規定により、株主名簿に記載若しくは記録しない外国人等が有するとみなされる株式がある場合又はその株式が議決権制限株式となる場合若しくはその議決権制限株式が議決権を有することとなる株式となる場合には、その株式を有する者に対し、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

- 一 株主の氏名又は名称
- 二 株主の住所
- 三 記載若しくは記録が拒まれた株式の数又は議決権を有しないこととされた若しくは有することとされた株式の数
- 四 記載若しくは記録が拒まれた日又は議決権を有しないこととされた若しくは有することとされた日

(公告)

第一百七十二条 法第六十一条第二項において準用する法第六十六条第五項の公告は、認定放送持株会社の定款で定める公告の方法により、六箇月ごとに行うものとする。

(通知)

第十七条の二十八の十九 認定放送持株会社は、法第五十二条の三十二第二項において準用する法第五十二条の八第二項又は第三項の規定により、株主名簿に記載若しくは記録しない外国人等が有する株式がある場合又はその株式が議決権制限株式となる場合若しくはその議決権制限株式が議決権を有することとなる株式となる場合には、その株式を有する者に対し、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)
- 四 (同上)

(公告)

第十七条の二十八の二十 法第五十二条の三十二第二項において準用する法第五十二条の八第四項の公告は、認定放送持株会社の定款で定める公告の方法により、六箇月ごとに行うものとする。

2 法第百六十一条第二項において準用する法第百十六条第五項ただし書の総務省令で定める割合は、百分の十五とする。

(特別の関係)

第百七十三条 法第百六十四条第一項の総務省令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一 法人その他の団体の総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を有する者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該法人その他の団体（以下この条において「被支配法人等」という。）との関係

二 被支配法人等とその支配株主等の他の被支配法人等との関係

三 共同で認定放送持株会社の議決権を行使することを合意している者の関係

四 夫婦の関係

2 支配株主等と被支配法人等が合わせて他の法人その他の団体の総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を有する場合には、当該他の法人その他の団体も、当該支配株主等の被支配法人等とみなして前項の規定を適用する。

3 夫婦が合わせて法人その他の団体の総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を有する場合には、当該夫婦は、それぞれ当該法人その他の団体の支配株主等とみなして第一項の規定を適用する。

る。

2 法第五十二条の三十二第二項の規定において準用する法第五十二条の八第四項ただし書の総務省令で定める割合は、百分の十五とする。

(特別の関係)

第十七条の二十八の二十一 法第五十二条の三十五第一項の総務省令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

四 (同上)

2 (同上)

3 (同上)

(議決権を有することとなる株式)

第百七十四条 法第百六十四条第一項の総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める株式(以下この条及び次条において「議決権制限株式」という。)以外の株式とする。

一 一の者(法第百六十四条第一項に規定する一の者をいう。以下この条及び第百七十六条において同じ。)が特定株式を新たに有し、又は追加して有することにより当該一の者の特定議決権保有割合(一の者が特定株式のすべてについて議決権を有することとした場合にその者の有することとなる議決権の認定放送持株会社の総株主の議決権に占める割合をいう。以下この条において同じ。)が保有基準割合を超えることとなる場合(次号に掲げる場合を除く。)

当該特定議決権保有割合が保有基準割合を超える部分に相当する部分に対応するもの(当該株式を有する者が二以上あるときは、当該二以上の者が有する当該株式の数に応じて一株単位で案分して計算した数の株式)

二 法人その他の団体(第百七十六条第一項第一号に規定する特別地上基幹放送事業者を除く。)

が新たに一の者と前条第一項に規定する特別の関係にある者(以下この条及び第百七十六条において「特別関係者」という。)

とされることにより当該一の者の特定議決権保有割合が保有基準割合を超えることとなる場合

当該新たに一の者の特別関係者とされる者が有する認定放送持株会社の株式のうち、当該特定議決権保有割合が保有基

(議決権を有することとなる株式)

第十七条の二十八の二十二 法第五十二条の三十五第一項の総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める株式(以下この条及び次条において「議決権制限株式」という。)以外の株式とする。

一 一の者(法第五十二条の三十五第一項に規定する一の者をいう。以下この条及び第十七条の二十八の二十四において同じ。)が特定株式を新たに有し、又は追加して有することにより当該一の者の特定議決権保有割合(一の者が特定株式のすべてについて議決権を有することとした場合にその者の有することとなる議決権の認定放送持株会社の総株主の議決権に占める割合をいう。以下この条において同じ。)が保有基準割合を超えることとなる場合(次号に掲げる場合を除く。)

当該特定株式のうち、当該特定議決権保有割合が保有基準割合を超える部分に相当する部分に対応するもの(当該株式を有する者が二以上あるときは、当該二以上の者が有する当該株式の数に応じて一株単位で案分して計算した数の株式)

二 法人その他の団体(第十七条の二十八の二十四第一項第一号に規定する特別地上系一般放送事業者を除く。)

が新たに一の者と前条第一項に規定する特別の関係にある者(以下この条及び第十七条の二十八の二十四において「特別関係者」という。)

とされることにより当該一の者の特定議決権保有割合が保有基準割合を超えることとなる場合

当該新たに一の者の特別関係者とされる者が有する認定放送持株会社の株式のうち、

準割合を超える部分に相当する部分に対応するもの（当該株式を有する者が二以上あるときは、当該二以上の者が有する当該株式の数に応じて一株単位で案分して計算した数の株式）

三 一の者の特定議決権保有割合が保有基準割合を超えることとなる場合（前二号に掲げる場合を除く。） 当該一の者又はその特別関係者が有する認定放送持株会社の株式のうち、当該特定議決権保有割合が保有基準割合を超える部分に相当する部分に対応するもの（当該株式を有する者が二以上あるときは、当該二以上の者が有する当該株式の数に応じて一株単位で案分して計算した数の株式）

2 認定放送持株会社は、その株主の有する株式のうち議決権制限株式を特定できない場合には、株主その他の関係人に対する照会その他の方法により議決権制限株式を特定するものとする。

3 一の者又はその特別関係者が議決権制限株式を有する場合であつて、当該一の者の特定議決権保有割合が保有基準割合以下となるときは、当該議決権制限株式は、当該特定議決権保有割合が保有基準割合を超えない範囲内で、議決権制限株式となつた時期の早いものから順に、議決権を有することとなる株式となるものとする。この場合において、当該株式を有する者が二以上ある場合は、同時に議決権制限株式とされた株式の数に応じて一株単位で案分して計算するものとする。

(通知)

第一百七十五条 認定放送持株会社は、法第六十四条第一項の規定

当該特定議決権保有割合が保有基準割合を超える部分に相当する部分に対応するもの（当該株式を有する者が二以上あるときは、当該二以上の者が有する当該株式の数に応じて一株単位で案分して計算した数の株式）

三 (同上)

2 (同上)

3 (同上)

(通知)

第十七条の二十八の二十三 認定放送持株会社は、法第五十二条の

により、その株式が議決権制限株式となつた場合又はその議決権制限株式が議決権を有することとなつた場合には、その株式を有する者に対し、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

- 一 株主の氏名又は名称
- 二 株主の住所
- 三 議決権を有しないこととされた又は有することとされた株式の数
- 四 議決権を有しないこととされた又は有することとされた日

(保有基準割合)

第一百七十六条 法第六十四条第二項の総務省令で定める割合は、百分の三十三とする。ただし、一の者又はその一若しくは二以上の特別関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該の者について百分の十とする。

- 一 法第六十三条の規定による子会社地上基幹放送事業者の行う基幹放送に係る放送対象地域と重複する放送対象地域において基幹放送を行う地上基幹放送事業者（次号において「特別地上基幹放送事業者」という。）であるとき。

- 二 特別地上基幹放送事業者に対して支配関係を有する者であるとき。

2 前項第二号の支配関係とは、法第九十三条第二項各号のいずれかに該当する関係をいう。

三十五第一項の規定により、その株式が議決権制限株式となつた場合又はその議決権制限株式が議決権を有することとなつた場合には、その株式を有する者に対し、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)
- 四 (同上)

(保有基準割合)

第十七条の二十八の二十四 法第五十二条の三十五第二項の総務省令で定める割合は、百分の三十三とする。ただし、一の者又はその一若しくは二以上の特別関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該一の者について百分の十とする。

- 一 認定放送持株会社の子会社である地上系一般放送事業者（法第五十二条の三十一項に規定する地上系一般放送事業者をいう。以下この号において同じ。）の行う放送に係る放送対象地域と重複する放送対象地域において放送を行う地上系一般放送事業者（次号において「特別地上系一般放送事業者」という。）であるとき。

- 二 特別地上系一般放送事業者を支配する者であるとき。

2 前項第二号の支配とは、放送局に係る表現の自由享有基準（平成二十年総務省令第二十九号）第十三条第一項各号のいずれかに

(認定の承継の申請)

第七十七条 法第六十五条第一項の規定に基づき認定放送持株会社の地位を承継しようとするとき(合併又は会社分割による場合に限る。)は、別表第六十号の様式により、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出して行うものとする。

- 一 合併又は会社分割当事者の名称、住所及び代表者の氏名
 - 二 合併後存続する株式会社若しくは合併により設立される株式会社又は分割により認定放送持株会社の事業の全部を承継する株式会社の予定する名称、住所及び代表者の氏名
 - 三 合併又は会社分割決議年月日及び合併又は会社分割がその効力を生ずる予定年月日
 - 四 合併又は会社分割の理由
 - 五 認定放送持株会社の地位の承継を必要とする理由
 - 六 承継に係る認定放送持株会社の名称
 - 七 事業計画及び事業収支見積り
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- 一 合併契約書又は会社分割計画書若しくは会社分割契約書の写し
 - 二 株主総会の決議録その他合併又は会社分割に関する意思決定を証するに足りる書類
 - 三 合併後存続する株式会社若しくは合併により設立される株式会社又は会社分割により認定放送持株会社の事業の全部を承継

該当する行為をいう。

(認定の承継の申請)

第十七条の二十八の二十五 法第五十二条の三十六第一項の規定に基づき認定放送持株会社の地位を承継しようとするとき(合併又は会社分割による場合に限る。)は、別表第二十四号の様式により、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出して行うものとする。

- 一 (同上)
 - 二 (同上)
 - 三 合併又は会社分割決議年月日及び合併又は会社分割による登記の予定年月日
 - 四 (同上)
 - 五 (同上)
 - 六 (同上)
 - 七 (同上)
- 2 (同上)
- 一 (同上)
 - 二 (同上)
 - 三 (同上)

する株式会社の定款又は定款案

3 第一項の申請者は、設立登記又は変更登記を完了したときは、直ちにその登記事項証明書を経務大臣に提出しなければならない。

第七十八條 法第六十五條第一項の規定に基づき認定放送持株

会社の地位を承継しようとするとき（譲渡による場合に限る。）

は、別表第六十一号の様式により、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出して行うものとする。

- 一 譲渡会社の名称、住所及び代表者の氏名
 - 二 譲受会社が事業を譲り受ける年月日
 - 三 事業の譲受けの理由
 - 四 認定放送持株会社の地位の承継を必要とする理由
 - 五 承継に係る認定放送持株会社の名称
 - 六 事業計画及び事業収支見積り
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- 一 事業の譲渡に関する契約書の写し
 - 二 譲受会社の定款及び登記事項証明書

【第六十四條に移動】

3 (同上)

第十七條の二十八の二十六 法第五十二條の三十六第一項の規定に

基づき認定放送持株会社の地位を承継しようとするとき（譲渡による場合に限る。）は、別表第二十五号の様式により、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出して行うものとする。

- 一 (同上)
 - 二 (同上)
 - 三 (同上)
 - 四 (同上)
 - 五 (同上)
 - 六 (同上)
- 2 (同上)
- 一 (同上)
 - 二 (同上)

(認定証の訂正)

第十七條の二十八の二十七 認定放送持株会社は、第十七條の二十八の十一の認定証に記載した事項に変更を生じたときは、その認定証を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。

2 前項の訂正を受けようとするときは、総務大臣に対し、事由及び訂正すべき箇所を付して、その旨を申請するものとする。

【第百六十五条に移動】

(認定の取消しの申請)
第百七十九条 法第百六十六条第一項の認定の取消しを申請しようとする者は、別表第六十二号の様式の認定取消申請書を総務大臣に提出するものとする。

第八章 放送番組センター

(指定の申請)

第百八十条 法第百六十七条第一項の規定による指定（次項におい

- 3 前項の申請があつた場合において、総務大臣は、新たな認定証の交付による訂正を行うことがある。
- 4 総務大臣は、第一項の申請による場合のほか、職権により認定証の訂正を行うことがある。
- 5 認定放送持株会社は、新たな認定証の交付を受けたときは、遅滞なく旧認定証を返さなければならない。

(認定証の再交付)

第十七条の二十八の二十八 認定放送持株会社は、認定証を破損し、汚し、失つた等のために認定証の再交付を申請しようとするときは、理由を記載した申請書を、総務大臣に提出しなければならない。

2 前条第五項の規定は、前項の規定により認定証の再交付を受けた場合に準用する。ただし、認定証を失つた等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

(認定の取消しの申請)

第十七条の二十八の二十九 法第五十二条の三十七第一項の認定の取消しを申請しようとする者は、別表第二十六号の様式の認定取消申請書を総務大臣に提出するものとする。

(指定の申請)

第十七条の二十九 法第五十三条第一項の規定による指定（次項に

て「指定」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所

二 法第百六十八条に規定する業務(以下この条において「放送番組収集業務等」という。)を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 放送番組収集業務等を開始しようとする日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

五 役員の氏名及び経歴を記載した書類

六 組織及び運営に関する事項を記載した書類

七 現に行っている業務の概要を記載した書類

八 放送番組収集業務等の実施の方法に関する計画を記載した書類

九 その他参考となる事項を記載した書類

(センターの名称等の変更の届出)

第百八十一条 法第百六十七条第一項に規定する放送番組センター(以下「センター」という。)は、同条第四項の規定による届出

において「指定」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 (同上)

二 法第五十三条の二に規定する業務(以下この条において「放送番組収集業務等」という。)を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 (同上)

2 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

四 (同上)

五 (同上)

六 (同上)

七 (同上)

八 (同上)

九 (同上)

(センターの名称等の変更の届出)

第十七条の三十 法第五十三条第一項に規定する放送番組センター(以下「センター」という。)は、同条第四項の規定による届出

をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 変更後の名称、住所又は所在地
- 二 変更しようとする年月日

(収集の基準等の公表)

第百八十二条 法第百六十九条第四項の規定による公表は、センターが発行する刊行物への掲載その他のできるだけ多くの公衆が知ることができる方法によつて行うものとする。

をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 (同上)
- 二 (同上)

(収集の基準等の公表)

第十七条の三十一 法第五十三条の三第四項の規定による公表は、センターが発行する刊行物への掲載その他のできるだけ多くの公衆が知ることができる方法によつて行うものとする。

(計画の記載事項)

第十八条 法第五十三条の九の計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 放送設備の設置又は整備に関する計画の概要
- 二 多重放送を実施しようとする時期
- 三 協会又は超短波放送若しくはテレビジョン放送を行う一般放送事業者であつて受託放送事業者以外のものである場合には、次の事項

(1) 放送事項の種類、ごとの放送番組の分量

(2) 多重放送を行おうとする者に放送設備を利用させる場合に

は、次の事項

ア 利用主体

イ 利用させる放送設備

ウ 利用させる放送設備の管理の方法、利用期間及び対価

エ その他の利用条件

第九章 雜則

(適用除外)

第百八十三條 法第百七十六條第一項に規定する放送は、次に掲げるものとする。

- 一 電波法第四条の規定により開設に免許を要しない無線局を用いて行われる放送
- 二 放送及びその受信の技術の発達のための試験研究の用に供される一般放送
- 三 臨時かつ一時の目的のために行われる一般放送
- 四 一の構内（その構内が二以上の者の占有に属している場合において、同一の者の占有に属する区域をいう。）において行われる有線一般放送
- 五 信号のみを送信するために行われる有線一般放送
- 六 一の有線放送施設に係る引込端子の数が五十以下の規模の施設により行われる有線一般放送（そのすべてが同時再放送又は共同聴取業務であるものその他これに類するものとして総務大臣が別に告示するものに限る。）
- 七 公衆の通行し、又は集合する場所において公衆によつて直接視聴又は聴取されることを目的として行われる有線一般放送
- 八 一般放送の業務を行おうとする者の放送番組に係る信号の送信時に、当該信号を送出するための装置の出力端子における一の放送番組に係る信号の伝送速度が毎秒二メガビット（デジタル放送の標準方式第四条に規定する情報源符号化方式を用いる

場合にあつては、毎秒四メガビット）以下である有線一般放送（有線テレビジョン放送法施行規則第二款から第七款まで及び電気通信役務利用放送法施行規則第二款から第七款までに規定する放送方式による有線一般放送及びラジオ放送を除く。）

2| 第百十一条第二項及び第三項の規定は、前項第六号の引込端子について準用する。

（書類の提出等）

第百八十四条 法又はこの省令の規定（第五十八条第一項の規定を除く。）により総務大臣に提出する書類は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める方法により提出することができる。

一 申請、届出又は報告（以下「申請等」という。） 当該申請等をしようとする者が行い、又は行おうとする放送の放送対象地域又は業務区域（その区域が二以上の総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。次号において同じ。）の管轄区域にわたるときは、そのいずれか一の管轄区域）を管轄する総合通信局長を経由して当該申請等を行うこと。

二 第百三十六条の規定による意見書 当該意見書に係る裁定の申請に係る地上基幹放送（テレビジョン放送に限る。）を行う基幹放送事業者の放送対象地域を管轄する総合通信局長を経由して提出すること。

2| 前項の規定は、申請等を行い、又は行おうとする放送が、協会若しくは学園の放送、移動受信用地上基幹放送、衛星基幹放送又は衛星一般放送である場合には、適用しない。

(電磁的方法により記録することができる書類等)

第百八十五条 この省令の規定に基づき作成する書類及び総務大臣に提出する書類は、これらの書類の記載事項を記録した総務大臣が別に告示する電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。)による記録に係る記録媒体により作成し及び提出することができる。

2 前項により電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出する場合には、申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の年月日を記載した書類を添付しなければならない。

第百八十六条 放送事業者は、次の各号に掲げる書類等については、当該書類等による保存に代え、電磁的方法により保存することができる。この場合において、当該書類等を必要に応じ直ちに表示することができる電子計算機その他の機器を放送事業者の事務所に備え付けておかなければならない。

一 第四条第一項の規定に基づき備え置く番組基準並びに審議機関の議事の概要及び審議機関の答申等により講じた措置の内容

二 第八条の規定に基づき記録する候補者放送の記録

三 第八十四条の規定に基づき備え付ける基幹放送業務日誌

四 第一百一条の規定に基づき保存する会計記録

(電磁的方法により記録することができる書類等)

第十九条 この省令の規定に基づき作成する書類及び総務大臣又は総合通信局長に提出する書類は、これらの書類の記載事項を記録した総務大臣が別に告示する電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。)による記録に係る記録媒体により作成し及び提出することができる。

2 (同上)

第二十条 (同上)

一 第一条の三第一項の規定に基づき備え置く番組基準並びに審議機関の議事の概要及び審議機関の答申等により講じた措置の内容

二 第十六条の規定に基づき記録する候補者放送の記録

三 第十七条の二十四の規定に基づき備え付ける委託放送業務日誌

改正案	現行																
<p>別表第一号(第16条第2項関係)</p> <p style="text-align: center;"><u>協会国際衛星放送の業務開始届出書</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">郵便番号</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">日本放送協会会長</p> <p style="text-align: right;">氏 名（記名押印又は署名）</p> <p>次のとおり<u>協会国際衛星放送の業務</u>を開始したので、<u>放送法第25条</u>の規定により届け出ます。</p> <table border="1" data-bbox="181 847 1084 1412"> <tr> <td data-bbox="181 847 600 954"><u>協会国際衛星放送の種類</u>（注1）</td> <td data-bbox="600 847 1084 954"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 954 600 1107"><u>協会国際衛星放送の業務に用いられる外国の放送局を運用する者の氏名又は名称</u></td> <td data-bbox="600 954 1084 1107"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 1107 600 1313"><u>協会国際衛星放送の業務に用いられる人工衛星の放送局に係る人工衛星の軌道又は位置</u>（注2）</td> <td data-bbox="600 1107 1084 1313"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 1313 600 1412"><u>協会国際衛星放送に係る周波数</u></td> <td data-bbox="600 1313 1084 1412"></td> </tr> </table>	<u>協会国際衛星放送の種類</u> （注1）		<u>協会国際衛星放送の業務に用いられる外国の放送局を運用する者の氏名又は名称</u>		<u>協会国際衛星放送の業務に用いられる人工衛星の放送局に係る人工衛星の軌道又は位置</u> （注2）		<u>協会国際衛星放送に係る周波数</u>		<p>別表第四号(第2条の10関係)</p> <p style="text-align: center;"><u>委託協会国際放送業務開始届出書</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">郵便番号</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">日本放送協会会長</p> <p style="text-align: right;">氏 名（記名押印又は署名）</p> <p>次のとおり<u>委託協会国際放送業務</u>を開始したので、<u>放送法第9条の5</u>の規定により届け出ます。</p> <table border="1" data-bbox="1189 847 2092 1412"> <tr> <td data-bbox="1189 847 1588 954"><u>委託して行わせる放送の種類</u>（注1）</td> <td data-bbox="1588 847 2092 954"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 954 1588 1107"><u>委託の相手方</u></td> <td data-bbox="1588 954 2092 1107"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 1107 1588 1313"><u>委託の相手方の人工衛星の放送局に係る人工衛星の軌道又は位置</u>（注2）</td> <td data-bbox="1588 1107 2092 1313"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 1313 1588 1412"><u>委託して行わせる放送に係る周波数</u></td> <td data-bbox="1588 1313 2092 1412"></td> </tr> </table>	<u>委託して行わせる放送の種類</u> （注1）		<u>委託の相手方</u>		<u>委託の相手方の人工衛星の放送局に係る人工衛星の軌道又は位置</u> （注2）		<u>委託して行わせる放送に係る周波数</u>	
<u>協会国際衛星放送の種類</u> （注1）																	
<u>協会国際衛星放送の業務に用いられる外国の放送局を運用する者の氏名又は名称</u>																	
<u>協会国際衛星放送の業務に用いられる人工衛星の放送局に係る人工衛星の軌道又は位置</u> （注2）																	
<u>協会国際衛星放送に係る周波数</u>																	
<u>委託して行わせる放送の種類</u> （注1）																	
<u>委託の相手方</u>																	
<u>委託の相手方の人工衛星の放送局に係る人工衛星の軌道又は位置</u> （注2）																	
<u>委託して行わせる放送に係る周波数</u>																	

業務開始の期日	
放送事項（注3）	
放送区域	

注1 「超短波放送」、「テレビジョン放送」、「データ放送」のように記載するとともに、デジタル放送を行う場合は「テレビジョン放送（デジタル放送）」のように記載すること。

- 2 別表第六の二号の注3に準ずること。
- 3 外国人向け又は邦人向けの別を記載するほか、別表第六の二号の注5に準ずること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第二号（第26条関係）

予 算 の 科 目

(一般勘定)
(事業収支)

款	項	説 明
事業収入	受信料	
	交付金収入	国際放送関係交付金、放送に関する研究関係交付金及び選挙放送関係交付金
	副次収入	經常収入であつて受信料及び交付金収入以外の協会の業務から生じる収入
	財務収入	預金利息、有価証券利息、有価証

業務開始の期日	
委託放送事項（注3）	
委託して放送をさせる区域	

注1から注3までは、別表第十二号の注1、注2及び注4に準ずること。また、用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第五号（第8条関係）

予 算 の 科 目

(一般勘定)
(事業収支)

款	項	説 明
事業収入	受信料	
	交付金収入	国際放送関係交付金、放送に関する研究関係交付金及び選挙放送関係交付金
	副次収入	經常収入であつて受信料及び交付金収入以外の協会の業務から生じる収入
	財務収入	預金利息、有価証券利息、有価証

		証券償還差益、有価証券売却益、受取配当金その他の金融収入、消費税等
	雑収入	経常収入であつて他の項に属さないもの
	特別収入	固定資産売却益その他の経常収入以外の収入
事業支出		
	国内放送費	国内放送及び衛星基幹放送の業務に係る放送番組の編集及び送信に要する経費
	国際放送費	国際放送及び協会国際衛星放送の業務に係る放送番組の編集及び送信に要する経費
	契約収納費	受信契約及び受信料収納に要する経費
	受信対策費	受信改善及び受信相談業務に要する経費
	広報費	事業活動の周知及び視聴者関係業務に要する経費
	調査研究費	放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究に要する経費
	給与	役員報酬及び基本給、基準外賃金、賞与その他の名目・支払方法を問わず協会と職員との雇

		券償還差益、有価証券売却益、受取配当金その他の金融収入、消費税等
	雑収入	経常収入であつて他の項に属さないもの
	特別収入	固定資産売却益その他の経常収入以外の収入
事業支出		
	国内放送費	国内放送及び委託国内放送業務に係る放送番組の編集及び送信に要する経費
	国際放送費	国際放送及び委託協会国際放送業務に係る放送番組の編集及び送信に要する経費
	契約収納費	受信契約及び受信料収納に要する経費
	受信対策費	受信改善及び受信相談業務に要する経費
	広報費	事業活動の周知及び視聴者関係業務に要する経費
	調査研究費	放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究に要する経費
	給与	役員報酬及び基本給、基準外賃金、賞与その他の名目・支払方法を問わず協会と職員との雇用契約

事業収支差金	退職手当・厚生費	用契約に基づき支払われるすべてのもの（退職給付費用及び役員退任に要する経費を除く。） 退職給付費用及び役員退任に要する経費、社会保険料の雇用主負担その他の法定福利費並びに法定外の福利厚生に要する経費
	共通管理費	役員交際費、公租公課、施設管理費並びに一般事務、企画事務、監査、研修及び転勤に要する経費その他の業務全般に共通して要する経費
	減価償却費	
	財務費	借入金利息、放送債券利息、放送債権発行費償却その他の金融費用、消費税等
	特別支出	固定資産売却損その他の經常支出以外の支出
	予備費	

(資本収支) (略)

(番組アーカイブ業務勘定)

(事業収支) (略)

事業収支差金	退職手当・厚生費	に基づき支払われるすべてのもの（退職給付費用及び役員退任に要する経費を除く。） 退職給付費用及び役員退任に要する経費、社会保険料の雇用主負担その他の法定福利費並びに法定外の福利厚生に要する経費
	共通管理費	役員交際費、公租公課、施設管理費並びに一般事務、企画事務、監査、研修及び転勤に要する経費その他の業務全般に共通して要する経費
	減価償却費	
	財務費	借入金利息、放送債券利息、放送債権発行費償却その他の金融費用、消費税等
	特別支出	固定資産売却損その他の經常支出以外の支出
	予備費	

(資本収支) (同左)

(番組アーカイブ業務勘定)

(事業収支) (同左)

(資本収支) (略)

(受託業務等勘定)

(事業収支)

款	項	説明
事業収入	受託業務等収入	法第20条第3項各号の業務から生じる収入
	財務収入	預金利息、有価証券利息、有価証券償還差益、有価証券売却益その他の金融収入
事業支出	受託業務等費	法第20条第3項各号の業務に要する経費
	財務費	借入金利息その他の金融費用
	事業収支差金	

注1 この表において、「番組アーカイブ業務勘定」及び「受託業務等勘定」とは、法第73条第2項に規定する特別の勘定をいう（別表第三号及び別表第四号において同じ。）。

2 この表において、「放送債券償還積立資産」とは法第80条第4項の規定に基づき放送債券償還のために積み立てた資産を、「建設積立資産」とは将来の建設投資のために積み立てた資産をいう（別表第三号及び別表第四号において同じ。）。

(資本収支) (同左)

(受託業務等勘定)

(事業収支)

款	項	説明
事業収入	受託業務等収入	法第9条第3項各号の業務から生じる収入
	財務収入	預金利息、有価証券利息、有価証券償還差益、有価証券売却益その他の金融収入
事業支出	受託業務等費	法第9条第3項各号の業務に要する経費
	財務費	借入金利息その他の金融費用
	事業収支差金	

注1 この表において、「番組アーカイブ業務勘定」及び「受託業務等勘定」とは、法第39条第2項に規定する特別の勘定をいう（別表第六号及び別表第七号において同じ。）。

2 この表において、「放送債券償還積立資産」とは法第42条第4項の規定に基づき放送債券償還のために積み立てた資産を、「建設積立資産」とは将来の建設投資のために積み立てた資産をいう（別表第六号及び別表第七号において同じ。）。

3 この表に示す科目に計上すべき金額がないときは、その科目の記載を省略することができる。

4 予算書の末尾に次の事項を記載すること。

(1)事業収入のうち特別収入を除く経常収入の額及び事業支出のうち特別支出を除く経常支出の額並びに経常収支差金の額（一般勘定に限る。）

(2) 事業収支差金の処分予定の内訳

(3) 事業収支差金が不足し、又は繰越不足が見込まれるときは、その補てんの方法

別表第三号（第34条第1項関係）

（略）

別表第四号（第34条第3項関係）

収 支 支 出 決 算 表

年度

（一般勘定） （略）

（番組アーカイブ業務勘定） （略）

（受託業務等勘定）

（事業収支）

款	項	予 算 額			決算額	予算残額
		当初額	予算総	合 計		

3 この表に示す科目に計上すべき金額がないときは、その科目の記載を省略することができる。

4 予算書の末尾に次の事項を記載すること。

(1)事業収入のうち特別収入を除く経常収入の額及び事業支出のうち特別支出を除く経常支出の額並びに経常収支差金の額（一般勘定に限る。）

(2) 事業収支差金の処分予定の内訳

(3) 事業収支差金が不足し、又は繰越不足が見込まれるときは、その補てんの方法

別表第六号（第12条の2第1項関係）

（同左）

別表第七号（第12条の2第3項関係）

収 支 支 出 決 算 表

年度

（一般勘定） （同左）

（番組アーカイブ業務勘定） （同左）

（受託業務等勘定）

（事業収支）

款	項	予 算 額			決算額	予算残額
		当初額	予算総	合 計		

		(1)	則に基 づく増 減額 (2)	(1)+(2) (3)	(4)	(3)-(4)
事業収入		千円	千円	千円	千円	千円
	受託業務 等収入					
	財務収入					
事業支出						
	受託業務 等費					
	財務費					
事業収支 差金						

注1～4 (略)

5 法第70条第1項の規定により収支予算が変更された場合は、
変更後の額を当初額の欄に記載すること。

6 (略)

		(1)	則に基 づく増 減額 (2)	(1)+(2) (3)	(4)	(3)-(4)
事業収入		千円	千円	千円	千円	千円
	受託業務 等収入					
	財務収入					
事業支出						
	受託業務 等費					
	財務費					
事業収支 差金						

注1～4 (同左)

5 法第37条第1項の規定により収支予算が変更された場合は、
変更後の額を当初額の欄に記載すること。

6 (同左)

改正案	現行
<p>別表第五号（第六十一条関係）</p> <p>一 国内放送等の基幹放送の区分</p> <p>(1) 国内放送</p>	<p>別表第一号（第一条の二関係）</p> <p>一 国内放送（地上系によるデジタル放送（電波法施行規則第二条第一項第二十八号の十六に規定するデジタル放送（デジタル放送の標準方式によるものに限る。）をいう。以下同じ。）。有料放送を行うものを除く。）</p> <p>テレビジョン放送</p> <p>高精細度テレビジョン放送を含む放送</p> <p>(1) 協会の放送</p> <p>ア 総合放送</p> <p>ア 広域放送</p> <p>(イ) 広域放送</p> <p>イ 教育放送</p> <p>(2) 学園の放送</p> <p>大学教育放送</p> <p>(3) 一般放送事業者の放送</p> <p>総合放送</p> <p>ア 広域放送</p> <p>(イ) 広域放送</p> <p>二 国内放送（地上系によるデジタル放送以外の放送。有料放送を</p>

行うものを除く。

(2) 国際放送

(3) 中継国際放送

(4) 協会国際衛星放送

(5) 内外放送

二 地上基幹放送等の基幹放送の区分

(1) 地上基幹放送

(2) 衛星基幹放送

(3) 移動受信用地上基幹放送

三 送信の方式による基幹放送の区分

(1) デジタル放送

(2) デジタル放送以外の放送

四 料金による基幹放送の区分

(1) 有料放送

(2) 有料放送以外の放送

五 放送の種類による基幹放送の区分

(1) 中波放送

(1) 中波放送

ア 協会の放送

(7) 総合放送

A 広域放送

B 県域放送

(4) テレビジョン放送

(3) 超短波放送

(2) 短波放送

-
- イ| 一般放送事業者の放送
 - (イ)| 教育放送
 - (ア)| 協会の放送
 - (イ)| 広域放送
 - (イ)| 県域放送
 - (2) 短波放送
 - 一般放送事業者の放送
 - (3) 超短波放送
 - ア| 協会の放送
 - イ| 総合放送
 - イ| 学園の放送
 - イ| 大学教育放送
 - ウ| 一般放送事業者の放送
 - (ア)| 県域放送
 - (イ)| コミュニティ放送
 - (ウ)| 外国語放送
 - (4) テレビジョン放送
 - 標準テレビジョン放送
 - ア| 協会の放送
 - (ア)| 総合放送
 - A| 広域放送
 - B| 県域放送
 - (イ)| 教育放送
 - イ| 学園の放送
 - イ| 大学教育放送
 - ウ| 一般放送事業者の放送
-

- (5) 高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送
- (6) 標準テレビジョン放送
- (7) マルチメディア放送
- (8) 多重放送
 - ア 超短波音声多重放送
- イ 超短波文字多重放送
- (9) データ放送

- 総合放送
- (7) 広域放送
- (4) 県域放送
- (5) 多重放送
 - ア 超短波音声多重放送
 - 一般放送事業者の放送
 - イ 超短波文字多重放送
 - 一般放送事業者の放送
 - ウ 標準テレビジョン音声多重放送
 - 一般放送事業者の放送
 - エ 標準テレビジョン文字多重放送
 - 一般放送事業者の放送
 - オ 標準テレビジョン・データ多重放送
 - 一般放送事業者の放送
- 三 国内放送（地上系によるデジタル放送以外の放送。有料放送を行うものに限る。）
 - 多重放送
 - (1) 超短波文字多重放送
 - 一般放送事業者の放送
 - (2) 標準テレビジョン・データ多重放送

六 放送事業者による基幹放送の区分

(1) 協会の放送

(2) 学園の放送

(3) (1)及び(2)以外の放送

七 放送番組による基幹放送の区分

(1) 総合放送

(2) 教育放送

(3) 大学教育放送

(4) 外国語放送

一般放送事業者の放送

四 受託国内放送（特別衛星放送。デジタル放送を行うものに限る。）

(1) 協会が委託して行わせる放送
テレビジョン放送

(イ) 難視聴解消を目的とする放送
総合放送

(2) 学園が委託して行わせる放送
大学教育放送

(イ) 超短波放送
テレビジョン放送

(3) 一般放送事業者が委託により行わせる放送
テレビジョン放送

(イ) 特定標準テレビジョン放送（放送普及基本計画の定めるところにより、他の放送事業者の放送と同一の放送を同時に行う放送をいう。以下同じ。）

(イ) 特定標準テレビジョン放送以外の放送

- (5) 難視聴解消を目的とする放送
- (6) 特定標準テレビジョン放送
- (7) その他の放送

八 放送対象地域による基幹放送の区分

- (1) 全国放送
- (2) 広域放送
- (3) 県域放送
- (4) コミュニティ放送

五 受託国内放送（特別衛星放送。デジタル放送以外の放送を行うものに限る。）

協会が委託して行わせる放送（特別衛星放送に係る受託国内放送（デジタル放送）と同一の放送番組を放送するものに限る。）

テレビジョン放送

- (ア) 難視聴解消を目的とする放送
- (イ) 総合放送

六 受託国内放送（移動受信用地上放送。二百七・五メガヘルツから二百二十二メガヘルツまでの周波数を使用してデジタル放送を行うものに限る。）

一般放送事業者が委託により行わせる放送
マルチメディア放送

六 国際放送

協会の放送

九 | その他の基幹放送の区分

- (1) | 受信障害対策中継放送
- (2) | 臨時目的放送
- (3) | 試験放送（放送及びその受信の進歩発達に必要な試験、研究若しくは調査のため又は当該放送を実用に移す目的のため試験的に行う放送をいう。）
- (4) | 衛星試験放送（衛星放送及びその受信の進歩発達に必要な試験、研究若しくは調査のため又は当該衛星放送を実用に移す目的のため試験的に行う衛星放送をいう。）

(注)

- 一 | この表において、「高精細度テレビジョン放送」とは、電波法施行規則第二条第一項第二十八号の三に規定する高精細度テレビジョン放送をいう。

七 | 中継国際放送

協会の放送

(注)

- 一 | この表において、「地上系による放送」とは、衛星系による放送以外の放送をいう。
- 二 | この表において、「衛星系による放送」とは、人工衛星を利用する放送系による放送をいう。
- 三 | この表において、「標準テレビジョン放送」とは、電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二条第一項第二十八号の二に規定する標準テレビジョン放送をいう。
- 四 | この表において、「高精細度テレビジョン放送」とは、電波法施行規則第二条第一項第二十八号の三に規定する高精細度テレビジョン放送をいう。

二| この表において、「超短波音声多重放送」とは、電波法施行規則第二条第一項第二十八号の五に規定する超短波音声多重放送をいう。

三| この表において、「総合放送」とは、教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組の相互の調和がとれた放送番組の編集による放送をいう。

四| この表において、「教育放送」とは、その放送の大部分が教育番組及び教養番組の放送によつて占められている放送をいう。

五| この表において、「大学教育放送」とは、その放送のすべてが学園が設置する大学（以下「放送大学」という。）の教育課程に定める授業科目の授業として行われる放送及び放送大学に関する告知放送によつて占められている放送をいう。

六| この表において、「広域放送」とは、三以上の都府県の各区域を併せた区域における需要にこたえるための放送をいう。

七| この表において、「県域放送」とは、一の都道府県の区域又

五| この表において、「超短波音声多重放送」とは、電波法施行規則第二条第一項第二十八号の五に規定する超短波音声多重放送をいう。

六| この表において、「標準テレビジョン音声多重放送」とは、電波法施行規則第二条第一項第二十八号の十一に規定する標準テレビジョン音声多重放送をいう。

七| この表において、「標準テレビジョン文字多重放送」とは、電波法施行規則第二条第一項第二十八号の十二に規定する標準テレビジョン文字多重放送をいう。

八| この表において、「標準テレビジョン・データ多重放送」とは、電波法施行規則第二条第一項第二十八号の十三に規定する標準テレビジョン・データ多重放送をいう。

九| この表において、「総合放送」とは、教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組の相互の調和がとれた放送番組の編集による放送をいう。

十| この表において、「教育放送」とは、その放送の大部分が教育番組及び教養番組の放送によつて占められている放送をいう。

十一| この表において、「大学教育放送」とは、その放送のすべてが学園が設置する大学（以下「放送大学」という。）の教育課程に定める授業科目の授業として行われる放送及び放送大学に関する告知放送によつて占められている放送をいう。

十二| この表において、「広域放送」とは、三以上の都府県の各区域を併せた区域における需要にこたえるための放送をいう。

十三| この表において、「県域放送」とは、一の都道府県の区域又

は二の県の各区域を併せた区域における需要にこたえるための放送をいう。

八 この表において、「コミュニティ放送」とは、一の市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九に規定する指定都市にあつては区とする。以下同じ。）の一部の区域（当該区域が他の市町村の一部の区域に隣接する場合は、その区域を併せた区域とし、当該区域が他の市町村の一部の区域に隣接し、かつ当該隣接する区域が他の市町村の一部の区域に隣接し、住民のコミュニティとしての一体性が認められる場合には、その区域を併せた区域とする。）における需要にこたえるための放送をいう。

九 この表において、「外国語放送」とは、外国語による放送を通じて国際交流に資する放送をいう。

十 この表において、「難視聴解消を目的とする放送」とは、協会の行う地上系によるテレビジョン放送の難視聴の解消のための放送を含む放送をいう。

十一 この表において、「特定標準テレビジョン放送」とは、基幹放送普及計画の定めるところにより、他の放送事業者の放送と同一の放送を同時に行う放送局をいう。

〔移動〕

又は二の県の各区域を併せた区域における需要にこたえるための放送をいう。

十四 この表において、「コミュニティ放送」とは、一の市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九に規定する指定都市にあつては区とする。以下同じ。）の一部の区域（当該区域が他の市町村の一部の区域に隣接する場合は、その区域を併せた区域を含む。）における需要にこたえるための放送をいう。

十五 この表において、「外国語放送」とは、外国語による放送を通じて国際交流に資する放送をいう。

十六 この表において、「難視聴解消を目的とする放送」とは、協会の行う地上系によるテレビジョン放送の難視聴の解消のための放送を含む放送をいう。

十七 この表において、「特別衛星放送」とは、第十七条の八第三項第二号に規定する特別衛星放送をいう。

十八 受信障害対策中継放送、衛星補助放送、データ放送、臨時かつ一時の目的のための放送、試験放送（放送及びその受信の進歩発達に必要な試験、研究若しくは調査のため又は当該放送を実用に移す目的のため試験的に行う放送をいう。）、特別衛星放送

十二 この表において、「マルチメディア放送」とは、電波法施行規則第二条第一項第二十八号の四の二に規定するマルチメディア放送をいう。

(協会若しくは学園が委託により行わせる放送、高精細度テレビジョン放送又は特定標準テレビジョン放送のいずれかに該当するものを除く。)及び一般衛星放送(第十七条の八第三項第三号に規定する一般衛星放送をいう。)については、これらの別をもつて放送の区分とする。

十九 この表において、「マルチメディア放送」とは、電波法施行規則第二条第一項第二十八号の四の二に規定するマルチメディア放送をいう。

改正案	現行				
<p>別表第六の一号(第64条関係)</p> <p style="text-align: center;"><u>地上基幹放送の業務認定申請書</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p style="margin-left: 150px;">郵便番号</p> <p style="margin-left: 150px;">住 所</p> <p style="margin-left: 150px;">(ふりがな)</p> <p style="margin-left: 150px;">氏 名</p> <p style="margin-left: 150px;">(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)</p> <p style="margin-left: 150px;">電話番号</p> <p>地上基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第93条第3項の規定により申請します。</p> <table border="1" data-bbox="168 1157 1075 1407"> <tr> <td data-bbox="168 1157 604 1204"><u>基幹放送の種類(注1)</u></td> <td data-bbox="604 1157 1075 1204"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="168 1204 604 1407"><u>基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた</u></td> <td data-bbox="604 1204 1075 1407"></td> </tr> </table>	<u>基幹放送の種類(注1)</u>		<u>基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた</u>		<p>【新設】</p>
<u>基幹放送の種類(注1)</u>					
<u>基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた</u>					

者の氏名又は名称(注2)	
希望する放送対象地域	
希望する周波数	
業務開始の予定期日	
放送事項(注3)	
基幹放送の業務に用いられる 電気通信設備の概要(注4)	
欠格事由の有無(注5)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

注1 法第91条第1項の規定による基幹放送普及計画の「第3 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標」の「2 国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標」に規定されている「基幹放送の区分」の各項目を記載すること（同項目に区分の規定がない場合には、同「1 総則」の(3)の基幹放送名を記載するとともに、「短波放送」のように記載すること。）。また、有料放送の場合にあつては、その旨も記載すること。

(記載例)

「地上基幹放送（デジタル放送）－テレビジョン放送－協会の放送－総合放送－広域放送」

注2 基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について、電波法の規定による免許を受けようとする一の者又は当該免許を受けた一の者の氏名又は名称を記載すること。

注3

(1) 国内放送又は国際放送を行う基幹放送の業務の場合((2)及

び(3)の場合を除く。)、放送事項を放送の目的別種類(報道、教育、教養、娯楽、その他をいう。ただし、コミュニティ放送を行う基幹放送の業務の場合は、これらによるほか、適宜の分類を用いることができる。以下この様式において同じ。)により、次のように記載すること。

ア コミュニティ放送を行う基幹放送の業務以外の基幹放送の業務の場合

(記載例)

報道(一般ニュース、ニュース解説、スポーツニュース、週間ニュース、災害に関する情報等)

教育(学年別学校向講座、英会話の時間、職業教育講座等)

教養(政治解説、政治討論会、婦人向講座、文学座談会、音楽講座、街頭討論会等)

娯楽(音楽、スポーツ行事、小説朗読、演芸等)

その他(通信販売番組等)

イ コミュニティ放送を行う基幹放送の業務の場合

(記載例)

生活情報(道路交通情報、病院の案内、天気予報等)

行政情報(市町村議会情報、市町村広報等)

観光情報(観光地、観光施設の案内、宿泊施設の案内、各種行事の案内等)

(2) 超短波多重放送又はテレビジョン多重放送を行う基幹放送の業務の場合

放送事項を放送番組の実態に合わせて記載すること。

(3) 臨時目的放送を専ら行う基幹放送の業務の場合

放送事項を次のように記載すること。

ア 博覧会等の用に供する場合
(記載例) (何)博覧会の案内等に係る事項

イ 災害発生時に役立つ場合
(記載例) (何)地震の災害対策及び被災者救援のための
生活情報等に係る事項

注4 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の欄は、
次により記載すること。

(1) 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要には、基
幹放送が行われる過程における映像、音声、文字、データの
流れが明確になるよう、演奏所から基幹放送局の送信設備の
送信空中線までの範囲におけるすべての電気通信設備を明記
した概要図を記載すること。

(2) (1)の概要図には、基幹放送の業務に用いられる電気通信設
備のうち、当該業務に用いられる基幹放送設備に該当する設
備の範囲を「番組送出設備」又は「中継回線設備」の別を明
確にして付記すること。

(3) (1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」及び「中継回線設
備」の放送法第111条第1項の技術基準への適合性に係る説
明について、次の事項を付記すること。

ア 放送法第111条第2号第1号に規定する基幹放送設備の損壊
又は故障により、基幹放送の業務に著しい支障を及ぼさな
いようにすることを確保するための措置に関する事項

イ 放送法第111条第2項第2号に規定する基幹放送設備を用い
て行われる基幹放送の品質が適正であるようにすることを
確保するために当該設備が準拠する送信の標準方式の種類
に関する事項

(4) 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう電気通信設備の階層その他適宜の区分に分けて、別途記載すること。

注5 総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。

別表第六の二号(第64条関係)

衛星基幹放送の業務認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)

電話番号

衛星基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第93条第3項の規定により申請します。

基幹放送の種類(注1)	
基幹放送の業務に用いられる基	

別表第十二号(第17条の9関係)

委託放送業務認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)

委託放送業務の認定を受けたいので、放送法第52条の13第2項の規定により申請します。

委託して行わせる放送の種類(注1)	
希望する委託の相手方	

幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称(注2)	
衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置(注3)	
希望する放送対象地域	
希望する周波数(注4)	
業務開始の予定期日	
放送事項(注5)	
基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要(注6)	
欠格事由の有無(注7)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

注1 法第91条第1項の規定による基幹放送普及計画の「第3 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標」の「2 国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標」に規定されている「基幹放送の区分」の各項目を記載すること。(同項目に区分の規定がない場合には、同「1 総則」の(3)の基幹放送名を記載するとともに、「超短波放送」、「テレビジョン放送」、「データ放送」のように記載すること。)また、有料放送の場合にあつては、その旨も記載すること。

希望の相手方の人工衛星の放送局に関し希望する人工衛星の軌道又は位置(注2)	
委託して行わせる放送に関し希望する周波数(注3)	
業務開始の予定期日	
委託放送事項(注4)	
欠格事由の有無(注5)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

注1 「超短波放送」、「テレビジョン放送」、「データ放送」のように記載するとともに、デジタル放送を委託して行わせる場合は「テレビジョン放送(デジタル放送)」のように記載すること。

(記載例)

「衛星基幹放送 (デジタル放送) - テレビジョン放送」

注2 基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について、電波法の規定による免許を受けようとする一の者又は当該免許を受けた一の者の氏名又は名称を記載すること。

注3 人工衛星の軌道又は位置を次のように記載すること。

(記載例) 対地静止衛星軌道 E 110 °
経度及び緯度の変動幅 ±0. 1°

注4

(1) 広帯域伝送方式等による衛星基幹放送の業務の場合で、超短波放送、テレビジョン放送又はデータ放送を行う場合は、次のように記載すること。

(第69条の規定により一の申請書により二以上の衛星基幹放送の業務の申請を行う場合は、各放送に係る1秒におけるシンボル数又は1秒における基準シンボル数の合計値を記載すること。)

(記載例) 中央の周波数11. 72748GHz
伝送方式 広帯域伝送方式
シンボル数(合計)20. 0025Mbaud
超短波放送
第1番組
シンボル数 0. 16125 Mbaud(補完放送(データ)を含む。※)
スロット数 1スロット
変調方式 8PSK

注2 人工衛星の軌道又は位置を次のように記載すること。

(記載例) 対地静止衛星軌道 E 110 °
経度及び緯度の変動幅 ±0. 1°

注3

(1) 広帯域伝送方式等による放送を委託して行わせる委託放送業務の場合で、超短波放送、テレビジョン放送又はデータ放送を委託して行わせる場合は、次のように記載すること。

(第17条の12の規定により一の申請書により二以上の委託放送業務の申請を行う場合は、各放送に係る1秒におけるシンボル数又は1秒における基準シンボル数の合計値を記載すること。)

(記載例) 中央の周波数11. 72748GHz
伝送方式 広帯域伝送方式
シンボル数(合計)20. 0025Mbaud
超短波放送
第1番組
シンボル数 0. 16125 Mbaud(補完放送(データ)を含む。※)
スロット数 1スロット
変調方式 8PSK

誤り訂正率 2/3

テレビジョン放送(他のテレビジョン放送を行わない場合に使用する場合はその旨明記。)

シンボル数(合計) 19.24Mbaud

スロット数(合計) 32スロット

変調方式 8PSK、QPSK

誤り訂正率 2/3、3/4

符号化される映像信号の走査方式及び走査線数 一本おき/1,125本

符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数 1,440画素

符号化された映像信号のフレーム周波数 30/1.001Hz

符号化された映像信号の一フレーム当たりの垂直方向の輝度信号の画素数 1,080画素

第1番組

シンボル数 9.62Mbaud(補完放送(音声)を含む。※)

スロット数 16スロット

第2番組

シンボル数 9.62Mbaud(補完放送(音声)を含む。※)

スロット数 16スロット

※ 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該

誤り訂正率 2/3

テレビジョン放送(他のテレビジョン放送を行わない場合に使用する場合はその旨明記。)

シンボル数(合計) 19.24Mbaud

スロット数(合計) 32スロット

変調方式 8PSK、QPSK

誤り訂正率 2/3、3/4

符号化される映像信号の走査方式及び走査線数 一本おき/1125本

符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数 1440画素

符号化された映像信号のフレーム周波数 30/1.001Hz

符号化された映像信号の一フレーム当たりの垂直方向の輝度信号の画素数 1080画素

第1番組

シンボル数 9.62Mbaud(補完放送(音声)を含む。※)

スロット数 16スロット

第2番組

シンボル数 9.62Mbaud(補完放送(音声)を含む。※)

スロット数 16スロット

※ 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該

補完放送に係る1秒当たりのシンボル数(当該補完放送に係る1秒当たりのシンボル数の記載が困難である場合にあつては、補完放送に係る1秒当たりのシンボル数)を明記すること。

データ放送

第1番組

シンボル数 0.60125 Mbaud

スロット数 1スロット

変調方式 8PSK

誤り訂正率 2/3

(2) 狭帯域伝送方式等による衛星基幹放送の業務の場合は、次のように記載すること。

(第69条の規定により一の申請書により二以上の衛星基幹放送の業務の申請を行う場合は、各放送に係る1秒における伝送容量又は1秒における基準伝送容量ごとの合計を記載すること。)

(記載例) 中央の周波数 12.3456GHz

伝送方式 狭帯域伝送方式

基準伝送容量(合計) 13,140,492 bps

第1番組 6,570,246 bps(補完放送(音声)を含む。※)

第2番組 6,570,246 bps(補完放送(データ)を含む。※)

符号化される映像信号の走査方式及び走査線数 一本おき/525本

符号化された映像信号の水平方向の輝度信号

補完放送に係る1秒当たりのシンボル数(当該補完放送に係る1秒当たりのシンボル数の記載が困難である場合にあつては、補完放送に係る1秒当たりのシンボル数)を明記すること。

データ放送

第1番組

シンボル数 0.60125 Mbaud

スロット数 1スロット

変調方式 8PSK

誤り訂正率 2/3

(2) 狭帯域伝送方式等による放送を委託して行わせる委託放送業務の場合は、次のように記載すること。

(第17条の12の規定により一の申請書により二以上の委託放送業務の申請を行う場合は、各放送に係る1秒における伝送容量又は1秒における基準伝送容量ごとの合計を記載すること。)

(記載例) 中央の周波数 12.3456GHz

伝送方式 狭帯域伝送方式

基準伝送容量(合計) 13,140,492 bps

第1番組 6,570,246 bps(補完放送(音声)を含む。※)

第2番組 6,570,246 bps(補完放送(データ)を含む。※)

符号化される映像信号の走査方式及び走査線数 一本おき/525本

符号化された映像信号の水平方向の輝度信号

の画素数 544画素

符号化された映像信号のフレーム周波数

30/1.001Hz

符号化された映像信号の一フレーム当たりの

垂直方向の輝度信号の画素数 480画素

※ 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該補完放送に係る1秒当たりの伝送容量又は1秒当たりの基準伝送容量(当該補完放送に係る1秒当たりの伝送容量又は1秒当たりの基準伝送容量の記載が困難である場合にあつては、補完放送に係る1秒当たりの伝送容量又は1秒当たりの基準伝送容量)を明記すること。

注5

(1) 超短波放送(教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組の相互の間の調和をとつて放送番組を編集するものに限る。)又はテレビジョン放送(特別な事業計画により放送番組を編集するものを除く。)を行う基幹放送の業務の場合

放送事項を放送番組の目的別種類(報道、教育、教養、娯楽、その他をいう。以下同じ。)により、次のように記載すること。この場合において、データを併せ送るものであるときは、(3)のデータ放送を行う場合の記載例に準じ、併せて記載すること。

(記載例) 報道(一般ニュース、ニュース解説、スポーツニュース、週間ニュース、災害に関する情報等)

の画素数 544画素

符号化された映像信号のフレーム周波数

30/1.001Hz

符号化された映像信号の一フレーム当たりの

垂直方向の輝度信号の画素数 480画素

※ 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該補完放送に係る1秒当たりの伝送容量又は1秒当たりの基準伝送容量(当該補完放送に係る1秒当たりの伝送容量又は1秒当たりの基準伝送容量の記載が困難である場合にあつては、補完放送に係る1秒当たりの伝送容量又は1秒当たりの基準伝送容量)を明記すること。

注4

(1) 超短波放送(教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組の相互の間の調和をとつて放送番組を編集するものに限る。)又はテレビジョン放送(特別な事業計画により放送番組を編集するものを除く。)を委託して行わせようとする場合

委託放送事項を放送番組の目的別種類(報道、教育、教養、娯楽、広告、その他をいう。以下同じ。)により、次のように記載すること。この場合において、データを併せ送るものであるときは、(3)のデータ放送を委託して行わせる場合の記載例に準じ、併せて記載すること。

(記載例) 報道(一般ニュース、ニュース解説、スポーツニュース、週間ニュース、災害に関する情報等)

教育(学年別学校向講座、英会話の時間、職業教育講座等)

教養(政治解説、政治討論会、婦人向講座、文学座談会、音楽講座、街頭討論会等)

娯楽(音楽、スポーツ行事、小説朗読、演芸等)

その他(通信販売番組等)

成人向け番組の有無 有 無

(2) 超短波放送又はテレビジョン放送を行う基幹放送の業務の場合((1)の場合を除く。)

放送事項を放送番組の実態に合わせて、分野、主たる言語及び成人向け番組の有無の項目ごとに次の記載例に従って記載すること。この場合において、データを併せ送るものであるときは、(3)のデータ放送を行う場合の記載例に準じ、併せて記載すること。

(記載例)

分野	主たる言語	成人向け番組の有無	備考
学校教育番組(主として高校・大学受験対策講座)		無	
野球、サッカーを中心としたスポーツ番組		無	
ドイツ国内で放送されているニュース、ドラ	ドイツ語	無	

教育(学年別学校向講座、英会話の時間、職業教育講座等)

教養(政治解説、政治討論会、婦人向講座、文学座談会、音楽講座、街頭討論会等)

娯楽(音楽、スポーツ行事、小説朗読、演芸等)

広告(商業案内、スポット・アナウンス等)

その他(放送番組の予告等)

(2) 超短波放送又はテレビジョン放送を委託して行わせようとする場合((1)の場合を除く。)

委託放送事項を放送番組の実態に合わせて、分野、主たる言語及び成人向け番組の有無の項目ごとに次の記載例に従って記載すること。この場合において、データを併せ送るものであるときは、(3)のデータ放送を委託して行わせる場合の記載例に準じ、併せて記載すること。

(記載例)

分野	主たる言語	成人向け番組の有無	備考
学校教育番組(主として高校・大学受験対策講座)		無	
野球、サッカーを中心としたスポーツ番組		無	
ドイツ国内で放送されているニュース、ドラ	ドイツ語	無	

マ、ドキュメンタリー 番組			
------------------	--	--	--

(注1) 分野の欄は、当該放送番組の特徴がわかるような表現で簡潔に記載すること。

(注2) 主たる言語の欄は、日本語以外の言語を主たる使用言語とする場合にのみ記載すること。

(注3) 成人向け番組とは、性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる番組で、青少年に有害な影響を与えるおそれのある放送番組をいう。

(注4) 法第8条に規定する事項のみを放送事項とするものである場合は、備考の欄にその旨記載すること。

(3) データ放送を行う基幹放送の業務の場合

放送事項を放送番組の実態に合わせて、分野、データ符号化方式の名称及び成人向け番組の有無の項目ごとに次の記載例に従って記載すること。

(記載例)

分野	データ符号化方式の名称	成人向け番組の有無	備考
株価、経済指標等の経済情報	XML方式	無	
最新自動車情報、自動車部品等を紹介する電子	(何)方式	無	

マ、ドキュメンタリー 番組			
------------------	--	--	--

(注1) 分野の欄は、当該放送番組の特徴がわかるような表現で簡潔に記載すること。

(注2) 主たる言語の欄は、日本語以外の言語を主たる使用言語とする場合にのみ記載すること。

(注3) 成人向け番組とは、性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる番組で、青少年に有害な影響を与えるおそれのある放送番組をいう。

(注4) 法第3条の5に規定する事項のみを委託放送事項とするものである場合は、備考の欄にその旨記載すること

(3) データ放送を委託して行わせようとする場合

委託放送事項を放送番組の実態に合わせて、分野、データ符号化方式の名称及び成人向け番組の有無の項目ごとに次の記載例に従って記載すること。

(記載例)

分野	データ符号化方式の名称	成人向け番組の有無	備考
株価、経済指標等の経済情報	XML方式	無	
最新自動車情報、自動車部品等を紹介する電子	(何)方式	無	

マガジン			
------	--	--	--

- (注1) 分野の欄は、当該放送番組の特徴がわかるような表現で簡潔に記載すること。
- (注2) データ符号化方式の名称の欄は、データ符号化識別子が指定されている場合はその符号化方式の名称を、指定されていない場合は具体的なデータ符号化方式の名称を記載すること。なお、上記の記載例に従った記載方法のみでは方式を特定できない場合は、さらに詳細な内容を記載すること。
- (注3) 成人向け番組とは、性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる番組で、青少年に有害な影響を与えるおそれのある放送番組をいう。
- (注4) 法第8条に規定する事項のみを放送事項とするものである場合は、備考の欄にその旨記載すること。
- (4) 超短波放送、テレビジョン放送又はデータ放送を行う基幹放送の業務の場合
- (1)から(3)までに定めるもののほか、次のアからエまでに掲げる事項について具体的な計画を定めているときは、併せて記載すること。
- 「1週間当たりの放送時間全体」及び「1週間当たりの総放送時間」とは次の定義による。
- ・「1週間当たりの放送時間全体」
- 高精細度テレビジョン放送を行わない時間帯に二以上の標準テレビジョン放送を行う場合は、「標準テレビジョン

マガジン			
------	--	--	--

- (注1) 分野の欄は、当該放送番組の特徴がわかるような表現で簡潔に記載すること。
- (注2) データ符号化方式の名称の欄は、データ符号化識別子が指定されている場合はその符号化方式の名称を、指定されていない場合は具体的なデータ符号化方式の名称を記載すること。なお、上記の記載例に従った記載方法のみでは方式を特定できない場合は、さらに詳細な内容を記載すること。
- (注3) 成人向け番組とは、性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる番組で、青少年に有害な影響を与えるおそれのある放送番組をいう。
- (注4) 法第3条の5に規定する事項のみを委託放送事項とするものである場合は、備考の欄にその旨記載すること。
- (4) 超短波放送、テレビジョン放送又はデータ放送を委託して行わせようとする場合
- (1)から(3)までに定めるもののほか、次のアからエまでに掲げる事項について具体的な計画を定めているときは、併せて記載すること。

放送のうち1週間当たりの放送時間が最も長いものの放送時間」と「高精細度テレビジョン放送の放送時間」の合計をいう。

・「1週間当たりの総放送時間」

すべての放送時間の合計(延べ放送時間)をいう。なお、マルチ編成の場合には、「高精細度テレビジョン放送の放送時間」と「標準テレビジョン放送のすべての放送時間」の合計をいう。

ア 高精細度テレビジョン放送を行う場合であって、当該高精細度テレビジョン放送を行わない時間帯に標準テレビジョン放送を行うときは、一週間当たりの放送時間(当該高精細度テレビジョン放送を行わない時間帯に二以上の標準テレビジョン放送を行う場合は、当該標準テレビジョン放送のうち一週間当たりの放送時間が最も長いものの放送時間及び当該高精細度テレビジョン放送の放送時間の合計をいう。)全体における当該高精細度テレビジョン放送の放送時間の占める割合

イ 高精細度テレビジョン放送を行う場合であって、一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。)に係る放送時間の占める割合

ウ 一週間当たりの放送時間全体における成人向け番組に係る放送時間の占める割合

エ 一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合

ア 高精細度テレビジョン放送を行う場合であって、当該高精細度テレビジョン放送を行わない時間帯に標準テレビジョン放送を行うときは、一週間当たりの放送時間(当該高精細度テレビジョン放送を行わない時間帯に二以上の標準テレビジョン放送を行う場合は、当該標準テレビジョン放送のうち一週間当たりの放送時間が最も長いものの放送時間及び当該高精細度テレビジョン放送の放送時間の合計をいう。)全体における当該高精細度テレビジョン放送の放送時間の占める割合

イ 高精細度テレビジョン放送を行う場合であって、一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。)に係る放送時間の占める割合

ウ 一週間当たりの放送時間全体における成人向け番組に係る放送時間の占める割合

エ 一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合

(5) 臨時目的放送を専ら行う基幹放送の業務の場合

放送事項を次のように記載すること。

ア 博覧会等の用に供する場合

(記載例) (何)博覧会の案内等に係る事項

イ 災害発生時に役立てる場合

(記載例) (何)地震の災害対策及び被災者救援のための生活情報等に係る事項

注6 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の欄は、次により記載すること。

(1) 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要には、基幹放送が行われる過程における映像、音声、文字、データの流れが明確になるよう、演奏所から基幹放送局の送信設備の送信空中線までの範囲におけるすべての電気通信設備を明記した概要図を記載すること。

(2) (1)の概要図には、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備のうち、当該業務に用いられる基幹放送設備に該当する設

(5) 臨時目的放送を専ら委託して行わせる委託放送事業者の場合

委託放送事項を次のように記載すること。

(記載例) (何)博覧会の案内等に係る事項

(6) 有料放送を委託して行わせようとする場合

(1)から(5)までに定めるもののほか、有料放送を含む放送を委託して行わせる旨を記載するとともに、限定受信方式の名称を次の記載例に従って記載すること。この場合において、限定受信方式識別子が指定されている場合はその指定に係る限定受信方式の名称を記載すること。なお、名称のみでは方式を特定できない場合は、さらに詳細な内容を記載すること

(記載例) 限定受信方式の名称：ARIB-限定受信方式

備の範囲を「番組送出設備」、「中継回線設備」又は「地球局設備」の別を明確にして付記すること。

(3) (1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」、「中継回線設備」及び「地球局設備」の放送法第111条第1項の技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。

ア 放送法第111条第2号第1号に規定する基幹放送設備の損壊又は故障により、基幹放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにすることを確保するための措置に関する事項

イ 放送法第111条第2項第2号に規定する基幹放送設備を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすることを確保するために当該設備が準拠する送信の標準方式の種類に関する事項

(4) 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう電気通信設備の階層その他適宜の区分に分けて、別途記載すること。

注7 法93条第1項第6号(協会にあつては、同号イからハまでに限る。)の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

注5 法52条の13第1項第5号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

別表第七の一号(第65条第1項関係)

「地上基幹放送に係る事業計画書」

事業計画書

(別紙)

長

(1) 経営形態及び資本又は出資の額

(2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達方

【新設】無線局免許手続規則別表第二号第1(事業計画書)より移行

法

- (3) 主たる出資者及び議決権の数
- (4) 10分の1を超える議決権を有する者に関する事項
- (5) 10分の1を超える議決権を有する他の基幹放送事業者に関する事項
- (6) 役員に関する事項
- (7) 放送番組の編集の基準
- (8) 放送番組の編集に関する基本計画
- (9) 週間放送番組の編集に関する事項
- (10) 放送番組の審議機関に関する事項
- (11) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項
- (12) 災害放送に関する事項
- (13) 試験、研究又は調査の方法及び具体的計画
- (14) 試験の方法及び具体的計画
- (15) 基幹放送の業務を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要
- (16) 将来の事業予定
- (17) 認定の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績

短 辺 (日本工業規格A列4番によること。)

注1 別紙について、次の表の区分に従い、別葉として提出すること。

区 別	提出する別紙	備考
1 認定	(1) (注1)	(注1) 協会及び学園の基幹放

の申請 の場合	(2) (注2)(注3)	送の業務の場合は、経営 形態については記載を要 しない。 (注2) 協会の基幹放送の業務 の場合は、提出を要しな い。 (注3) 学園の基幹放送の業務 の場合は、提出を要しな い。 (注4) 臨時目的放送を専ら行 う基幹放送の業務の場合 は、提出を要しない。 (注5) 法第8条に規定する経 済市況、自然事象及びス ポーツに関する時事に関 する事項その他総務省令 で定める事項のみを放送 事項とする放送を専ら行 う基幹放送の業務の場合 は、提出を要しない。 (注6) 学園の基幹放送の業務 の場合は、考査に関する事 項については記載を要しな い。 (注7) 地上基幹放送試験局を 用いて行う基幹放送の業務
	(3) (注2)(注3)	
	(4) (注2)(注3) (注4)	
	(5) (注2)(注3) (注4)	
	(6) (注2)	
	(7) (注3)(注4) (注5)	
	(8) (注4)(注5)	
	(9)	
	(10) (注3)(注4) (注5)	
	(11) (注4)(注6)	
	(12) (注3)	
	(13) (注7)	
	(14) (注8)	
	(15) (注2)(注3) (注4)	
	(16) (注2)(注3) (注4)	
	2 認定	
の変更	(2) (注2)(注3)	
の申請	(注9)	
の場合	(3) (注2)(注3)	

	<u>(注9)</u> <u>(4) (注2) (注3)</u> <u>(注9)</u> <u>(5) (注2) (注3)</u> <u>(注9)</u> <u>(6) (注2) (注9)</u> <u>(7) (注3) (注4)</u> <u>(注5) (注9)</u> <u>(8) (注4) (注5)</u> <u>(注9)</u> <u>(9) (注9)</u> <u>(10) (注3) (注4)</u> <u>(注5) (注9)</u> <u>(11) (注4) (注6)</u> <u>(12) (注3)</u> <u>(13) (注7)</u> <u>(14) (注8)</u> <u>(15) (注2) (注3)</u> <u>(注4) (注9)</u> <u>(16) (注2) (注3)</u> <u>(注4) (注9)</u>	<u>に限る。</u> <u>(注8) 基幹放送を行う実用化</u> <u>試験局を用いて行う基幹放</u> <u>送の業務に限る。</u> <u>(注9) 当該変更により事業計</u> <u>画書に重大な変更がある</u> <u>ときに限る。</u>
3 認定	<u>(1) (注1)</u>	
の更新	<u>(3) (注2) (注3)</u>	
の申請	<u>(4) (注2) (注3)</u>	
の場合	<u>(5) (注2) (注3)</u>	

(6) (注2)
(7) (注3) (注4)
(注5)
(8) (注4) (注5)
(9)
(10) (注3) (注4)
(注5)
(11) (注4) (注6)
(12) (注3)
(13) (注7)
(14) (注8)
(15) (注2) (注3)
(注4)
(16) (注2) (注3)
(注4)
(17)

注2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注1の表の区分に従って該当する事項にレ印を付けること。

(1) 別紙(1)は、次の様式により記載すること。

ア 株式会社の場合

経営形態	株式会社		
資本又は出資の額	発行済み株式の額及びその株式数	増資予定の期日、額及びその株式数	増資後の資本の額及びその株式数

--	--	--	--

イ 設立中の株式会社の場合

経営形態	株式会社(設立中)		
資本又は出資の額	発起人引受けの株式数及びその額	募集の株式数及びその額	合計

ウ 株式会社及び設立中の株式会社以外の場合は、上記の様式に準じて記載すること。

(注1) 法人の場合は、次の書類を添付すること。

(ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(イ) 定款又は寄附行為に基幹放送の業務を行う事業を行うことについての定めがない場合は、当該申請を行うことを決議した取締役会等の議事録の写し

(注2) 設立中の法人の場合は、次の書類を添付すること。

(ア) 定款(会社法(平成17年法律第86号)第30条第1項及びその準用規定により認証を必要とする場合には、認証のある定款)又は寄附行為

(イ) 法人設立計画書(法人設立までの進行予定を記載した書類とする。)

(ウ) 設立しようとする法人が株式会社であるときは、発起人会議事録の写し、発起人組合契約書の写し及び発起人引受承諾書

(注3) 法人及び設立中の法人以外の場合は、(注1)及び(注2)に準ずる書類を添付すること。

(2) 別紙(2)は、次の様式により記載すること。

用途別資金の額		資金調達の方法
	千円	
工事費		
創業費		
その他		
合 計		

(注1) 資金調達の方法の欄は、資本金、出資金、社債、借入金、寄付金、積立金、営業収入等の別及び金額を記載すること。

(注2) 貸借対照表、損益計算書、株式引受承諾書の写し、社債申込証の写し、融資証明書等資金調達の確実性を証明する書類を添付すること。

(3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。

ア 主たる出資者及び議決権の数

ふりがな 氏名又は名称	住 所	職 業	議決権の総数に対する 議決権の比率	備 考
			%	

(注1) 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者について記載すること。

(注2) 設立中の法人にあつては、(注1)によるほか、発起人全員について記載すること。

(注3) 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。

(注4) 法人にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。

(注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあっては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注6) 職業の欄は、法人にあっては「何事業」、個人にあっては「何(株)代専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人の代表権を有する役員については役名の前に「代」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア) 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類

(イ) 発起人又は発起人代表であるときはその旨

(ウ) 日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体であるときはその旨

(エ) 出資の予定のものについてはその旨

(注8) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

イ 外国人等の占める議決権の数

フリ ガナ 氏名 又は 名称	住所	職業	総議決権 に対する 比率	当該出資者 の議決権を 有する外国 人等の氏名 又は名称	外国人等 が当該出 資者に占 める議決 権の比率	当該外国人等 が申請者に対 し間接に占め る議決権の比 率	備考
			%		%	%	
外国人等の直接に			%				

占める議決権のうち1000分の1未満の比率のもの					
計	外国人等の直接に占める議決権の比率の計 %			外国人等の間接に占める議決権の比率の計 %	
合計	外国人等の直接及び間接に占める議決権の比率の合計 %				

(注1) 外国人等とは、法第93条第1項第6号イからハまでに掲げる者及び同号ホに掲げる者並びに施行規則63条第4項に規定する外国人等とみなされる法人又は団体及び同条第5項に規定するそのすべてを間接に占められる議決権の割合とされる議決権を有し、又は有するものとみなされる法人又は団体をいう。

(注2) 氏名又は名称の欄、住所の欄、職業の欄は、アの(注4)から(注6)に準じて記載すること。

(注3) 外国人等の直接に占める議決権のうち1000分の1未満のものの比率は、合算して記載すること。

(注4) 外国人等が当該出資者に占める議決権の比率の欄は、当該出資者が申請者に対し議決権に対する比率の100分の10以上の議決権を有し、かつ、一の外国人等が当該出資者に対し100分の10以上の議決権を有する場合に記載すること。

(ア) 当該出資者に二以上の外国人等がそれぞれ100分の

10以上の議決権を有する場合は、それぞれの比率を記載すること。

(イ) 第63条第3項に規定する一の外国人等が申請者の議決権を有する二以上の出資者の議決権を有する場合であつて、これらの議決権の比率の全部又は一部が100分の10未満であるもののこれらの議決権の比率を出資者ごとに乗じその結果を合算した比率が100分の10以上となる場合は、100分の10未満であつても記載すること。

(注5) 当該外国人等が申請者に対し間接に占める議決権の比率の欄は、当該出資者の申請者に対する総議決権に対する比率と外国人等が当該出資者に占める議決権の比率を乗じて計算した比率を記載すること。

(ア) 一の外国人等が当該出資者に対し100分の50を超える議決権を有する場合は、当該出資者の総議決権に対する比率を記載すること。

(イ) 当該出資者に二以上の外国人等が議決権を有する場合は、それぞれの外国人等が当該出資者に占める議決権の比率を合算し、総議決権に対する比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、当該一の外国人等が100分の50を超える議決権を有する場合は、当該出資者の総議決権に対する比率を記載すること。

(注6) 備考の欄は、アの(注7)(ア)、(イ)及び(エ)に準じて記載すること。また、第63条第3項、第4項及び第5項の規定に該当する場合は、その旨を記載すること。

(注7) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位

まで記載すること。

(4) 別紙(4)は、次の様式により記載すること。

	氏名又	議決権の	(A)が基幹放送事	備考
	は名称	総数に対	業者の10分の1を	
		する議決	超える議決権を有	
		権の比率	する場合、当該事	
			業者の名称	
10分の1を超える議		%		
決権を有する者				
(A)				
うち(A)の有する議		%		
決権と計算される				
議決権を有する者				
(B)				

(注1) 議決権の取扱いは、次の(ア)から(ウ)までに定めるところにより計算し、記載すること。

(ア) 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なつていても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者が、未公開株式(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭販売有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。以下同じ。)に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有

する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

(イ) 一の者が議決権の2分の1を超える議決権を有する法人又は団体が、基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。ただし、一般社団法人等(一般社団法人、一般財団法人、私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人、宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項に規定する宗教法人及び特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)が、基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合にあつては、一の者の役員が当該一般社団法人等の過半数の理事又は責任役員を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

(ウ) (イ)の本文の規定は、基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する法人又は団体と一の者との間にこれらの者と議決権の保有を通じた関係にある一又は二以上の法人又は団体(以下「関連法人等」という。)が介在している場合(関連法人等及び当該法人又は団体がそれぞれその議決権の2分の1を超える議決権を当

該一の者又は他の関連法人等(その議決権の2分の1を超える議決権が当該一の者又は他の関連法人等によつて保有されているものに限る。)によつて保有されている場合に限る。)に準用する。

(エ) (ウ)の規定を適用する場合において、介在している関連法人等も10分の1以上の議決権を有する者となるときは、当該関連法人等についても(A)及び(B)の欄を記載すること。なお、(B)の欄の記載については、(A)の欄に記載されるものの議決権と計算される議決権を、関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

(注2) (B)の欄は、議決権を有するすべての者について記載すること。

(注3) 備考の欄は、出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類を記載すること。また、(B)の欄を記載した場合は、当該欄の備考の欄に(A)の有する議決権と計算される理由を記載すること。

(注4) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

(5) 別紙(5)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は 名称	他の基幹放送事業者の 総議決権に対する比率	備考
自らが10分の1を超える議決権を有する		%	

他の基幹放送事業者			
(A)			
うち自らが有する議 決権と計算される議 決権を有する者			%
(B)			

(注1) (4)(注1)(ア)から(ウ)まで、(注2)及び(注3)に準じて記載すること、また、次の(ア)及び(イ)によること。

(ア) (4)(注1)(ア)から(ウ)までについては、「一の者」とあるのは「基幹放送の業務を行うとする者」と、「基幹放送の業務を行おうとする者」とあるのは「他の基幹放送事業者」とそれぞれ読み替えること。

(イ) (4)(注1)の(ア)から(ウ)までに準じて記載する場合において、介在している関連法人等がさらに他の関連法人等を介在して基幹放送事業者の議決権を有するときの(B)の欄の記載については、(A)の欄に記載される基幹放送事業者の議決権を他の関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

(注2) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

(6) 別紙(6)は、次の様式により記載すること。

ふりがな	住所	役名	担当部門	兼職	備考
氏名					

--	--	--	--	--	--

- (注1) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村を記載すること。
- (注2) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「代」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。
- (注3) 兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なものを(注2)に準じて記載すること。
- (注4) 備考の欄は、次の事項を記載すること。
- ア 発起人又は発起人代表であるときはその旨
- イ 日本の国籍を有しない人であるとき又は兼職に係る法人若しくは団体が外国の法人若しくは団体であるときはその旨
- ウ 予定のものについてはその旨
- (注5) 役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。
- (7) 別紙(7)は、放送番組の目的別種別(別表第二の一号の注3(2)の場合を除く。)及び放送の対象とする者に応じた放送番組の編集の基準又はその案を記載すること。
- (8) 別紙(8)は、具体的に放送番組を編集するための基本的な計画又はその案を記載すること。この場合において、特別の経営方針による基幹放送の業務(学園によるものを除く。)については、対象とする受信者層を併せて記載すること。

(9) 別紙(9)は、放送番組表及び他から供給を受ける放送番組の放送時間(臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合を除く。)について、次のア及びイの様式により記載すること。

ア 放送番組表

(ア) 超短波放送又はテレビジョン放送を行う基幹放送の業務の場合

A 超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に係る放送番組の記載

時刻	曜日						
	月	火	水	木	金	土	日
計							
合計	備考						
時間 分(分)	字		時間 分(分) %				
	解		時間 分(分) %				
※字幕付与可能な1週間の放送							
時間							
時間 分(分)							

(注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。

(注2) 個々の放送番組の内容が放送の目的別種類のいずれかの記号(報道は(報)、教育は(育)、教養は(養)、娯楽は(娯)、その他は(他)と表示)に従い、個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組の内容が2以上の種類に該当するときは、それらの種類のすべてについて表示するとともに放送時間を付記すること。

(注3) 個々の放送番組について、その開始及び終了の時刻を記載すること。

(注4) 補完放送であつて、テレビジョン放送の映像に伴うものの放送を行う場合は、字幕放送、解説放送、ステレオホニク放送、2か国語放送、データ放送の別を個々の放送番組の欄内に、字幕放送は(字)、解説放送は(解)と表示すること。この場合において、一の放送番組で利用方法が複合するときは、それらの利用方法のすべてについて表示すること。この場合において、一の放送番組で利用方法が複合するときは、それらの利用方法のすべてについて表示するとともに放送時間を付記するものとし、1週間の総放送時間(字幕放送にあつては、字幕付与可能な1週間の放送時間とする。)について、字幕放送、解説放送の別に、1週間の放送時間の総放送時間に対する割合を備考欄に記載すること。

(注5) 有料放送を行う基幹放送の業務の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄に「有」の記号等を表示し、合計欄内に有料放送に係る時間を()で再掲すること。

(注6) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

B 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送の放送番組の記載

番組番号	番組名	放送の開始時間及び終了時間

番組数計		

(注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。

(注2) 放送番組の選択のため付される特定の番号がある場合は、番組番号の欄に記載すること。

(注3) 個々の放送番組の内容が放送の目的別種類のいずれに該当するかを色別、記号別等の方法により、個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組の内容が2以上の種類に該当するときは、それらの種類すべてについて表示すること。

(注4) 番組数計の欄内には、1週間に放送した放送番組の総数を記載すること。

(注5) 有料放送を行う基幹放送の業務の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に「有」の記号等を表示し、合計欄内に有料放送に係る時間を()で再掲すること。

(イ) 超短波多重放送又はテレビジョン多重放送を行う基幹放送の業務の場合

番組番号	番組名	放送の開始時間及び終了時間

番組数計		

(注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。

(注2) 放送番組の選択のため付される特定の番号がある場合は、番組番号の欄に記載すること。

(注3) 番組数計の欄内には、1週間に放送した放送番組の総数を記載すること。

(注4) 有料放送を行う基幹放送の業務の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に「有」の記号等を表示し、番組数計欄内に有料放送に係る時間を()で再掲すること。

(注5) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

(ウ) (ア)又は(イ)以外の基幹放送の業務の場合

時刻 \ 曜日	月	火	水	木	金	土	日
計	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
合計	時間 分				備考		

(注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。

(注2) 個々の放送番組の内容が放送の目的別種類のいずれに該当するかを色別、記号別等の方法により、個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組の内容が2以上の種類に該当するときは、それらの種類のすべてについて表示するとともに放送時間を付記すること。

(注3) 個々の放送番組について、その開始及び終了の時刻

を記載すること。

イ 放送の目的別種類による放送時間等

放送の目的別種類	1週間の放送時間	比率	備考
報道 教育 教養 娯楽 その他	時間 分	%	
合計	時間 分	100.0%	

(注1) 1週間の放送時間の欄は、アの(ア)又は(ウ)の放送番組表に基づいて集計したものを記載すること。

(注2) 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該補完放送に係る放送時間及び比率をそれぞれ該当する欄内に(補完：)で再掲載すること。

(注3) 有料放送を行う基幹放送局の場合は、有料放送に係る放送時間及び比率をそれぞれ該当する欄内に(有料：)で再掲すること。

(注4) 放送の目的別種類の「その他」とは、通信販売番組その他教養番組、教育番組、報道番組及び娯楽番組以外の放送番組をいい、通信販売番組とそれ以外のものとに細分すること。

(注5) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

ウ 他から供給を受ける放送番組の時間等

(ア) 超短波放送又はテレビジョン放送を行う基幹放送の業務の場合

A 超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に係る放送番組の記載

供給者名	1週間の放送時間(他からの供給を受ける放送番組)	供給に関する協定等の有無
(ニュース) 放送事業者		
小計	時間 (分) %	
その他の者		
小計	時間 (分) %	
計(①)	時間 (分) %	
(ニュース以外の番組) 放送事業者		
小計	時間 (分) %	
その他の者		
小計	時間 (分) %	
計(②)	時間 (分) %	
合計(①+②=③)	他社の放送番組 時間 (分) %	
備考	自社の放送番組 時間 (分) %	

(注1) 供給者名の欄は、アの(ア)のAの放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、放送事業者及びその他の者の別に記載し、供給者のそれぞれについて、供給を受けようとするものの放送時間を記載し、放送事業者及びその他の者ごとに小計を記載し、計及び合計を記載すること。

(注2) 合計の欄の比率は、アの(ア)のAの放送番組表の合

計の欄の時間に対する当該欄の時間の比率を記載すること。

(注3) 備考の欄の比率は、アの(ア)のAの放送番組表の合計の欄の時間から合計(③)の欄の比率を差し引いた比率を記載すること。

(注4) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(注5) 有料放送を行う基幹放送の業務の場合は、有料放送に係る放送時間をそれぞれ該当する欄内に()で再掲すること。

(注6) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

B 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送の放送番組の記載

供給者名	放送時間	供給に関する協定等の有無
(ニュース)	番組数	
	計	
(ニュース以外の番組)	番組数	
	計	
合計	番組数()%	

(注1) 供給者名の欄は、アの(ア)のAの放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、放送事業者及びその他の者の別に記載すること。

(注2) 合計の欄の括弧内は、アの(ア)のAの放送番組表の合計の欄の番組数に対する比率を記載すること。

(注3) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(注4) 有料放送を行う基幹放送の業務の場合は、有料放送に係る番組数をそれぞれ該当する欄内に()で再掲すること。

(注5) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

(イ) 超短波多重放送又はテレビジョン多重放送を行う基幹放送の業務の場合

供給者名	放送時間	供給に関する協定等の有無
(ニュース)	番組数	
	計	
(ニュース以外の番組)	番組数	
	計	
合 計		番組数(%)

(注1) 供給者名の欄は、アの(イ)の放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、放送事業者及びその他の者の別に記載すること。

(注2) 合計の欄の括弧内は、アの(イ)の放送番組表の合計の欄の番組数に対する比率を記載すること。

(注3) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(注4) 有料放送を行う基幹放送の業務の場合は、有料放送に係る番組数をそれぞれ該当する欄内に()で再掲すること。

(注5) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

(ウ) (ア)又は(イ)以外の基幹放送の業務の場合

供給者名	1週間の放送時間	供給に関する協定等の有無
(ニュース)	時間 分	
	計	
(ニュース以外の番組)	時間 分	
	計	
合計	時間 分(%)	

(注1) 供給者名の欄は、アの(ア)のCの放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、放送事業者及びその他の者の別に記載すること。

(注2) 合計の欄の括弧内は、アの(ア)のCの放送番組表の合計の欄の時間に対する当該欄の時間の比率を記載すること。

(注3) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(注4) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

10 別紙10は、次の様式により記載すること。

ふりがな 委員の氏名	住所	性別	生年月日	職業	備考
委員総数	人				

(注1) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。

(注2) 職業の欄は、主たる職業を「何大学教授」、「評論家」等のように記載すること。

(注3) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 他の放送番組の審議機関の委員であるときはその旨及び当該審議機関の名称

イ 他放送事業者の審議機関と共同して設置しようとする場合はその旨及び共同設置者の氏名又は名称

ウ 予定のものについてはその旨

(注4) 委員予定者については、委員就任承諾書を添付すること。

(11) 別紙(11)は、次により記載すること。

ア 放送番組を編集する組織機構について、職務内容を系統的かつ具体的に記載すること。この場合において、編集の責任者については、その権限等について併せて記載すること。

イ 放送番組を考査する組織機構がある場合には、アに準じて記載すること。この場合において、考査の方法を併せて記載し、考査に関する基準等があるときはそれらを記載又は添付すること。

ウ 予定のものについては、その旨を記載すること。

(12) 別紙(12)は、次により記載すること。

災害放送の実施体制(責任者、連絡系統、要員等)について記載すること。この場合において、実施要領等を作成している場合は、それを添付すること。

(13) 別紙(7)から別紙(12)までの事項について、事業開始当初限りの特別の経営方針があるときは、その方針についてそれぞれ該当する別紙に併せて記載すること。

(14) 別紙(13)は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の様式により記載すること。

ア 兼営する事業

兼営する事業の名称	事業の概要

イ 他の事業への出資

事業者の 名称	資本金 (A) 百万円	事業の 概要	出資の額 (B) 千円	出資の比率 (A)/(B)×100 %	備考

(注1) 出資の額が500万円以上又は出資に係る事業者の資本金の額の10分の1以上の場合について記載すること。

(注2) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 議決権の総数に対する議決権の比率が、出資の総額に対する出資の比率と異なるときは、その比率

イ 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資額、寄附金等の出資の種類

(注3) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

(15) 別紙(17)は、次の事項について記載すること(各事項の細目については、特に示すものを除くほか、事業計画書及び事業収支見積書の様式に準じて記載すること。)

ア 事業の実績

(ア) 事業遂行の概要(事業計画の実施状況(臨時かつ特別の事業計画に基づくものを含む。))について簡単に記載すること。地上基幹放送試験局を用いて行う基幹放送の業務の場合は免許の期間中における試験、研究又は調査の方法及び結果の概要を、基幹放送を行う実用化試験局の基幹放送の業務の場合は免許の期間中における実用化試験の方法及び結果の概要を併せて記載すること。)

(イ) 別に定める1週間の放送の実施状況

他から供給を受けた放送番組の時間(協会及び学園の基幹放送の業務の場合を除く。)

(ウ) 放送番組に関する参考事項(放送番組について基幹放送普及計画第2又は放送法審査基準別表の規定に適合していることの証明その他の参考事項を記載すること。)

(エ) その他参考となる事業の概要

イ 資産、負債及び収支の実績(協会及び学園の基幹放送の業務の場合を除く。)(当該申請が決算期中途に行われる場合にのみ当該決算期の実績の概要を記載することとし、その他の場合には記載を要しない。)

別表第七の二号(第65条第1項関係)

「衛星基幹放送に係る事業計画書」

事業計画書

(別紙)

- (1) 経営形態及び資本又は出資の額
- (2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達方法
- (3) 主たる出資者及び議決権の数
- (4) 100分の33.33333を超える議決権を有する者に関する事項
- (5) 10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は100分の33.33333を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者に関する事項
- (6) 役員に関する事項

別表第十三号(第17条の10第1項関係)

事業計画書

(別紙)

- (1) 経営形態及び資本又は出資の額
- (2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達方法
- (3) 主たる出資者及び議決権の数
- (4) 3分の1以上の議決権を有する者に関する事項
- (5) 10分の1を超える議決権を有する他の一般放送事業者又は3分の1以上の議決権を有する衛星役務利用放送事業者に関する事項
- (6) 役員に関する事項

- (7) 放送番組の編集の基準
- (8) 放送番組の編集に関する基本計画
- (9) 週間放送番組の編集に関する事項
- (10) 放送番組の審議機関に関する事項
- (11) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項
- (12) 災害放送に関する事項
- (13) 将来の事業予定
- (14) 基幹放送の業務を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要

短 辺 (日本工業規格A列4番によること。)

注1 別紙について、次の表の区分に従い、別葉として提出すること。

区 別	提出する別紙	備 考
1 認定 の申請 の場合	(1) (注1) (2) <u>(注2)(注3)</u> (3) (注2)(注3) (4) (注2)(注3) <u>(注4)</u> (5) (注2)(注3) <u>(注4)</u> (6) <u>(注2)</u> (7) <u>(注3)(注4)</u> (注5) (8) (注4)(注5)	(注1) <u>協会及び学園の基幹放送の業務の場合</u> は、経営形態については記載を要しない。 。 (注2) <u>協会の基幹放送の業務の場合</u> は、提出を要しない。 (注3) <u>学園の基幹放送の業務の場合</u> は、提出を要しない。

- (7) 放送番組の編集の基準
- (8) 放送番組の編集に関する基本計画
- (9) 週間放送番組の編集に関する事項
- (10) 放送番組の審議機関に関する事項
- (11) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項
- (12) 災害放送に関する事項
- (13) 委託放送事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要

短 辺 (日本工業規格A列4番によること。)

注1 別紙について、次の表の区分に従い、別葉として提出すること。

区 別	提出する別紙	備 考
1 認定 の申請 の場合	(1) (注1) (2) (3) (注2) (4) (注2)(注5) (5) (注2)(注5) (6) (7) (注2)(注4) (注5) (8) (注4)(注5)	(注1) <u>学園の委託放送業務の場合</u> は、経営形態については記載を要しない。 (注2) <u>学園の委託放送業務の場合</u> は、提出を要しない。

	(9) (10) <u>(注3)(注4)</u> (注5) (11) <u>(注4)(注6)</u> (12) <u>(注3)</u> (13) <u>(注2)(注3)</u> (注4) (14) <u>(注2)(注3)</u> (注4)	(注4) <u>臨時目的放送を専ら行う基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。</u>
2 認定 の申請 の変更 の場合	(1) <u>(注1)(注7)</u> (2) <u>(注2)(注3)</u> (注7) (3) <u>(注2)(注3)</u> (注7) (4) <u>(注2)(注3)</u> (注4)(注7) (5) <u>(注2)(注3)</u> (注4)(注7) (6) <u>(注2)(注7)</u> (7) <u>(注3)(注4)</u> (注5)(注7) (8) <u>(注4)(注5)</u> (注7) (9) <u>(注7)</u> (10) <u>(注3)(注4)</u>	(注5) <u>法第8条に規定する経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送事項とする放送を専ら行う基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。</u> (注6) <u>学園の基幹放送の業務の場合は、考査に関する事項については記載を要しない</u> 。

	(9) (10) <u>(注2)(注4)</u> (注5) (11) <u>(注3)(注5)</u> (12) <u>(注2)</u> (13) <u>(注2)(注5)</u>	(注3) <u>学園の委託放送業務の場合は、考査に関する事項については記載を要しない。</u> (注4) <u>法第3条の5に規定する経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送事項とする放送を専ら委託して行わせる委託放送業務の場合は、提出を要しない。</u> (注5) <u>臨時目的放送を専ら委託して行わせる委託放送業務の場合は、</u>
--	---	--

	(注5)(注7) (11) (注4)(注6) (12) (注3) (13) (注2)(注3) (注4)(注7) (14) (注2)(注3) (注4)(注7)	(注7) 当該変更により事業計画書に重大な変更があるときに限る。
3 認定 の更新 の申請 の場合	(1) (注1) (3) (注2)(注3) (4) (注2)(注3) (5) (注2)(注3) (6) (注2)	

注2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注1の表の区分に従って該当する事項にレ印を付けること。

(1) 別紙(1)は、次の様式により記載すること。

ア 株式会社の場合

経営形態	株式会社		
資本又は出資の額	発行済み株式の額及びその株式数	増資予定の期日、額及びその株式数	増資後の資本の額及びその株式数

イ 設立中の株式会社の場合

経営形態	株式会社(設立中)		
資本又は出資の額	発起人引受けの株	募集の株式数	合計

		提出を要しない。
2 認定 の更新 の申請 の場合	(1) (注1) (3) (注2) (4) (注2) (5) (注2) (6)	

注2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注1の表の区分に従って該当する事項にレ印を付けること。

(1) 別紙(1)は、次の様式により記載すること。

ア 株式会社の場合

経営形態	株式会社		
資本又は出資の額	発行済み株式の額及びその株式数	増資予定の期日、額及びその株式数	増資後の資本の額及びその株式数

イ 設立中の株式会社の場合

経営形態	株式会社(設立中)		
資本又は出資の額	発起人引受けの株	募集の株式数	合計

	式数及びその額	及びその額	

ウ 株式会社及び設立中の株式会社以外の場合は、上記の様式に準じて記載すること。

(注1) 法人の場合は、次の書類を添付すること。

(ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(イ) 定款又は寄附行為に基幹放送の業務を行う事業を行うことについての定めがない場合は、当該申請を行うことを決議した取締役会等の議事録の写し

(注2) 設立中の法人の場合は、次の書類を添付すること。

(ア) 定款(会社法(平成17年法律第86号)第30条第1項及びその準用規定により認証を必要とする場合には、認証のある定款)又は寄附行為

(イ) 法人設立計画書(法人設立までの進行予定を記載した書類とする。)

(ウ) 設立しようとする法人が株式会社であるときは、発起人会議事録の写し、発起人組合契約書の写し及び発起人引受承諾書

(注3) 法人及び設立中の法人以外の場合は、(注1)及び(注2)に準ずる書類を添付すること。

(2) 別紙(2)は、次の様式により記載すること。

用途別資金の額		資金調達の方法
	千円	
工事費		
創業費		

	式数及びその額	及びその額	

ウ 株式会社及び設立中の株式会社以外の場合は、上記の様式に準じて記載すること。

(注1) 法人の場合は、次の書類を添付すること。

(ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(イ) 定款又は寄附行為に委託放送事業を行うことについての定めがない場合は、当該申請を行うことを決議した取締役会等の議事録の写し

(注2) 設立中の法人の場合は、次の書類を添付すること。

(ア) 定款(会社法(平成17年法律第86号)第30条第1項及びその準用規定により認証を必要とする場合には、認証のある定款)又は寄附行為

(イ) 法人設立計画書(法人設立までの進行予定を記載した書類とする。)

(ウ) 設立しようとする法人が株式会社であるときは、発起人会議事録の写し、発起人組合契約書の写し及び発起人引受承諾書

(注3) 法人及び設立中の法人以外の場合は、(注1)及び(注2)に準ずる書類を添付すること。

(2) 別紙(2)は、次の様式により記載すること。

用途別資金の額		資金調達の方法
	千円	
工事費		
創業費		

その他 合計		
-----------	--	--

(注1) 「事業開始までに要する用途別資金」の「事業開始」とは、認定を受けようとする基幹放送の業務を行う事業に係る「放送の開始」である(例えば、既存の衛星基幹放送事業者が、既存の放送番組の高画質化のために新たに放送設備の改修を行う場合における当該改修の費用は「事業開始までに要する用途別資金」に該当する。)

(注2) 資金調達の方法の欄は、資本金、出資金、社債、借入金、寄付金、積立金、営業収入等の別及び金額を記載すること。

(注3) 貸借対照表、損益計算書、株式引受承諾書の写し、社債申込証の写し、融資証明書等資金調達の確実性を証明する書類を添付すること。

(3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。

ふりがな 氏名又は名称	住 所	職 業	議決権の総数に 対する議決権の 比率	備 考
			%	

(注1) 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者について記載すること。

(注2) 設立中の法人にあつては、(注1)によるほか、発起人全員について記載すること。

(注3) 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上となる予定が

その他 合計		
-----------	--	--

(注1) 資金調達の方法の欄は、資本金、出資金、社債、借入金、寄付金、積立金、営業収入等の別及び金額を記載すること。

(注2) 貸借対照表、損益計算書、株式引受承諾書の写し、社債申込証の写し、融資証明書等資金調達の確実性を証明する書類を添付すること。

(3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。

ふりがな 氏名又は名称	住 所	職 業	議決権の総数 に対する議決 権の比率	備 考

(注1) 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者について記載すること。

(注2) 設立中の法人にあつては、(注1)によるほか、発起人全員について記載すること。

(注3) 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上となる予定が

ある場合は、それについて併せて記載すること。

(注4) 法人にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。

(注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注6) 職業の欄は、法人にあつては「何事業」、個人にあつては「何(株)代専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人の代表権を有する役員については役名の前に「代」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア) 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類

(イ) 発起人又は発起人代表であるときはその旨

(ウ) 日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体であるときはその旨

(エ) 出資の予定のものについてはその旨

(注8) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

(4) 別紙(4)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	議決権の総数に対する議決	(A)が <u>地上基幹放送事業者</u> の10分の1を超える議決権又は <u>衛星基幹放送</u>	備考
--	--------	--------------	---	----

ある場合は、それについて併せて記載すること。

(注4) 法人にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。

(注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注6) 職業の欄は、法人にあつては「何事業」、個人にあつては「何(株)代専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人の代表権を有する役員については役名の前に「代」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類

イ 発起人又は発起人代表であるときはその旨

ウ 日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体であるときはその旨

エ 出資の予定のものについてはその旨

(4) 別紙(4)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	議決権の総数に対する議決	(A)が <u>一般放送事業者</u> の10の1を超える議決権又は <u>衛星役務利用放送事業</u>	備考
--	--------	--------------	--	----

	権の比 率	の100分の 33.33333を超える 議決権を有する場 合、当該事業者の 名称	
100分の33.33333を 超える議決権を有す る者 (A)	%		
うち(A)の有す る議決権と計算 される議決権を 有する者	%		

(注1) 議決権の取扱いは、次の(ア)から(ウ)までに定めるところにより計算し、記載すること。

(ア) 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なつていても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者が、未公開株式に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

	権の比 率	者の3分の1以上 の議決権を有する 場合、当該事業者 の名称	
3分の1以上の議決 権を有する者 (A)	%		
うち(A)の有す る議決権と計算 される議決権を 有する者	%		

(注1) 議決権の取扱いは、次のアからウまでに定めるところにより計算し、記載すること。

ア 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なつていても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者が、未公開株式(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭販売有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。以下同じ。)に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該

(イ) 一の者が議決権の2分の1を超える議決権を有する法人又は団体が、基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。ただし、一般社団法人等が、基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合にあつては、一の者の役員が当該一般社団法人等の過半数の理事又は責任役員を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

(ウ) (イ)の本文の規定は、基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する法人又は団体と一の者との間にこれらの者と議決権の保有を通じた関係にある一又は二以上の法人又は団体が介在している場合(関連法人等及び当該法人又は団体がそれぞれその議決権の2分の1を超える議決権を当該一の者又は他の関連法人等(その議決権の2分の1を超える議決権が当該一の者又は他の関連法人等によつて保有されているものに限る。))によつて保有されている場合に限る。)に準用する。

一の者の有する議決権とみなして計算すること。

イ 一の者が議決権の2分の1を超える議決権を有する法人又は団体が、委託放送業務を行おうとする者の議決権を有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。ただし、一般社団法人等(一般社団法人、一般財団法人、私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人、宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項に規定する宗教法人及び特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。))が、委託放送業務を行おうとする者の議決権を有する場合にあつては、一の者の役員が当該一般社団法人等の過半数の理事又は責任役員を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

ウ (イ)の本文の規定は、委託放送業務を行おうとする者の議決権を有する法人又は団体と一の者との間にこれらの者と議決権の保有を通じた関係にある一又は二以上の法人又は団体(以下「関連法人等」という。)が介在している場合(関連法人等及び当該法人又は団体がそれぞれその議決権の2分の1を超える議決権を当該一の者又は他の関連法人等(その議決権の2分の1を超える議決権が当該一の者又は他の関連法人等によつて保有されているものに限る。))によつて保有されている場合に限る。)に準用する。

(エ) (ウ)の規定を適用する場合において、介在している
 関連法人等も100分の33.33333を超える議決権を有する
 者となるときは、当該関連法人等についても(A)及び(B)
 の欄を記載すること。なお、(B)の欄の記載については
 、(A)の欄に記載されるものの議決権と計算される議決
 権を、関連法人等を介在することなく直接有する者につ
 いてのみ記載するものとする。

(注2) (B)の欄は、議決権を有するすべての者について記載
 すること。

(注3) 備考の欄は、出資が株式の引受け以外の形態をとる
 ときは、出資金、寄付金等の出資の種類を記載すること
 。また、(B)の欄に記載した場合は、当該欄の備考の欄
 に(A)の有する議決権と計算される理由を記載すること
 。

(注4) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位ま
 で記載すること。

(5) 別紙(5)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	他の <u>基幹放送事業 者</u> の議決権の総数 に対する議決権の 比率	備考
自らが10分の1を超 える議決権を有する 他の地上基幹放送事		%	

エ ウの規定を適用する場合において、介在している関連
 法人等も3分の1の議決権を有する者となるときは、当
 該関連法人等についても(A)及び(B)の欄を記載すること
 。なお、(B)の欄の記載については、(A)の欄に記載され
 るものの議決権と計算される議決権を、関連法人等を介
 在することなく直接有する者についてのみ記載するもの
 とする。

(注2) (B)の欄は、議決権を有するすべての者について記載
 すること。

(注3) 備考の欄は、出資が株式の引受け以外の形態をとる
 ときは、出資金、寄付金等の出資の種類を記載すること
 。また、(B)の欄に記載した場合は、当該欄の備考の欄
 に(A)の有する議決権と計算される理由を記載すること
 。

(5) 別紙(5)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	他の <u>一般放送事業 者又は衛星役務利 用放送事業者</u> の議 決権の総数に対す る議決権の比率	備考
自らが10分の1を超 える議決権を有す る他の <u>一般放送事</u>		%	

業者又は100分の 33.33333を超える議 決権を有する他の衛 星基幹放送事業者 (A)			
うち自らが有する 議決権と計算され る議決権を有する 者 (B)		%	

(注1) (4)(注1)(ア)から(ウ)まで、(注2)及び(注3)に準じて記載すること、また、次の(ア)及び(イ)によること

(ア) (4)(注1)(ア)から(ウ)までについては、「一の者」とあるのは「基幹放送の業務を行うとする者」と、「基幹放送の業務を行おうとする者」とあるのは「他の基幹放送事業者」とそれぞれ読み替えること。

(イ) (4)(注1)(ア)から(ウ)までに準じて記載する場合において、介在している関連法人等がさらに他の関連法人等を介在して基幹放送事業者の議決権を有するときの(B)の欄の記載については、(A)の欄に記載される基幹放送事業者の議決権を他の関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

業者又は3分の1 以上の議決権を有 する衛星役務利用 放送事業者 (A)			
うち自らが有する 議決権と計算され る議決権を有する 者 (B)		%	

(注1) (4)(注1)アからウ、(注2)及び(注3)に準じて記載すること、また、次のア及びイによること。

ア (4)(注1)アからウについては、「一の者」とあるのは「委託放送業務を行うとする者」と、「委託放送業務を行うとする者」とあるのは「他の一般放送事業者及び衛星役務利用放送事業者」とそれぞれ読み替えること。

イ (4)(注1)のアからウに準じて記載する場合において、介在している関連法人等がさらに他の関連法人等を介在して一般放送事業者の議決権を有するときの(B)の欄の記載については、(A)の欄に記載される一般放送事業者の議決権を他の関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

(注2) (A)及び(B)の欄は、自らが10分の1を超える議決権を有する他の一般放送事業者又は3分の1以上の議決権

(注2) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

(6) 別紙(6)は、次の様式により記載すること。

ふりがな 氏名	住所	役名	担当部門	兼職	備考

(注1) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村を記載すること。

(注2) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「代」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注3) 兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なものを(注2)に準じて記載すること。

(注4) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 発起人又は発起人代表であるときはその旨

イ 日本の国籍を有しない人であるとき又は兼職に係る法人若しくは団体が外国の法人若しくは団体であるときはその旨

ウ 予定のものについてはその旨

(注5) 役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

(7) 別紙(7)は、放送番組の目的別種別(別表第六の二号の注5(2)

を有する衛星役務利用放送事業者の別に記載すること。

(6) 別紙(6)は、次の様式により記載すること。

ふりがな 氏名	住所	役名	担当部門	兼職	備考

(注1) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村を記載すること。

(注2) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「代」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注3) 兼職の欄は、放送事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なものを(注2)に準じて記載すること。

(注4) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 発起人又は発起人代表であるときはその旨

イ 日本の国籍を有しない人であるとき又は兼職に係る法人若しくは団体が外国の法人若しくは団体であるときはその旨

ウ 予定のものについてはその旨

(注5) 役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

(7) 別紙(7)は、放送番組の目的別種別(別表第12号の注4(2)の場

の場合を除く。)及び放送の対象とする者に応じた放送番組の編集の基準又はその案を記載すること。

- (8) 別紙(8)は、具体的に放送番組を編集するための基本的な計画又はその案を記載すること。この場合において、特別の経営方針による衛星基幹放送の業務(学園によるものを除く。)については、対象とする受信者層を併せて記載すること。なお、衛星基幹放送の放送番組に成人向け番組が含まれる場合は、対象とする受信者層を限定するための具体的措置(視聴契約時における年齢確認、ペアレンタルロック(視聴年齢制限の情報を付加して放送された放送番組について、視聴可能年齢を受信機に登録し、かつ、暗証番号を設定することにより、登録された年齢未満の者の視聴の排除を可能とする機能をいう。)等)について併せて記載すること。

また、有料放送を含む放送を行う旨を記載するとともに、限定受信方式の名称を次の記載例に従って記載すること。この場合において、限定受信方式識別子が指定されている場合はその指定に係る限定受信方式の名称を記載すること。なお、名称のみでは方式を特定できない場合は、さらに詳細な内容を記載すること。

(記載例) 有料放送を含む基幹放送を行うものであり、限定受信方式は、「ARIB-限定受信方式」である。

- (9) 別紙(9)は、放送番組表及び他から供給を受ける放送番組の放送時間(臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合を除く。)について、次のア及びイの様式により記載すること。

ア 放送番組表

合を除く。)及び放送の対象とする者に応じた放送番組の編集の基準又はその案を記載すること。

- (8) 別紙(8)は、具体的に放送番組を編集するための基本的な計画又はその案を記載すること。この場合において、特別の経営方針による放送を委託して行わせる委託放送業務(学園によるものを除く。)については、対象とする受信者層を併せて記載すること。なお、委託して行わせる放送の放送番組に成人向け番組が含まれる場合は、対象とする受信者層を限定するための具体的措置(視聴契約時における年齢確認、ペアレンタルロック(視聴年齢制限の情報を付加して放送された放送番組について、視聴可能年齢を受信機に登録し、かつ、暗証番号を設定することにより、登録された年齢未満の者の視聴の排除を可能とする機能をいう。)等)について併せて記載すること。

- (9) 別紙(9)は、放送番組表及び他から供給を受ける放送番組の放送時間(臨時目的放送を専ら委託して行わせる委託放送事業者の場合を除く。)について、次のア及びイの様式により記載すること。

ア 放送番組表

時刻 \ 曜日	月	火	水	木	金	土	日
計	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
合計	時間 分				備考		

(注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。

(注2) 個々の放送番組の内容が放送の目的別種別(別表第六の二号の注5(2)の場合を除く。)のいずれに該当するかを色別、記号別等の方法により、個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組の内容が2以上の種類に該当するときは、それらの種類のすべてについて表示するとともに放送時間を付記すること。

(注3) 個々の放送番組について、その開始及び終了の時刻を記載すること。

(注4) テレビジョン放送を行う基幹放送事業者で、補完放送であって、映像に伴うものの放送を行うもの場合は、字幕放送、解説放送の別を個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組で利用方法が複合するときは、それらの利用方法のすべてについて表示するとともに放送時間を付記するものとし、1週間の総放送時間について、字幕放送、解説放送の別に1週間の放送時間の総放送時間に対する割合を備考欄に記載すること。

時刻 \ 曜日	月	火	水	木	金	土	日
計	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
合計	時間 分				備考		

(注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。

(注2) 個々の放送番組の内容が放送の目的別種別(別表第12号の注4(2)の場合を除く。)のいずれに該当するかを色別、記号別等の方法により、個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組の内容が2以上の種類に該当するときは、それらの種類のすべてについて表示するとともに放送時間を付記すること。

(注3) 個々の放送番組について、その開始及び終了の時刻を記載すること。

(注4) テレビジョン放送を委託して行わせる委託放送事業者で、補完放送であって、映像に伴うものの放送を行うもの場合は、字幕放送、解説放送、ステレオホニク放送、2か国語放送又はその他の放送の別を個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組で利用方法が複合するときは、それらの利用方法のすべてについて表示するとともに放送時間を付記するものとし、1週間の総放送時間について、字幕放送、解説放送、ステレオホニク放送、2か国語放送及びその他の放送の別に1週間の放送時間の総放送時間に対する割合を備考欄に記載すること。

(注5) データ放送を行う基幹放送事業者は、その放送番組の標準的な受信形態を備考欄に記載すること。

(注6) 超短波放送を行う基幹放送事業者で、補完放送であって、主音声に伴うもの以外のものの放送を行う場合又はテレビジョン放送を行う基幹放送事業者で、補完放送であって映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該補完放送による放送番組がわかる記号等を記載すること。

(注7) テレビジョン放送を行う基幹放送事業者で、複数の走査方式等による放送を行うもの場合は、個々の放送番組の欄内に走査方式等の別がわかる記号等を記載すること。

(注8) 有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に「㊦」の記号等を表示し、合計欄内に有料放送に係る放送時間及び比率を()で再掲すること。

イ 放送の目的別種類による放送時間等

放送の目的別種類	1週間の放送時間	比率	備考
報道	時間 分	%	
教育			
教養			
娯楽			
その他			
合計	時間 分	100.0%	

(注5) データ放送を委託して行わせる委託放送事業者は、その放送番組の標準的な受信形態を備考欄に記載すること。

(注6) 超短波放送を委託して行わせる委託放送事業者で、補完放送であって、主音声に伴うもの以外のものの放送を行う場合又はテレビジョン放送を委託して行わせる委託放送事業者で、補完放送であって映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該補完放送による放送番組がわかる記号等を記載すること。

(注7) テレビジョン放送を委託して行わせる委託放送事業者で、複数の走査方式等による放送を行うもの場合は、個々の放送番組の欄内に走査方式等の別がわかる記号等を記載すること。

(注8) 有料放送を委託して行わせる委託放送事業者の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に「㊦」の記号等を表示し、合計欄内に有料放送に係る放送時間及び比率を()で再掲すること。

(注1) 1週間の放送時間の欄は、アの放送番組表に基づいて集計したもの。

(注2) 放送の目的別種類の「その他」とは、通信販売番組その他教養番組、教育番組、報道番組及び娯楽番組以外の放送番組をいい、通信販売番組とそれ以外のものとに細分すること。

(注3) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

ウ 他から供給を受ける放送番組の時間等

供給者名	1週間の放送時間(他からの供給を受ける放送番組)	供給に関する協定等の有無
(ニュース)放送事業者		
小計	時間 (分) %	
その他の者		
小計	時間 (分) %	
計(①)	時間 (分) %	
(ニュース以外の番組)放送事業者		
小計	時間 (分) %	
その他の者		
小計	時間 (分) %	
計(②)	時間 (分) %	
合計(①+②=③)	他社の放送番組 時間 (分) %	
備考	自社の放送番組 時間 (分) %	

(注1) 供給者名の欄は、アの放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、放送事

イ 他から供給を受ける放送番組の時間等

供給者名	1週間の放送時間	供給に関する協定等の有無
(ニュース)	時間 分	
	計	
(ニュース以外の番組)	時間 分	
	計	
合計		番組数(%)

(注1) 供給者名の欄は、アの放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、放送事業

業者及びその他の者の別に記載すること。

(注2) 合計の欄の括弧内は、アの放送番組表の合計の欄の時間に対する当該欄の比率を記載すること。

(注3) 「備考」の欄(自社の放送番組)の比率は、1週間当たりの総放送時間から「合計(①+②=③)」の欄(他社の放送番組)の比率を差し引いた比率を記載すること。

(注4) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(注5) 有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、有料放送に係る放送時間をそれぞれ該当する欄内に()で記載すること。

(注6) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

(10) 別紙(10)は、次の様式により記載すること。

ふりがな 委員の氏名	住所	性別	生年月日	職業	備考
委員総数				人	

(注1) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。

(注2) 職業の欄は、主たる職業を「何大学教授」、「評論家」等のように記載すること。

(注3) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 他の放送番組の審議機関の委員であるときはその旨及び当該審議機関の名称

イ 他の放送事業者の審議機関と共同して設置しようとする

者及びその他の者の別に記載すること。

(注2) 合計の欄の括弧内は、アの放送番組表の合計の欄の時間に対する当該欄の比率を記載すること。

(注3) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(注4) 有料放送を委託して行わせる委託放送事業者の場合は、有料放送に係る放送時間をそれぞれ該当する欄内に()で記載すること。

(10) 別紙(10)は、次の様式により記載すること。

ふりがな 委員の氏名	住所	性別	生年月日	職業	備考
委員総数				人	

(注1) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。

(注2) 職業の欄は、主たる職業を「何大学教授」、「評論家」等のように記載すること。

(注3) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 他の放送番組の審議機関の委員であるときはその旨及び当該審議機関の名称

イ 他の一般放送事業者の審議機関と共同して設置しようとする

る場合はその旨及び共同設置者の氏名又は名称

ウ 予定のものについてはその旨

(注4) 委員予定者については、委員就任承諾書を添付すること。

(11) 別紙(11)は、次により記載すること。

ア 放送番組を編集する組織機構について、職務内容を系統的かつ具体的に記載すること。この場合において、編集の責任者については、その権限等について併せて記載すること。

イ 放送番組を考査する組織機構がある場合には、アに準じて記載すること。この場合において、考査の方法を併せて記載し、考査に関する基準等があるときはそれらを記載又は添付すること。

ウ 予定のものについては、その旨を記載すること。

(12) 別紙(12)は、次により記載すること。

災害放送の実施体制(責任者、連絡系統、要員等)について記載すること。この場合において、実施要領等を作成している場合は、それを添付すること。

(13) 別紙(7)から別紙(12)までの事項について、事業開始当初限りの特別の経営方針があるときは、その方針についてそれぞれ該当する別紙に併せて記載すること。

(14) 別紙(14)は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の様式により記載すること。

ア 兼営する事業

兼営する事業の名称	事業の概要

とする場合はその旨及び共同設置者の氏名又は名称

ウ 予定のものについてはその旨

(注4) 委員予定者については、委員就任承諾書を添付すること。

(11) 別紙(11)は、次により記載すること。

ア 放送番組を編集する組織機構について、職務内容を系統的かつ具体的に記載すること。この場合において、編集の責任者については、その権限等について併せて記載すること。

イ 放送番組を考査する組織機構がある場合には、アに準じて記載すること。この場合において、考査の方法を併せて記載し、考査に関する基準等があるときはそれらを記載又は添付すること。

ウ 予定のものについては、その旨を記載すること。

(12) 別紙(12)は、次により記載すること。

災害放送の実施体制(責任者、連絡系統、要員等)について記載すること。この場合において、実施要領等を作成している場合は、それを添付すること。

(13) 別紙(7)から別紙(12)までの事項について、事業開始当初限りの特別の経営方針があるときは、その方針についてそれぞれ該当する別紙に併せて記載すること。

(14) 別紙(13)は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の様式により記載すること。

ア 兼営する事業

兼営する事業の名称	事業の概要

イ 他の事業への出資

事業者 の名称	資本金 (A)	事業の概 要	出資の 額(B)	出資の比率 (A)/(B)×100	備考
	百万円		千円	%	

(注1) 出資の額が500万円以上又は出資に係る事業者の資本金の額の10分の1以上の場合について記載すること。

(注2) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 議決権の総数に対する議決権の比率が、出資の総額に対する出資の比率と異なるときは、その比率

イ 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資額、寄附金等の出資の種類

(注3) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

イ 他の事業への出資

事業者 の名称	資本金 (A)	事業の 概要	出資の額 (B)	出資の比率 (A)/(B)×100	備考
	百万円		千円	%	

(注1) 出資の額が500万円以上又は出資に係る事業者の資本金の額の10分の1以上の場合について記載すること。

(注2) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 議決権の総数に対する議決権の比率が、出資の総額に対する出資の比率と異なるときは、その比率

イ 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資額、寄附金等の出資の種類

別表第八号(第65条第1項関係)

第1 見積表

科 目	第1年目		第2年目		第3年目		第4年目		第5年目	
	基幹 放送 の業 務を 行う 事業 の収 支	基幹 放送 の業 務を 行う 事業 の収 支	基幹 放送 の業 務を 行う 事業 の収 支	基幹 放送 の業 務を 行う 事業 の収 支	基幹 放送 の業 務を 行う 事業 の収 支	基幹 放送 の業 務を 行う 事業 の収 支	基幹 放送 の業 務を 行う 事業 の収 支	基幹 放送 の業 務を 行う 事業 の収 支	基幹 放送 の業 務を 行う 事業 の収 支	基幹 放送 の業 務を 行う 事業 の収 支
1 売上高	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

別表第十四号(第17条の10第2項関係)

第1 見積表

科 目	第1年目		第2年目		第3年目		第4年目		第5年目	
	委託 放送 事業 の収 支	委託 放送 事業 の収 支	委託 放送 事業 の収 支	委託 放送 事業 の収 支	委託 放送 事業 の収 支	委託 放送 事業 の収 支	委託 放送 事業 の収 支	委託 放送 事業 の収 支	委託 放送 事業 の収 支	委託 放送 事業 の収 支
1 収益 営業収益	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

その他										
5 営業利益(3-4)										
6 営業外収益										
7 営業外費用										
8 経常利益 (5+(6-7))										
備考										

備考										

(注1) 見積表上の「第1年目」から「第5年目」までの各年目は、事業者の決算年度ベースで事業開始から5年間分を記載すること（例えば、3月決算の事業者で、第1年目の基幹放送の業務を行う事業の開始が10月であれば、第1年目の「基幹放送の業務を行う事業の収支」は6ヶ月分である。）。

(注2) 事業収支の欄は、申請者が行う基幹放送の業務及び兼営する事業の収支を総合したものを記載すること。

(注3) 備考の欄は、事業収支が相償わない場合における措置を記載すること。

(注4) 有料放送料の欄は、有料放送を行う基幹放送事業者の場合に限る。

なお、有料放送の受信に関し、有料放送料以外の金銭を受信者に負担させる場合は、その金銭に係る収益及び費用について、適宜の科目を設けて記載すること。

(注5) 次の書類を添付すること（臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合を除く。）

ア 放送料金表

(注1) 事業収支の欄は、申請者が行う委託放送業務及び兼営する事業の収支を総合したものを記載すること。

(注2) 備考の欄は、事業収支が相償わない場合における措置を記載すること。

(注3) 有料放送料金の欄は、有料放送を委託して行わせる委託放送事業者の場合に限る。

なお、有料放送の受信に関し、有料放送料金以外の金銭を受信者に負担させる場合は、その金銭に係る収益及び費用について、適宜の科目を設けて記載すること。

(注4) 次の書類を添付すること（臨時目的放送を専ら委託して行わせる委託放送事業者の場合を除く。）

ア 放送料金表

イ 有料放送料金表

ウ 最近の決算期における計算書類

エ その他参考となる書類

(注6) 臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合は、当該目的を達成するために必要な期間における見積額を、この様式に準じて記載するとともに、放送料表等参考となる書類を添付すること。

第2 見積の根拠

ア 収益

表 (略)

(注1) 第1の表の1の項の収益の科目ごとに、第1年目、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の別に記載することとし、営業収益のその他及び営業外収益の科目については適宜の様式により記載すること。

ただし、各年度における科目ごとの算出方法が同一である場合は、その算出方法を適宜の様式により記載することにより、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の収益の記載を省略することができる。

(注2) 有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、契約者数及び有料放送料金について、適宜の様式により第1年目、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の別に記載すること。

ただし、各年度における科目ごとの算出方法が同一である場合は、その算出方法を適宜の様式により記載することにより、第2年目、第3年目、第4年目及び

イ 有料放送料金表

ウ 最近の決算期における計算書類

エ その他参考となる書類

(注5) 臨時目的放送を専ら委託して行わせる委託放送事業者の場合は、当該目的を達成するために必要な期間における見積額を、この様式に準じて記載するとともに、放送料表等参考となる書類を添付すること。

第2 見積の根拠

ア 収益

表 (同左)

(注1) 第1の表の1の項の収益の科目ごとに、第1年目、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の別に記載することとし、営業収益のその他及び営業外収益の科目については適宜の様式により記載すること。

ただし、各年度における科目ごとの算出方法が同一である場合は、その算出方法を適宜の様式により記載することにより、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の収益の記載を省略することができる。

(注2) 有料放送を委託して行わせる委託放送事業者の場合は、契約者数及び有料放送料金について、適宜の様式により第1年目、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の別に記載すること。

ただし、各年度における科目ごとの算出方法が同一である場合は、その算出方法を適宜の様式により記載することにより、第2年目、第3年目、第4年目及び第5

第5年目の契約者数及び有料放送料金の記載を省略することができる。

(注3) 臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合は、適宜の様式により記載すること。

(注4) 有料放送を行う場合における加入者数については、その見積の根拠を、可能な限り詳細に記載すること。

イ 費用

科 目	金 額	根 拠
	千円	

(注)アの注に準じて記載すること。

第3 放送番組の主たる利用見込者
次の様式により記載すること。

表 (略)

(注1)～(注4) (略)

別表第九号の一(第65条第2項関係)

基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

- 1 業務を確実に実施することができる体制
- 2 業務に従事する者の実務経験等

注1 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を、放送法第111条第1項の技術基準に適合するように維持するための運用

年目の契約者数及び有料放送料金の記載を省略することができる。

(注3) 臨時目的放送を専ら委託して行わせる委託放送事業者の場合は、適宜の様式により記載すること。

イ 費用

科 目	金 額	根 拠
	千円	

(注)アの注に準じて記載すること。

第3 放送番組の主たる利用見込者
次の様式により記載すること。

表 (同左)

(注1)～(注4) (同左)

【新設】

・保守等（以下「設備維持業務」という。）の業務を確実に実施することができる体制を記載すること。

注2 設備維持業務に従事する者の実務経験等を記載すること

注3 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう適宜の区分に分けて、別途記載すること。

注4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第九号の二(第65条第2項関係)

基幹放送の業務に用いられる設備等の工事に係る費用

区分		金額	備考
演奏所の機械設備	(記載例)	千円	
	演奏装置		
	撮像装置		
	調整装置		
	電源装置		
	その他の設備		
	計		
土地	演奏所		
	事務所等		
	計		
建物	演奏所		

	事務所等 計		
その他	事務所設備 道路分担金 電力引込負担金 STリンク 工事雑費等 計		
合計			

(注1) 備考の欄の記載は、次によること。

ア 土地、建物等を借用する場合は、その旨及び1年分の借料を記載すること。

イ 土地又は建物の規模等を「畑土地何平方メートル何某所有」、「鉄筋コンクリート何階建何平方メートル」のように記載すること。

(注2) 演奏所、土地若しくは建物の購入又は借用等の場合は、譲渡承諾書、賃貸承諾書等その確実性を証明する書類を添付すること。

別表第十号(第71条第1項関係)

基幹放送の業務認定証	
認定の年月日	
認定の番号	
業務を行う者の氏名又は	

別表第十五号(第17条の15第1項関係)

委託放送業務認定証(注)	
認定の年月日	
認定の番号	
業務を行う者の氏名又は	

名称	
基幹放送の種類	
電波法の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者の氏名又は名称	
放送対象地域	
衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置	
基幹放送に係る周波数	
放送事項	
備考	
年 月 日	総務大臣印

短 辺(日本工業規格A列4番)

別表第十一号(第73条第1項)

基幹放送の業務開始届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

名称	
委託して行わせる放送の種類	
委託の相手方	
委託の相手方の人工衛星の放送局に係る人工衛星の軌道又は位置	
委託して行わせる放送に係る周波数	
委託放送事項	
備考	
年 月 日	総務大臣印

短 辺(日本工業規格A列4番)

注 協会の委託国内放送業務にあつては「委託国内放送業務認定証」と、委託協会国際放送業務にあつては「委託協会国際放送業務認定証」とする。

【新設】

住 所

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名

称及び代表者の氏名。記名押

印又は署名)

基幹放送の業務の開始について、放送法第95条第1項の規定によ
り届け出ます。

<u>認定の番号</u>	
<u>認定の年月日</u>	
<u>業務開始の期日</u>	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第十二号(第73条第2項)

【新設】

基幹放送の業務休止(業務休止期間の変更)届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)

基幹放送の業務の休止について、放送法第95条第2項の規定により届け出ます。

<u>認定番号</u>	
<u>認定年月日</u>	
<u>休止年月日及び休止期間</u>	
<u>変更理由(注1)</u>	

注1 変更理由は、休止期間を変更した場合に限り、記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第十三号(第73条第3項)

【新設】

基幹放送の廃止届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)

基幹放送の業務を次のとおり廃止したので、放送法第100条の規定により届け出ます。

理由	
基幹放送の業務を廃止した法人又は団体が行っていた基幹放送の業務に係る認定の番号及び認定の年月日	
放送対象地域	
廃止年月日	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第十四号(第74条第1項)

【新設】

第1 申請書

地上基幹放送の業務認定更新申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名
称及び代表者の氏名。記名押
印又は署名)

電話番号

地上基幹放送の業務の認定の更新を受けたいので、放送法第96条
第1項の規定により申請します。

認定の番号	認定の年月日	備考

第2 添付書類

別表第六の一号、別表第七の一号、別表第八号、別表第九号
の1及び別表第九号の2の様式のとおりとする。

別表第十五号(第74条第1項関係)

第1 申請書

衛星基幹放送の業務認定更新申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

別表第十六号(第17条関係)

第1 申請書

委託放送業務認定更新申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)

電話番号

衛星基幹放送の業務の認定の更新を受けたいので、放送法第96条第2項の規定により申請します。

認定の番号	認定の年月日	欠格事由の有無(注)	備 考
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

(注) 欠格事由の有無の欄は、法第93条第1項第6号(協会にあつては、同号イからハマまでに限る。)の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

第2 添付書類

別表第七の二号の様式のとおりとする。

別表第十六号(第76条第1項関係)

放送事項等変更許可申請書

年 月 日

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)

委託放送業務の認定の更新を受けたいので、放送法第52条の16の規定により申請します。

認定の番号	認定の年月日	欠格事由の有無(注)	備 考
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

(注) 欠格事由の有無の欄は、法第52条の13第1項第5号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

第2 添付書類

別表第十三号の様式のとおりとする。

別表第十七号(第17条の19第1項関係)

委託放送事項変更許可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住 所
(ふりがな)
氏 名
(法人又は団体にあつては、名
称及び代表者の氏名。記名押
印又は署名)
電話番号

放送事項等の変更の許可を受けたいので、放送法第97条第1項(注1)の規定により申請します。

変更事項(注1)	
変更前	変更後

第2 添付書類

別表第七の一号又は別表第七の二号及び別表第八号の様式のとおりとする。

注1 「放送事項」又は「基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要」のように記載すること。

注2 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要に変更が

総務大臣 殿

郵便番号
住 所
(ふりがな)
氏 名
(法人又は団体にあつては、名
称及び代表者の氏名。記名押
印又は署名)

委託放送事項の変更の許可を受けたいので、放送法第52条の17(注1)の規定により申請します。

注1 協会の委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務の場合には、「放送法第9条の4第2項において準用する同法第52条の17」とすること。

あつた場合には、基幹放送の業務認定申請書に準じ変更箇所が判るよう記載すること。

注3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

注4 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第十七号(第76条第3項第2号)

【新設】

許可を要しない電気通信設備の軽微な変更

許可を要しない基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の軽微な変更は、次に掲げる電気通信設備に係る変更とする。

<u>電気通信設備</u>	<u>適用の条件</u>
<u>電気通信設備の現用機器の機能を代替することができる予備の機器に対し電力供給するための電源設備</u>	<u>当該電気通信設備の性能を低下させない変更であること。</u>

別表第十八号(第76条第4項)

【新設】

放送事項等の軽微な変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住 所
(ふりがな)
氏 名
(法人又は団体にあつては、名
称及び代表者の氏名。記名押
印又は署名)

放送法第97条第2項の規定により、放送事項等の変更を届け出ま
す。

変更事項(注1)	
変更前	変更後

注1 「放送事項」又は「基幹放送の業務に用いられる電気通信
設備の概要」のように記載すること。

注2 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要に変更が
あつた場合には、基幹放送の業務認定申請書に準じ変更箇所が
判るよう記載すること。

注3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

注4 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に
別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適
宜記載すること。

別表第十九号(第78条第1項関係)

別表第十八号(第17条の21第1項関係)

第1 申請書

基幹放送の業務認定承継認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)

電話番号

放送法(以下「法」という。)第98条第2項の規定により、認定基幹放送事業者の地位を承継したい(又は第3項前段の規定により認可を受けたい)ので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

1 合併又は分割当事者

(ふりがな) 商号(又は名称)	住所(本店又は主たる 事務所の所在地)	(ふりがな) 代 表 者 氏 名

2 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により基幹放送の業務を承継する法人

第1 申請書

委託放送業務認定承継認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)

放送法(以下「法」という。)第52条の18第2項の規定により、委託放送事業者の地位を承継したいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

1 合併又は分割当事者

(ふりがな) 商号(又は名称)	住所(本店又は主たる 事務所の所在地)	(ふりがな) 代 表 者 氏 名

2 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により委託放送業務を承継する法人

住 所(本店又は主たる事務所の所在地)

(ふりがな)

商号又は名称

(ふりがな)

代表者氏名

3 合併又は分割決議の年月日及び合併又は分割がその効力を生ずる予定年月日

4 合併又は分割の理由

5 認定基幹放送事業者の地位の承継を必要とする理由(又は地上基幹放送の業務を承継する理由)

6 承継に係る基幹放送の種類及び基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要(基幹放送の業務認定申請書に準じ記載すること。)、認定番号(又は無線局の識別信号、種別及び免許の番号)及び認定基幹放送事業者(又は特定地上基幹放送事業者)の商号又は名称

基幹放送の種類	認定番号(又は無線局の識別信号、種別及び免許の番号)	認定基幹放送事業者(又は特定地上基幹放送事業者)の商号又は名称

7 事業計画書、事業収支見積り及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

8 欠格事由に関する事項(申請者が法第93条第1項第6号の欠格事由に該当しないときは、その旨を記載し、併せて欠格事由に該

住 所(本店又は主たる事務所の所在地)

(ふりがな)

商号又は名称

(ふりがな)

代表者氏名

3 合併又は分割決議の年月日及び合併又は分割による登記の予定年月日

4 合併又は分割の理由

5 委託放送事業者の地位の承継を必要とする理由

6 承継に係る委託放送業務の委託して行わせる放送の種別、認定番号及び委託放送事業者の商号又は名称

委託して行わせる放送の種別	認定番号	委託放送事業者の商号又は名称

7 事業計画書及び事業収支見積り

8 欠格事由に関する事項(申請者が法第52条の13第1項第5号の欠格事由に該当しないときは、その旨を記載し、併せて欠格事由

当しない事実を証する書面を添付すること。)

第2 添付書類

- 1 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 2 株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書その他合併又は分割に関する意思の決定を証するに足りる書類 (地上基幹放送の場合は、基幹放送局提供事業者との放送局設備供給役務に係る契約の写しを含む。)
- 3 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により基幹放送の業務を承継する法人の定款又は寄附行為の案

別表第二十号(第79条第1項関係)

第1 申請書

基幹放送の業務認定承継認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押)

に該当しない事実を証する書面を添付すること。)

第2 添付書類

- 1 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 2 株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書その他合併又は分割に関する意思の決定を証するに足りる書類
- 3 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により委託放送業務を承継する法人の定款又は寄附行為の案

別表第十八号の二(第17条の21の2第1項関係)

第1 申請書

委託放送業務認定承継認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押)

印又は署名)

電話番号

放送法(以下「法」という。)第98条第2項の規定により、認定基幹放送事業者の地位を承継したい (又は第3項後段の規定により認可を受けたい) ので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

1 譲渡人

(ふりがな) 氏名(注1)	住所(注2)	(ふりがな) 代表者氏名(注3)

2 譲受人が事業を譲り受ける年月日

3 事業の譲渡し又は譲受けの理由

4 認定基幹放送事業者の地位の承継を必要とする理由 (又は認可を必要とする理由)

5 承継 (又は認可) に係る基幹放送の種類及び基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要(基幹放送の業務認定申請書に準じ記載すること。)、認定番号 (又は無線局の識別信号、種別及び免許の番号) 及び認定基幹放送事業者 (又は特定地上基幹放送事業者) の商号又は名称

<u>基幹放送の種類</u>	<u>認定番号</u> (又は無線局の識別信号、種別及び免許の番号)	<u>認定基幹放送事業者</u> (又は特定地上基幹放送事業者) の商号又は名称

印又は署名)

放送法(以下「法」という。)第52条の18第2項の規定により、委託放送事業者の地位を承継したい ので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

1 譲渡人

(ふりがな) 氏名(注1)	住所(注2)	(ふりがな) 代表者氏名(注3)

2 譲受人が事業を譲り受ける年月日

3 事業の譲受けの理由

4 委託放送事業者の地位の承継を必要とする理由

5 承継に係る委託放送業務の委託して行わせる放送の種類、認定番号 及び委託放送事業者 の商号又は名称

<u>委託して行わせる放送の種類</u>	認定番号	<u>委託放送事業者</u> の商号又は名称

	号)	

6 事業計画書、事業収支見積り及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

7 欠格事由に関する事項(申請者が法第93条第1項第6号の欠格事由に該当しないときは、その旨を記載し、併せて欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。)

注1 法人又は団体の場合は、その商号又は名称を記載すること

注2 住所については、法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

注3 法人又は団体の場合は、代表者の役職名及び氏名を記載すること。

第2 添付書類

1 事業の譲渡に関する契約書の写し(地上基幹放送の場合は、基幹放送局提供事業者との放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。)

2 譲受人が法人であるときは、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書(譲受人が法人であるときは、これらに準ずるもの。)

6 事業計画書及び事業収支見積り

7 欠格事由に関する事項(申請者が法第52条の13第1項第5号の欠格事由に該当しないときは、その旨を記載し、併せて欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。)

注1 法人又は団体の場合は、その商号又は名称を記載すること

注2 住所については、法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

注3 法人又は団体の場合は、代表者の役職名及び氏名を記載すること。

第2 添付書類

1 事業の譲渡に関する契約書の写し

2 譲受人が法人であるときは、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書(譲受人が法人であるときは、これらに準ずるもの。)

改正案	現行
<p>別表第二十一号（第92条第2項関係）</p> <p style="text-align: center;"><u>放送局設備供給役務提供条件（変更）届出書</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p style="margin-left: 150px;">郵便番号</p> <p style="margin-left: 150px;">住 所</p> <p style="margin-left: 150px;">（ふりがな）</p> <p style="margin-left: 150px;">氏 名</p> <p style="margin-left: 150px;">（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）</p> <p>放送法第118条第1項の規定により、<u>放送局設備供給役務</u>の提供条件（の変更）を届け出ます。</p> <p>注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。</p> <p>別表第二十二号（第97条第1項関係）</p>	<p>別表第十一号（第17条の6第2項関係）</p> <p style="text-align: center;"><u>受託放送役務提供条件（変更）届出書</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p style="margin-left: 150px;">郵便番号</p> <p style="margin-left: 150px;">住 所</p> <p style="margin-left: 150px;">（ふりがな）</p> <p style="margin-left: 150px;">氏 名</p> <p style="margin-left: 150px;">（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）</p> <p>放送法第52条の10第1項の規定により、<u>受託放送役務</u>の提供条件（の変更）を届け出ます。</p> <p>注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。</p> <p>【新設】</p>

損 益 計 算 書

会計単位名 放送局設備等供給業務管理部門 (単位 円)

<u>科目</u>	<u>金額</u>
<u>1 売上高</u>	
<u>受取放送局設備供給役務利用料</u>	
<u> (何) 料</u>	
<u>振替放送局設備供給役務利用料</u>	
<u> (何) 料</u>	
<u>2 売上原価</u>	
<u>放送費</u>	
<u>技術費</u>	
<u>人件費</u>	
<u>減価償却費</u>	
<u>その他</u>	
<u>3 売上総利益 (1 - 2)</u>	
<u>4 販売費及び一般管理費</u>	
<u>販売費</u>	
<u>一般管理費</u>	
<u>人件費</u>	
<u>減価償却費</u>	
<u>その他</u>	
<u>5 営業利益 (3 - 4)</u>	

会計単位名 放送局設備等供給業務利用部門 (単位 円)

<u>科目</u>	<u>金額</u>
-----------	-----------

<u>1 売上高</u>	
<u>放送料</u>	
<u>有料放送料</u>	
<u>放送番組制作料</u>	
<u>放送番組売上料</u>	
<u>その他</u>	
<u>2 売上原価</u>	
<u>振替放送局設備等供給役務利用料</u> <u>(何)料</u>	
<u>放送費</u>	
<u>技術費</u>	
<u>人件費</u>	
<u>減価償却費</u>	
<u>その他</u>	
<u>3 売上総利益 (1 - 2)</u>	
<u>4 販売費及び一般管理費</u>	
<u>販売費</u>	
<u>一般管理費</u>	
<u>人件費</u>	
<u>減価償却費</u>	
<u>その他</u>	
<u>5 営業利益 (3 - 4)</u>	

注1 当該事業年度において、この表に掲げた科目に計上すべき金額がないときは、当該科目の記載を省略すること。

2 「受取放送局設備供給役務利用料」の欄は、認定基幹放送事

業者ごとに放送局設備供給役務の提供条件に定めた利用形態に応じた科目を設け、記載すること。

3 「振替放送局設備供給役務利用料」の欄は、受取放送局設備供給役務利用料の欄の科目に準じた科目を設け、記載すること。

4 「有料放送料」の欄は、有料放送を行う兼業事業者の場合に限る。なお、有料放送の受信に関し、有料放送料以外の金銭を受信者に負担させる場合は、その金銭に係る収益及び費用について、適宜の科目を設けて記載すること。

様式第二十三の一号（第102条関係）

【新設】

重大な事故報告書（詳細）

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名

(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

認定年月日及び認定番号

連絡先

(連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

発生年月日及び時刻		復旧年月日及び時刻	
発生場所			
事故の原因となった 基幹放送設備の概要			
発生状況			
措置模様			
発生原因			
再発防止策			
利用者対応状況			

注1 「発生場所」の欄は、当該事故の原因となった基幹放送設備の設置場所（住所・建物名等）を記載すること。

2 「事故の原因となった基幹放送設備の概要」の欄は、当該設備の名称等を記載し、当該設備の役割が分かる設備構成図等を添付すること。

3 「発生状況」の欄は、当該事故が影響を与えた基幹放送の業務の概要説明及び影響利用者数を記載するとともに、影響を与えた地域を記載又は影響範囲の地図等を添付すること。なお、当該事故が断続的に発生したこと等により記載内容が時間によって変化した場合は、それぞれの内容を記載すること。

4 「措置模様」の欄は、当該事故の発生時、認知時、復旧作業経過、後日対応等に応じた措置模様を、日時とともに記載すること。

5 「発生原因」の欄は、当該事故の発生の原因となった基幹放送設備又は行為がどのような影響を与えて事故を発生させたのか、記載すること。

6 「再発防止策」の欄は、当該事故に係る再発防止策、同様の事故の発生を防ぐための再発防止策及びそれらの実施完了日又

は実施予定時期を記載すること。

7 「利用者対応状況」の欄は、利用者からの申告（苦情等）数並びに当該事故に係る広報の手段（ホームページの掲載、報道発表等）、日時及び内容を記載すること。

8 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第二十三の二号（第102条関係）

【新設】

重大な事故報告書（詳細）

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名

(自筆で記入したときは、押印を省略できる。
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

免許年月日及び免許番号

連絡先

(連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

発生年月日及び時刻		復旧年月日及び時刻	
発生場所			
事故の原因となった 特定地上基幹放送局 等設備の概要			

発生状況	
措置模様	
発生原因	
再発防止策	
利用者対応状況	

注1 「発生場所」の欄は、当該事故の原因となつた特定地上基幹放送局等設備の設置場所（住所・建物名等）を記載すること。

2 「事故の原因となつた特定地上基幹放送局等設備の概要」の欄は、当該設備の名称等を記載し、当該設備の役割が分かる設備構成図等を添付すること。

3 「発生状況」の欄は、当該事故が影響を与えた地上基幹放送の業務の概要説明及び影響利用者数を記載するとともに、影響を与えた地域を記載又は影響範囲の地図等を添付すること。なお、当該事故が断続的に発生したこと等により記載内容が時間によつて変化した場合は、それぞれの内容を記載すること。

4 「措置模様」の欄は、当該事故の発生時、認知時、復旧作業経過、後日対応等に応じた措置模様を、日時とともに記載すること。

5 「発生原因」の欄は、当該事故の発生の原因となつた特定地上基幹放送局等設備又は行為がどのような影響を与えて事故を発生させたのか、記載すること。

6 「再発防止策」の欄は、当該事故に係る再発防止策、同様の事故の発生を防ぐための再発防止策及びそれらの実施完了日又は実施予定時期を記載すること。

7 「利用者対応状況」の欄は、利用者からの申告（苦情等）数並びに当該事故に係る広報の手段（ホームページの掲載、報道

発表等)、日時及び内容を記載すること。

8 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第二十三の三号(第103条関係)

【新設】

重大な事故報告書(詳細)

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名

(自筆で記入したときは、押印を省略できる。
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載
することとし、代表者が自筆で記入したときは
、押印を省略できる。)

印

免許年月日及び免許番号

連絡先

(連絡のとれる電話番号等を記載すること。担
当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記
載すること。)

発生年月日及び時刻	復旧年月日及び時刻
発生場所	
事故の原因となった 基幹放送局設備の概 要	
発生状況	
措置模様	
発生原因	
再発防止策	

利用者対応状況	
---------	--

- 注1 「発生場所」の欄は、当該事故の原因となつた基幹放送局設備の設置場所（住所・建物名等）を記載すること。
- 2 「事故の原因となつた基幹放送局設備の概要」の欄は、当該設備の名称等を記載し、当該設備の役割が分かる設備構成図等を添付すること。
- 3 「発生状況」の欄は、当該事故が影響を与えた放送局設備供給役務の概要説明及び影響利用者数を記載するとともに、影響を与えた地域を記載又は影響範囲の地図等を添付すること。なお、当該事故が断続的に発生したこと等により記載内容が時間によつて変化した場合は、それぞれの内容を記載すること。
- 4 「措置模様」の欄は、当該事故の発生時、認知時、復旧作業経過、後日対応等に応じた措置模様を、日時とともに記載すること。
- 5 「発生原因」の欄は、当該事故の発生の原因となつた基幹放送局設備又は行為がどのような影響を与えて事故を発生させたのか、記載すること。
- 6 「再発防止策」の欄は、当該事故に係る再発防止策、同様の事故の発生を防ぐための再発防止策及びそれらの実施完了日又は実施予定時期を記載すること。
- 7 「利用者対応状況」の欄は、利用者からの申告（苦情等）数並びに当該事故に係る広報の手段（ホームページの掲載、報道発表等）、日時及び内容を記載すること。
- 8 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

1 法第115条第1項に基づく立入検査

(表)

第 号

基幹放送設備検査職員の証

この証明書を携帯する総務省の職員は、放送法第115条第1項の規定による基幹放送設備の立入検査をする職権を有する者であることを証する。

所 属

氏 名

発 行 年 月 日

有 効 期 限 年 月 日

省 総

総務省

印 務

(裏)

放送法抜粋

第115条 総務大臣は、第111条第1項、第114条第1項及び前条第1項の規定の施行に必要な限度において、認定基幹放送事業者に対し、基幹放送設備の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該基幹放送設備を設置する場所に立ち入り、当該基幹放送設備を検査させることができる。

2 (略)

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第188条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

二 第115条第1項若しくは第2項、第124条第1項、第139条第1項又は第145条第4項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

注 大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

2 法第115条第2項に基づく立入検査

(表)

		第		号	
<u>特定地上基幹放送局等設備検査職員</u> の証					
この証明書を携帯する総務省の職員は、放送法第115条第2項の規定による特定地上基幹放送局等設備の立入検査をする職権を有する者であることを証する。					
所	属				
氏	名				
発	行	年	月	日	省 総
有	効	年	月	日	総務省
期	限				
					印 務

(裏)

放送法抜粋

第115条 (略)

2 総務大臣は、第112条、第113条第2項及び前条第2項の規定の施行に必要な限度において、特定地上基幹放送事業者に対し、特定地上基幹放送局等設備の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該特定地上基幹放送局等設備を設置する場所に立ち入り、当該特定地上基幹放送局等設備を検査させることができる

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第188条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

二 第115条第1項若しくは第2項、第124条第1項、第139条第1項又は第145条第4項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

注 大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

3 法第124条第1項に基づく立入検査

(表)

第 号

基幹放送局設備検査職員の証

この証明書を携帯する総務省の職員は、放送法第124条第1項の規定による基幹放送局設備の立入検査をする職権を有する者であることを証する。

所 属

氏名					省	総
発行	年	月	日		総務省	
有効期限	年	月	日		印	務

(裏)

放送法抜粋

第124条 総務大臣は、前三条の規定の施行に必要な限度において、基幹放送局提供事業者に対し、基幹放送局設備の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該基幹放送局設備を設置する場所に立ち入り、当該基幹放送局設備を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第188条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

二 第115条第1項若しくは第2項、第124条第1項、第139条第1項又は第145条第4項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

注 大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

別表第二十五号（第105条関係）

【新設】

基幹放送設備の状況報告書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名

(自筆で記入したときは、押印を省略できる。
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載
することとし、代表者が自筆で記入したときは
、押印を省略できる。)

印

認定年月日及び認定番号

連絡先

(連絡のとれる電話番号等を記載すること。担
当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記
載すること。)

放送法施行規則第105条の規定により、 年 月 日から 年

月 日までの基幹放送設備の状況を、次のとおり報告します。

<u>発生年月日</u> (発生時刻)	<u>復旧年月日</u> (復旧時刻)	<u>発生区分</u>	<u>発</u> <u>生</u> <u>原</u> <u>因</u>	<u>故</u> <u>障</u> <u>設</u> <u>備</u>	<u>措</u> <u>置</u> <u>模</u> <u>様</u>	<u>備</u> <u>考</u>
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> その他				
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> その他				
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> その他				
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> その他				
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電				

		<input type="checkbox"/> その他				
--	--	------------------------------	--	--	--	--

- 注1 「発生区分」の欄は、発生の第1要因にチェックすること。
- 2 「発生原因」の欄は、第1要因を起因として放送の中断に至った要因を記載すること。
- 3 「故障設備」の欄は、設備の区分（番組送出設備、中継回線設備又は地球局設備の別）とともに、直接の原因となつた設備の名称を記載すること。
- 4 「措置模様」の欄は、放送の中断から復旧に至るまでの措置の模様を記載すること。
- 5 注記すべき事項がある場合には、「備考」の欄にその内容を記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第二十六号（第105条関係）

【新設】

特定地上基幹放送局等設備の状況報告書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名

(自筆で記入したときは、押印を省略できる。
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

免許年月日及び免許番号

(親局の免許番号を記載すること。)

連絡先

(連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

放送法施行規則第105条の規定により、 年 月 日から 年 月 日までの特定地上基幹放送局等設備の状況を、次のとおり報告します。

<u>発生年月日</u> (発生時刻)	<u>復旧年月日</u> (復旧時刻)	<u>発生区分</u>	<u>発生原因</u>	<u>故障設備</u>	<u>措置模様</u>	<u>影響があつた下位の放送局</u>	<u>備考</u>
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> その他					
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> その他					
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> その他					
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> その他					
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> その他					

- 注1 「発生区分」の欄は、発生第1要因にチェックすること。
- 2 「発生原因」の欄は、第1要因を起因として放送の中断に至つた要因を記載すること。
- 3 「故障設備」の欄は、放送の中断があつた主たる放送局の免

許番号及び設備の区分（番組送出設備、中継回線設備、地球局設備又は放送局の送出設備の別）とともに、直接の原因となつた設備の名称を記載すること。

4 「措置模様」の欄は、放送の中断から復旧に至るまでの措置の模様を記載すること。

5 「影響があつた下位の放送局」の欄は、放送の中断により影響を受けた下位の放送局の免許番号をすべて記載すること。

6 注記すべき事項がある場合には、「備考」の欄にその内容を記載すること。

7 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第二十七号（第105条関係）

【新設】

基幹放送局設備の状況報告書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名

(自筆で記入したときは、押印を省略できる。
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載
することとし、代表者が自筆で記入したときは
、押印を省略できる。)

印

免許年月日及び免許番号

(親局の免許番号を記載すること。)

連絡先

(連絡のとれる電話番号等を記載すること。担

当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

放送法施行規則第105条の規定により、 年 月 日から 年 月 日までの基幹放送局設備の状況を、次のとおり報告します。

発生年月日 (発生時刻)	復旧年月日 (復旧時刻)	発生区分	発生原因	故障設備	措置模様	影響があつた 下位の放送局	備考
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> その他					
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> その他					
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> その他					
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> その他					
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> その他					

注1 「発生区分」の欄は、発生の第1要因にチェックすること。

2 「発生原因」の欄は、第1要因を起因として放送の中断に至つた要因を記載すること。

3 「故障設備」の欄は、放送の中断があつた主たる放送局の免許番号及び設備の区分(番組送出設備、中継回線設備又は放送局の送出設備の別)とともに、直接の原因となつた設備の名称を記載すること。

- 4 「措置模様」の欄は、放送の中断から復旧に至るまでの措置の模様を記載すること。
- 5 「影響があつた下位の放送局」の欄は、放送の中断により影響を受けた下位の放送局の免許番号をすべて記載すること。
- 6 注記すべき事項がある場合には、「備考」の欄にその内容を記載すること。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改 正 案	現 行								
<p><u>別表第二十八号（第112条関係）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>登録申請書</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>総務大臣 殿</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>郵便番号</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>住 所</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>（ふりがな）</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>氏 名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者</u> <u>の氏名。記名押印又は署名）</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>電話番号</u></p> <p><u>放送法第126条第1項の規定により総務大臣の登録を受けたいので</u> <u>同条第2項の規定により申請します。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 70%; padding: 5px;"><u>一般放送の種類</u></td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>業務区域</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>放送法128条第1項第1号から第5号までの該当の有無</u></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</td> </tr> </table> <p><u>注1 一般放送の種類</u>の欄には、第113条に掲げる一般放送の種類を</p>	<u>一般放送の種類</u>		<u>一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要</u>		<u>業務区域</u>		<u>放送法128条第1項第1号から第5号までの該当の有無</u>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
<u>一般放送の種類</u>									
<u>一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要</u>									
<u>業務区域</u>									
<u>放送法128条第1項第1号から第5号までの該当の有無</u>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無								

記載すること。

(記載例)

<u>一般放送の種類</u>	<u>有線一般放送（テレビジョン放送）</u>
----------------	-------------------------

2 一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の欄は、衛星一般放送の業務を行う場合は、次により記載した上で別紙1を添付し、有線一般放送の業務を行う場合は、「別紙のとおり」と記載した上で別紙2を添付すること。

(1) 一般放送が行われる過程における映像、音声、文字、データの流れが明確になるよう、演奏所から一般放送の業務に用いられる放送局の送信設備の送信空中線までの範囲における電気通信設備を明記した概要図を記載すること。

(2) (1)の概要図には、衛星一般放送の業務に用いられる電気通信設備のうち、当該業務に用いられる電気通信設備に該当する設備の範囲を「番組送出設備」、「中継回線設備」、「地球局設備」又は「放送局の送信設備」の別を明確にして付記すること。

(3) (1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」、「中継回線設備」、「地球局設備」及び「放送局の送信設備」の放送法第136条第1項の技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。

ア 放送法第136条第2項第1号に規定する一般放送の業務に用いられる電気通信設備の損壊又は故障により、一般放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにすることを確保するための措置に関する事項

イ 放送法第136条第2項第2号に規定する一般放送の業務に

用いられる電気通信設備を用いて行われる一般放送の品質が適正であるようにすることを確保するために当該設備が準拠する送信の標準方式の種類に関する事項

(4) 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう電気通信設備の階層その他適宜の区分に分けて、別途記載すること。

3 業務区域の欄は、「日本全国」又は「別図に記載のとおり」と記載し、「別図に記載のとおり」とした場合は、加入申込みがあったときに一般放送の役務を遅滞なく提供できる区域が明らかになるように（業務区域を区分して一般放送の業務に用いられる電気通信設備を設置する場合には、それぞれの区分ごとの業務区域が明らかになるように）、業務区域を記載した図を添付すること。

4 放送法第128条第1項第1号から第5号までの該当の有無の欄は、同法第128条第1項第1号から第5号までの規定への該当の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

5 この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

6 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別紙1（別表第二十八号関係）

<u>(1)利用する放送方式</u>	
--------------------	--

<u>(2)使用する周波数</u>	
<u>(3)使用する通信速度又は伝送速度</u>	
<u>(4)衛星一般放送の業務に用いられる電気通信設備の技術基準の適合</u>	<input type="checkbox"/> <u>適合している</u>
<u>(5)添付書類</u>	<input type="checkbox"/> <u>設備概念図</u>
<u>(6)電気通信役務の提供者</u>	
<u>(7)使用する人工衛星局の免許の番号</u>	
<u>(8)使用する人工衛星局の保有者又は運用者</u>	
<u>(9)使用する人工衛星局の運用を認めた国等</u>	
<u>(10)使用する人工衛星局の運用が認められている期間</u>	
<u>(11)使用する人工衛星局の軌道又は位置</u>	
<u>(12)使用する地球局の免許の番号</u>	
<u>(13)使用する地球局の保有者又は運用者</u>	
<u>(14)使用する地球局の運用を認めた国等</u>	
<u>(15)使用する地球局の運用が認められている期間</u>	
<u>(16)使用する地球局の位置</u>	
<u>(17)備考</u>	

注1 (1)の欄は、使用するトランスポンダごとに「電気通信役務利

用放送法施行規則第14条第1号に規定するもの」のように記載すること。

2 (2)の欄は、使用するトランスポンダごとに記載する。また、衛星一般放送の実施に当たり用いる人工衛星局が、地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転するものであって、その公称されている経度が東経百九度から東経百十一度の範囲のものである場合においては、送信する電波の偏波を記載すること。

3 (3)の欄は、使用するトランスポンダごとに記載すること。

4 (4)の欄は、衛星一般放送の業務に用いられる電気通信設備が電気通信役務利用放送法施行規則第3章第2節に定める技術基準に適合する場合に限り、□にレ印を付けること。

5 外国の地球局（電波法施行規則第4条の地球局に該当する無線局をいう。以下同じ。）を用いる場合及び電波法（昭和25年法律第131号）の規定により免許された地球局であって、地球局の工事設計書の添付書類として相当するものが添付されていなかったものを用いる場合に限り、添付図面として、映像入力信号、音声入力信号、データ入力信号の各号発生装置から、人工衛星局（電波法施行規則第4条の人工衛星局に該当する無線局をいう。以下同じ。）の送信空中線までの設備概要図を添付するものとし、(5)の欄の□にレ印を付けること。

6 (7)の欄は、衛星一般放送の実施に当たり用いる人工衛星局が、電波法の規定により免許されたものである場合に限り、記載すること。

7 (8)から(11)の欄は、衛星一般放送の実施に当たり用いる人工衛

星局が、外国の人工衛星局である場合に限り、記載すること。

8 (12)の欄は、衛星一般放送の実施に当たり用いる地球局が、電波法の規定により免許されたものである場合に限り、記載すること。

9 (13)から(16)の欄は、衛星一般放送の実施に当たり用いる地球局が、外国の地球局である場合に限り、記載すること。

10 (17)の欄には、電気通信設備の名称その他の参考となる事項を記載すること。

11 この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

12 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、適宜の用紙に別途記載すること。

別紙2（別表第二十八号関係）

1 有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備に関する事項

<u>(1)主たる設備の設置場所</u>			
<u>区別</u>	<u>設置場所</u>		
<u>受信空中線系</u>			
<u>ヘッドエンド</u>			
<u>主たる演奏所</u>			
<u>幹線</u>			
<u>(2)設備の規模</u>	<u>業務区域</u>	<u>引込端子の 数</u>	<u>業務開始（予定） 期日</u>
	<u>全 域</u>		
	<u>区 第 期</u>		

	分	第 期				
	別	第 期				
		第 期				
		第 期				
(3)使用する周波数	周波数	周波数帯幅 及び変調型 式	用途	備考	再放送 の同意	同意を得た 放送事業者 名
(4)系統図	ヘッドエ ンド					
	設備					
	レベル					
(5)受信空中線系	区分	型式 及び 構成	周波数又 は周波数 範囲	相対利得	海拔高	地上 高
	受信空中 線			最高 dB (MHz) 最低 dB (MHz)	m	m
	給電線	線種	こう長	損失	備考	
		m	最高 dB/km (MHz) 最低 dB/km (MHz)			

(6)ヘッドエンド	<u>區別</u>	<u>増幅する周波数の範囲</u>	<u>利得</u>	<u>雑音指数</u>	<u>レベルの調整範囲</u>
	<u>前置増幅器</u>	<u>MHzから</u> <u>MHzまで</u>	<u>dB</u>	<u>dB</u>	
	<u>受信増幅器</u>	<u>増幅する周波数の範囲</u>	<u>利得</u>	<u>雑音指数</u>	<u>レベルの調整範囲</u>
		<u>MHzから</u> <u>MHzまで</u>	<u>dB</u>	<u>dB</u>	
	<u>周波数変換器</u>	<u>入力周波数</u>	<u>出力周波数</u>	<u>利得</u>	<u>雑音指数</u>
		<u>MHz</u>	<u>MHz</u>	<u>dB</u>	<u>dB</u>
	<u>変調器</u>	<u>入力信号の種類</u>	<u>変調方式</u>	<u>出力周波数</u>	<u>出力の信号対雑音比</u>
				<u>MHz</u>	<u>dB</u>
	<u>光送信機</u>	<u>種類</u>	<u>波長</u>	<u>変調方式</u>	<u>出力</u>

			nm			dBm	
光増幅器	種類	出力		台数			
		dBm					
光分岐器	種類	分岐数		損失	台数		
				dB			
光波長多重合波器	種類	損失		台数			
		dB					
連絡線	連絡区間	架空及び地下の別	線種	こう長	損失		
				m	dB/km		
その他の機器	種類						
(7)自主放送装置	種類	台数		備考			
(8)中継増幅器	区別	種類	定格光入力レベル	定格光出力レベル	台数		
			ベル	ベル			

光増幅器			<u>dBm</u>	<u>dBm</u>			
光電変換増幅器	<u>種類</u>	<u>定格光入力レベル</u>	<u>定格光出力レベル</u>	<u>台数</u>			
		<u>dBm</u>	<u>dBμ</u>				
その他の増幅器	<u>種類</u>	<u>増幅することができ きる周波数の範囲</u>	<u>定格入力レベル</u>	<u>定格出力レベル</u>	<u>雑音指数</u>	<u>同時に増幅することができる周波数の数</u>	<u>台数</u>
		<u>MHzから MHzまで</u>	<u>dBμ</u>	<u>dBμ</u>	<u>dB</u>		
(9)分岐器、分配器及びタップオフ	<u>種類</u>	<u>分岐結合損失又は分配損失</u>	<u>挿入損失</u>	<u>端子間結合損失</u>	<u>台数</u>		
		<u>最大</u> <u>dB</u>	<u>最大</u> <u>dB</u>	<u>最小</u> <u>dB</u>			

<u>10</u> 分波器	<u>種類</u>	<u>分波した 周波数</u>	<u>分波損失</u>	<u>端子間結合損失</u>	<u>台数</u>
		<u>MHz</u>	<u>dB</u>	<u>最小</u> <u>dB</u>	
		<u>MHz</u>	<u>dB</u>		
<u>11</u> 電源供給器	<u>交流及 び直流 の別</u>	<u>容量</u>	<u>出力電圧</u>	<u>台数</u>	<u>備考</u>
		<u>VA</u>	<u>V</u>		
<u>12</u> 保安装置	<u>種類</u>			<u>備考</u>	
<u>13</u> 受信用光伝送 装置	<u>種類</u>			<u>光入力</u>	
				<u>dBm</u>	
	<u>光波長多重合波器の種類</u>			<u>損失</u>	
				<u>dB</u>	

<u>14)その他の装置</u>	<u>種類</u>				<u>備考</u>
<u>15)線路</u>	<u>区分</u>	<u>架空及び地下 の別</u>	<u>線種</u>	<u>こう 長</u>	<u>損失</u>
	<u>幹線</u>			m	
	<u>分配線</u>			m	
	<u>引込線</u>				
	<u>電気通信事業を営む者が提供する電 気通信役務を利用する線路のこう長 の総延長</u>			<input type="checkbox"/> 5 kmを超える	
<u>16)電柱</u>	<u>種類</u>	<u>自家柱</u>	<u>共架柱</u>		<u>備考</u>
			<u>電気通信 事業者</u>	<u>電気事 業者</u>	<u>その 他</u>
	<u>木柱</u>	<u>本</u>	<u>本</u>	<u>本</u>	<u>本</u>
	<u>コンクリート柱</u>				
	<u>鉄柱</u>				
	<u>その他</u>				
	<u>計</u>				
<u>17)線路の電圧及び通信回線の電力</u>	<u>電圧</u>				
	<u>電力</u>		dBm		

	備考
18)有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備の放送法施行規則第5章第2節第1款に定める技術基準への適合	<input type="checkbox"/> 適合している
19)有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備の電気通信役務利用法施行規則第3章第3節に定める技術基準への適合	<input type="checkbox"/> 適合している
20)電気通信役務の提供者及びその利用の形態の概要（自己の電気通信設備を用いる場合はその旨及びその利用形態の概要）	
㉑)備考	

- 注1 (1)のヘッドエンドの欄は、ヘッドエンドの主たる機器の設置場所を記載すること。
- 2 (1)の幹線の欄は、「地図に記載のとおり」と記載し、地図（市町村（特別区及び地方自治法第252条19第1項の指定都市の区を含む。）の区域を明示したものとする。）にその設置場所を記載すること。
- 3 (8)から(14)まで、(15)の幹線、分配線、引込線、(16)及び(17)の欄については、電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用する電気通信設備に係る部分については記載を要しない。
- 4 (2)の区分別の欄は、別図の業務区域の図に記載した期別に従い、引込端子の数(加入申込みに応じて順次分配線から受信者端

子までの設備を設置する場合は、設置を予定している引込端子の数)を記載すること。

5 (2)の業務区域の欄は、加入申込みがあつた場合に、加入申込みを遅滞なく受諾できる区域を記載することとし、区分別の欄は、業務区域を区分してその業務の提供を行う場合には、業務開始予定年月日ごとに区分した区域を記載すること。

(記載例)

<u>(2)設備の規模</u>	<u>業務区域</u>		<u>引込端子の数</u>	<u>業務開始(予定)期日</u>
	<u>全 域</u>		<u>5000</u>	<u>年 月 日</u>
	<u>(何)市(何)町、</u>			
	<u>(何)町、(何)町</u>			
	<u>(何)丁目から(何)丁目まで</u>			
<u>区分別</u>	<u>第一期</u>	<u>(何)市(何)町</u>	<u>3000</u>	<u>年 月 日</u>
	<u>第二期</u>	<u>(何)町(何)丁目</u>	<u>2000</u>	<u>年 月 日</u>
		<u>から(何)丁目まで</u>		

6 (2)の引込端子の数は、第111条第2項及び第3項の規定により算出した数を記載すること。

7 (3)の周波数、周波数帯幅及び変調型式、用途の欄は、有線テレビジョン放送法施行規則第2章第2節及び電気通信役務利用放送法施行規則第3章第3節に規定される方式については、ヘッドエンドの出力端子における搬送波の周波数について記載することとし、周波数帯幅及び変調型式の欄の変調型式について

は、電波法施行規則第4条の2第1項に規定する記号により記載することとし、用途の欄には、例えば、「NHK（何）テレビジョン放送局（総合）の放送の同時再放送」、「（何）社（何）デジタルテレビジョン放送局の放送の同時再放送」、「（何）社（何）一般放送の同時再放送」、「自主放送」のように記載すること。その他については、各項目に準ずる内容を記載すること。

(記載例)

<u>(3)使用する周波数</u>	<u>周波数</u>	<u>周波数帯幅及び変調型式</u>	<u>用途</u>	<u>備考</u>
	<u>中心周波数</u> 473.00 MHz	5.7MHz X7W	<u>テレビジョン</u> <u>放送</u>	<u>標準デジタル</u> <u>テレビジョン</u> <u>放送方式</u>
	<u>中心周波数</u> 303.00MHz	6 MHz D7W	<u>テレビジョン</u> <u>放送</u>	<u>デジタル有線</u> <u>テレビジョン</u> <u>放送方式</u>
	<u>中心周波数</u> 327.00MHz	6 MHz D7W	<u>インターネット</u> <u>上</u> <u>(下り)</u>	

8 区間によって使用する周波数が異なる場合は、区間ごとの使用する周波数が明らかになる方法により記載すること。

9 (3)の備考の欄は、送信の方式が電気通信役務利用放送法施行規則第17条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当する場合は、その送信の方式を記載すること。

10 再放送の同意の欄には「有」と記載するとともに、併せて、

同意を得た放送事業者名の欄に放送事業者名を記載し、同意書の写しを添付すること。

11 (4)のヘッドエンドの欄は、「別図(ヘッドエンド系統図)に記載のとおり」と記載し、別図に、(5)、(6)及び(7)の欄の機器又は装置についての系統を記載し、受信空中線については、受信空中線の位置における受信する電波の電界強度及び周波数を、連絡線については、連絡区間のこう長を、(5)の欄については、それぞれの入出力周波数を付記すること。

12 (4)の設備の欄は、「別図(設備系統図)に記載のとおり」と記載し、別図に、設備系統図を次により記載すること。

(1) ヘッドエンドから受信用光伝送装置までの間に用いられる伝送方式が光伝送の方式のみである各幹線系統について、ヘッドエンドの幹線への出力端子及び(8)から(15)までの欄の機器((9)タップオフ、(11)電源供給器、(12)保安装置及び(13)受信用光伝送装置を除く。)を記載すること。

(2) (1)以外の各幹線系統のうち最多段中継増幅の系統について、ヘッドエンドの幹線への出力端子及び(8)から(15)までの欄の機器((11)電源供給器、(12)保安装置及び(13)受信用光伝送装置を除く。)並びに幹線及び分配線についての系統を記載し、幹線及び分配線については、機器間のこう長を付記すること。

(3) (1)及び(2)のそれぞれの幹線系統が含まれる設備については、それぞれの設備系統図を記載すること。

(4) 系統の記載に当たっては、線路のすべてについて自ら設置する系統、線路の一部について電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用する系統又は線路のすべてについて

電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用する系統のそれぞれについて、記載すること。

13 (4)のレベルの欄は、設備系統図に記載した機器の送信の方式が電気通信役務利用放送法施行規則第17条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当する場合に、「別図(レベルダイアグラム)に記載のとおり。」と記載し、別図に、レベルのダイアグラムを次により記載すること。ただし、タップオフ出力端子のレベルを記載することが困難な場合は、これを受信者端子のレベルの記載に代えることができる。

(1) ヘッドエンドから受信用光伝送装置までの間に用いられる伝送方式が光伝送の方式のみである各幹線系統については、光送信機からタップオフまでの分岐数が最多となる幹線系統のうち、幹線のこう長が最長となる幹線系統について、ヘッドエンドの光送信機、光増幅器、光分岐器及び光波長多重合波器並びに(8)から(15)までの欄の機器(11)電源供給器及び(12)保安装置を除く。)における光レベルのダイアグラムを記載すること。また、光送信機の相対強度雑音及び光増幅器の雑音指数を付記すること。

(2) (1)以外の各幹線系統については、設備系統図に記載した機器についてヘッドエンド出力端子からタップオフ出力端子までにおけるレベルのダイアグラムを次により記載すること。

ア テレビジョン放送の標準方式に準拠する方式、テレビジョン音声多重放送の標準方式に準拠する方式、テレビジョン文字多重放送の標準方式に準拠する方式及びテレビジョン・データ多重放送の標準方式に準拠する方式による有線

一般放送の搬送波については、映像信号搬送波のレベルのみとし、その映像信号搬送波の数が2以上の場合は、それぞれのレベルの最高のもとの最低のもののみとし、その周波数を付記すること。

イ デジタル有線テレビジョン放送方式による有線一般放送の搬送波の数が2以上の場合は、それぞれのレベルの最高のもとの最低のもののみとし、その中心周波数を付記すること。

ウ 機器及び線路の定格出力インピーダンスが75オーム以外の場合は、その値を付記すること。

(3) レベルに関して、電気通信役務利用放送法施行規則第21条、第28条及び第29条において準用する有線テレビジョン放送法施行規則第26条の4第2項、第26条の17第2項又は第26条の20第2項のいずれかに該当する場合は、当該各項の規定の適用に係る端子を明記すること。

14 (5)の備考欄には、受信空中線の出力端子とヘッドエンドの入力端子との間に給電線以外の装置が挿入されるときは、その挿入されるものの種類及び損失を記載すること。

15 (6)のレベルの調整範囲の欄には、例えば、「デジタルテレビジョン放送の入力レベル70dB μ \pm 10dBに対して、出力レベル変動 \pm 0.5dB以内」のように記載すること。

16 (6)の周波数変換器の欄には、ヘッドエンドにおいて、入力周波数を他の周波数に変換して送信する場合に使用する周波数変換器のみについて記載すること。

17 (6)の入力信号の種類欄には、「映像信号」、「文字信号」

、「音声信号」のように記載すること。

18 (6)の変調器の変調方式の欄には、標準デジタルテレビジョン放送方式による場合は「標準方式」、デジタル有線テレビジョン放送方式による場合は「デジタル方式」のように、その他の方式による場合はその概要を具体的に記載すること。

19 (6)の光送信機、光増幅器、光分岐器及び光波長多重合波器の種類の欄には、製品名及び製造者名を記載すること。

20 (6)の光送信機の変調方式の欄には、「光強度直接変調方式」、「光強度外部変調方式」、「FM一括変換方式」のように記載すること。

21 (6)の連絡線及び(13)の線路の欄には、線路の一部に無線装置を使用するものについて、線種の欄に、例えば、「23GHz 無線装置」と記載し、こう長の欄に、無線区間の距離を記載すること。

22 (6)の連絡区間の欄には、例えば、「前置増幅器－ヘッドエンド」、「主たる演奏所－ヘッドエンド」のように記載し、その設置場所を添付地図に示すこと。

23 (6)の線種の欄には、例えば、「5C－2V」、「6心G I型光ファイバケーブル」のように具体的に記載すること。

24 (6)のその他の欄には、有線一般放送のために電磁波を発生させる機器を記載すること。

25 (7)の種類の欄には、主たる演奏所に常置するもののみについて、例えば、「スタジオカメラ」、「マイクロホン」、「フィルム投射器」、「文字画面製作装置」、「図形画面製作装置」のように記載すること。

- 26 (7)の備考欄には、例えば、スタジオカメラについては、「白黒式」、「カラー式」の別を、マイクロホンについては、「モノホニック式」、「ステレオホニック式」の別を、また、フィルム投射器については、「8ミリフィルム用」、「35ミリスライド用」のように記載すること。
- 27 (8)の種類の欄には、製品名及び製造者名を記載すること。
- 28 (8)の同時に増幅することができる周波数の数の欄には、例えば、「テレビジョン放送の標準方式に準拠する方式による映像・音声信号搬送波各(何)波」、「超短波放送の標準方式に準拠する方式による音声信号搬送波(何)波」、「パイロット信号(何)波」のように記載すること。
- 29 (9)の分岐器(設備の線路に送られた電磁波を分岐する装置であって、分配器及びタップオフでないものをいう。以下同じ。)、分配器(設備の線路に送られた電磁波を等分する装置であって、タップオフでないものをいう。以下同じ。)及びタップオフの種類の欄には、例えば、「分岐器(4分岐)」、「分配器(2分配)」、「タップオフ(4分岐)」、「タップオフ(2分配)」、「分岐器(3分岐)・タップオフ(1分岐)」、「分配器(2分配)・タップオフ(2分配)」、「16分岐器」、「32分岐器」、「タップオフ(クロージャ)」のように記載すること。
- 30 (10)の種類の欄には、例えば、「分波器(2分波)」のように記載すること。
- 31 (11)の欄には、中継増幅器用電源供給器のみについて記載すること。
- 32 (11)の備考欄には自動電圧制御機能を有するものについて、制

御電圧範囲を記載すること。

- 33 (15)の線種の欄は、例えば「7C—2V」、「6心GI型光ファイバケーブル」のように具体的に記載すること。
- 34 (15)の幹線の損失の欄には、例えば、「0.35dB/km(1,550nm)」、「最高35dB/km(450MHz)、最低5dB/km(70MHz)」のように記載すること。無線装置の場合には、記載を要しない。
- 35 (15)の電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用する線路のこう長の総延長の欄は、電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用する線路のこう長の総延長が5kmを超える場合に限り、□にレ印を付けること。
- 36 (16)の備考の欄は、自家柱について、長さが6メートル以下であるもの及び長さが6メートルを超えるものであって元口から6メートルの位置における横断面の最も長い部分の長さが10センチメートル以下であるものの本数を再掲すること。
- 37 (17)の電圧の欄に記載した値が実効値によらない場合は、その旨を付記すること。
- 38 (17)の備考の欄は、通信回線が有線電気通信設備令施行規則(昭和46年郵政省令第2号)第2条第1項第4号及び第5号に掲げる場合に該当するものであるときは、その旨を記載すること。
- 39 (18)の欄は、一般放送の業務に用いられる電気通信設備が放送施行規則第5章第2節第1款に定める技術基準に適合する場合に限り、□にレ印を付け、措置内容について具体的に説明した書面を添付すること。
- 40 (19)の欄は、一般放送の業務に用いられる電気通信設備が電気

通信役務利用放送法施行規則第3章第3節に定める技術基準に適合する場合に限り、□にレ印を付けること。なお、電気通信事業を営む者が提供する電気通信設備について、一般放送事業者と電気通信事業者との間で、電氣的性能及び光学的性能について確認した書面を添付すること。

41 (2)の欄は、その他参考となる事項を記載すること。

2 施設に接続する有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要

<u>接続する有線電気通信設備</u>	<u>設置者の氏名又は名称</u>	<u>設備の識別</u>	<u>引込端子の数</u>
<u>接続する受信設備群</u>	<u>設置場所</u>		<u>受信設備の数</u>

注1 接続する有線電気通信設備の欄には、設備の引込端子に接続する他の有線電気通信設備について記載すること。

2 設備の識別の欄には、有線一般放送事業者の登録年月日及び登録番号又は有線電気通信設備の設置の届出の年月日等を記載すること。

3 引込端子の数の欄及び受信設備の数の欄には、電気通信役務利用放送法施行規則第3条第2項及び第3項の規定により算出

した数を記載すること。

4 設置場所の欄は、電気通信役務利用放送法施行規則第3条第2項の表の二の項の規定により、一の引込端子を2以上のものと数える場合において、当該一の引込端子に接続する受信設備の設置場所を、たとえば「(何)ビル内」、「(何)アパート内」のように記載すること。

3 設備と工作物又は道路等との関係

(1) 電 線 等 と の 隔 離 距 離	設 備		架空電線の支持物	単独注の架空電線	共架柱の架空電線	屋内電線	地中電線	備考	
	付近の工作物								
	電 線			m	m				
	強電流電線	低 圧	m	()	()	()	m	m	
		高 圧	()	()	()				
特別高圧		()	()	()					
建 造 物									
(2) 道 路 と の 隔 離 距 離	設 備		架 空 電 線				備 考		
	関 係		道路、鉄道又は軌道、横断歩道橋上の最低の高さ						
付近の道路及び工作物									

関 係	道 路		m				
	鉄道又は軌道						
	横断歩道橋						
	そ の 他						
道 路 の 占 有 等	(3) 道路の 占有	道路の種類		許可の有無	(4) 所有者等 電 柱 等 へ の 共 架	承諾の有 無	
		国	指定区間内				
			指定区間外				
		都道府県道					
		市町村道					
		その他					
	その他	種類	許可等の有無				

注 1 電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用する電気通信設備に係る部分については記載を要しない。

2 (1)の強電流電線の備考の欄は、その種別(強電流ケーブル等)及び保護網(線)設置の有無を記載すること。また、付近の工作物の電線が裸電線であるときは、その旨を記載すること。

3 電車線に接近又は交差する場合は、(1)の強電流電線の欄の括弧内に記載すること。また、備考の欄は、注2の要領で記載すること。

4 (2)の備考の欄は、例えば、「歩道と車道との区別がある道路」のように記載すること。

5 設備の付近の道路、鉄道及び軌道の位置が明らかになるよう

に記載した図等を添付すること。

6 道路の占有の許可を得ている場合は、その許可書の写しを、許可を得ていない場合は、当該許可を得る見込みがあることを記載した書面をそれぞれ添付すること。

7 (3)のその他の種類欄には、設備の設置に関し必要な法令に基づく処分の名称について記載するとともに、許可等を得ている場合は、その許可書の写しを、許可等を得ていない場合は、当該許可等を得る見込みがあることを記載した書面をそれぞれ添付すること。

8 電柱等への共架について、その所有者等の承諾を得ている場合は、その承諾書の写しを、承諾を得ていない場合は、当該承諾を得る見込みがあることを記載した書面をそれぞれ添付すること。

9 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構若しくは地方住宅供給公社（以下「地方公共団体等」をいう。）が建設し、かつ、管理する住宅若しくは造成し、かつ、管理する宅地の施行地区内又は地方公共団体等が施行する市街地再開発事業（事業完了したものを除く。）若しくは防災建築街区造成事業（事業完了したものを除く。）の施行地区内に施設を設置しようとする場合にあつては、その設置について、当該地方公共団体等との協議が整つたことを証する書面の写しを添付すること。

4 受信障害区域における電界強度

受信障害区域内のみにおいて義務再放送を行う場合又は受信障害区域の属する市町村に隣接する市町村の区域において設置され

るテレビジョン放送を行うための有線電気通信設備と一体として
当該受信障害区域に設置された有線電気通信設備を用いて義務再
放送を行う場合における当該受信障害区域における電界強度のデ
ータ

別表第二十九号（第114条第1項関係）

誓 約 書

年 月 日

総務大臣殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名（法人又は団体にあつては、
名称及び代表者の氏名。記
名押印又は署名）

登録申請者が放送法第128条第1号から第5号までに該当しない
ことを誓約します。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第三十号（第114条第2項第1号関係）

事 業 計 画 書

(別紙)

長

辺

- (1) 役員等に関する事項
- (2) 放送番組の編集の基準
- (3) 放送番組の編集に関する基本計画
- (4) 週間放送番組の編集に関する事項
- (5) 放送番組の審議機関に関する事項
- (6) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項
- (7) 一般放送の事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要

短 辺 (日本工業規格A列4番によること。)

注1 別紙について、次の表の区分に従い、別葉として提出すること。

提出する事項	備 考
(1) (2) (注)	(注) 法第8条に規定する経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送事項とする放送を専ら行う一般放送の業務の場合は、提出を要しない。

(3) <u>(注)</u>	
(4)	
(5) <u>(注)</u>	
(6)	
(7)	

2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注の表の区分に従って該当する事項にレ印を付けること。

(1) 別紙(1)は、次の様式により記載すること。(申請者が団体であるときはこれに準じること。)

<u>ふりがな</u>	<u>住 所</u>	<u>役 名</u>	<u>担当部門</u>	<u>兼 職</u>	<u>備 考</u>
<u>氏 名</u>					

(注1) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村を記載すること。

(注2) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注3) 兼職の欄は、放送業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なものを(注2)に準じて記載すること。

(注4) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 発起人又は発起人代表であるときはその旨

イ 予定のものについてはその旨

(注5) 役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

(2) 別紙(2)は、放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準又はその案を記載すること。

(3) 別紙(3)は、具体的に放送番組を編集するための基本的な計画又はその案をテレビジョン放送及びテレビジョン放送以外のものに区分して記載すること。

(注1) 同時再放送に係るものについては、記載を要しない。

(注2) 有料の一般放送を行う場合は、その旨を記載すること。

(注3) 対象とする受信者層を限定するための具体的措置を講じる場合は、その措置について記載すること。

(4) 別紙(4)は、放送番組表（同時再放送に係るものである場合を除く。）、他から供給を受ける放送番組の時間等及び同時再放送を行う放送番組について、次のア、イ及びウの様式によりそれぞれ記載すること。

ア 放送番組表

時刻	曜日	月	火	水	木	金	土	日
計	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間
	分	分	分	分	分	分	分	分
合計	時間 分 (%)			備考				

(注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。

(注2) 個々の番組について、その開始及び終了の時刻を記載すること。

(注3) 有料の一般放送を行う事業者の場合は、合計欄内にその放送に係る放送時間及び比率を()で再掲すること。

イ 他から供給を受ける放送番組の時間等

供給者名	1週間の放送時間	供給に関する協定等の有無
	時間 分	
計		
合計	時間 分 (%)	

(注1) 供給者名の欄は、アの放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、放送事業者等の種別に応じて記載すること。

(注2) 合計の欄の括弧内は、アの放送番組表の合計の欄の時間に対する当該欄の比率を掲載すること。

(注3) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、

その内容を記載した書類を添付すること。

(注4) 有料の一般放送の場合は、その放送時間をそれぞれ該当する欄内に（ ）で再掲すること。

ウ 同時再放送を行う放送番組

<u>放送番組</u>	<u>備 考</u>

(注1) 放送番組の欄は、「NHK（何）テレビジョン放送局（総合）の放送の同時再放送」のように記載すること。

(注2) 備考の欄は、ヘッドエンドの出力端子における搬送波の周波数を記載すること。

(注3) 再放送に係る同意を得ている場合は、その同意書の写しを、同意を得ていない場合は、当該同意を得る見込みがあること等を記載した書面をそれぞれ添付すること。

(5) 別紙(5)は、次の様式により記載すること。

<u>ふりがな</u>	<u>住 所</u>	<u>性 別</u>	<u>生年月日</u>	<u>職 業</u>	<u>備 考</u>
<u>委員の氏名</u>					
<u>委員総数</u>	人				

(注1) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。

(注2) 職業の欄は、主たる職業を「何大学教授」、「評論家」等のように記載すること。

(注3) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 他の一般放送事業者に係る審議機関と共同して設置しようとする場合はその旨及び共同設置者の氏名又は名称

イ 予定のものについてはその旨

(注4) 委員予定者については、委員就任承諾書を添付すること。

(6) 別紙(6)は、次により記載すること。

ア 放送番組を編集する組織機構について、職務内容を系統的かつ具体的に記載すること。この場合において、編集の責任者については、その権限等について併せて記載すること。

イ 放送番組を考査する組織機構がある場合には、アに準じて記載すること。この場合において、考査の方法を併せて記載し、考査に関する基準等があるときはそれらを記載又は添付すること。

ウ 予定のものについては、その旨を記載すること。

(7) 別紙(7)は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の様式により記載すること。

ア 兼営する事業

<u>兼営する事業の名称</u>	<u>事業の概要</u>

イ 他の事業への出資

<u>事業者 の名称</u>	<u>資本金 (A)</u>	<u>事業の概要</u>	<u>出資の額</u>	<u>出資の比率 (B)×100 (A)</u>	<u>備考</u>
	百万円		千円	%	

(注1) 出資の額が500万円以上又は出資に係る事業者の資本金の額の10分の1以上の場合について記載すること。

(注2) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 議決権の総数に対する議決権の比率が、出資の総額に対する出資の比率と異なるときは、その比率

イ 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類

(8) 別紙に使用する様式の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第三十一号（第114条第2項第2号関係）

一般放送の業務を適確に遂行するに足りる技術的能力

1 業務を確実に実施することができる体制

2 業務に従事する者の実務経験等

注1 一般放送の業務に用いる電気通信設備を、放送法第136条第1項の技術基準に適合するように維持するための運用、保守等（以下「設備維持業務」という。）の業務を確実に実施することができる体制を記載すること。

2 設備維持業務に従事する者の実務経験を記載すること。

3 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう適宜の区分に分けて、別途記載すること。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第三十二号（第116条第1項関係）

登録一般放送業務開始届出書

年 月 日

総務大臣殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名（法人又は団体にあつ

ては、名称及び代表

者の氏名。記名押印

又は署名）

電話番号

登録一般放送の業務の開始について、放送法第129条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

<u>登録番号</u>	
<u>登録年月日</u>	
<u>業務開始の期日</u>	

※ 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第三十三号（第116条第2項関係）

登録一般放送業務休止（変更）届出書

年 月 日

総務大臣殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名（法人又は団体にあつ

ては、名称及び代表

者の氏名。記名押印

又は署名)

電話番号

登録一般放送の業務の休止について、放送法第129条第2項の規

定により、下記のとおり届け出ます。

<u>登録番号</u>	
<u>登録年月日</u>	
<u>休止年月日及び休止期間</u>	
<u>変更理由</u>	

注1 変更理由は、休止期間を変更した場合に限り、記載すること

。

2 休止しようとする場合については、加入者への周知方法等、具体的な対応計画等の資料を添付すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第三十四号（第117条関係）

<u>登録一般放送に係る軽微な変更</u>	
<u>別表第28号別紙2における記載欄</u>	<u>変更事項</u>
<u>1(2)設備の規模</u>	<u>引込端子の数</u>
<u>1</u> <u>ヘッドエンド</u>	<u>1(6)の変更事項に係る部分</u>
<u>(4)</u> <u>設備</u>	<u>1(8)から1(10)まで、1(14)及び1(15)の変更事項に係る部分</u>
<u>系</u>	
<u>統</u>	
<u>図</u>	

受 信 空 中 線 系	(5) 受信空中線	型式及び構成、周波数若しくは周波数範囲、海拔高 又は地上高
	給電線	線種又はこう長
1	前置増幅器及び受信増幅器	増幅する周波数の範囲又はレベルの調整範囲
へ ッ ド エ ン ド	(6) 周波数変換器	入力周波数又は出力周波数
	変調器	出力周波数
	連絡線	架空及び地下の別、線種又は設置場所
	その他の機器	種類
	(7)自主放送装置	種類又は台数
	1(8)中継増幅器	増幅することができる周波数の範囲又は同時に増幅 することができる周波数の数
	「1(9)分岐器、分配器及びタップオフ」に記載された事項	
	1(10)分岐器	種類、分波損失、端子間結合損失又は台数
	「1(11)電源供給器」に記載された事項	
	「1(12)保安装置」に記載された事項	
	「1(14)その他の装置」に記載された事項	
1	幹線	架空及び地下の別又は線種
(15)	分配線	架空及び地下の別、線種、こう長又は損失

線 路	引込線	線種又は損失
	「1(16)電柱」に記載された事項	
「1(17)線路の電圧及び通信回線の電力」に記載された事項		
「3(1)電線等の隔離距離」に記載された事項		
「3(2)道路との関係」に記載された事項		
備考として記載された事項		

別表第三十五号（第118条第1項関係）

変更登録申請書

年 月 日

総務大臣殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の

氏名。記名押印又は署名)

登録年月日及び登録番号

放送法第130条第1項の規定により総務大臣の変更登録を受けた
いので、同条第2項の規定により申請します。

<u>変更事項</u>		
<u>変更内容</u>	<u>変更前</u>	<u>変更後</u>

<u>予定期日</u>	
<u>変更の理由</u>	

注1 一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要について変更登録を受ける場合は、一般放送の業務の登録申請書に準じて変更箇所が分かるよう記載すること。

2 この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

3 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第三十六号（第118条第3項関係）

変更届出書

年 月 日

総務大臣殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の

氏名。記名押印又は署名)

登録年月日及び登録番号

登録に係る氏名等に変更があったので、放送法第130条第4項の規定により届け出ます。

<u>変更事項</u>	
<u>変更前</u>	<u>変更後</u>
<u>変更年月日</u>	

注1 この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第三十七号（第119条関係）

一般放送業務開始届出書

年 月 日

総務大臣殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名（法人又は団体にあつ

ては、名称及び代表

者の氏名。記名押印

又は署名)

電話番号

一般放送の業務を次のとおり行うので、放送法第133条第1項の規定により届け出ます。

届 出 者	<u>業務を執行する役員の氏名</u>			
<u>一般放送の種類</u>				
使 用 施 設	<u>自己の設備又は他人の設備の別</u>			
	<u>設備の規模</u>			
	<u>主たる設備の設置場所</u>			
	<u>その他の設備の設置場所</u>			
業 務	<u>使用する周波数</u>	<u>用途</u>	<u>再放送の同意</u>	<u>同意を得た放送事業者名</u>
<u>業務区域</u>				
	<u>放送番組の編集の基準</u>	<u>放送時間</u>		

	1日当たり
	間
	主たる放送事項
業務開始の予定期日	業務開始時の受信契約者の見込数 ()

注1 資本の額の欄には、株式会社の場合は、発行済の株式の額にその株式数を乗じたものを記載するものとし、その他の法人の場合には、これに準じたものを記載すること。

2 届出者が法人である場合には、定款又は寄附行為、法人以外の団体である場合は、団体の規約を添付すること。ただし、届出者が施設者である場合は、添付を要しない。

3 一般放送の種類欄には、第120条に掲げる一般放送の種類を記載すること。

(記載例)

一般放送の種類	有線一般放送-テレビジョン放送
	有線一般放送-ラジオ放送-告知放送業務

4 使用する周波数の欄には、テレビジョン放送を行う場合においては、ヘッドエンドの出力端子におけるものを記載すること。

5 設備の規模の欄には、当該施設に係る引込端子の数を記載すること。

- 6 用途の欄には、例えば、「NHK（何）テレビジョン放送局（総合）の放送の同時再放送」、「（何）社（何）デジタルテレビジョン放送局の放送の同時再放送」、「（何）社（何）一般放送の同時再放送」、「自主放送」のように記載すること。
- 7 再放送の同意の欄には「有」と記載するとともに、併せて、同意を得た放送事業者名の欄に放送事業者名を記載し、同意書の写しを添付すること。
- 8 業務区域の欄には、「地図に記載のとおり。」と記載し、一般放送の業務区域を記載した地図を添付すること。
- 9 放送番組に関する事項の欄には、テレビジョン放送を行う場合においては自主放送を行う場合に限り記載することとし、ラジオ放送を行う場合においては放送時間及び主たる放送事項に限り記載すること。また、放送番組の編集に関する基本計画があるときは、これを添付すること。
- 10 業務開始時に受信契約者の見込数の欄のかつこ内には、再放送のみの受信契約者の見込数を再掲すること。
- 11 この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 12 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第三十八号（第122条関係）

一般放送業務開始届出書記載事項変更届

年 月 日

総務大臣殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人又は団体にあつ

ては、名称及び代表

者の氏名。記名押印

又は署名)

年 月 日付けの一般放送業務開始届出書の記載事項の
一部を次のとおり変更するので、放送法第133条第2項の規定によ
り届け出ます。

<u>変更事項</u>	<u>変更前</u>	<u>変更後</u>	<u>変更の理由</u>	<u>予定期日</u>

- 注1 一般放送の業務区域を変更しようとする場合は、変更前及び
変更後の欄に「地図に記載のとおり。」と記載し、変更前及び
変更後の一般放送の業務区域を記載した地図を添付すること。
- 2 再放送について、新たに放送事業者の同意を得た場合は、そ
の同意書の写しを添付すること。
- 3 この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格A列4番
とすること。
- 4 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別
紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜

記載すること。

別表第三十九号（第123条関係）

一般放送業務承継書

年 月 日

総務大臣殿

郵便番号

住 所

（ふりがな）

氏 名（法人又は団体にあつ

ては、名称及び代表

者の氏名。記名押印

又は署名）

一般放送事業者の地位を次のとおり承継したので、放送法第134条第2項の規定により、届け出ます。

<u>承継年月日</u>	
<u>被承継者</u>	
<u>承継した一般放送事業者の地位に係る登録年月日及び登録番号（届出一般放送事業者にあつては、一般放送業務の開始の届出年月日）</u>	
<u>放送法第128条第1号から第5号までの該当の有無（</u>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

登録一般放送事業者に限る 。)	
備考	

- 注1 放送法第128条第1号から第5号までの該当の有無の欄は、放送法第128条第1号から第5号までの規定への該当の有無を記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。
- 2 備考の欄には、承継に係る事情を記載すること。
- 3 承継者が一般放送事業者以外の法人であるときは、定款又は寄附行為及び業務執行する役員の氏名を記載した書面、一般放送事業者以外の団体であるときは、これに準じる書類及び業務を執行する役員の氏名を記載した書面を添付すること。
- 4 承継に伴い、新たに道路に占有の許可その他法令に基づく処分又は所有者等の承諾を必要とする場合には、その承継に係る部分の当該処分又は、承諾の事実を証する書面の写しを添付すること。
- 5 別表第30号の別紙（1）及び（5）を添付すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第四十号（第124条第1項関係）

廃止届出書

年 月 日

総務大臣殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)

一般放送の業務を次のとおり廃止したので、放送法第135条第1項の規定により届け出ます。

<u>理由</u>	
<u>一般放送の業務を廃止した法人が行っていた一般放送の業務に係る登録年月日及び登録番号 (届出一般放送事業者にあつては、一般放送業務の開始の届出年月日)</u>	
<u>業務区域</u>	
<u>廃止年月日</u>	

注1 業務区域の欄には、一般放送の業務を廃止した地域が明らかになるように、例えば、「(何)市(何)町」のように記載すること。

2 この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第四十一号 (第124条第2項関係)

解散届出書

年 月 日

総務大臣殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)

一般放送事業者たる法人が解散したので、放送法第135条第2項の規定により届け出ます。

<u>解散した法人の名称及び代表者の氏名</u>	
<u>解散した法人が行っていた一般放送の業務に係る登録年月日及び登録番号 (届出一般放送事業者にあつては、一般放送業務の開始の届出年月日)</u>	
<u>解散年月日</u>	

注 この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改正案	現行																
<p>様式第四十二の一号（第125条関係）</p> <p style="text-align: center;"><u>重大な事故報告書（詳細）</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p style="margin-left: 200px;"><u>郵便番号</u> <small>（ふりがな）</small></p> <p style="margin-left: 200px;"><u>住 所</u> <small>（ふりがな）</small></p> <p style="margin-left: 200px;"><u>氏 名</u> <small>（自筆で記入したときは、押印を省略できる。 法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載 することとし、代表者が自筆で記入したときは 、押印を省略できる。）</small></p> <p style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">印</p> <p style="margin-left: 200px;"><u>登録年月日及び登録番号</u></p> <p style="margin-left: 200px;"><u>連絡先</u> <small>（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担 当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記 載すること。）</small></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;"><u>発生年月日及び時刻</u></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"><u>復旧年月日及び時刻</u></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td><u>発生場所</u></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td><u>事故の原因となった 衛星一般放送の業務 に用いられる電気通 信設備の概要</u></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td><u>発生状況</u></td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	<u>発生年月日及び時刻</u>		<u>復旧年月日及び時刻</u>		<u>発生場所</u>				<u>事故の原因となった 衛星一般放送の業務 に用いられる電気通 信設備の概要</u>				<u>発生状況</u>				<p>【新設】</p>
<u>発生年月日及び時刻</u>		<u>復旧年月日及び時刻</u>															
<u>発生場所</u>																	
<u>事故の原因となった 衛星一般放送の業務 に用いられる電気通 信設備の概要</u>																	
<u>発生状況</u>																	

措置模様	
発生原因	
再発防止策	
利用者対応状況	

注1 「発生場所」の欄は、当該事故の原因となつた衛星一般放送の業務に用いられる電気通信設備の設置場所（住所・建物名等）を記載すること。

2 「事故の原因となつた衛星一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要」の欄は、当該設備の名称等を記載し、当該設備の役割が分かる設備構成図等を添付すること。

3 「発生状況」の欄は、当該事故が影響を与えた衛星一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要説明及び影響利用者数を記載するとともに、影響を与えた地域を記載又は影響範囲の地図等を添付すること。なお、当該事故が断続的に発生したこと等により記載内容が時間によって変化した場合は、それぞれの内容を記載すること。

4 「措置模様」の欄は、当該事故の発生時、認知時、復旧作業経過、後日対応等に応じた措置模様を、日時とともに記載すること。

5 「発生原因」の欄は、当該事故の発生の原因となつた衛星一般放送の業務に用いられる電気通信設備又は行為がどのような影響を与えて事故を発生させたのか、記載すること。

6 「再発防止策」の欄は、当該事故に係る再発防止策、同様の事故の発生を防ぐための再発防止策及びそれらの実施完了日又は実施予定時期を記載すること。

7 「利用者対応状況」の欄は、利用者からの申告（苦情等）数

並びに当該事故に係る広報の手段（ホームページの掲載、報道発表等）、日時及び内容を記載すること。

8 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第四十二の二号（第125条関係）

【新設】

重大な事故報告書（詳細）

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

（ふりがな）

住 所

（ふりがな）

氏 名

（自筆で記入したときは、押印を省略できる。
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載
することとし、代表者が自筆で記入したときは
、押印を省略できる。）

印

登録年月日及び登録番号

連絡先

（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担
当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記
載すること。）

発生年月日及び時刻	復旧年月日及び時刻
発生場所	
事故の原因となった 有線一般放送の業務 に用いられる電気通 信設備の概要	
発生状況	
措置模様	

発生原因	
再発防止策	
利用者対応状況	

注1 「発生場所」の欄は、当該事故の原因となつた有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備の設置場所（住所・建物名等）を記載すること。

2 「事故の原因となつた有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要」の欄は、当該設備の名称等を記載し、当該設備の役割が分かる設備構成図等を添付すること。

3 「発生状況」の欄は、当該事故が影響を与えた有線一般放送の業務の概要説明及び影響利用者数を記載するとともに、影響を与えた地域を記載又は影響範囲の地図等を添付すること。なお、当該事故が断続的に発生したこと等により記載内容が時間によつて変化した場合は、それぞれの内容を記載すること。

4 「措置模様」の欄は、当該事故の発生時、認知時、復旧作業経過、後日対応等に応じた措置模様を、日時とともに記載すること。

5 「発生原因」の欄は、当該事故の発生の原因となつた有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備又は行為がどのような影響を与えて事故を発生させたのか、記載すること。

6 「再発防止策」の欄は、当該事故に係る再発防止策、同様の事故の発生を防ぐための再発防止策及びそれらの実施完了日又は実施予定時期を記載すること。

7 「利用者対応状況」の欄は、利用者からの申告（苦情等）数並びに当該事故に係る広報の手段（ホームページの掲載、報道発表等）、日時及び内容を記載すること。

8 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第四十三号（第127条関係）

【新設】

(表)

第 号					
<u>登録に係る電気通信設備検査職員の証</u>					
この証明書を携帯する総務省の職員は、放送法第139条第1項の規定による登録に係る電気通信設備の立入検査をする職権を有する者であることを証する。					
所 属					
氏 名					
発 行	年	月	日	省 総	
有 効 期 限	年	月	日	総務省	
				印 務	

(裏)

放送法抜粋

第139条 総務大臣は、前3条の規定の施行に必要な限度において、登録一般放送事業者に対し、第126条第1項の登録に係る電気通信設備の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該電気通信設備を設置する場所に立ち入り、当該電気通信設備を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す

証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第188条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

二 第115条第1項若しくは第2項、第124条第1項、第139条第1項又は第145条第4項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

注 大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

別表第四十四号（第128条関係）

【新設】

衛星一般放送の業務に用いられる電気通信設備の状況報告書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名

(自筆で記入したときは、押印を省略できる。
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

登録年月日及び登録番号

連絡先

(連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

放送法施行規則第128条の規定により、 年4月1日から 年

3月31日までの登録に係る電気通信設備の状況を、次のとおり報告します。

発生年月日 (発生時刻)	復旧年月日 (復旧時刻)	発生区分	発生原因	故障設備	措置模様	備考
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> その他				
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> その他				
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> その他				
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> その他				
		<input type="checkbox"/> 設備故障 <input type="checkbox"/> 回線障害 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 停電 <input type="checkbox"/> その他				

- 注1 「発生区分」の欄は、発生の第1要因にチェックすること。
- 2 「発生原因」の欄は、第1要因を起因として放送の中断に至った要因を記載すること。
- 3 「故障設備」の欄は、設備の区分（番組送出設備、中継回線設備、地球局設備又は放送局の送信設備の別）とともに、直接の原因となつた設備の名称を記載すること。
- 4 「措置模様」の欄は、放送の中断から復旧に至るまでの措置の模様を記載すること。
- 5 注記すべき事項がある場合には、「備考」の欄にその内容を記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備の状況報告書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名

(自筆で記入したときは、押印を省略できる。
法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載
することとし、代表者が自筆で記入したときは
、押印を省略できる。)

印

登録年月日及び登録番号

連絡先

(連絡のとれる電話番号等を記載すること。担
当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記
載すること。)

放送法施行規則第128条の規定により、 年 4 月 1 日から 年
3 月 31 日までの登録に係る電気通信設備の状況を、次のとおり報告し
ます。

(1) 設備 の概況	引込端子の数								
	受信契約者数								
	主な業務区域								
(2) 設備 の保守 状況									
(3) 事故 発生状 況	発生年月日 (発生時刻)	復旧年月日 (復旧時刻)	影 響 地	影 響 利	主 な 発	故 障 設	措 置 模	備 考	影 響 を 受 け た

			域	用 者 数	生 原 因	備	様		有線一 般放送 の業務		

- 注1 「設備の概況」の欄は、3月31日現在で記載すること。
- 2 「引込端子の数」の欄は、第111条第2項及び第3項の規定により算出した数を記載すること。
- 3 「設備の保守状況の欄」は、設備の保守の体制及び方法について、例えば、「自主保守要員2名、毎月1回定期点検」、「機器については、〇〇株式会社に保守委託」又は「役務を提供している電気通信事業者により実施」のように記載すること。
- 4 「事故発生状況の欄」は、次の事故が発生した場合に、必ず記載すること。
- 有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備に起因して当該電気通信設備を用いて行われる放送の全部又は一部を停止させた事故であつて、次のいずれにも該当するもの
- イ 当該放送の停止を受けた利用者の数が五百以上又は利用者の過半数に影響が及ぶもの
- ロ 当該放送の停止時間が二時間以上のもの
- 5 「影響地域の欄」は、「全国（一の都道府県及びそれに隣接する都道府県の区域を超える地域を含む。）」、「一の都道府県及びそれに隣接する都道府県の区域を超えない地域」、「一

の都道府県の区域を超えない地域」、「一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）及びそれに隣接する市町村の区域を超えない地域」、「一の市町村の区域を超えない地域」又は「その他」から選択し、記載すること。

6 「影響利用者数の欄」は、「10 万以上」、「5 万以上」、「3 万以上」、「1 万以上」、「5,000 以上」、「3,000 以上」、「1,000 以上」、「500 以上」、「500 未満」又は「不明」から選択し、記載すること。

7 「主な発生原因の欄」は、「自然災害」、「火災」、「停電（通常受けている電力の供給の停止）」、「第三者要因（道路工事による断線、車両による断線、その他）」、「自然故障」、「不具合」、「人為要因」、「不明」、その他の発生原因を記載すること。

8 「故障設備の欄」は、「ヘッドエンド設備」、「ヘッドエンド設備間伝送路」、「伝送路（幹線・分配線・引込み線、その他）」、「伝送路設備（光ノード、中継増幅器、分岐器、ルータ、その他）」、「電源設備（ヘッドエンド、伝送路、その他）」、「不明」、その他の故障設備を記載すること。

9 「措置模様の欄」は、「ハードウェア交換」、「ハードウェア修復」、「ソフトウェア修正（設定変更、バージョンアップ、その他）」、「ケーブル修復・張替」、「設備リセット・再起動」、「他事業者にて対応」、「自然復旧」、その他の措置模様を記載すること。

10 注記すべき事項がある場合には、「備考」の欄にその内容を記載すること。

1 1 「影響を受けた有線一般放送の業務の欄」は、地上デジタルテレビジョン放送、BS放送、CS放送、自主放送等の区分毎に、チャンネル数を記載すること。

1 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第四十五号の様式（第133条参照）

【新設】

契約約款（変更）届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

（ふりがな）

氏 名

（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）

電話番号

放送法第140条第2項の規定により、再放送の役務の提供条件に関する契約約款（の変更）を届け出ます。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第四十六号の様式（第135条参照）

裁定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

（ふりがな）

氏 名

（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）

電話番号

注1

再放送同意について協議が^{不調}_{不能}のため、放送法第144条第1項の規定

により、下記のとおり裁定を申請します。

1 申請に係る基幹放送事業者の氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

2 申請に係る再送信の概要

（1）再放送しようとするテレビジョン放送

(2) 再放送の義務を行おうとする区域

(3) 再放送の実施の方法

(4) 申請者が希望する再放送の開始期日

3 協議の経過

4 その他参考となる事項

注1 不要の文字は、抹消すること。

注2 「申請に係る再放送の概要」については、例えば、「再放送しようとするテレビジョン放送」は「(何)社(何)テレビジョン放送局の放送」のように、「再放送の義務を行おうとする区域」は「(何)県(何)市」、「(何)県(何)郡(何)町」のように、「再放送の実施の方法」は、同時再放送のみを行う場合にあつては「同時再放送」と、それ以外の場合にあつてはその具体的方法を記載すること。

注3 「協議の経過」については、申請に至るまでの経過の説明のほか、協議が調わない場合には申請に係る放送事業者との意見の対立点を、また、協議をすることができない場合にはその事情を具体的に明らかにすること。

注4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

注5 該当箇所に全部を記載することができない場合は、その箇所に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

（表）

第 号					
<u>有線電気通信設備の使用検査職員の証</u>					
この証明書を携帯する総務省の職員は、放送法第145条第4項の規定による有線電気通信設備の使用の立入検査をする職権を有する者であることを証する。					
所	属				
氏	名	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; flex-direction: column; justify-content: center; align-items: center;"> 省 総 総務省 印 務 </div>			
発	行				
有	効	年	月	日	
期	限	年	月	日	

（裏）

<u>放送法抜粋</u>	
第145条 <u>（略）</u>	
2・3 <u>（略）</u>	
4 <u>総務大臣は、第1項の規定の施行に必要な限度において、一般放送事業者に対し、その業務の状況に関し報告を求め、又はその職員に、一般放送事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</u>	

5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

6 第4項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第188条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

二 第115条第1項若しくは第2項、第124条第1項、第139条第1項又は第145条第4項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

注 大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

改正案	現行
<p><u>別表第四十八号（第141条第1項関係）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>有料基幹放送契約約款（変更）届出書</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p style="margin-left: 150px;">郵便番号</p> <p style="margin-left: 150px;">住 所</p> <p style="margin-left: 150px;">（ふりがな）</p> <p style="margin-left: 150px;">氏 名</p> <p style="margin-left: 150px;">（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）</p> <p>放送法第147条第1項の規定により、<u>有料基幹放送契約約款</u>（の変更）を届け出ます。</p> <p>注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。</p> <p><u>別表第四十九号（第146条第1項関係）</u></p> <p style="text-align: center;">有料放送管理業務届出書</p>	<p><u>別表第十号（第17条の5関係）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>契約約款（変更）届出書</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p style="margin-left: 150px;">郵便番号</p> <p style="margin-left: 150px;">住 所</p> <p style="margin-left: 150px;">（ふりがな）</p> <p style="margin-left: 150px;">氏 名</p> <p style="margin-left: 150px;">（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）</p> <p>放送法第52条の4第5項の規定により、<u>契約約款</u>（の変更）を届け出ます。</p> <p>注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。</p> <p><u>別表第十号の二（第17条の5の3第1項関係）</u></p> <p style="text-align: center;">有料放送管理業務届出書</p>

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)

有料放送管理業務を行うので、放送法第152条第1項の規定により届け出ます。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第五十号（第146条第2項及び第148条第2項関係）

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名			
住所			
業務の概要	契約の締結の媒介、	媒介	<input type="checkbox"/>
	取次ぎ又は代理の業務の概要（注1）	取次ぎ	<input type="checkbox"/>
		代理	<input type="checkbox"/>

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)

有料放送管理業務を行うので、放送法第52条の6の2第1項の規定により届け出ます。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第十号の三（第17条の5の3第2項及び第17条の5の5第2項関係）

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名			
住所			
業務の概要	契約の締結の媒介、	媒介	<input type="checkbox"/>
	取次ぎ又は代理の業務の概要（注1）	取次ぎ	<input type="checkbox"/>
		代理	<input type="checkbox"/>

	契約により設置された受信設備によらなければ有料放送の受信ができないようにすることをを行う業務の概要（注2）	限定受信の方式
<u>有料放送管理業務に係る有料放送事業者に関する事項</u>	<u>有料放送管理業務に係る衛星基幹放送又は衛星一般放送を行う有料放送事業者の数</u>	
	<u>有料放送管理業務に係る有線一般放送を行う有料放送事業者の数</u>	

注1 媒介、取次ぎ又は代理の業務の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

注2 限定受信方式の名称を、次の記載例に従って記載すること。この場合において、限定受信方式識別子が指定されている場合はその指定に係る限定受信方式の名称を記載すること。なお、名称のみでは方式を特定できない場合は、さらに詳細な内容を記載すること。

（記載例） 限定受信方式の名称：A R I B－限定受信方式、

	契約により設置された受信設備によらなければ有料放送の受信ができないようにすることをを行う業務の概要（注2）	限定受信の方式
<u>有料放送管理業務に係る有料放送事業者及び有料衛星役務利用放送事業者に関する事項</u>	<u>有料放送管理業務に係る有料放送事業者の数</u>	
	<u>有料衛星役務利用放送事業者の数（注3）</u>	

注1 媒介、取次ぎ又は代理の業務の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

注2 限定受信方式の名称を、次の記載例に従って記載すること。この場合において、限定受信方式識別子が指定されている場合はその指定に係る限定受信方式の名称を記載すること。なお、名称のみでは方式を特定できない場合は、さらに詳細な内容を記載すること。

（記載例） 限定受信方式の名称：A R I B－限定受信方式、

注3 電気通信役務利用放送法施行規則第2条第6号に規定する有

料放送を行う衛星役務利用放送事業者のために電気通信役務利用放送法第15条において準用する放送法第52条の6の2第1項に規定する有料放送管理業務を併せて行う場合について記載すること。

注4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第十号の四（第17条の5の5第1項関係）

有料放送管理業務変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)

年 月 日付けの有料放送管理業務の届出に係る事項について変更があったので、放送法第52条の6の2第2項の規定により届け出ます。

変更事項	変更前	変更後	変更の理由	変更年月日

注3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第五十一号（第148条第1項関係）

有料放送管理業務変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)

年 月 日付けの有料放送管理業務の届出に係る事項について変更があったので、放送法第152条第2項の規定により届け出ます。

変更事項	変更前	変更後	変更の理由	変更年月日

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第五十二号（第149条関係）

有料放送管理業務承継届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

（ふりがな）

氏 名

（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）

有料放送管理事業者の地位を承継したので、放送法第153条第2項の規定により届け出ます。

承 継 年 月 日	
被 承 継 者	
承継した有料放送管理事業者の地位に係る届出年月日	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第五十三号（第150条第1項関係）

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第十号の五（第17条の5の6関係）

有料放送管理業務承継届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

（ふりがな）

氏 名

（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）

有料放送管理事業者の地位を承継したので、放送法第52条の6の3第2項の規定により届け出ます。

承 継 年 月 日	
被 承 継 者	
承継した有料放送管理事業者の地位に係る届出年月日	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第十号の六（第17条の5の7第1項関係）

有料放送管理業務廃止届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)

有料放送管理業務を廃止したので、放送法第154条第1項の規定により届け出ます。

理 由	
廃 止 年 月 日	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第五十四号 (第150条第2項関係)

解 散 届 出 書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

有料放送管理業務廃止届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)

有料放送管理業務を廃止したので、放送法第52条の6の4第1項の規定により届け出ます。

理 由	
廃 止 年 月 日	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第十号の七 (第17条の5の7第2項関係)

解 散 届 出 書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所
(ふりがな)
氏 名
(法人又は団体にあつては、名
称及び代表者の氏名。記名押印
又は署名)

有料放送管理事業者たる法人が解散したので、放送法第154条第2
項の規定により届け出ます。

解 散 した 法 人 の 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名	
解 散 年 月 日	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

住 所
(ふりがな)
氏 名
(法人又は団体にあつては、名
称及び代表者の氏名。記名押印
又は署名)

有料放送管理事業者たる法人が解散したので、放送法第52条の6の
4第2項の規定により届け出ます。

解 散 した 法 人 の 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名	
解 散 年 月 日	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

改 正 案	現 行																												
<p><u>別表第五十五号（第156条関係）</u></p> <p style="text-align: center;">認定放送持株会社認定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p style="margin-left: 100px;">郵便番号</p> <p style="margin-left: 100px;">住 所</p> <p style="margin-left: 100px;">（ふりがな）</p> <p style="margin-left: 100px;">氏 名</p> <p style="margin-left: 100px;">（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）</p> <p>認定放送持株会社の認定を受けたいので、<u>放送法第 159 条第 3 項</u>の規定により申請します。</p> <p>1 申請対象会社に関する事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 100px; text-align: center;">名 称</td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">代表者氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">事務上</td> <td style="text-align: center;">担 当 部 署</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">住 所</td> <td></td> </tr> </table>		名 称			住 所			代表者氏名		事務上	担 当 部 署		住 所		<p><u>別表第十九号（第17条の28の6関係）</u></p> <p style="text-align: center;">認定放送持株会社認定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p style="margin-left: 100px;">郵便番号</p> <p style="margin-left: 100px;">住 所</p> <p style="margin-left: 100px;">（ふりがな）</p> <p style="margin-left: 100px;">氏 名</p> <p style="margin-left: 100px;">（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）</p> <p>認定放送持株会社の認定を受けたいので、<u>放送法第 52 条の 30 第 3 項</u>の規定により申請します。</p> <p>1 申請対象会社に関する事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 100px; text-align: center;">名 称</td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">代表者氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">事務上</td> <td style="text-align: center;">担 当 部 署</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">住 所</td> <td></td> </tr> </table>		名 称			住 所			代表者氏名		事務上	担 当 部 署		住 所	
	名 称																												
	住 所																												
	代表者氏名																												
事務上	担 当 部 署																												
	住 所																												
	名 称																												
	住 所																												
	代表者氏名																												
事務上	担 当 部 署																												
	住 所																												

担当者	
電話番号	
欠格事由の有無(注1)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

注1 欠格事由の有無は、法第159条第2項第5号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

注2 登記事項証明書を添付すること。

2 申請対象会社の子会社の概要に関する事項

区分	名称	事業の概要	資本金 (A) 千円	出資の額 (B) 千円	出資の比率 (B)/(A)×100 %	備考

注1 区分の欄は、申請対象会社、地上基幹放送の業務を行う者、地上基幹放送の業務以外を行う基幹放送事業者又はその他の別を記載すること。

注2 備考の欄は、議決権の総数に対する議決権の比率が出資の総額に対する出資の比率と異なるときの当該議決権の比率を記載すること。

注3 申請対象会社及び各子会社の定款を添付すること。

3 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者の株式の取得価額の合計額の総資産の額に対する割合に関する事項

子会社である <u>基幹放送事業者等</u> の株式の取得価額の合計額 (a)	千円
申請対象会社の総資産の額 (b)	千円

担当者	
電話番号	
欠格事由の有無(注1)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

(注1) 欠格事由の有無は、法第52条の30第2項第5号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

(注2) 登記事項証明書を添付すること。

2 申請対象会社の子会社の概要に関する事項

区分	名称	事業の概要	資本金 (A) 千円	出資の額 (B) 千円	出資の比率 (B)/(A)×100 %	備考

(注1) 区分の欄は、申請対象会社、地上系一般放送事業者、地上系一般放送事業者以外の一般放送事業者又はその他の別を記載すること。

(注2) 備考の欄は、議決権の総数に対する議決権の比率が出資の総額に対する出資の比率と異なるときの当該議決権の比率を記載すること。

(注3) 申請対象会社及び各子会社の定款を添付すること。

3 申請対象会社の子会社である一般放送事業者の株式の取得価額の合計額の総資産の額に対する割合に関する事項

子会社である <u>一般放送事業者等</u> の株式の取得価額の合計額 (a)	千円
申請対象会社の総資産の額 (b)	千円

割合(a)/(b)×100	%
---------------	---

注1 別紙にその内訳を記載すること。

注2 (a)の(b)に対する割合が、常時、50%を超えることが確実に
と見込まれることを証する書類を添付すること。

4 申請対象会社及びその子会社の事業収支の見積り (略)

注1～注5 (略)

5 主たる出資者及び議決権の数

(1) 主たる出資者及び議決権の数

議決権の総数	
--------	--

ふりがな	住所	職業	議決権の総数に 対する議決権の 数及び比率	特定株式に 係る株主に 関する事項	備考
氏名又は名称					

注1 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者について記載すること。また、特定株式に係る議決権の割合が100分の5以上となる特定株式があるときは、それぞれの株主について、その属する特定株式に係るグループを明確にした上で、特定株式に係る株主に関する事項の欄に次の事項を記載すること。

- 1 特定株式に係る議決権保有割合
- 2 特別地上基幹放送事業者である者又はそれを支配する者

割合(a)/(b)×100	%
---------------	---

(注1) 別紙にその内訳を記載すること。

(注2) (a)の(b)に対する割合が、常時、50%を超えることが確実に
であると見込まれることを証する書類を添付すること。

4 申請対象会社及びその子会社の事業収支の見積り (略)

(注1)～(注5) (略)

5 主たる出資者及び議決権の数

(1) 主たる出資者及び議決権の数

議決権の総数	
--------	--

ふりがな	住所	職業	議決権の総数に 対する議決権の 数及び比率	特定株式に 係る株主に 関する事項	備考
氏名又は名称					

(注1) 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者について記載すること。また、特定株式に係る議決権の割合が100分の5以上となる特定株式があるときは、それぞれの株主について、その属する特定株式に係るグループを明確にした上で、特定株式に係る株主に関する事項の欄に次の事項を記載すること。

- 1 特定株式に係る議決権保有割合
- 2 特別地上系一般放送事業者である者又はそれを支配する者

であるときはその旨

3 議決権制限株式の数

注2 設立中の場合は、発起人全員について記載すること。

注3 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。

注4 法人にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。

注5 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

注6 職業の欄は、法人にあつては「何事業」、個人にあつては「何(株)(代)専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人の代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

注7 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 発起人又は発起人代表であるときはその旨

イ 日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体であるときはその旨

ウ 出資の予定のものについてはその旨

注8 議決権の取扱いは、次のア及びイに定めるところにより計算し、記載すること。

ア 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なつていても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとす

者であるときはその旨

3 議決権制限株式の数

(注2) 設立中の場合は、発起人全員について記載すること。

(注3) 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。

(注4) 法人にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。

(注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注6) 職業の欄は、法人にあつては「何事業」、個人にあつては「何(株)(代)専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人の代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 発起人又は発起人代表であるときはその旨

イ 日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体であるときはその旨

ウ 出資の予定のものについてはその旨

(注8) 議決権の取扱いは、次のア及びイに定めるところにより計算し、記載すること。

ア 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なつていても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとす

る。また、一の者が、未公開株式に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

イ 一般社団法人等が申請対象会社の議決権を有する場合にあつては、一の者の役員が当該公益法人等の過半数の理事等を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

(2) 外国人等の占める議決権の数 (略)

注1 外国人等とは、法第159条第2項第5号イ(1)から(3)までに掲げる者及び同号ロ(2)に掲げる者並びに第156条第4項に規定する外国法人等とみなされる法人又は団体及び同条第5項に規定するそのすべてを間接に占められる議決権の割合とされる議決権を有し、又は有するものとみなされる法人又は団体をいう。

注2 氏名又は名称の欄、住所の欄、職業の欄は、(1)の注4から注6に準じて記載すること。

注3 外国人等の直接に占める議決権のうち1000分の1未満のもの比率は、合算して記載すること。

注4 外国人等が当該出資者に占める議決権の比率の欄は、当該出資者が申請対象会社に対し総議決権に対する比率の100分の10以上の議決権を有し、かつ、一の外国人等が当該出資者に対し

る。また、一の者が、未公開株式に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

イ 一般社団法人等が申請対象会社の議決権を有する場合にあつては、一の者の役員が当該公益法人等の過半数の理事等を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

(2) 外国人等の占める議決権の数 (略)

(注1) 外国人等とは、法第52条の30第2項第5号イ(1)から(3)までに掲げる者及び同号ロ(2)に掲げる者並びに第17条の28の4第4項に規定する外国法人等とみなされる法人又は団体及び同条第5項に規定するそのすべてを間接に占められる議決権の割合とされる議決権を有し、又は有するものとみなされる法人又は団体をいう。

(注2) 氏名又は名称の欄、住所の欄、職業の欄は、(1)の(注4)から(注6)に準じて記載すること。

(注3) 外国人等の直接に占める議決権のうち1000分の1未満のもの比率は、合算して記載すること。

(注4) 外国人等が当該出資者に占める議決権の比率の欄は、当該出資者が申請対象会社に対し総議決権に対する比率の100分の10以上の議決権を有し、かつ、一の外国人等が当該出資者

100分の10以上の議決権を有する場合に記載すること。

ア 当該出資者に二以上の外国人等がそれぞれ100分の10以上の議決権を有する場合は、それぞれの比率を記載すること。

イ 第156条第3項に規定する一の外国人等が申請対象会社の議決権を有する二以上の出資者の議決権を有する場合であつて、これらの議決権の比率の全部又は一部が100分の10未満であるもののこれらの議決権の比率を出資者ごとに乗じその結果を合算した比率が100分の10以上となる場合は、100分の10未満であつても記載すること。

注5 当該外国人等が申請対象会社に対し間接に占める議決権の比率の欄は、当該出資者の申請対象会社に対する総議決権に対する比率と外国人等が当該出資者に占める議決権の比率を乗じて計算した比率を記載すること。

ア 一の外国人等が当該出資者に対し100分の50を超える議決権を有する場合は、当該出資者の総議決権に対する比率を記載すること。

イ 当該出資者に二以上の外国人等が議決権を有する場合は、それぞれの外国人等が当該出資者に占める議決権の比率を合算し、総議決権に対する比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、当該一の外国人等が100分の50を超える議決権を有する場合は、当該出資者の総議決権に対する比率を記載すること。

注6 備考の欄は、(1)の(注7)ア及びイに準じて記載すること。

に対し100分の10以上の議決権を有する場合に記載すること。
。

ア 当該出資者に二以上の外国人等がそれぞれ100分の10以上の議決権を有する場合は、それぞれの比率を記載すること。

イ 第17条の28の4第3項に規定する一の外国人等が申請対象会社の議決権を有する二以上の出資者の議決権を有する場合であつて、これらの議決権の比率の全部又は一部が100分の10未満であるもののこれらの議決権の比率を出資者ごとに乗じその結果を合算した比率が100分の10以上となる場合は、100分の10未満であつても記載すること。

(注5) 当該外国人等が申請対象会社に対し間接に占める議決権の比率の欄は、当該出資者の申請対象会社に対する総議決権に対する比率と外国人等が当該出資者に占める議決権の比率を乗じて計算した比率を記載すること。

ア 一の外国人等が当該出資者に対し100分の50を超える議決権を有する場合は、当該出資者の総議決権に対する比率を記載すること。

イ 当該出資者に二以上の外国人等が議決権を有する場合は、それぞれの外国人等が当該出資者に占める議決権の比率を合算し、総議決権に対する比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、当該一の外国人等が100分の50を超える議決権を有する場合は、当該出資者の総議決権に対する比率を記載すること。

(注6) 備考の欄は、(1)の(注7)ア及びイに準じて記載すること

また、第156条第3項、第4項及び第5項の規定に該当する場合は、その旨を記載すること。

6 役員に関する事項 (略)

注1・注2 (略)

注3 兼職の欄は、放送事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについては、その代表的なものを注2に準じて記載すること。

注4・注5 (略)

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

(別紙)

1 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者及びこれに準ずるものの株式の取得価額

(1) 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者及びこれに準ずるもの(主として基幹放送事業者の放送の業務に密接に関連する業務を行う子会社等を除く。)の株式の取得価額

(略)

注1 事業の別の欄は、基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者又は一般放送事業者に係る事業の別を記載すること。

注2 記載した内容を証する書類を添付すること。

(2) 主として基幹放送事業者の放送の業務に密接に関連する業務を行う子会社等の株式の取得価額

。また、第17条の28の4第3項、第4項及び第5項の規定に該当する場合は、その旨を記載すること。

6 役員に関する事項 (略)

(注1)・(注2) (略)

(注3) 兼職の欄は、放送事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについては、その代表的なものを(注2)に準じて記載すること。

(注4)・(注5) (略)

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

(別紙)

1 申請対象会社の子会社である一般放送事業者及びこれに準ずるものの株式の取得価額

(1) 申請対象会社の子会社である一般放送事業者及びこれに準ずるもの(主として一般放送事業者の放送の業務に密接に関連する業務を行う子会社等を除く。)の株式の取得価額

(略)

(注1) 事業の別の欄は、一般放送事業者、電気通信役務利用放送事業者、有線テレビジョン放送事業者又は有線ラジオ放送の業務を行う者に係る事業の別を記載すること。

(注2) 記載した内容を証する書類を添付すること。

(2) 主として一般放送事業者の放送の業務に密接に関連する業務を行う子会社等の株式の取得価額

(略)
注1・注2 (略)

2 申請対象会社の資産

(1) 放送の業務の用に供する設備その他の有形固定又は無形固定資産

(略)
注1・注2 (略)

(2) (略)

(3) 子会社である基幹放送事業者に係る貸付金の額

(略)
注1・注2 (略)

3 (略)

別表第五十六号 (第158条第1項関係)

(略)
(1) 別紙(1)は、次の様式により記載すること。
ア 既存の株式会社の場合

(略)
注1 申請対象会社が、現に二以上の基幹放送事業者をその子会社としている会社である場合であつて、定款に基幹放送事業者の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することについての定めがない場合は、申請を行うことを決議した取締役会等の議事録の写しを添付すること。

注2 申請対象会社が、二以上の基幹放送事業者をその子会社とし

(略)
(注1)・(注2) (略)

2 申請対象会社の資産

(1) 放送の業務の用に供する設備その他の有形固定又は無形固定資産

(略)
(注1)・(注2) (略)

(2) (略)

(3) 子会社である一般放送事業者等に係る貸付金の額

(略)
(注1)・(注2) (略)

3 (略)

別表第二十号 (第17条の28の8関係)

(略)
(1) 別紙(1)は、次の様式により記載すること。
ア 既存の株式会社の場合

(略)
(注1) 申請対象会社が、現に二以上の一般放送事業者をその子会社としている会社である場合であつて、定款に一般放送事業者の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することについての定めがない場合は、申請を行うことを決議した取締役会等の議事録の写しを添付すること。

(注2) 申請対象会社が、二以上の一般放送事業者をその子会社と

ようとする会社である場合は、次の書類を添付すること。

- (ア) 申請対象会社又はその子会社による基幹放送事業者の議決権の取得が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録又は取締役会の議事録の写し
- (イ) 株式移転を行う場合にあつては、株式移転計画の内容を記載した書面
- (ウ) 新設分割を行う場合にあつては、新設分割計画の内容を記載した書面
- (エ) 吸収分割を行う場合にあつては、吸収分割計画の内容を記載した書面
- (オ) 吸収合併を行う場合にあつては、合併計画の内容を記載した書面

イ 設立中の場合

(略)

注1 申請対象会社が二以上の基幹放送事業者をその子会社とする場合は、アに準ずる書類を添付すること。

(2)・(3) (略)

別表第五十七号 (第159条関係) (略)

別表第五十八号 (第166条関係)

認定放送持株会社子会社保有届出書

しようとする会社である場合は、次の書類を添付すること。

- (ア) 申請対象会社又はその子会社による一般放送事業者の議決権の取得が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録又は取締役会の議事録の写し
- (イ) 株式移転を行う場合にあつては、株式移転計画の内容を記載した書面
- (ウ) 新設分割を行う場合にあつては、新設分割計画の内容を記載した書面
- (エ) 吸収分割を行う場合にあつては、吸収分割計画の内容を記載した書面
- (オ) 吸収合併を行う場合にあつては、合併計画の内容を記載した書面

イ 設立中の場合

(略)

(注1) 申請対象会社が二以上の一般放送事業者をその子会社とする場合は、アに準ずる書類を添付すること。

(2)・(3) (略)

別表第二十一号 (第17条の28の11関係) (略)

別表第二十二号 (第17条の28の13関係)

認定放送持株会社子会社保有届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)

二以上の基幹放送事業者を子会社として保有することになったので、放送法第161条第1項の規定により届け出ます。

二以上の基幹放送事業者を子会社として保有することになった年月日

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第五十九号 (第167条関係)

認定放送持株会社変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)

二以上の一般放送事業者を子会社として保有することになったので、放送法第52条の31第1項の規定により届け出ます。

二以上の一般放送事業者を子会社として保有することになった年月日

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第二十三号 (第17条の28の14関係)

認定放送持株会社変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)
氏 名
(法人又は団体にあつては、名
称及び代表者の氏名。記名押印
又は署名)

年 月 日付け第 号により認定を受けた認定放送持
株会社について、下記のとおり変更がありましたので、放送法第160
条の規定により届け出ます。

記

1・2 (略)
注1～注3 (略)

別表第六十号 (第177条第1項関係)

第1 申請書

認定放送持株会社承継申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住 所
(ふりがな)
氏 名

(ふりがな)
氏 名
(法人又は団体にあつては、名
称及び代表者の氏名。記名押印
又は署名)

年 月 日付け第 号により認定を受けた認定放送持
株会社について、下記のとおり変更がありましたので、放送法第52条
の31の規定により届け出ます。

記

1・2 (略)
注1～注3 (略)

別表第二十四号 (第17条の28の25第1項関係)

第1 申請書

認定放送持株会社承継申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住 所
(ふりがな)
氏 名

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)

放送法第165条第1項の規定により、認定放送持株会社の地位を承継したいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

1、2 (略)

3 合併又は会社分割決議の年月日及び合併又は会社分割がその効力を生ずる予定年月日

8 欠格事由に関する事項 (法第159条第2項第5号の欠格事由に該当しないときは、その旨を記載し、併せて欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。)

注1 (略)

注2 第163条の規定に基づき交付する認定証に記載された認定の番号を記載する。

注3 (略)

第2 (略)

別表第六十一号 (第178条第1項関係)

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)

放送法第52条の36第1項の規定により、認定放送持株会社の地位を承継したいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

1、2 (略)

3 合併又は会社分割決議の年月日及び合併又は会社分割による登記の予定年月日

8 欠格事由に関する事項 (法第52条の30第2項第5号の欠格事由に該当しないときは、その旨を記載し、併せて欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。)

注1 (略)

注2 第17条の28の11の規定に基づき交付する認定証に記載された認定の番号を記載する。

注3 (略)

第2 (略)

別表第二十五号 (第17条の28の26第1項関係)

第1 申請書

認定放送持株会社承継申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)

放送法第165条第1項の規定により、認定放送持株会社の地位を承継したいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

1～6 (略)

7 欠格事由に関する事項（法第159条第2項第5号の欠格事由に該当しないときは、その旨を記載し、併せて欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。）

注1 (略)

注2 第163条の規定に基づき交付する認定証に記載された認定の番

第1 申請書

認定放送持株会社承継申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)

放送法第52条の36第1項の規定により、認定放送持株会社の地位を承継したいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

1～6 (略)

7 欠格事由に関する事項（法第52条の30第2項第5号の欠格事由に該当しないときは、その旨を記載し、併せて欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。）

注1 (略)

注2 第17条の28の11の規定に基づき交付する認定証に記載された認

号を記載すること。

注3 (略)

第2 (略)

別表第六十二号 (第179条関係)

認定放送持株会社認定取消申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)

年 月 日付け第 号により認定を受けた認定放送持株会社について、認定の取消しを受けたいので、放送法第166条第1項の規定により申請します。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

定の番号を記載すること。

注3 (略)

第2 (略)

別表第二十六号 (第17条の28の29関係)

認定放送持株会社認定取消申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)

年 月 日付け第 号により認定を受けた認定放送持株会社について、認定の取消しを受けたいので、放送法第52条の37第1項の規定により申請します。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。